

# 決算特別委員会等記録

令和3年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 令和4年10月12日

至 令和4年10月28日

沖縄県議会

# 目 次

令和4年第6回沖縄県議会(定例会)	瀬 長 美佐雄君	48
	西 銘 純 恵さん	51
第1号(10月12日)	國 仲 昌 二君	53
1 委員長の互選	平 良 昭 一君	56
2 副委員長の互選		
3 乙第27号議案及び乙第28号議案、認定第1号から認定第24号まで(一般会計・特別会計決算及び企業会計決算)について	総務企画委員会第1号(10月20日)	59
4 決算特別委員会運営要領について	1 令和3年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	59
5 理事の選任	総務部	59
	2 令和3年度決算に対する質疑	61
令和4年第6回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査	花 城 大 輔君	61
第1号(10月19日)	仲 田 弘 毅君	64
1 令和3年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	山 里 将 雄君	65
2 令和3年度沖縄県一般会計及び特別会計決算審査の概要説明	当 山 勝 利君	68
3 令和3年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明	西 銘 純 恵さん	70
4 令和3年度沖縄県病院事業会計決算審査の概要説明	渡久地 修君	72
5 令和3年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算の概要説明並びに未処分利益剰余金の処分についての概要説明	國 仲 昌 二君	73
6 令和3年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算審査の概要説明	平 良 昭 一君	75
7 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算の概要説明	當 間 盛 夫君	77
8 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算審査の概要説明	3 令和3年度沖縄県一般会計決算の概要説明	80
9 令和3年度沖縄県一般会計及び特別会計決算に対する質疑	知事公室	80
小 渡 良太郎君	4 令和3年度決算に対する質疑	80
仲 里 全 孝君	花 城 大 輔君	81
石 原 朝 子さん	仲 田 弘 毅君	83
呉 屋 宏君	山 里 将 雄君	84
上 里 善 清君	当 山 勝 利君	86
当 山 勝 利君	西 銘 純 恵さん	88
島 袋 恵 祐君	渡久地 修君	91
	國 仲 昌 二君	92
	平 良 昭 一君	94
	當 間 盛 夫君	95
	5 令和3年度沖縄県一般会計決算の概要説明	97
	公安委員会	97
	6 令和3年度決算に対する質疑	97
	花 城 大 輔君	98
	仲 田 弘 毅君	98
	山 里 将 雄君	99
	当 山 勝 利君	100
	國 仲 昌 二君	102
	平 良 昭 一君	102
	當 間 盛 夫君	103

経済労働委員会第1号(10月20日) 105

- 1 令和3年度沖縄県一般会計決算の概要説明 105
  - 労働委員会事務局 105
- 2 令和3年度決算に対する質疑 106
  - 西銘啓史郎君 106
- 3 令和3年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 106
  - 商工労働部 107
- 4 令和3年度決算に対する質疑 109
  - 西銘啓史郎君 109
  - 上里善清君 115
  - 玉城武光君 118
  - 仲村未央さん 122
  - 次呂久成崇君 125
  - 大城憲幸君 126

文教厚生委員会第1号(10月20日) 133

- 1 令和3年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 133
  - 子ども生活福祉部 133
- 2 令和3年度決算に対する質疑 135
  - 小渡良太郎君 135
  - 新垣淑豊君 138
  - 石原朝子さん 142
  - 比嘉京子さん 144
  - 玉城ノブ子さん 148
  - 瀬長美佐雄君 151
  - 喜友名智子さん 153
  - 仲宗根悟君 156
- 3 令和3年度沖縄県一般会計決算の概要説明 158
  - 教育委員会 158
- 4 令和3年度決算に対する質疑 160
  - 小渡良太郎君 160
  - 新垣淑豊君 161
  - 石原朝子さん 162
  - 比嘉京子さん 164
  - 玉城ノブ子さん 166
  - 瀬長美佐雄君 168
  - 喜友名智子さん 170
  - 仲宗根悟君 171

土木環境委員会第1号(10月20日) 174

- 1 令和3年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 174

土木建築部 174

- 2 令和3年度決算に対する質疑 177
  - 仲里全孝君 177
  - 下地康教君 180
  - 座波一君 182
  - 呉屋宏君 185
  - 照屋守之君 188
  - 玉城健一郎君 191
  - 島袋恵祐君 192
  - 比嘉瑞己君 194
  - 崎山嗣幸君 197
  - 新垣光荣君 199
  - 金城勉君 202

総務企画委員会第2号(10月21日) 206

- 1 令和3年度沖縄県一般会計決算の概要説明 206
  - 出納事務局 206
  - 監査委員事務局 207
  - 人事委員会事務局 207
  - 議会事務局 207
- 2 令和3年度決算に対する質疑 208
  - 山里将雄君 208
- 3 令和3年度沖縄県一般会計決算の概要説明 208
  - 企画部 208
- 4 令和3年度決算に対する質疑 209
  - 山里将雄君 210
  - 当山勝利君 213
  - 西銘純恵さん 217
  - 渡久地修君 220
  - 國仲昌二君 222
  - 平良昭一君 227
  - 當間盛夫君 232
  - 花城大輔君 235
  - 仲田弘毅君 237
- 5 決算調査報告書記載内容等について 241
  - 花城大輔君 241
  - 仲田弘毅君 241
  - 當間盛夫君 241
  - 当山勝利君 241

経済労働委員会第2号(10月21日) 244

- 1 令和3年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 244
  - 農林水産部 244

2	令和3年度決算に対する質疑	246	瀬長美佐雄君	306
	上里善清君	246	喜友名智子さん	310
	玉城武光君	249	仲宗根悟君	311
	仲村未央さん	251	新垣淑豊君	311
	次呂久成崇君	253	小渡良太郎君	317
	大城憲幸君	255	石原朝子さん	318
	西銘啓史郎君	258	5 決算調査報告書記載内容等について	320
3	令和3年度沖縄県一般会計決算の概要説明	260	小渡良太郎君	320
	文化観光スポーツ部	260	<b>土木環境委員会第2号(10月21日)</b>	322
4	令和3年度決算に対する質疑	261	1 令和3年度沖縄県水道事業会計及び工業水道事業会計決算の概要説明並びに未処分利益剰余金の処分について	322
	玉城武光君	262	の概要説明	322
	仲村未央さん	264	企業局	322
	次呂久成崇君	265	2 令和3年度決算に対する質疑	324
	大城憲幸君	266	玉城健一郎君	325
	西銘啓史郎君	267	崎山嗣幸君	325
5	決算調査報告書記載内容等について	270	新垣光栄君	327
	西銘啓史郎君	270	下地康教君	328
	玉城武光君	270	座波一君	331
	西銘啓史郎君	270	3 令和3年度沖縄県一般会計決算の概要説明	332
	玉城武光君	270	環境部	332
	大城憲幸君	270	4 令和3年度決算に対する質疑	333
	玉城武光君	271	玉城健一郎君	333
	大城憲幸君	271	島袋恵祐君	334
	玉城武光君	271	比嘉瑞己君	336
			崎山嗣幸君	340
			新垣光栄君	342
			金城勉君	344
			仲里全孝君	346
			下地康教君	349
			座波一君	349
			呉屋宏君	352
			照屋守之君	356
			5 決算調査報告書記載内容等について	359
			仲里全孝君	359
			呉屋宏君	359
			座波一君	360
			金城勉君	360
			<b>第2号(10月26日)</b>	362
			1 総括質疑の方法等について	362
			<b>第3号(10月28日)</b>	364
<b>文教厚生委員会第2号(10月21日)</b> 273				
1	令和3年度病院事業会計決算の概要説明	273		
	病院事業局	273		
2	令和3年度決算に対する質疑	275		
	比嘉京子さん	275		
	玉城ノブ子さん	283		
	瀬長美佐雄君	284		
	喜友名智子さん	287		
	仲宗根悟君	290		
	小渡良太郎君	292		
	石原朝子さん	296		
3	令和3年度沖縄県一般会計決算の概要説明	298		
	保健医療部	298		
4	令和3年度決算に対する質疑	300		
	比嘉京子さん	300		
	玉城ノブ子さん	303		

1	令和3年度決算に対する総括質疑	365
	仲里全孝君	365
	呉屋宏君	369
	瀬長美佐雄君	372
	島袋恵祐君	374
	國仲昌二君	375
	當間盛夫君	376
2	令和4年第6回議会乙第27号議案及び乙第28号議案の採決	378
3	令和4年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの採決	378
4	決算特別委員会議案処理一覧表	379
5	決算特別委員会決算処理一覧表	380

巻末資料（各常任委員長からの決算調査報告書）	383
------------------------	-----

# 令和 4 年 第 6 回 決算特別委員会記録 (第 1 号)

## 沖縄県議会 (定例会)

### 開会の日時、場所

年月日 令和 4 年 10 月 12 日 (水曜日)  
 開 会 午後 5 時 59 分  
 散 会 午後 6 時 20 分  
 場 所 第 7 委員会室

別会計決算の認定について

14 認定第 12 号 令和 3 年度沖縄県宜野湾港整備  
事業特別会計決算の認定につい  
て

15 認定第 13 号 令和 3 年度沖縄県国際物流拠点  
産業集積地域那覇地区特別会計  
決算の認定について

16 認定第 14 号 令和 3 年度沖縄県産業振興基金  
特別会計決算の認定について

17 認定第 15 号 令和 3 年度沖縄県中城湾港 (新  
港地区) 整備事業特別会計決算  
の認定について

18 認定第 16 号 令和 3 年度沖縄県中城湾港マリ  
ン・タウン特別会計決算の認定  
について

19 認定第 17 号 令和 3 年度沖縄県駐車場事業特  
別会計決算の認定について

20 認定第 18 号 令和 3 年度沖縄県中城湾港 (泡  
瀬地区) 臨海部土地造成事業特  
別会計決算の認定について

21 認定第 19 号 令和 3 年度沖縄県公債管理特別  
会計決算の認定について

22 認定第 20 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険  
事業特別会計決算の認定につい  
て

23 認定第 21 号 令和 3 年度沖縄県病院事業会計  
決算の認定について

24 認定第 22 号 令和 3 年度沖縄県水道事業会計  
決算の認定について

25 認定第 23 号 令和 3 年度沖縄県工業用水道事  
業会計決算の認定について

26 認定第 24 号 令和 3 年度沖縄県流域下水道事  
業会計決算の認定について

### 本委員会に付託された事件

1 乙第 27 号議案 令和 3 年度沖縄県水道事業会計  
未処分利益剰余金の処分につ  
いて

2 乙第 28 号議案 令和 3 年度沖縄県工業用水道事  
業会計未処分利益剰余金の処分  
について

3 認定第 1 号 令和 3 年度沖縄県一般会計決算  
の認定について

4 認定第 2 号 令和 3 年度沖縄県農業改良資金  
特別会計決算の認定について

5 認定第 3 号 令和 3 年度沖縄県小規模企業者  
等設備導入資金特別会計決算の  
認定について

6 認定第 4 号 令和 3 年度沖縄県中小企業振興  
資金特別会計決算の認定につ  
いて

7 認定第 5 号 令和 3 年度沖縄県下地島空港特  
別会計決算の認定について

8 認定第 6 号 令和 3 年度沖縄県母子父子寡婦  
福祉資金特別会計決算の認定に  
ついて

9 認定第 7 号 令和 3 年度沖縄県所有者不明土  
地管理特別会計決算の認定につ  
いて

10 認定第 8 号 令和 3 年度沖縄県沿岸漁業改善  
資金特別会計決算の認定につ  
いて

11 認定第 9 号 令和 3 年度沖縄県中央卸売市場  
事業特別会計決算の認定につ  
いて

12 認定第 10 号 令和 3 年度沖縄県林業・木材産  
業改善資金特別会計決算の認定  
について

13 認定第 11 号 令和 3 年度沖縄県中城湾港 (新  
港地区) 臨海部土地造成事業特

### 委員の選任

令和 4 年 10 月 12 日、本委員会の委員は議長の指名  
で次のとおり選任された。

小 渡 良太郎君	仲 里 全 孝君
石 原 朝 子さん	呉 屋 宏君
島 袋 大君	中 川 京 貴君
仲 田 弘 毅君	上 里 善 清君
当 山 勝利君	照 屋 大 河君

島 袋 恵 祐君 瀬 長 美佐雄君  
 西 銘 純 恵さん 國 仲 昌 二君  
 平 良 昭 一君 金 城 勉君  
 當 間 盛 夫君

---

**本日の委員会に付した事件**

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 乙第27号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 4 乙第28号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 5 認定第1号 令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 6 認定第2号 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第3号 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 8 認定第4号 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第5号 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 10 認定第6号 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 11 認定第7号 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 12 認定第8号 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 13 認定第9号 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 14 認定第10号 令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
- 15 認定第11号 令和3年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 16 認定第12号 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定に

ついて

- 17 認定第13号 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 18 認定第14号 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 19 認定第15号 令和3年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計決算の認定について
- 20 認定第16号 令和3年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計決算の認定について
- 21 認定第17号 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 22 認定第18号 令和3年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 23 認定第19号 令和3年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 24 認定第20号 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 25 認定第21号 令和3年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 26 認定第22号 令和3年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 27 認定第23号 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 28 認定第24号 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について
- 29 閉会中継続審査について
- 30 決算特別委員会運営要領について
- 31 理事の選任

---

**委員長、副委員長の互選**

令和4年10月12日、仲田弘毅君が委員長に、西銘純恵さんが副委員長に選任された。

---

**理事の選任**

令和4年10月12日、照屋大河委員、國仲昌二委員及び仲里全孝委員が理事に選任された。

---

**出席委員**

委員長 仲 田 弘 毅君  
 副委員長 西 銘 純 恵さん  
 委員 小 渡 良太郎君 仲 里 全 孝君

石原朝子さん 吳屋宏君  
島袋大君 中川京貴君  
上里善清君 当山勝利君  
照屋大河君 島袋恵祐君  
瀬長美佐雄君 國仲昌二君  
平良昭一君 金城勉君  
當間盛夫君



○新垣伸弥議会議務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、仲田弘毅委員が年長者であります。

よって、この際、仲田委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

仲田弘毅委員、委員長席に御着席願います。

(年長委員、委員長席に着く)

○仲田弘毅委員 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

○仲田弘毅委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、仲田弘毅を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、私仲田弘毅が選任されました。ありがとうございました。

以上で、委員長の互選は終わりました。



○仲田弘毅委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票に

よる方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、委員長の私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、西銘純恵さんを指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、西銘純恵さんが選任されました。

ただいま副委員長が選任されましたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○西銘純恵委員 ただいま副委員長に選出していただき、大変ありがとうございます。

委員長を支えながら、本委員会が円滑に運営されるよう努力してまいりたいと思います。

委員各位の御協力をよろしくをお願いいたします。

○仲田弘毅委員長 以上で、副委員長の互選は終わりました。



○仲田弘毅委員長 休憩いたします。

(休憩中に、協議事項について事務局より説明)

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

乙第27号議案及び乙第28号議案の議決議案2件並びに認定第1号から認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算24件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○仲田弘毅委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算特別委員会運営



要領案の概要説明後に協議を行い、案のとおり決することで意見の一致を見た。）

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

---

○仲田弘毅委員長 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、委員長及び副委員長のほかに、理事3人の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、理事3人の選任について協議）

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

これより、理事3人の選任について、お諮りいたします。

理事に 照屋大河委員、國仲昌二委員及び仲里全孝委員の3人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく、各常任委員会への閉会中調査の依頼につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月19日水曜日午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

# 決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」（令和4年10月7日議会運営委員会決定）に定めるもののほか、決算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

## 1 決算特別委員会の開催場所について

決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。

## 2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

## 3 審査日程

審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

## 4 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、別添様式1により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に別添様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を委員長に提出するものとする。
- (3) 決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)4(4)に係る決算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

## 5 説明員

決算の概要説明は、土木建築部長、会計管理者、病院事業局長及び企業局長が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

## 6 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式で、自席に着席したままで行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

## 7 総括質疑

- (1) 総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日(県の休日を除く。)の正午とし、別添様式3により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するも

のとする。

## 8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等について協議を行うものとする。

## 9 その他

決算議案の審査等に当たっては、委員会室における新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、審査等の充実との両立に努めるものとする。

## 雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

## 委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
仲 田 弘 毅 委 員 長

	説 明 員 席	
--	---------	--

	上里善清委員	
--	--------	--

仲里全孝委員		小渡良太郎委員
--------	--	---------

照屋大河委員		当山勝利委員
--------	--	--------

	石原朝子委員	
--	--------	--

	島袋恵祐委員	
--	--------	--

島袋 大委員		呉屋 宏委員
--------	--	--------

西銘純恵委員		瀬長美佐雄委員
--------	--	---------

	中川京貴委員	
--	--------	--

	國仲昌二委員	
--	--------	--

金城 勉委員		
--------	--	--

		平良昭一委員
--	--	--------

	當間盛夫委員	
--	--------	--

## 決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和4年 10月12日	水	本会議 及び各 委員会 終了後	<b>決算特別委員会</b> ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
10月19日	水	午前10時	<b>決算特別委員会</b> ○概要説明 ・令和3年度一般会計及び特別会計決算 ・令和3年度企業会計決算 ・令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・一般会計、特別会計及び企業会計に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	土木建築部長 会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員
10月20日	木	午前10時	<b>各常任委員会</b> ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
10月21日	金	午前10時	<b>各常任委員会</b> ○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
10月22日	土			
10月23日	日			
10月24日	月		決算調査報告書整理日	
10月25日	火		決算特別委員への決算調査報告書の配付 (正午)	
10月26日	水	午前10時	<b>決算特別委員会</b> ○総括質疑の方法等についての協議	
10月27日	木		総括質疑通告締め切り (正午)	
10月28日	金	午前10時	<b>決算特別委員会</b> ○総括質疑 ○採決 ・令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和3年度一般会計及び特別会計決算 ・令和3年度企業会計決算	

様式1

令和 年 月 日

各常任委員長

○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長

○ ○ ○ ○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について貴委員会において閉会中調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに所定の様式により御報告くださいますようお願い申し上げます。

また、調査に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策と調査の充実を図る観点から、各室部局ごとに説明員を入れ替えるなど、調査方法を御検討ください。

記

(例)

認定第○号 令和○年度沖縄県一般会計決算の認定について  
(○○○○委員会所管分)

認定第○号 令和○年度沖縄県○○○○特別会計決算の認定について

認定第○号 令和○年度沖縄県○○○○事業会計決算の認定について

様式2

令和 年 月 日

決算特別委員長

○ ○ ○ ○ 殿

各常任委員長

○ ○ ○ ○

決算調査報告書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
- 2 要調査事項
- 3 特記事項

様式3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質疑発言通告

質  
疑  
の  
要  
旨

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により通告します。

令和 年 月 日

決算特別委員

印

決算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等について」の記載例を御覧ください。

## 決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

### 記

#### 1 審査日程について

決算議案の審査日程はおおむね別紙2のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

#### 2 調査依頼事項について

- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

#### 3 各常任委員会における調査について

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
- (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。

#### 4 決算調査報告書の作成及び配付について

- (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、決算特別委員会において知事等に対して改めて質疑が必要とされる事項(以下「総括質疑」という。)及びその他委員から特に申出のあった事項とする。
- (3) 総括質疑について
  - ア 各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようとする委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものとする。
  - イ 各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとする委員がその理由等を説明した後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告するものとする。
  - ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、総括質疑として報告することについて

反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告するものとする。

- (4) 調査報告書は、決算特別委員会において総括質疑の方法等を協議する日の正午までに決算特別委員に配付するものとする。
- (5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

#### 5 総括質疑について

- (1) 審査の最終日に知事等の出席を求め、本県における1会計年度の締めくくりとなる決算について、大局的な観点から総括質疑を行うものとする。
- (2) 限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。
- (3) 総括質疑の時間は、2時間（午前中）をめぐり終了するものとする。
- (4) 質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

#### 6 質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

#### 7 理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。



(別紙2)

### 決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会期中 (1日目)	決算特別委員会	本会議 及び各 委員会 終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別委員会	10時	○□□□年度一般会計及び特別会計決算の概要説明 ○□□□年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会計管理者 関係室部局 代表監査委員
(3日目)	各常任委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
(4日目)	各常任委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)	決算特別委員会	午後	○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○総括質疑の方法等についての協議	報告書配付 (正午)
(8日目)			○総括質疑通告書の提出	質疑通告締切 (正午)
(9日目)	決算特別委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年 長 委 員      仲 田 弘 毅

委 員 長      仲 田 弘 毅

令和4年第6回  
 沖縄県議会（定例会）  
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月19日（水曜日）  
 開会 午前10時2分  
 散会 午後5時25分  
 場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第27号議案
- 2 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第28号議案
- 3 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について 認定第1号
- 4 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について 認定第2号
- 5 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について 認定第3号
- 6 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について 認定第4号
- 7 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について 認定第5号
- 8 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について 認定第6号
- 9 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について 認定第7号
- 10 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について 認定第8号
- 11 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について 認定第9号
- 12 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県林業・木材産

- 第6回議会 業改善資金特別会計決算の認定について 認定第10号
- 13 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について 認定第11号
- 14 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について 認定第12号
- 15 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について 認定第13号
- 16 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について 認定第14号
- 17 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について 認定第15号
- 18 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について 認定第16号
- 19 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について 認定第17号
- 20 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について 認定第18号
- 21 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について 認定第19号
- 22 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について 認定第20号
- 23 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県病院事業会計決算の認定について 認定第21号
- 24 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県水道事業会計決算の認定について 認定第22号
- 25 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について 認定第23号

26 令和4年 令和3年度沖縄県流域下水道事  
第6回議会 業会計決算の認定について  
認定第24号

出席委員

委員長	仲田弘毅君		
副委員長	西銘純恵さん		
委員	小渡良太郎君	仲里全孝君	
	石原朝子さん	呉屋宏君	
	島袋大君	中川京貴君	
	上里善清君	当山勝利君	
	照屋大河君	島袋恵祐君	
	瀬長美佐雄君	國仲昌二君	
	平良昭一君	金城勉君	
當間盛夫君			

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長	島袋善明君
会計管理者	名渡山晶子さん
出納事務局会計課長	大石優子さん
企業局長	松田了君
病院事業局長	我那覇仁君
代表監査委員	安慶名均君

○仲田弘毅委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

令和4年第6回議会乙第27号議案及び乙第28号議案の議決議案2件、令和4年第6回議会認定第1号から認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長、会計管理者、病院事業局長、企業局長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、審査日程に従い、土木建築部長、会計管理者、病院事業局長及び企業局長から決算の概要説明並びに代表監査委員のほうから決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、土木建築部長、病院事業局長及び企業局長に対する質疑は、調査を依頼しております常任委員会において、明10月20日及び21日に行われます。

まず最初に、会計管理者から令和4年第6回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件について概要説明を求めます。

名渡山晶子会計管理者。

○名渡山晶子会計管理者 ただいま議案となってお

ります、認定第1号から第20号までの令和3年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を御説明いたします。

令和3年度沖縄県歳入歳出決算書につきましては、ページ数が多いことから、説明資料として、決算書の抜粋を作成しておりますので、そちらを用いまして説明をさせていただきます。

また、参考資料として令和3年度歳入歳出決算の概要も掲載しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、ただいまスマートディスカッションで表示しました令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）を御覧ください。

初めに4ページを御覧ください。資料のページは両端に付しておりますので、中央の数字は決算書本体のページとなっております。

4ページは、一般会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の総括表となっております。

表側は款別に、1の県税から16の市町村たばこ税県交付金まで、表頭は左から右に、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で御説明いただきます。

予算現額の計欄は1兆1996億8896万3099円に対し、その2つ右、収入済額は、1兆736億9709万2856円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は89.5%となっております。

不納欠損額は2億2746万2946円となっております。その主なものを款別に申し上げますと、1の県税が1億2177万8597円、8の使用料及び手数料が6107万224円となっております。

収入未済額は29億4912万4185円となっております。その主なものは、1の県税が17億5684万6368円、14の諸収入が5億9983万2012円となっております。

6ページから7ページを御覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書の歳出の総括表であります。

表側は、款別に1の議会費から14の予備費まで、表頭は左から右に、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で御説明いたします。予算現額の計欄は、1兆1996億8896万3099円に対し、支出済額は1兆622億1157万9732円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は88.5%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が978億2672万4968円、事故繰越が12億202万7944円となっております。繰越

明許費の主なものは、8の土木費が306億7164万4457円、7の商工費が245億1731万3000円となっており、事故繰越の主なものは、6の農林水産費が6億3304万9000円、8の土木費が2億1220万9344円となっております。

不用額は384億4863万455円となっております。主なものとして、4の衛生費が96億9410万8986円、7の商工費が78億9010万3563円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は千円で表示しております。

歳入総額1兆736億9709万3000円に対し、歳出総額1兆622億1158万円となっております。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は114億8551万3000円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源72億511万1000円を差し引いた実質収支額は、42億8040万2000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの19の特別会計について御説明いたします。

それでは、10ページを御覧ください。

19の特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の総括表となっております。

表側は、会計別に、1の農業改良資金特別会計から19の国民健康保険事業特別会計までとなっております。

特別会計の歳入について、歳入合計欄で御説明いたします。

12ページを御覧ください。

予算現額の計欄は2383億1115万5933円に対し収入済額は2443億7739万7679円となっており、予算現額に対する収入済額の割合は102.5%となっております。

不納欠損額は642万4453円となっており、収入未済額は31億8037万4711円となっております。

14ページを御覧ください。

特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳出の総括表となっております。

歳出合計欄で御説明をいたします。

16ページから17ページを御覧ください。

予算現額の計欄は2383億1115万5933円に対し支出済額は2368億6537万261円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は99.4%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が1億2200万3000円となっており、不用額は13億2378万2672円となっております。

以上で、令和4年第6回沖縄県議会認定第1号か

ら第20号まで、令和3年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲田弘毅委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 皆さんおはようございます。

それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和3年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

令和3年度の沖縄県歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、知事から、令和4年7月27日付で審査に付されました。

監査委員は同決算書及び関係書類について沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月21日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

審査の対象となった会計は、一般会計及び19の特別会計であります。

審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行は法令に適合して行われているか、財政運営は合理的かつ健全に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか等の諸点に主眼を置き、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合などを行い、審査を実施しました。

次に、2ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

令和3年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数を、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合し審査した限りにおいて、いずれも正確であると認められました。

また、収入、支出及び契約に関する事務並びに財産の取得、管理及び処分等については、一部に是正または改善を要する事項が見られたものの、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に2、審査意見であります。

歳入歳出決算の状況につきましては、会計管理者から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

3ページの8行目を御覧ください。

令和3年度の一般会計及び特別会計は、合理的か

つ健全に運営され、予算に計上された各般の事務事業についてはおおむね適正に執行されていきました。

しかし、一部に是正または改善を要する事項があることから、次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、(1) 行財政運営についてであります。

令和3年度決算の状況を普通会計ベースで見ますと、歳入決算の財源別構成比では、繰入金及び地方税等の増により、自主財源が前年度に比べ144億5600万円、5.0%増加しておりますが、依存財源が国庫支出金等の増により、前年度に比べ1550億8400万円、26.4%の大幅な増加となり、そのため、自主財源の歳入全体に占める割合は相対的に低下し、前年度を4.0ポイント下回る29.1%となっております。

また、財政調整基金など主要3基金の令和3年度末残高は約747億円と一定程度確保されているものの、財政力指数や自主財源の割合は、九州平均や全国平均を下回っており、依然として地方交付税や国庫支出金等に大きく依存した脆弱な財政構造となっております。加えて、高齢化の進行等に伴い、今後とも社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれることから、引き続き経費節減や効率的・効果的な事業執行に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養等、歳入確保に向けた不断の取組が必要だと考えております。

このような中、新型コロナウイルス感染症は、引き続き県民生活や県経済に大きな影響を与えており、いまだ終息が見込めない状況にあることから、今後も感染防止対策や経済・雇用支援対策等に適切に対応する必要があります。4ページの5行目を御覧ください。引き続き新型コロナウイルス感染症対策に必要な財源などへの財政支援を国に強く働きかけるとともに、歳入と歳出のバランスが取れた持続可能な財政運営の確立に努めていただくよう要望しております。

2点目は、(2) 収入未済額の縮減及び不納欠損処理についてであります。令和3年度の収入未済額は、一般会計と特別会計の合計で61億2949万8896円となっており、前年度に比べ13億7822万6191円、18.4%減少しております。

そのうち、県税の収入未償額は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度の適用により増加しましたが、令和3年度は同制度の適用が終了したこと等により11億2780万1214円減少しております。

収入未済額については、縮減に向けた対策が進められておりますが、依然として多額であるため、住

民負担の公平性と歳入の確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題であります。今後とも、新たな収入未済の発生防止と効率的で実効性のある徴収を図るため、契約などの債権発生時に滞納に備えた方策を取ることや、滞納初期の状況把握等による納付・償還指導、福祉制度の活用など、関係機関と連携し、債務者の実情に即した様々な方策を講ずるよう要望しております。

次に、令和3年度の不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で2億3388万7399円となっており、前年度に比べ3億817万4949円、56.9%減少しております。債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差押え及び債務の承認等、関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど、適切に対処する必要があります。やむなく不納欠損として整理すべきものについては、標準マニュアル等に基づき、事務手続を進め適切な債権管理に努めるよう要望しております。

3点目は、(3) 事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は88.5%で、前年度に比べ0.5ポイント低下しております。

また、特別会計の予算の執行率は99.4%で、前年度に比べ0.8ポイント上昇しております。

翌年度繰越額は、一般会計と特別会計の合計で991億5075万5912円となっており、前年度に比べ187億9925万1880円、23.4%増加しております。

5ページの3行目を御覧ください。

不用額は、一般会計が過去最高額の384億4863万455円、特別会計を含めた合計で397億7241万3127円となっており、前年度に比べ68億3968万3273円、20.8%増加しております。

新型コロナウイルス感染症は、変異株の出現もあり、想定を上回る感染状況が長期間継続しました。このような中、県は速やかに対策を立案し、十分な予算を確保し、迅速に事業を執行することが求められました。また、同感染症の感染動向により、執行に大きな影響を受けた事業も多くありました。

決算審査に当たり、このような特殊事情を考慮する必要もありますが、事業の執行に当たっては、事業効果が早期に発現されるよう、工事等の早期発注、執行管理の徹底、関係機関との十分な調整などにより執行率を向上させ、繰越額、不用額の圧縮に努めるよう要望しております。

4点目は、(4) 財務に関する事務についてであります。

財務に関する事務については、主として、収入、

支出及び契約、財産や備品の管理等の基本的な事務において、財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが見られました。

特に今般、複数の部局で国庫補助金の繰越しや実績報告等の手続において誤った金額を報告したため、本来、国から交付される補助金の受入れができず、一般財源や翌年度の国庫補助金を充当する事案が発生しました。

国庫補助金に関する事務は全庁共通の事務であり、それに誤りが生じた場合、県の財政に大きく影響し、県行政への信頼を損ねることになります。

当該事案の発生要因を分析し、所要額を適時、確実に受け入れることができるよう、進捗管理の徹底、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講ずるよう要望しております。

最後に、今後とも、最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則にのっとり、様々な取組を通して、より一層、確かな事業管理及び適切な事務処理に努めるよう要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、6ページ以降は、令和3年度沖縄県歳入歳出決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので御参照ください。

以上で、沖縄県歳入歳出決算審査意見書の概要説明を終わります。

○仲田弘毅委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から令和4年第6回議会認定第21号の決算について概要説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 委員の皆様おはようございます。

病院事業局の令和3年度決算の概要について、令和3年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、事業概要から御説明いたします。

決算書の15ページを御覧ください。

事業報告書の1の概況の(1)総括事項について。沖縄県病院事業は、県立北部病院をはじめ6つの県立病院と16か所の附属診療所を運営し、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、医師や看護師等の医療技術員の確保とともに、施設及び医療機器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。業務状況については、入院患者延べ数が53万1457人、外来患者延べ数が70万1650人で、総利用患者延べ数は123万3107人となり、前年度と比べて3万548人の

増加となりました。

次に、決算状況について御説明いたします。恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたします。

まず、決算報告書の(1)収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、予算合計額656億5634万3000円に対して決算額は707億6741万6820円で、予算額に比べて51億1107万3820円の増となっております。

その主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連の収益受入れに伴う増のため、第2項の医業外収益において102億2634万8219円増加したところによるものです。

次に、支出の第1款病院事業費用は、予算額合計679億6604万7000円に対して決算額は631億7509万5978円で、不用額は47億9095万1022円となっております。その主な要因は、医師等の人員確保が困難となり、給料及び手当などが当初の見込みを下回ったことにより、第1項の医業費用において46億1032万1333円の不用が生じたことによるものです。

2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、予算額合計72億8568万6000円に対して決算額は53億6471万6830円で、予算額に比べて19億2096万9170円の減となっております。その主な要因は、建設改良費の執行減及び繰越しに伴い、企業債借入れが減少したため、第1項の企業債において14億1740万円の減収が生じたことによるものです。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計90億8410万5554円に対して決算額は70億8366万5238円で、翌年度への繰越額が6億8684万1097円で、不用額が13億1359万9219円となっております。その主な要因は、施設整備費における入札執行残のほか、整備内容の見直しによるもの、資産購入費においては、コロナに起因する製造・流通網の混乱等により納期が見通せず、年度内執行が困難となったこと等によるものであり、第1項の建設改良費において12億2167万9836円の不用が生じたことによるものです。

3ページを御覧ください。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した480億2753万3552円で、2の医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した597億4670万8020円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は117億1917万4468円となっております。

3の医業外収益は受取利息配当金、他会計補助金、

国庫補助金などの合計で219億6826万3507円となっております。

4 ページを御覧ください。

4 の医業外費用は、支払い利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した27億6168万1928円で、3 の医業外収益から4 の医業外費用を差し引きますと、192億5658万1578円の利益が生じております。これに医業損失を加えた経常利益は74億8740万7110円となっております。

5 の特別利益は6 億5216万9659円で、6 の特別損失は16億4949万6026円であり、差引き 9 億9732万6367円の損失を計上しており、当年度純利益は64億9008万743円で、前年度繰越欠損金67億2209万8309円を合計した当年度未処理欠損金は2 億3201万7566円となっております。

5 ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明申し上げます。表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高15億2640万8242円に対し前年度処分額が0 円、当年度変動額は64億9008万743円で、当年度末残高は80億1648万8985円となっております。

下の欠損金処理計算書について御説明申し上げます。1 行目、当年度末残高の未処理欠損金は2 億3201万7566円で、これにつきましては全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6 ページを御覧ください。

令和4年3月31日現在における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。まず、資産の部における1 の固定資産は(1) の有形固定資産と、7 ページに移りまして、(2) の無形固定資産、(3) の投資を合わせた合計で、458億9443万4484円となっております。

2 の流動資産は、(1) の現金預金、(2) の未収金、(3) の貯蔵品などを合わせた合計で、304億4269万1982円となっております。

1 の固定資産、2 の流動資産を合わせた資産合計は、763億3712万6466円となっております。

8 ページを御覧ください。

次に、負債の部における3 の固定負債は、(1) の企業債、(2) の他会計借入金などを合わせた合計で、404億2702万5076円となっております。

4 の流動負債は、(2) の企業債、(3) の他会計借入金、(4) のリース債務などを合わせた合計で、113億404万9166円となっております。

5 の繰延収益で、長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、165億8956万3239円となっております。

3 の固定負債、4 の流動負債、5 の繰延収益を合わせた負債合計は683億2063万7481円となっております。

9 ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は18億7858万4732円となっております。7 の剰余金は、(1) の資本剰余金、(2) の利益剰余金の合計で、61億3790万4253円となっております。

6 の資本金と7 の剰余金を合わせた資本合計は80億1648万8985円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は763億3712万6466円となっております。

以上で、認定第21号令和3年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○仲田弘毅委員長** 病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

**○安慶名均代表監査委員** それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和3年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書の1 ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和3年度の沖縄県病院事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和4年7月27日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月21日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、病院事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等々の照合などを行い実施しました。

2 ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ正確であり、令和3年度の経営成績及び令和4年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。(1) 経営成績及び(2) 財政状態につきましては、病院事業局長から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。



4 ページを御覧ください。

次に2、審査意見であります。

県立病院は、救急医療、小児・周産期医療、離島・僻地医療などの政策医療を提供するとともに、地域医療を確保することにより、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。特に、新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定医療機関として重要な役割を果たしております。このため、これらの機能を持続的に果たすことができるよう、経営の安定化が求められております。令和3年度決算は、64億9008万743円の純利益を計上しました。その結果、当年度末の累積欠損金は2億3201万7566円に縮小し、資本合計は、前年度の15億2640万8242円から80億1648万8985円に増加しております。しかしながら、本来業務に係る医業損失は117億1917万4468円で、前年度に比較して1億5571万9237円、1.3%増加しており、極めて厳しい状況にあります。

県立病院が公的医療機関としての役割を果たすためには、組織が一丸となって経営改善に向けて取り組むことが必要であります。

今後の病院運営に当たっては、次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、(1) 経営改善の取組についてであります。県立病院が本県における基幹病院として、また地域における中核病院として、今後も必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営のもと、健全経営を確保する必要があります。新型コロナウイルス感染症は、県立病院の医療、経営に大きな影響を与えており、経営状況の分析も困難な状況にあります。このような中でも、可能な限り、医業収益の確保や医業費用の縮減などに取り組み、同感染症の終息後も、事業規模に見合った手元流動性を持続することができるよう、引き続き対策を講ずるよう要望しております。

5 ページを御覧ください。

2点目は、(2) 医師等の医療スタッフの確保についてであります。県立病院が地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師、看護師などの医療スタッフを安定的に確保する必要があります。

6 ページを御覧ください。

県立病院の一部では、医師の欠員等により、診療科の休診や診療の制限が行われていることから、引き続き医療スタッフの安定的な確保と定着を図るとともに、働き方改革への取組を進めていただくよう

要望しております。

3点目は、(3) 財務に関する事務については是正・改善を要する事項についてであります。病院事業局の定期監査において、基本的な財務に関する事務の不適正な処理が確認されており、依然として指摘件数が多い状況にあります。これらの多くは、担当者において関係規定などの基礎知識の理解不足があること、管理監督者の審査が不十分なことが主な要因と考えております。病院事業局では、企画機能の強化や、県立病院事務部門の体制強化を図るため、令和4年4月に、本庁組織の再編や県立病院の事務部各課に係を設置して、事務職員を増員しており、その所期の目的を達成できるよう、担当者及び管理監督者それぞれに必要な研修の充実を図るなどして、引き続き事務部門の体制強化に取り組み、県立病院の地域医療への貢献を経営面から支える専門性の高い体制を構築するとともに、財務事務の適正な執行に努めていただくよう要望しております。

4点目は、(4) 新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、県立病院においては、医療スタッフ、病床、機材等の十分な体制を確立するとともに、メンタルサポートの体制を充実させるなど、医療スタッフの心身両面へのケアに努めることが求められています。今後も、感染症医療を含む政策医療を担う県立病院の機能を安定的に維持するため、関係部局や関係機関と十分に連携を図り、万全な対策を講じていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、7ページ以降に、令和3年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

**○仲田弘毅委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から、令和4年第6回議会乙第27号議案及び乙第28号議案の議決議案2件、令和4年第6回議会認定第22号及び同認定第23号の決算2件について、概要説明を求めます。

松田了企業局長。

**○松田了企業局長** おはようございます。

それでは、令和3年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第22号、令和3年度沖縄県水道事業

会計決算について御説明いたします。

ただいま通知されました決算書の1ページを御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計298億1287万7000円に対して決算額は297億4234万3928円で、予算額に比べて7053万3072円の減収となっております。その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の減少によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計298億535万5963円に対して決算額は289億2860万1793円で、翌年度繰越額が1億3018万3798円、不用額が7億4657万372円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費等の減少によるものであります。

続いて2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計168億9963万1000円に対して決算額は106億5232万9113円で、予算額に比べて62億4730万1887円の減収となっております。その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計219億5154万6625円に対して決算額は151億4704万2200円で、翌年度への繰越額が64億6519万7020円、不用額が3億3930万7405円となっております。繰越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において、工事実施に際し、必要な追加工事の検討や関係機関との協議、許可等に不測の日数を要したことによるものであります。不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益155億8066万8680円に対して、2の営業費用は267億104万6335円で、111億2037万7655円の営業損失が生じております。

3の営業外収益125億8879万4917円に対して、4ページにございます営業外費用は9億840万6248円で、右端の上のほうになりますけれども、116億8038万8669円の営業外利益が生じており、経常利益は5億6001万1014円となっております。

5の特別利益、特別損失を加味した当年度の純利

益は5億6525万9386円となり、この当年度純利益が、当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますけれども、資本合計の前年度末残高473億1005万6236円に対し、当年度変動額が5億6523万5903円に増加したことにより、資本合計の当年度末残高は478億7529万2139円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にございます未処分利益剰余金については、当年度末残高5億6525万9386円の全額を将来の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることとしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、8ページの中頃になりますけれども、資産合計4224億2039万4696円となっております。

負債の部については、9ページになりますけれども、負債合計3745億4510万2557円となっております。

資本の部につきましては、10ページの下から2行目となりますけれども、資本合計478億7529万2139円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上が、認定第22号、令和3年度沖縄県水道事業会計決算の概要でございます。

次に、ただいま通知しました決算書の45ページを御覧ください。

引き続きまして、認定第23号、令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計7億1393万2000円に対して、決算額は7億692万7482円で、予算額に比べて700万4518円の減収となっております。その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の減少によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計6億6377万8937円に対して、決算額は6億2431万6018円で、翌年度への繰越額が129万7822円、

不用額が3816万5097円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における修繕費等の減収によるものであります。

次に、46ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計1億4196万2000円に対して決算額は9413万5200円で、予算額に比べて4782万6800円の減収となっております。その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第1項の国庫補助金が減少したことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億8828万1422円に対して決算額は1億6308万2340円で、翌年度への繰越額が1159万7958円、不用額は1360万1124円となっております。繰越しが生じた要因は、第1項の建設改良費において、工事の実施に際し、想定外の事由による追加工事の検討等に不測の日数を要したことによるものであります。不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、47ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益3億3241万8765円に対して2の営業費用は5億8437万9920円で、2億5196万1155円の営業損失が生じております。

3の営業外収益3億3743万1089円に対して48ページの4の営業外費用が992万1489円で、右端の上のほうにありますけれども3億2750万9600円が営業外利益となっており、経常利益は7554万8445円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は7574万6908円となり、これに前年度繰越欠損金21万176円を補填した後の7553万6732円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、49ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄に記載されておりますけれども、資本合計の前年度末残高14億5653万6425円に対し当年度変動額が7574万6908円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は15億3228万3333円となっております。

次に、50ページを御覧ください。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端に記載されております未処分利益剰余金については、当年度末残高7553万6732円の全額を、今後の建設改良費の財源に充てるため、建設改良積立金

に積み立てることにしております。

次に、51ページの貸借対照表に基づきまして、財政状況について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、52ページの中頃になりますけれども、資産合計60億86万6100円となっております。

負債の部につきましては、負債合計44億6858万2767円となっております。

資本の部につきましては、54ページの下から2行目になりますけれども、資本合計15億3228万3333円となっております。

なお、55ページから57ページは決算に関する注記、また59ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上が、認定第23号、令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要でございます。

続きまして、2事業の決算で生じた未処分利益剰余金の処分につきまして、議案を提出しておりますので、御説明いたします。

ただいま通知しました議案書、77ページを御覧ください。

乙第27号議案令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金5億6525万9386円の全額を、将来の企業債償還に充てるため、減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

続きまして、78ページを御覧ください。

乙第28号議案令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金7553万6732円の全額を、今後の建設改良費の財源に充てるため、建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

以上で、乙第27号議案及び第28号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲田弘毅委員長 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から、令和4年第6回議会認定第22号及び同認定第23号に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見書の

概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和3年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和3年度の沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和4年7月27日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月21日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、水道事業及び工業用水道事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い、実施しました。

2ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ正確であり、令和3年度の経営成績及び令和4年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態について、また4ページから記載しております工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、企業局長から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

6ページを御覧ください。

次に2、審査意見であります。

令和3年度は、沖縄県企業局中長期計画の4年目に当たり、企業局においては施策目標である安全で安心な水の供給、安定した水の供給、健全な経営の持続、県民に信頼され満足度の高い水道の実現に向けた施策、取組を進めております。

両事業会計を取り巻く経営環境は、施設の更新や耐震化などにより厳しい状況にあることから、今後ともこれらの取組を着実に推進し、さらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望しております。

まず、水道事業会計については5億6525万9386円の純利益を計上しておりますが、前年度に比較して5億7366万3963円、50.4%減少しております。これは主に営業費用が増加したことなどによるものであ

ります。

中長期計画においては、将来的な人口減に伴い水需要が減少する一方で、施設の耐震化や老朽化に伴う更新等による資金需要の増加が見込まれており、経営状況は厳しくなることが予想されます。

今後の事業運営に当たっては、施策目標の達成に向けて、各種施策、取組を着実に推進し、経営の健全化、効率化を図っていただくよう要望しております。また、沖縄本島周辺離島8村への水道用水供給事業の広域化については、令和3年度末までに、粟国村、北大東村、座間味村（阿嘉・慶留間地区）、令和4年度に入り伊是名村に用水供給が開始されています。残る南大東村、伊平屋村、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村（座間味地区）についても、引き続き着実に推進していただくよう要望しております。

次に、工業用水道事業会計については、7574万6908円の純利益を計上しており、前年度の純損失21万176円に比較して、7595万7084円増加しております。これは主に資産減耗費の減により、営業費用が減少したことなどによるものであります。また、供給単価は給水原価を4.45円上回っておりますが、施設利用率は57.17%で、施設規模に見合った需要が確保されておらず、経営環境は依然として厳しい状況であります。

今後の事業運営に当たっては、水道用水供給事業と連動して、経営の効率化に努めるとともに、工業用水道の既設管路沿線地域に立地する企業の需要開拓を推進し、経営の健全化を図っていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、7ページ以降に、令和3年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○仲田弘毅委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、土木建築部長から、令和4年第6回議会認定第24号の決算について、概要説明を求めます。

島袋善明土木建築部長。

○島袋善明土木建築部長 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計の決算について、その概要を御説明いたします。

決算書の1ページを御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計115億4131万2000円に対して決算額は114億3941万4749円で、予算額に比べて1億189万7251円の減収となっております。その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少によるものであります。

次に、支出の第1款流域下水道事業費用は、予算額合計115億267万5000円に対して決算額は107億3744万9904円で、翌年度繰越額が9079万2900円、不用額が6億7443万2196円となっております。不用額の主な理由は、第1項の営業費用における委託料及び減価償却費の減少等によるものであります。

2ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計96億338万985円に対して決算額は72億5194万61円で、予算額に比べて23億5144万924円の減収となっております。その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したこと等によるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計112億3055万7800円に対して決算額は85億778万7709円で、翌年度への繰越額が25億952万4401円、不用額が2億1324万5690円となっております。繰越しが生じた主な理由は、第1項の建設改良費において、工事実施に際し、計画変更の検討や関係機関との協議等に不測の日数を要したことによるものであります。また、不用額の主な理由は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

3ページを御覧ください。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明いたします。

1の営業収益49億6801万6420円に対して、2の営業費用は100億4421万7799円で、50億7620万1379円の営業損失が生じております。

4ページを御覧ください。

3の営業外収益59億7236万914円に対して4の営業外費用は3億8万9959円で、右端上から1行目になりますが、56億7227万955円の営業外利益が生じており、経常利益は5億9606万9576円となっております。

5の特別利益を加味した当年度の純利益は5億9818万4193円となり、この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の

前年度期末残高192億5614万6319円に対し当年度変動額が5億9818万4193円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は198億5433万512円となっております。

6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書について御説明いたします。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高5億9818万4193円の全額を、今後の企業債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、減債積立金に積み立てることとなっております。

7ページを御覧ください。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部については、最下段になりますが、資産合計1488億3728万9063円となっております。

9ページを御覧ください。

負債の部については、右端上から2行目になりますが、負債合計1289億8295万8551円となっております。

資本の部については、右端下から2行目になりますが、資本合計198億5433万512円となっております。

負債資本合計については、最下段になりますが、1488億3728万9063円となっております。

なお、10ページ及び11ページは決算に関する注記、また13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲田弘毅委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から、同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和3年度の沖縄県流域下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和4年7月27日付で審査に付されました。

監査委員は同決算書及び決算附属書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月21日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、流域下水道事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い、実施しました。

2ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ正確であり、令和3年度の経営成績及び令和4年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

流域下水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、土木建築部長から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

4ページを御覧ください。

次に2、審査意見であります。

流域下水道事業は、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、令和2年4月1日に沖縄県下水道事業特別会計から公営企業会計に移行したもので、今回が移行後2回目の決算となります。

公営企業会計の適用によって作成された損益計算書、貸借対照表等に基づく公営企業の経営状況の分析、経年比較、他団体との比較により、経営の課題が把握できることから、それを踏まえて、経営の効率化・合理化をより計画的に推進していただくよう要望しております。

令和3年度の経営成績は5億9818万4193円の純利益を計上しており、前年度に比較して2億9958万4405円、100.3%増加しております。

これは主に維持管理負担金の増により、営業収益が増加したことなどによるものであります。

今後、施設・設備の老朽化や腐食に伴う更新投資の増大等が見込まれ、厳しい経営環境下においても、持続可能な下水道サービスを提供するため、沖縄県流域下水道事業経営戦略で定めた効率化・経営健全化のための取組方針に基づく施策、取組を着実に推進し、さらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、5ページ以降に、令和3年度沖縄県流域下

水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

**○仲田弘毅委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、令和4年第6回議会、第27号議案及び乙第28号議案、令和4年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算の概要説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

島袋善明土木建築部長、松田了企業局長及び我那覇仁病院事業局長、大変御苦勞さまでございました。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長、企業局長及び病院事業局長退席)

**○仲田弘毅委員長** 再開いたします。

これより、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

本日の委員会は、決算議案の概要及び決算審査意見の概要を聴取し、大局的な観点から、決算の全体的な状況などについて審査することにしております。

なお、決算議案に係る各部ごとの詳細な審査については、本特別委員会の依頼により、所管の常任委員会において調査することとなっております。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、委員長の許可を得てから、重複することがないように、簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、資料の該当ページを表示し質疑を行うよう、御協力をお願いいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、直ちに、各決算に対する質疑を行います。

小渡良太郎委員。

**○小渡良太郎委員** おはようございます。

説明ありがとうございます。幾つか質疑をさせていただきます。

ちょっと時間がないので、発表者になるのは厳しいかなと思っているんですけども、まず、意見書のほうから幾つか確認をさせていただきます。

まず不納欠損に関してですね。審査意見書の10ページの不納欠損額の状況ということで、下の表の特別会計で、林業・木材産業改善資金と、国際物流拠点産業集積地域的那覇地区に関して、皆増という形になっております。

その理由というか、どうなっているのか、教えてください。

**○名渡山晶子会計管理者** 令和3年度の沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の不納欠損ですが、430万5000円となっております。こちらの内容は過去平成2年でございますが、1人の個人に対する貸付金に対しまして、時効の援用があり、今回不納欠損に至ったというところでございます。

また、沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特会の不納欠損額は85万872円となっております。こちらにつきましては、旧沖縄自由貿易地域——現在の国際物流拠点産業集積地域那覇地区でございまして、こちらに入居していた企業1社が、撤退後に原状回復義務を履行するまで建物を占拠していた期間の使用料相当分約78万円余りと、あと光熱水費の延納による遅延損害金が6万円余りということで、こちらに対しまして今回時効の援用があったということで、不納欠損処理を行ったというふうに聞いております。

**○小渡良太郎委員** 両方、個人に対してということで理解しました。

あと、細かいんですけども、放置駐車車両の違反金ですね。不納欠損額調、別表になるんですけども、80ページです。

一般会計の諸収入、延滞料、延滞金加算金及び過料のところの放置駐車車両違反金49万5000円とあります。放置車両の違反金の不納欠損になるということは、時効になっているのかなど考えるんですけども、この債権管理として適切なかどうか、見解をお聞かせください。

**○安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

今、委員から御指摘のありましたとおり、放置車両違反金の不納欠損が49万5000円ございます。放置車両違反金については、警察の所管でありますけれども、この債権管理については職員と滞納整理——専従の会計年度任用職員の複数名配置をしております。債権管理マニュアルに基づき、この未収金の徴収対策を実施をしているところでございます。今回の不納欠損については、その納付義務者の死亡等により収納に至らなかった事案について、時効完成後に不納欠損処理をしたというふうに聞いております。

以上です。

**○小渡良太郎委員** 死亡の場合には仕方ないかなと思うんですけども、やはり法令にのっとって、特に道路交通は沖縄の人みんなが関わっている部分でもありますし、その違反金の部分で、逃げ得とは言わないんですけども、そういったのが発生すると、やはり社会通念上よろしくないのかなど。しっかり法律を守って取るというところが、私も免許行政に関わっているものですから、教えている立場でも必要なかなと思いますので、確認をさせていただきました。

次に、繰越しに関してですね。審査意見書81ページに繰越しの状況の中でその他というのがあるんですけども、かなり増えているように——75%近く増えているようなので、その他の内訳を教えてください。

**○安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

令和3年度の一般会計の繰越しの要因の中で、ただいま御指摘のありましたその他という理由に区分しているものが276億円ございます。

前年度に比べ118億円、率にして74.9%の増加でございますが、このその他に区分されているものが、この上のほうにあります計画変更であるとか、関係機関との調整の遅れ、あるいは用地取得などの特定の区分に含まれない理由のものがその他に区分されているということと、あと、沖縄振興公共投資交付金、それから沖縄振興特別推進交付金、ソフトとハードの交付金の市町村事業に関わる部分、これについてもその他に区分されております。

今回、大きく繰越しが——このその他の区分が増えた理由ですけれども、内容を確認しますと、ウチナーンチュウ応援プロジェクト、これに関わる繰越しが162億円ございまして、これが令和4年の1月から2月にかけて発出した飲食店に対する時短要請に係る協力金の申請期間とか、支給期間が年度を越えることになったということで、今回はその他のほうに分類し、かなり大きな増になっております。

以上でございます。

**○小渡良太郎委員** あと、ちょっとその他を先に聞いたんですけども、全体として188億円増えているんですが、先ほどの説明とちょっと重なるかなと思うんですけども、主な理由と執行状況は先ほど説明ありましたので、主立った事業とかもし分かるのであれば教えてください。

**○名渡山晶子会計管理者** 令和3年度の一般会計における繰越額990億2875万2912円となっております。委員がおっしゃいましたように約188億円増加し

ているところでございます。

繰越しの主な理由ですけれども、先ほど代表監査のほうから御説明ありました部分と重なりますけれども、工事計画の変更や関係機関との調整に時間を要したことでありますとか、やはりコロナ感染症の拡大によって、先ほどありましたが時短要請に係る協力金の申請期間が年度をまたぐというところでの繰越額が大きくなっているところです。

主な事業といたしまして、先ほどのウチナーンチュ応援プロジェクトが162億円、あと地域観光事業支援、これはおきなわ彩発見等のキャンペーンですけれども、これも感染状況によってキャンペーン停止期間とかがあったりして、計画変更があったというところですし、また、新型コロナウイルス感染症の受入病床確保事業、これにつきましても、病院が感染症対策で年度内に申請等をするのが難しい場合が多いということでの繰越して後で申請を受け付けるというような体制を取ったというところもありまして、以上のような理由から繰越額として全体で188億円増加したというところでございます。

以上でございます。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

もう一つ、ちょっと予算書からなかなか見えてこなかったのを確認したいんですけども、新型コロナウイルス感染症の対応のための地方創生臨時交付金、昨年、令和3年度も結構下りてきたと思うんですけども、これに係る繰越額とかっていうのも、今説明あった部分以外に、もしあれば教えてください。

○安慶名均代表監査委員 一般会計の繰越額約990億円でございますけれども、その中に含まれているこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業、これに係る繰越金が約184億円含まれてございます。

その主な内容については、先ほど会計管理者からお話がありました、ウチナーンチュ応援プロジェクトであるとか、受入病床の確保事業であるとか、ワクチン検査パッケージ等の活用促進事業などが、主な臨時交付金の充当事業の繰越しということになってございます。

以上です。

○小渡良太郎委員 今回増えた理由は、主にこのコロナ関連の予算、事業の部分で、繰越しになるということで理解をしてよろしいですか。

188億増えたうちの184億円が、今コロナ関連——臨時交付金ということだったので。

○安慶名均代表監査委員 おおむねそのような理解

でよろしいかと思えます。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

あと、歳入歳出決算書からも少し確認をします。歳入歳出決算書の65ページ、森林環境譲与税、歳入の部分があります。

これの算定過程と、あと、この財源を活用した事業とかというの、もし教えていただければ。

○名渡山晶子会計管理者 森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成であるとか、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するという観点で創設をされました森林環境税と併せて創設をされた譲与税となっております。令和3年度の収入済額は2569万円となっております。

この使途といたしましては、森林整備を実施する市町村の支援等に要する経費に充当するというところになっておりまして、農林水産部によりますと、令和3年度は全市町村が使えるような事業支援のシステム構築に関する費用、あるいは市町村職員の森林事業に対する理解増進等の人材育成に係る教材を作成したり、アドバイザーを派遣したりと、そういったような事業に充当したというふうに聞いています。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

次の66ページの交通安全対策特別交付金があるんですけども、これたしか法律上、交通安全対策に係る事業に充当するというので、ちょっと特殊な財源になっていると思うんですが、この充当事業を把握されておりますか、教えてください。

○名渡山晶子会計管理者 交通安全対策特別交付金は、増加する交通事故に対処するために、反則金収入を原資といたしまして、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置などの経費に充てるために創設をされた交付金でございます。

全国の交通反則金等の収入を交通事故の発生件数等の指標で配分をして交付をしているというふうに聞いていますけれども、その使途につきましては、地方公共団体が単独事業として行う信号機であるとか、道路標識等の設置・管理に充てているというところでございます。土木建築部が所管する県単交通安全施設整備事業費、公安委員会が所管する交通安全施設管理費等に充当しているというふうに聞いています。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

あともう一つ、97ページ、美ら島ゆいまーる寄附金、ふるさと納税の沖縄県版ですけれども、これに関して、どのような事業に活用されているのか教え



てください。

○名渡山晶子会計管理者 美ら島ゆいまーる寄附金、令和3年度の実績は379件、約2697万9000円というふうに聞いているところでございます。

活用方法でございますが、沖縄県の伝統文化の継承と発展、あるいは自然環境の保全、平和の創造と発信、離島の振興などの事業全体に活用するというところで聞いているところでございます。

○小渡良太郎委員 最近、企業版ふるさと納税というのいろいろと出てきていると思うんですけども、これに関する事例とかというのはあるのか教えてください。

○名渡山晶子会計管理者 企業版ふるさと納税制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附をした場合に最大で寄附額の9割が軽減されるというような制度でございますけれども、令和3年度の寄附実績が1600万円で、寄附企業としては5件、国のホームページで公表をされているところでございます。

5件からの寄附、1600万円を収納しているというふうに聞いております。

○小渡良太郎委員 この企業版、個人版を合わせて、ふるさと納税、沖縄県もいろいろと受けているんですけども、他府県と比較してどういう状況かというのまで把握されてますか。

○名渡山晶子会計管理者 申し訳ございません。

他府県との比較に関しましては、ちょっとこちらのほうでは把握してないので、部局で御確認いただけたらと思います。

○小渡良太郎委員 終わります。

○仲田弘毅委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 皆さん、おはようございます。

まず初めに、決算全般について、会計管理者そして代表監査委員の考え方を確認していきたいと思えます。

まず初めに、知事と会計管理者についての関係を伺います。

○名渡山晶子会計管理者 地方自治法第170条において、会計事務については、予算の執行、契約の締結、公有財産の管理を執行機関が、そして収入支出の現実の収支の手続、決算の調整、現金の出納等を会計管理者が行うというふうに定められているところでございます。

○仲里全孝委員 ここで会計管理者にちょっと確認します。

決算を議会の認定に付すに当たって、どのような内部手続、いわゆる決算の過程、プロセスがなされ

ているのかお伺いしたいと思います。

○名渡山晶子会計管理者 決算手続につきましては、地方自治法の第233条に規定がされているところでございます。

会計管理者は、決算を調整し、出納閉鎖後3か月以内に証拠書類、その他政令で定める書類と併せて知事に提出をいたします。

これは会計管理者決裁で行います。

知事は、決算及びその他政令で定める書類を監査委員の審査に付するというので、これは知事決裁になります。

監査委員は、提出をされた決算書を基本に、附属資料等に基づいて、照合及び審査をした上で、監査委員の合議による意見の決定に基づいて、60日以内に知事に意見書を提出するというようになっております。

知事は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけ、知事決裁を得て、次の通常予算を審議する会議、9月議会までに議会の認定に付するというようになっております。

また、知事は議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならないというふうにも規定されているところでございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

昨今、議会の中で、国庫補助金の未収入だとか、議会にかける、上程すべきことが提案されなくて、既に支出されているという問題が生じておりますけれども、そのときの会計管理者の責務、関わりはどういうふうになってますか。

○名渡山晶子会計管理者 まずは、一般的な契約の流れを御説明させていただきたいのですが、執行機関においては、まず、予算執行伺いで契約の目的ですとか、執行予定額、競争入札なのか、随意契約等なのかという契約方法を定めて決裁後、入札等を実施いたしまして、相手先が確定した後に、支出負担行為を整理いたします。

それを出納機関——私どもですけれども、出納機関に事前合議をして、あと執行機関において契約を締結いたします。

さらに、事業完了後に履行を確認し、出納機関に対して支出命令を行うというのが一般的な契約の流れになっております。

出納機関においては、その支出命令を受けたときには、法令または予算に違反していないこと、債務が確定していること等を確認した上で支出をすることとなっております。

今回の議会の議決に付すべき契約3件につきまし

ては、2件については——2件目、3件目の契約については、この審査の過程で手続の不備というのを指摘したところがございますが、最初の1件目についてはその確認が十分ではなく、支出まで至ってしまったことに関しましては、出納機関として重く受け止めているところがございます。

○仲里全孝委員 再度確認させてください。

この2件についても、会計管理者が最終的に決裁を下したということでしょうか。

会計管理者を通っているわけですか。

○名渡山晶子会計管理者 2件目につきましては、支出命令の段階で出納に回ってきているときに不備を指摘しております。

ほぼ同時期になったんですけれども、3回目の契約の支出負担行為の合議が回ってきておりましたので、この2件については不備があるのではないかというような疑問を投げかけたというところがございます。

○仲里全孝委員 会計管理者から意見を出されているということでしょうか。中身を教えてください。

○名渡山晶子会計管理者 この契約金額は議会の議決に付すべき案件ではないかということで確認をお願いしたというところがございます。

○仲里全孝委員 分かりました。

次に進みます。次に、一般会計と特別会計を単純合計したのでは、会計間の繰入れ、繰り出しをダブル計上しており、実態を現していない。

純計をするとどのようになるのか、内容を教えてください。

○名渡山晶子会計管理者 令和3年度における一般会計から特別会計への繰入額は、7会計に対しまして合計で778億712万490円となっております。

また、特別会計から逆に一般会計へ繰入れた額というのが2億2038万8049円となっております。

令和3年度の一般会計の形式収支は114億8551万3124円となっておりますが、この繰り出し、繰入れを行わなかった場合には、先ほどの約778億円の歳出が減少することから、形式収支といたしましては890億7224万5565円となると。一方で、特別会計の形式収支のほうですが、75億1202万7418万円が先ほどと同額の778億円の歳入が減少するということとなりますので、形式収支はマイナス700億7470万5023円ということになるかと思えます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

そのとき、一般会計と特別会計、別々に上程するのが一般的な考え方ではないのでしょうか。

今、会計管理者が述べるように。

○名渡山晶子会計管理者 地方公共団体の歳入歳出というのは、それぞれ個別に、特別会計はまた独立した会計ということで立てておりますので、そういったルールに従って繰入金、繰出金、それぞれの会計で計上することになっております。

○仲里全孝委員 分かりました。

次に移ります。所有者不明の土地管理特別会計において、予備費が毎年度計上されております。

毎年度、全額不用となっているんですね。

使用する見込みがない場合には、一般会計へ繰り出すべきではないのか、その点について、会計責任者としてどういう見解をされているのか伺います。

○名渡山晶子会計管理者 御承知のように、この所有者不明土地管理特会というものは、去る大戦で焦土と化し、所有者が判明しなかった土地を適正に管理するために設置をされた会計でございますけれども、この所有者不明土地管理特別会計では、歳入予算から管理に要する経費を除いた余剰額を予備費として計上しています。

この予備費につきましては、災害等不測の事態で管理する土地等に応急的な対応が必要となったときに備えている。あるいは土地の返還——この所有者不明の土地の真の所有者が判明をしたときには、その土地を例えば貸付けをしていて、使用料等が生じた場合には、その使用料等は管理に要する経費を除いて、一緒にお返しをするということにルール上なっているということ、その還付金の支払いが必要になったときに備えているというふうに聞いております。

また、歳入歳出の決算余剰金が生じた場合は、法令においてこれを積み立てることというような規定もあるようでございまして、毎年度、全額不用という状況にはあっても、そのように特別会計内で積立てているというふうに理解しているところがございます。

○仲里全孝委員 この積立てする目的とか、明確に根拠、毎年度同じ金額が予備費に計上されているんですけれども、それはどういうふうに考えていますか。

○名渡山晶子会計管理者 予備費の目的が、先ほど申し上げましたような不測の事態、あるいは還付金の支払いに備えるということになっておりますので、なかなか実際の所要額というのは見込みにくいのかなと思っております。定期的な額を計上しているのかなとも思いますが、すみません、その辺りの詳細につきましては部局で御確認をいただけたらと思います。

○仲里全孝委員 分かりました。

委員会でもちょっと確認していきます。

次に、3ページの健全化判断比率審査意見書の中で、健全化判断比率に係る審査意見書が、令和2年度から情報量が薄くなっている。

分子・分母ごとに要素分解しないと、トレンドや分析、背景、理由が分からない。

決算資料を充実することについて、監査委員の考え方をお願いします。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

ただいま委員から御指摘のあったとおり、この健全化判断比率の審査意見書につきましては、令和2年度から各比率に関する概要部分を除いて、審査の結果及び審査意見のみを提出することとしております。

これは、令和2年度は監査基準が制定をされて、全国でスタートして、さらに内部統制の制度もスタートというところで、いろんな業務の一環として、様々な規定や要領等も、内容を再検討いたしました。

その際に、この健全化判断比率並びにこの資金不足比率を議会に報告する前に、監査委員の審査に付すのは、これの比率についての客観性、あるいは正確性を監査委員の審査を経て担保するというような観点からなされているものであるということで、各県の審査意見書の状況も確認したところ、このような形の審査意見書が多く公表されておりましたので、そういう中でこの取扱いも参考にしながら見直したというところがございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

そのときに、ちょっと確認したいのは、県の起債などが細かくこれまでは明記していたものが、確認できない、見えない、県民に公表するのに、情報が欠けているのではないのかなということで、確認しました。

いかがでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 お答えします。

今、委員のおっしゃるとおりの部分ございますが、私どもとしては、監査委員が審査意見を知事に提出するに当たっては、その内容をチェックをして、数値と法令に適合して、正確であるというところを意見として述べるというのが主でありまして、他県もそのような取扱い、様式でこの意見書を出しているところが多くございますので、それに合わせたというところでもあります。

今おっしゃったような内容の細かい部分については、それは当然、審査意見書を作る過程で監査委員はチェックをしておりますけれども、監査委員としては、知事に対して、それが正確であるということ

の結果だけを意見としては述べるいうところで、健全化判断比率等の内容等については、これはまた作成をしている側の説明の部分なのかなというような、役割分担というか、そういうところで他県の状況もそのような取扱いをされているということで見直しをしたというところです。

○仲里全孝委員 判断比率そのものは、沖縄県の場合はパーセントが下回って、それは適切に処理されているのは分かるんですけども、ぜひ、中身が意見書の中で明記をされるような見直しを、可能なものはぜひ取り組んでいただけないかなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 この健全化判断比率等については、まず、知事が作成するものであります。

それを提出をされて、監査委員が内容を審査するという役割でありますので、作成する側と審査する監査委員の審査意見書の資料の在り方、公表の仕方、これについては作成をしている知事の側との調整も含めて、今後検討していきたいと思っております。

○仲里全孝委員 よろしくお願いします。

次に、基金について、何点か確認させていただきます。

決算書の99ページ、261ページ、財政調整基金について、取崩し90億、積立て約345億となっているが、大幅に積立てが増加した要因をお願いします。

○名渡山晶子会計管理者 財政調整基金につきましては、令和4年5月に345億2820万5000円を積立て、90億8954万2000円を取り崩しておりまして、5月末現在高が465億40万6000円ということになっております。

積立額が増加した要因といたしましては、令和3年度において、地方交付税の追加交付があったり、あるいは県税が増収になったりというようなことにより、積立額が増えたというふうに聞いているところでございます。

○仲里全孝委員 交付金の増額と、県税の増額と、どれぐらい多くなっていますか。増えてますか。

○名渡山晶子会計管理者 地方交付税につきましては、令和2年度と比較して約258億円増加をしております。

県税収入につきましては、同じく令和2年度と比較して約78億円の増額ということになっているところでございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

次に移ります。減債基金について、取崩しが約108億円、積立て約223億円となっているが、臨時財政対策費返還基金への対応として、積立てられた額と、そ

の積立額の考え方についてお伺いしたいと思います。  
**○名渡山晶子会計管理者** 減債基金につきましては、委員がおっしゃいましたように、令和4年5月に223億257万9000円を積立て、108億円を取り崩しているところでございます。

そのうち、臨時財政対策費償還基金費に係る分が94億5474万6000円というふうに聞いているところではございますけれども、御質問の積立額の考え方につきましては、基金それぞれ各部局において所管をしておりますので、こちらのほうからはなかなかお答えしづらい部分がございますので、減債基金は総務部のほうに御確認をいただけたらと思います。

**○仲里全孝委員** 分かりました。

また委員会のほうで確認したいと思います。

この積立て、そもそも目的がありますか。

目的、皆さんのほうで把握されていますか。

**○名渡山晶子会計管理者** 減債基金は県債の償還に必要な財源の確保により、県債残高の適正な管理を行い、将来にわたる健全な財政運営に資することを目的として設置をされた基金だというふうに位置づけられております。

**○仲里全孝委員** ありがとうございます。

次に移りたいと思います。県有施設整備基金について、繰入金27億円を活用した主な事業というのは何でしょうか、伺います。

**○名渡山晶子会計管理者** 県有施設整備基金、令和3年度の繰入収入済額27億円を活用して充当した事業は全部で41事業でございますけれども、その主なものといたしましては、玉城青少年の家改築事業、こちらのほうが約2億8000万円、県単離島空港整備事業約2億2000万円、県民の森管理事業費に約1億3000万円などというふうに聞いているところでございます。

**○仲里全孝委員** 分かりました。

この件について、詳細を委員会で確認していきたいと思えます。

次に移ります。

土地開発基金について、近年、全く活用がされていない状況である。今後の在り方はどういうふうに考えているのかお伺いします。

**○安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地をあらかじめ取得することによって、事業の円滑な執行を図るために設置された基金であります。県が、県の土地開発公社、あるいは町村土地開発公社に必要な経費の財源に充てるため貸し付けるという基金でございます。

今、委員のおっしゃるように直近の貸付け状況としては、平成25年度に北中城村の米軍用地返還地サウスプラザ地区への公民館等の用地取得のための資金として、町村土地開発公社へ貸付けをして、28年度に全額を償還されております。

その後は基金からの貸付けはないというふうに聞いております。

設置については、基金設置の趣旨、あるいは経済情勢を踏まえ、今後、所管部局においては適切に活用していく方針というふうに聞いております。

基金の今後の在り方について、個別には監査委員として言及はできませんけれども、やはりそれぞれの基金の設置目的、あるいは社会経済情勢、これを踏まえて、適切かつ効率的な運用が図られるように、活用状況も見ながら、不断に検討する必要があるというふうに考えております。

**○仲里全孝委員** ありがとうございます。

次に進みたいと思います。

職員退職手当基金について確認したいと思います。

近年、取崩しが行われていない状況であるが、基金の在り方として実際適正なのか、お伺いしたいと思います。

**○安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

職員退職手当基金であります。これは職員の退職手当の支給に要する経費の財源に充てるために設置をされた基金であります。

この基金は昭和63年に設置をされて、その残高としては、平成18年度の約179億円、これがピークでありまして、その後取崩し等がありまして、近年は50億円余りで推移をしているというところでございます。

所管部局の方針としては、今後の財政状況と、退職手当の需要の動向を見極めながら活用していく予定というふうに聞いております。

この基金につきましても、先ほどの土地開発基金と同様に、やはり基金の設置の目的であるとか、その時々社会経済情勢を踏まえて、適切かつ効率的な運用を図る、このことを不断に検討していく必要があるというふうに考えております。

**○仲里全孝委員** ありがとうございます。

国が今後、定年を65歳まで延長すると、そういうふうに決定しました。

今後、この退職手当というのは、国からの何らかの措置があるわけですか。

補填はありますか。

**○安慶名均代表監査委員** 大変申し訳ありませんが、この退職手当についての延長した場合の財源措置、これについては今、監査委員としては承知をしてお

りません。

○仲里全孝委員 分かりました。

ありがとうございます。

また、こちらのほうでも、ほかの委員会で確認していきたいと思います。

これで終わります。

ありがとうございました。

○仲田弘毅委員長 休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時33分再開

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

石原朝子委員。

○石原朝子委員 よろしく申し上げます。

決算書の104ページになりますけれども、104ページのほうで過年度収入5100万余りの収入が入っておりますけれども、その内訳についてどういうふうになっておりますでしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 過年度収入5115万9639円の内訳でございますが、令和2年度精神障害者医療保護入院費補助金の精算に伴う追加交付分の受入れが4535万4639円、令和2年度に発生した農地農業用施設及び林道の災害復旧事業に係る補助金580万5000円がその内容であるというふうに聞いております。

○石原朝子委員 この過年度収入というのは毎年、このような金額で計上されていくんでしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 金額は年度によってばらつきがあるかと思っておりますけれども、例えば国の補助金というのは各要綱によって様々でございますが、今回のような形で、当該年度、事業を行って、その翌年度に国庫として精算をして追加で収納をした場合などには、過年度収入という形で整理がされるというところがございます。

○石原朝子委員 過年度収入が発生する要因というのは、この国庫補助事業の精算等に伴うものが主になるということですね。

○名渡山晶子会計管理者 年度によって、もしかしたら違う種類のものも上がってくる可能性はあろうかと思っておりますけれども、今回に関しましては、国庫補助に係る精算分ということで2件を計上しているというところがございます。

○石原朝子委員 今回、資料として、令和3年度の内部統制評価報告書が提出されておりますけれども、監査委員にお伺いしますけれども、今回、この内部統制評価報告書を御覧いただいたの御意見を少しお聞かせいただけますか。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

内部統制制度は、令和2年度から全国一斉に導入された制度でございます。

この制度の中では、年間の内部統制の結果を評価報告書に取りまとめて、監査委員の審査に付すというような仕組みになってございますので、今回の委員御指摘の報告書についても、監査委員で審査をして、審査意見書を発出してございます。

これは、自治体が組織としてあらかじめリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することがいろいろ求められているというところがございます。評価の方法としては、この内部統制の評価報告書が知事によって行われるわけですけれども、知事による評価が評価手続に沿って適正に行われたかどうか、あるいはその内部統制の不備について、重大な不備についての判断があるわけですけれども、その判断が適切に行われているかどうか、これについて監査委員が審査をしてございます。

今回の審査の結果としては、その評価手続及び評価結果に係る記載は相当であるというふうな意見を述べさせていただいております。

以上です。

○石原朝子委員 今回のこの報告書、令和2年度からこの制度が適用されているわけですけれども、今年度、この報告書の中に重大な案件が生じていたということなんですけれども、その中で、国庫支出金に係る過少申請があったようですが、そういった事件に関しては決算にどのように反映されているのかお伺いしたいんですけれども。

○安慶名均代表監査委員 ただいまの国庫補助金の過少申請の場合、令和3年度の決算で土木建築部のほうに発生しておりますけれども、これについては繰越額が小さかったということで、国庫の受入れができなかったということですので、一般財源で決算をしたというふうに考えています。

○石原朝子委員 この案件に関しては、令和3年度決算書のほうでは、表記されていないということでしょうかね。

今年度の予算で相殺されるという話は聞いておりますけれども。

○安慶名均代表監査委員 委員が今おっしゃっていた今年度で精算というのは総務部のほうでありました10億円のものでございます。

これについては、国の令和4年度予算から、過年度支出をして精算をしていますけれども、これについては今年度の予算の執行状況を見ながら、財源の

手だては検討ということだったと思います。

今この内部統制評価報告書に載っている国庫補助金の過少申請は、これは土木建築部の1億円余りの件でございます。

これについては一般財源で決算がされているというところでございます。

**○名渡山晶子会計管理者** 少し補足をさせていただきますと、代表監査委員のほうから御説明ありました、国の過年度支出によって10億円余りは出されたというところございまして、この10億1892万2688円につきましては、令和4年5月30日に国庫金受入れ済みというところで、令和3年度の歳入としては収納されているということでございます。

**○石原朝子委員** 分かりました。

ありがとうございます。

補足ではありますけれども、この事業についての決算財源事業別内訳支出済というものを、そういった相殺が確認できる資料等もございましてでしょうか。

**○名渡山晶子会計管理者** この歳入につきましては、農林水産部の農業費国庫補助金の中の内訳の一つとして入っている——調定がされていますので、その中で含まれておりまして、事業名としてちょっと決算書には載っていないかと思えます。

**○石原朝子委員** 大変申し訳ないんですけども、その事業をですね、決算ベースの財源内訳表を資料として頂きたいんですが、それは可能でしょうか。

**○仲田弘毅委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、会計管理者から令和3年度歳入として収納されていることが分かる資料でよいか確認があった。)

**○仲田弘毅委員長** 再開します。

名渡山晶子会計管理者。

**○名渡山晶子会計管理者** 調定等の書類に関しましては、執行機関のほうで実施をいたしますので書類はこちらにはないのですけれども、出納部門のほうで保管している帳票としまして、国庫金受入済通知書というのがございますので、そちらについて提供をさせていただきたいと思えます。

**○石原朝子委員** よろしくお願ひします。

最後になりますけれども、今回、内部統制の評価報告書を見て、やはり財務関係の手続上の、結構ミスが多いようなのですけれども、職員に対してどういった庁内研修をやっておられるのか、3年度の実績等を御報告お願ひいたします。

**○名渡山晶子会計管理者** 出納事務局においては、会計事務に関わる職員ですとか、かいは出先機関の出納員を対象とした研修を実施しております。

令和3年度の実績ということであれば、会計事務研修のほうは119名の参加、かいは出納員研修のほうは46名の参加というふうになっておりまして、今年度から、これはコロナで集合研修が密になってしまおうということもあって、オンライン形式とのハイブリッドで行っております。

このような形で、遠隔の職員等も参加しやすいような研修体制も取りながら、出納事務局といたしましても、ミスの防止ですとか会計スキルの向上に努めてまいりたいと考えております。

**○石原朝子委員** その研修の際に使用されました研修資料等も頂けますでしょうか。

**○名渡山晶子会計管理者** 少し見繕って提供したいと思えます。

**○石原朝子委員** ぜひ、私も見てみたいので、はい。

その研修、やはり皆さん、職員忙しいので、なかなかオンラインでも、日にち設定がされていますと参加が難しいと思うので、やっぱりオンデマンド化によって、その職員が見たいときに、調べたいときに、紙ベースも必要ですけれども、そういった情報提供もよろしいのではないかという要望なんですけれども、その件に関してどう考えておりますか。

**○名渡山晶子会計管理者** 研修を実施いたしましたら、またその後、アンケートなどを実施して職員の声を拾いながら、よりよい研修の在り方、創意工夫を重ねてまいりたいと考えております。

**○石原朝子委員** やはり公金の取扱い、財務関係に関する諸手続等も、県民にとっては、もう大変な不利益を被ることになりますので、ぜひともそこら辺、強化していただいて、内部統制の報告に上がる件数が少なくなっていいただきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

以上です。

**○仲田弘毅委員長**

呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員** 会計管理者にお伺ひしますけれども、僕も2つ、3つ見繕ってやりますので、よろしくお願ひします。

まずね、内部統制監査、今の評価報告書を送ります。

これについて少し皆さんの意見を聞かせていただきたいと思うんですけれども、そこの6ページを少し開けていただけますか。

これね、ちょっと私はこれ読んでいて非常にショックを受けて、皆さんと我々、政治家と行政は感じ方が違うんだなと思っているんですよ。

まずね、アの国庫補助金の繰越額の過少申請、こ

れはもう今やっていますから、別にこれについてはもうこれ以上やりません。

イの公文書の紛失、監査の皆さんはこれをどう捉えているんですか。

分かるかな、6ページのイだよ。

もう1回言う、内部統制評価報告書、6ページ。

**○安慶名均代表監査委員** お答えします。

令和3年度の内部統制評価報告書では、4件の重大な不備が指摘をされています。

その中の一つが今、御指摘の公文書の紛失だと思いますが、これは情報管理の分野で、この公文書の紛失というのが重大な不備として上げられておりますけれども、この情報関連の不備については、昨年度に引き続き重大な不備としての指摘ということになっていると思っております。

大変重大な事案だというふうな認識は持っております。

この重大な不備として判断をしてこの報告書に載せたその手続過程について、監査委員としては、審査をして、適正に重大な不備としての判断がなされて公表されたものというふうな認識をしております。

以上です。

**○呉屋宏委員** この後処理はどうしたのか。

これね、同じものの17ページになるのかな、情報管理に関する事務。

これ皆さんは多分、破棄をしたらろうという想定の下でこの210名の個人情報、だろろうということで破棄されているんでしょう。

違うの。

**○安慶名均代表監査委員** 内部統制の評価、部局によるこのヒアリングの中では、この書類については所外へ持ち出したという経緯はないということで、今、委員がおっしゃるように、誤って破棄した可能性が高いというところですよ。

そのため、それが所外に個人情報が流出した可能性は低いというような判断をされていると聞いております。

**○呉屋宏委員** 監査委員にお聞きしますけれどもね、これは皆さんが書いてあることなんだよ、僕が言っているわけじゃない。

皆さんは多分、所外に持ち出された可能性は薄いと、だから恐らく別の書類も一緒に破棄したんだろう、これだろろうなんだよ。

これね、210名の個人情報がこういう形で流れるというのは皆さんの感覚と我々の感覚が違うのかな、そんなふうにも感じるんだけど、これ重要だと思うんですよ、僕は。

続けて言いますね、その次の重要課題の3番、これは7ページのウ、自宅療養期間中における外出、新型コロナウイルスに感染して保健所から自宅療養の要請を受けた職員が、療養期間中に飲食を伴う会食などの外出を繰り返すという事案が発生した。

これどう思っているのか。

**○安慶名均代表監査委員** すみません、今の質問にちょっとお答えする前に、この評価報告書は監査委員が出した報告書ではございません。

総務部のほうで取りまとめた報告書で、監査委員としては、この報告書が所定の手続を経て作成されたということを審査して、回答して意見書を出しているというところでございます。

今、この報告書の個別の具体的な内容について、監査委員が中に入って審査をしてチェックをしたというようなことではございませんので、ちょっと個別の事案の内容については、私どもではなかなかお答えしにくいところがございます。

**○呉屋宏委員** じゃあこの沖縄県の知事部局から回ってきたこれは、監査委員は読んでないってことか。分からないということか。

**○安慶名均代表監査委員** もちろん、報告書が提出されて審査に付されておりますので、バックデータも含めて資料を点検しながら、この報告書が出来上がった経緯であるとか、内部統制のリスクの認識の仕方であるとか、そのチェックの仕方、あるいはその中で、これについては重大な不備に当たるというところの評価部局の内規の中でチェックをしてこれだけを出してきていますので、この辺の手続がちゃんと、所定の事前に用意された手続手順に沿ってなされて報告書にまとめられたということのチェックをしてございます。

**○呉屋宏委員** じゃあこれは、この重大課題か何かを評価するものは、監査委員が判断することじゃなくて、今の話では、部局長が、もしくは知事部局でそれを判断をして、これを監査委員に送ったと。

皆さんが出したのは、これに対する審査意見書というのが出ているよね、これを読んで、これを出すんでしょう。

これを読んで皆さんがどう思ったかということ僕に聞いているんだよ。

**○安慶名均代表監査委員** 私ども、監査委員が審査意見書で述べている部分というのは、この内部統制の評価が所定の手順に沿って、知事部局が評価をしているというところのまずチェックをして、その部分について審査意見を述べてございます。

この内容についてどう思うかというところについ

ては、——監査委員でその内容について議論をして意見書にまとめているということではございませんので、監査委員の公式な見解としては、内容については、ちょっと申し上げられないところです。

**○呉屋宏委員** じゃあ続けてやりましょうね。

4番が一番大事なことで、これ、僕も土木環境委員ですからね、これ本部港内の施設で1人亡くなっているんですよ。県の施設のドアに挟まれてね。ここまではね、今また監査とのやり取りになるから内容については言わない。

しかし、8ページの2番、全庁的な内部統制評価についてという形で知事部局が判断していることは何て書いてあるかということ、前記第2の3に従い評価を実施した結果、各評価項目に対して適切な取組がなされており、整備上・運用上の重大な不備は認められませんでしたと。

人一人が亡くなって重要な案件ではないということなんですかこれは。

皆さんに見解を——これは土木環境委員会でもやるけれども、これはこういう話なのか。皆さんはこれを見てどう感じるの、監査は。

**○安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

整備上・運用上の重大な不備というのは、この整備上というのはこの評価に係る、この業務に係るマニュアルであるとか、いろんな手続がまずしっかり立てられているかどうか、そして、運用上の不備というのは、これを運用するに当たって、そこに重大な誤り、適切な運用がなされなかった事案がないかどうかとか、そういった制度上の話でありまして、今、委員がおっしゃるように、この事案が重大な事案ではないという判断ではございません。これは当然、大変重い事案だというふうに認識をしております。

以上です。

**○呉屋宏委員** 私はね、この項目の一番ショックを受けたのは、この8ページですよ。

全庁的な内部統制評価、いわゆる知事部局の考え方、皆さんに対して言うつもりはないけれども、そこまで言うのであればね、あえて言いませんよ。しかし、整備上・運用上重大な不備は認められませんでしたってここに、このコメントを知事部局が書いているということ自体が僕には理解ができないわけ。

これ僕が書いたんじゃないよ。ここだけはね指摘をしておきたいと思いますから、これ今後ね、ここには座ってないけれども、多分マスコミも見ていると思うよ。こんな状況が重要課題じゃないっていうこと自体がね、評価されていること自体が、私は信

じられない。

次、行きます。

ちょっとお伺いしますけれども、16ページにある地方消費税の清算後の地方税の収入1756億となったと。しかし、コロナ禍で疲弊する沖縄経済という一方で、税収は過去最高となっていることの現状、これは会計管理者はどう思っているの。監査でもいいや、どちらでもいいよ。

**○名渡山晶子会計管理者** 決算の数字で申し上げますと、令和3年度の県税収入につきましては、前年度比約73億円増加ということになっておりまして、これは一部の業種——金融業ですとか、建設業、あるいは医療機器等の販売業等と聞いておりますけれども、収益の改善が見られたということで法人事業税が増加をしている。

そして、地方消費税に関しましては、課税取引の増加ですとか、輸入に係る取引による収入増とかがありまして、その部分についても増加をしている。

地方消費税清算金ですけれども、これは最終消費地と課税地が、消費税の場合と違うということで、各都道府県が全部出し合って、一定の要件の下に配分をし直すという清算金でございまして、こちらにつきましても、全国的に課税取引が増えたということで、地方消費税清算金も前年度比で約55億円増加しているということで、決算上の、今、監査委員意見書に触れている収入増の部分の数字につきましては、状況としては、そのような内容になっているところでございます。

**○呉屋宏委員** これは増収になったわけだから、これどこに行ったの、このお金は。

**○名渡山晶子会計管理者** 県税並びに地方消費税清算金につきましては、自主財源というふうになっておりますので、必要な事業と判断された事業に予算づけをされて、それぞれ活用されているものと考えております。

**○呉屋宏委員** 考えているわけじゃなくてさ、結局、これだけ増収になったわけだから、これを再度、疲弊したこの社会に戻す、経済に戻すということのものは、どこに行ったかは分からないのか。基金に積み上げられたのか、何なのか。

**○名渡山晶子会計管理者** 国庫支出金等の歳出の用途が限定をされていないというところで、一般財源でございまして、委員がおっしゃいましたように、基金に積み上げられた部分もちろんあるでしょうし、各事業費の中に充てられたものもあるというふうに理解しているところでございます。

**○呉屋宏委員** 見ていると議会でこのコロナ禍の中



でずっと議論をしていて感じるのはね、ほとんどが地方交付税としてコロナ対策の部分で回ってきた部分もかなりあるんだよね。9割だとかっていう形の国庫で回ってきている。ここからほとんど出ているんだよ。だから、この増収分がどこに行ったかというのは、多分、これまた基金に回ったのかなという感じがしているんですね。ここのポイントポイントで、今、増収になったことは分かる、これは、いろんな部分で増収になったんでしょう。ところが、これに対してこの使い方社会にもう一回、下ろして、疲弊しているところに使うということができなかったのかなという感じがして、増収になった分だけの事業が起こったかという、起こっているようには見えないんだよ。そこで僕は聞いているんですよ。専門じゃないから分からないと言われたらもうそれ以上は言えないので。

それと、もう一つ議論したいのが、会計管理者に聞きたいけれども、この一借の定義ってというのが僕よく分からないんだが、どういうことか。

**○名渡山晶子会計管理者** 一時借入金は、地方自治体内において、一時的に歳入と歳出で、歳入不足になったときに借入れを行い、それをもって事業執行に充てるというところで、当該年度内に返済をすることが要件と言いますか、返済をすることになっている借入金でございます。

**○呉屋宏委員** これもよく分かる。

これもね、皆さんね、15ページの一番下に、一借の実行状況というのがある。これね、こんなに細かく3日間借りるとか、こんなぐじゅぐじゅ、借りないといけないのかなと思いつながら僕は不思議でしょうがなかったんだけど。

例えば借入れ実行額というの、これ累計で言えば4兆円余っているわけでしょう。

違うの。

**○名渡山晶子会計管理者** 令和3年度の一時借入れ実行額は、189日間で4兆631億3200万円となっております。

**○呉屋宏委員** これどこから借りているのか。

**○名渡山晶子会計管理者** 指定金融機関等となっております。

**○呉屋宏委員** 午前中の議論でもあったんだけど、あなた方は、いろんな基金というポケットがあるさね、このポケットから使うことはできないの、そこにもう一回返せばいいんじゃないの。

何でわざわざ市中銀行から、こんな細かく3日間とか5日間とかって借りる必要があるのか。

何のためにこの基金というのがあるの。

そこから流用できないのか。

**○名渡山晶子会計管理者** 基金に属する余裕基金というのは通常、流動性の高い基金を除く約9割が中長期の運用をしているところでございます。

今、委員がおっしゃいましたように、この一時借入れ、一時的な資金不足というのは、3日だったり、10日だったり、非常に細かく、借りなくていい日もあれば、借りる日もあるというような形でありまして、基金の繰替え運用というのももちろん制度上できる形にはなっていますけれども、現時点においては、一時借入れをしながら、もっと根本的な話として各部局に対して早期の国庫金の受入れ等を呼びかけているというようなことで対応しているところでございます。

**○呉屋宏委員** 私が言っているのはそうじゃない、僕は午前中でも、仲里委員が言っていた中に、皆さんの基金の中に、県有施設整備基金繰入金というのがあるんだよ。さっき、何年前かな、5年前に1回使ったって言っていたけれども、これほとんど使われてないんだよ。恐らくこれを設置して、基金を入れてね、恐らく使ったってというのは2回か3回ぐらいだよ。多分これ、50年前からあるんじゃないの。このような基金がここの中に存在してて、この基金を柔軟に運用するということができないのか。基金はどうなっているかというのは、あまり監視したことないんじゃない。

**○名渡山晶子会計管理者** 先ほども申し上げましたように、基金のうち、当座の取崩し予定があるような流動性のある部分を除いては、ほぼ9割が定期預金であったり、あるいは債券であったりというような形で中長期の運用をしているという状況でございます。

**○呉屋宏委員** そこまで言うんだったら、この施設整備基金、これは幾らあるの今、残額は。

**○名渡山晶子会計管理者** 県有施設整備基金の令和4年5月現在の残高でございますが、231億853万3000円となっております。

**○呉屋宏委員** さっき言いましたね、この基金の状況、この基金を見て4兆631億、これが累計だよね1年間の。つまり、300億借りて、3日後にまた300億返して、また1週間後に300億借りてまた返してと、こんなことをやっているわけでしょう。それで民間に0.002かの金利を払っているわけでしょう。

この金利の上限というのは幾らなの。要するに、0.002で借りられる枠は幾らまで。

**○名渡山晶子会計管理者** 指定金融機関と交わっている借り越し契約の内容といたしましては、利率は

県の所有する定期預金のうちの利率の低いものから順次、適用していき、その利率は当該定期預金の利率と同率であるというところで、ちなみに令和3年度におきましては、0.002%という形でほぼ借りているところでございます。

それを超える場合につきましては、短期プライムレートを適用ということで、直近で言いますと2.175%になるわけですが、そこには至っていないという中で、その0.002%の範囲内で借入れを行ったというところでございます。

○仲田弘毅委員長 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員から上限額の確認があった。)

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

名渡山晶子会計管理者。

○名渡山晶子会計管理者 預けている金額はもっと上なんですけれども、借り越し契約の上限額を、これは議会の議決も得まして、1年度で700億円以内というふうに定めているところでございます。

○呉屋宏委員 これだけ皆さんが今、この一借でやっている期間というのは、この700億、最高でどれぐらいつままで行っているの。

○名渡山晶子会計管理者 最高借入額は、令和4年1月の522億円でございます。

○呉屋宏委員 基金で充当できるという基金を調べたことはありますか。この基金だったらできるんじゃないかという基金を調べたことがありますか。

○大石優子出納事務局会計課長 お答えします。

一時借入金ですけれども、普通地方公共団体の長が歳出予算の支出をするために一時借入金をすることができるといって、長権限で行っております。

先ほどの基金の中でということでしたけれども、一時借入れが発生して、令和3年度についてはコロナ関係で支出が厳しかったものですから、財政課とも協議をして、財政調整基金であるとか、そういう形で運用ができないかということで相談を行っているところなんです。

○呉屋宏委員 さっきの会計管理者とは違うじゃない。基金の質が違うからって、あんたは今、財政と相談しているって、お互い合っていないんじゃないの、今の話は。

○名渡山晶子会計管理者 説明が不足しておりましたが、流動性の高い基金を除きというところございまして、財政調整基金というのは流動性が高いと言いますか、必要に応じて出し入れをする基金ということで、財政調整基金に関しましては、万一に備えて、短期の運用をしながら、場合によっては、そ

ういう基金からの融通というのも相談をしているというところでございます。

○呉屋宏委員 減債は何に使っているの。

幾らあるの。

○名渡山晶子会計管理者 減債基金の令和4年5月末時点での残高は、406億2707万8000円でございます。

○呉屋宏委員 僕はね、こういうものをうまくかみ合わせれば、そこまでこんなね、どたばたしながらこんな借りたり返したりさ、それは電子的にやっているんだろけれども、そういうことはもう一回見直したほうがいいと思うよ。

何のための基金。世の中は、ポケットに預金がなく困っている、県庁は、ポケットにお金がいっぱいあって困っているんだよ。僕はそんなふうには見えない。コロナになってお金が集まっているのは、地方公共団体ですよ、今のところ。それをなぜ民間にもっと出さないんだというところが僕は非常に問題だと思うよ。ここは、適正にやっているってことは分かる。適正にやればいいということではなくて、いいですか、あなた方のあれ見てごらんよ、今から議論するけれども、公債比率は7.1か、経常収支比率が88.0、こんな数字がね、あなた方、コロナになってから、財政の数字がよくなっているんだよ。民間は悪化しているんだよ。この意味が分からないのかと。この間僕は一般質問で酪農組合の話をしたけれども、本当に倒産しようとしている。明日、本当に仕事を辞めるという人たちがいる中で、ここに基金が積まれていること自体が僕は許せない。県民の代表として、僕はこれは許せない。

それでは、令和3年度の健全化判断比率審査意見書から質問しますが、全国的に見ても、実質公債費比率、将来負担比率が相当改善していますね。大規模な金融緩和の下で金利水準も低下しています。

このような状況において起債を積極的に行い、将来への投資を大胆に行う可能性が沖縄県には備わっていると考えているけれども、皆さんはどう考えているのか。

○安慶名均代表監査委員 実質公債費比率等については、高率補助で沖縄県は裏負担が少ない。そのため、起債発行が少なく済むというところ、それから、いろんな行革プランの中で、臨財債等以外の建設債については、箱物を抑制ということで、210億円という目標を掲げて、その範囲内に収めるというような取組をずっと今、継続してやっています。

そういったことの効果が現れていて、全国に比較してもかなり良好な数値が今、出ていると思います。

以上です。

**○呉屋宏委員** 僕は、監査の皆さんとこの議論をやるということではなくて、ここを通してからしか皆さんのところから、県庁知事部局には行かないんです。

これはちゃんと報告をしてほしいと思っているし、民間がどういう思いで今、生活をしているかということもよく分かってほしいと思う。

実質公債比率のランキング、これちょっと古いランキングだけれども、沖縄は決して悪くはない。そして、将来負担比率、さっき言った公債費比率もそうです、将来負担比率を今、安慶名さんが言ったとおりなんだよ。

これはね、どこから来るかというとおっしゃるとおり、沖縄振興計画があつてね、高率補助があるからこうなっているんですよ。僕は本会議でも言ったんだが、あと10年しかありませんよと。

あなた方、この将来負担比率なんていうのはね、みんなが200とか300いっているところに、今、沖縄県はここに出ている決算書では30ですよ、30。東京に勝つか勝たないかだよ。東京が一番低い。将来負担が30%しかない。30%とは言わないけれども、それぐらいの部分だ。これはね、一番上はどれぐらいかといったら、沖縄が30に対して兵庫県が345、北海道が328、新潟県が284、こんなところですよ。沖縄は30だよ。

高率補助、こういうもので全部公共工事をやってきたけれども、あなた方はまだ出し惜しみをしている。沖縄のこの渋滞見てごらん。ここに何でお金を投資させないかということがね、監査が指摘をできないかもしれないけれども、そういう形で公共工事を誘発させていかないと、あと10年で使っていかなないと、本当にこれ、10年後はもう公共工事もなくなりますよ。そういう議論ができるところは、ここしかないんだよ。

どう思う、これ。

**○安慶名均代表監査委員** 沖縄振興特別措置法の中での高率補助制度の恩恵を受けている部分が、今、委員がおっしゃるように、非常に多いかと思えます。

その辺りは率としては非常にいいわけですけども、ただ、また別の指標、自主財源比率であるとか、財政力指数、そういった指標では、これはまた、全国平均、九州平均よりもかなり下回っているという状況もあつて、審査意見書にも書いてありますけれども、依然として、国庫であるとか、地方交付税とか、国の地方財政対策、地方財政制度の動向に大きく影響を受けるというところでは、そういう意味では、全国でもよくない状況にあります。

いろんな指標があるので、そういうことを勘案しながら、いろんな政策を選択していくべきだとは思っています。

高率補助については、やはり、今回の振興計画でも継続をしておりますけれども、これはいつになるか分かりませんが、やはり全国と同様な条件の中でも、伍して戦えるような財政構造をつくっていかないといけない。それは非常に重要な課題だというふうに思っています。

**○呉屋宏委員** 皆さん、そんな難しいことではないけれども、専門の言葉が入ってくるから難しい。

いいですか、さっき言った基金、貯金が、自分のポケットに現金がいっぱい入っている。おまけに、道を造るときには、ほかの都道府県は50%が国庫、50%が自己負担。いいですか、沖縄は10%が自己負担、90%は国庫、国からもらえる。この段階で造らないと、いつ造るの。自主財源10%はポケットに入っているんだよ。

そういうものをうまく回転させないと、何か、基金にいっぱい積み上げていけば何かいいのかなというような、そんな錯覚さえ起こる。

平成12年か13年ぐらいに、行財政改革っていうのが推進されてきましたよ、今から20年ぐらい前にね。そのときに、この20年前の行財政改革のときに、経常収支比率を落とせ、公債費比率を落とせ、それがね、さも行政が一生懸命やっているという指標だったと思う。ところが、今ここまで来たときに、我々がやらなければいけないのは何か。

住民に対して、県民に対してどれだけ還元して、その人たちを助けて、もうけられるようにして飯食っていけるようにするか、これが県庁の仕事だよ。財政の指数をよくすることがあなた方の仕事ではありません。

じゃあ聞きますけれども、財政指標について今言いますが、平成23年度と令和3年度の標準財政規模、何でこれが582億も上がっているのか。

何の意味があるの、これ。

どんな理由で上がったのか。

**○安慶名均代表監査委員** 標準財政規模は過去の数字とか手元に今ないので、ちょっと比較できないんですが、標準財政規模というのは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、内容的には、標準税収入額であるとか、普通交付税をプラスしたものということになっていますので、やはり税収の増であるとか、普通交付税の額であるとか、そういった部分で一般財源の額が増えてきているというのが標準財政

規模にも反映しているのだろうというふうに思います。

**○呉屋宏委員** 僕が言いたいのは何かっていうのはこうなんです、これね、標準財政規模というのは、今言ったとおり、580億もの力がついてきているんじゃないのか。

私はこれをそういうふうに見ていいですか。この標準財政規模というのはそういう目で見えていいのか。

**○安慶名均代表監査委員** 標準財政規模の意味するところは、通常収入されるであろう経常的な一般財源ということですから、これだけの額が増えたということは、それだけ独自に対応できる財源が確保できているということだと思います。

**○呉屋宏委員** だから、僕が言いたいのは何かというと、これは一般質問でもずっと議論してきたんだけど、本当に今、もうこの10年で仕上げなければいけないという、僕は焦りがある。政治家として。皆さんは違うのかもしれないけれども。僕らはそういうのが自民党の中であって、どうしてもこの渋滞の状況、鉄軌道の問題、MICEの問題、これどうやって片づけるのか。

今まで大型工事をやってこなかったから、これだけのものが積み上がってきているわけだよ。基金もそうだし、いろんな部分で。

もう一つ、逆に聞きますけれども、経常収支比率が8%落ちましたね。これは何が要因なのか。

**○安慶名均代表監査委員** 令和3年度の決算における経常収支比率は88.0%でございます。

前年度96.4%ですので、8.4ポイント、今回は大きく低下をしたというところでございます。

この比率が低下した要因としては、国税収入が見込みよりも増えたことによって、地方交付税が増加したというようなことが主な要因だというふうに考えております。

経常収支比率が令和3年度に少し改善をしたというものは、やはりこの交付税の関係もあって、他の都道府県においても同様な傾向が出ているというふうに承知をしております。

以上です。

**○呉屋宏委員** 経常収支比率の中身を見ているとね、人件費が決して落ちてはいないんだね。2.0%上がっているんだよ。

けどね、これよく分からないのが、このその他の経費で13.2%下がっているってことはどういうこと。何なの、その他って。

**○安慶名均代表監査委員** その他の部分については、令和3年度の決算統計において、これまで県単融資

事業の元利収入を経常一般財源として捉えておりましたけれども、これについては、この元金分については用途が特定されるものだとということで、全国的にその特定財源とするということで、経常一般財源からこの分は控除されたというところで、その他が減っているというふうに承知しています。

**○呉屋宏委員** もう少し分かりやすく言ってくれないか。どういうこと——特定されるとか、されないとかって、どういうことか。

**○安慶名均代表監査委員** 県単融資事業に係る元金収入、これが経常一般財源としてこれまでその他経費の中に入れられておりましたけれども、これについては、またこれが回って、貸付けに回っていくというようなところで、用途が特定されたものなので、純粋な一般財源ではないということで、この分については除かれたということでございます。

**○呉屋宏委員** 僕はこの間、昨日、おとといもちょっと中身を全国的に調べさせていただきました。

しかし、この経常収支比率が県段階で90を切るというのがね、今、これ19年度、2019年ベースなんだけれども、この数字を見ていると90%切っているところというのは東京と沖縄しかないんだよ。

こういう状況で見ていると、これ何なんだろうな、沖縄は。本当に行政の中身が非常にいい回転をしているのか、何なのかが僕にはよく分からない。

もう一つは、これ教育委員会でも今問題になっている、先生方の休職、あるいは離職、そういうのもありながら人件費は増えているわけでしょう。

だから、こういう数値というのは、何かどうもだまされているような気がして、ずっとこの2日間、見てきたんだけど。

どうなんだろう、今、実際に、沖縄県の財政って順調にいつているの、いつていないの。

**○安慶名均代表監査委員** ただいまの質問にお答えする前に、経常収支比率なんですけれども、委員からは今、昨年度の数値を見ますと、90を切ったというのは本当に少ない都道府県ということになりますけれども、これは正式な数値ではありませんが、速報値というか、独自に調べた調査では、全国平均、九州平均も、令和3年度は88.0になるというような情報も聞いているところであります。今回、経常収支比率がこれだけ大幅に落ちたのは、本県のみ傾向ではなくて全国的な傾向ということは御報告をさせていただきます。

その上で、今の御質問ですけれども、沖縄県は、全国、九州と比べて、先ほど来お話のある公債比率であるとか、将来負担比率、あるいは1人当たりの

県債残高、これが非常に良好な状況にあります。

また、健全化比率の審査においても、いずれも早期健全化基準を下回っているというところでは、非常に堅実な財政運営が行われているだろうというふうに思います。

ただ、一方で自主財源比率、あるいは財政力指数、これはかなりまだ低くありますし、先ほど来申し上げている国庫であるとか、交付税の国の動向によって大きく影響を受けるというところでは、依然として、ある意味脆弱な財政構造というふうにあるというふうな認識を持ってございます。

以上です。

**○呉屋宏委員** この数値を一つ一つ当てはめながら、沖縄県に当てはめてみたんですね。

私は今回、決算をやるときに、一つ一つ細かくやってみようと思ってやってみると、不思議なことが分かってきたんだけど、これは、県庁があんまり仕事しなかったら数字はよくなるんだよね、はっきり言って。

何も事業をしなければ、経常収支比率も、公債比率もよくなるんだよ。財政の将来負担も低くなるんだよ。

だから、この経済に対して、自分たちで県が一生懸命事業を打ち込みながら、なおかつこの数字をできるだけ上がらないようにコントロールしていくというのは非常に難しいことだと思う。

これについて会計管理者どう思うか。あなたがコントロールしているんでしょ。

**○名渡山晶子会計管理者** すみません、出納機関としては、なかなかお答えしづらいところでございます。

**○呉屋宏委員** 出納責任者としてではなくて、個人の名渡山さんとしてどう思う。

**○名渡山晶子会計管理者** 個人的な意見を申し上げる場でないと思いますけれども、県職員、コロナ禍の中で、懸命に業務に取り組んでいるということは申し上げたいと思います。

**○呉屋宏委員** さっきも言ったんだけど、これね、恐らく大型の事業が始まっていけば、間違いなくこの数字は悪化しますよ、確実に悪化する。公債比率も上がっていく。全ての基金も吐き出さなければいけなくなる。

しかし、これは、僕らがやらなければいけないのは、この10年だと思ってますよ。これを、10年以降、この基金を流したり、あるいはその10年後から経常収支比率が上がったり、あるいは公債費比率が上がったりするとね、これは致命的な話になるだろうな、

将来負担の数字が30じゃなくて、これが恐らく10年後にはどれぐらいになるんだろうな、100、200ぐらいに上がっていったときに、これを元に戻す作業が、沖縄振興計画がなくなったときにできるかという、まず無理だと思います。

だからこそこの10年で、この監査を見てこの10年で何を沖縄県がやるかっていうことは、とっても将来に対する責任が問われているんですよ、今。そのことが大事なんだよ。だから監査をやるんですよ。次の会計年度に生かすために今監査をやっているわけ。

だから令和5年度、この事業がどこに重きを置いて、どういうふうにして沖縄をつくっていくかということ、当然、これは皆さんがつくった沖縄振興計画で示されている。問題はそれをいつ実行していくか。

しかし、沖縄振興計画は10年でやらなければいけない。だからこそ、この10年間で、何から先にやって、お金を積み上げながら、事業をうまく回転させていくということを、これはうまく執行部がしっかりと調整しながらやっていかないと、これ大変なことになる。財政破綻すると思いますよ。昔の北海道の市のような形でね、あの状況になると思います。

そこはどう思いますか。

**○安慶名均代表監査委員** 委員がおっしゃることも、大変重要なことを、今御指摘をされているかと思います。

私どもとしても、この監査において、決算審査において、いろんな資料を見させていただいて、いろんな分析をして、ここにしっかりと明記をすることによって、現在の沖縄県の財政が置かれている現状を、執行部、あるいは委員の先生方にもしっかりとお伝えをして、それをベースに、そういった明日の沖縄をつくる議論が展開されるということは、非常に本望であります。

おっしゃるように、やはり有利な制度が今あるうちに、その後を見据えた事業を仕掛けていくということは、非常に重要なことだというふうに思っております。

以上です。

**○呉屋宏委員** これをね、皆さんともう一つ共有してほしいところが——皆さんに言ったってしょうがないかもしれないけれども、この危機感を、実は41市町村と共有をしながら、県は、この41市町村を引っ張っていかないといけない立場にいると思うんだ。

だから、何とか皆さんがリーダーシップを取って、41市町村を引っ張る県議会であり、県庁であるとい

う形にならないと、これは将来の負担増は間違いないと思います。

その中身を、ここだけちょっと聞かせてください。

沖縄振興特別推進交付金、沖縄振興公共投資交付金、これ、それぞれ交付金を活用した事業の執行率と繰越率、不用率が分かりますか。

**○安慶名均代表監査委員** ソフト交付金、沖縄振興特別推進交付金の令和3年度の執行状況、執行率ですが、県分、市町村分を含めて、82.3%ということでございます。

それから、ハード交付金においては、年度内の執行額が66.0%になっております。

以上です。

**○呉屋宏委員** 僕は、この市町村分というのは、皆さんには確かに責任はないのかもしれないけれども、一緒になってつくっていかうとするような、ハードもソフトも一緒につくっていかうとするような予算の組み方であってほしいなと思っているんですよ。

隣近所である市町村であっても、お互いライバルみたいな形でやっているようなところが、かなり僕は市町村を回ってみて感じるんですね。

だから、こういう特別推進交付金を使って、沖縄県全体で、これは僕は沖縄県が引っ張っていかないと、その実効性は薄いのかなという感じがしています。ですから、リーダーになって、皆さんが引っ張るということをしっかりやらなければ、これはなかなか前にいきませんから、こういうのがもう随分続いていますね、6割の執行率だとかっていうことでやっていますから、これを監査のほうとしてはどうやったらよくなるというような指摘をしているのか。

**○安慶名均代表監査委員** ソフト交付金は82.3%の執行率で、スタートの頃に比べてかなりよくなっています。

今、市町村のお話もされてましたけれども、一括交付金がスタートした当初の数年は、やはり市町村は市町村で、配分された額は、自分の団体のものと。これを何とか使い切るということで、最後まで持ち込んで、まだ執行ができなくなって、これが不用になったり、繰越しになるという状況がございました。

そういう中で、いろんな厳しい御意見もある中で、やはり市町村は、まずは市町村分については市町村全体の一括交付金、全体の財産だというような認識が生まれてきて、そういう中で、いろいろとこの執行調整を、密度を高めて、事業がなかなか仕組みない、あるいは規模が縮小する場合には、それは必要とする他の市町村に柔軟に融通して、市町村全体で

執行率を高めていくというような取組は、やはり県の企画部市町村課を中心に、市町村がしっかりやってきた結果が、今、当初に比べてかなり執行状況がよくなった理由にはなっているかと思っております。

そういう意味では評価してございます。

**○呉屋宏委員** おっしゃるとおりだ。

沖縄県にある市町村ですからね。

あくまでも全体のバランスをとるのは沖縄県庁だから、そこの企画部の市町村課がしっかりとリーダーシップをとらないと、これはなかなか難しいと思いますよ。

市町村でもね、ばらつきがかなりあるんですよ。自分の足でずっと回ってみて感じるのは、あんなに広い面積を持っている国頭村が、5000名切って4700名になる。ところが、今、嘉手納なんか見てくださいよ。ほとんど83%ぐらい基地に取られてて、コンパクトなところで皆さん暮らしている。こういうところってというのはね、あんまりお金がかからない行政ができるんだよ。ところが、国頭みたいなあんな広いところに、あっちこちに小学校があったりするということもある。こういうのを一緒になって、皆さんでこういう、さっき言った振興交付金、これで何とか一緒になってやっていけないかということをおね、僕はやらないといけないと思いますよ。

金武なんかのように、基地を抱えながら、縦長の部分で、南北に長いところでね、だけれども税収はあれだけのホテルが建っているから、固定資産税はがんがん入ってくるわけでしょう。そういうところと、全くない栗国では同じような状況は考えられない。

だから島づくり、41市町村づくりというのは、皆さんの責任でやっていただかないといけない。県議会も頑張るけれども、そういうような視点に立たないと、この沖縄の振興計画というのはなかなか生かせない。

これ今見ていると、市町村に全部投げっぱなしですよ、今の状況は。市町村から上がってくるものを県でやるっていう感じです。国とかけ合ってみたらできませんでしたって返す。

これでは執行率は落ちるよ。

だから、どういう指摘をしていかってというのは、もう少し中身に突っ込んでみて、私は判断をしてほしいなと思います。

残念ながら1分余り残ってますが、これで終わりたいと思います。

以上です。

ありがとうございました。

○仲田弘毅委員長 上里善清委員。

○上里善清委員 よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、審査意見書のほうから拾って質問していきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

3ページのほうですね、行財政運営についてということで、自主財源は増加したが、依存財源が増えたということで、比率が29.1%となったというふうになっておりますが、この自主財源が増加した要因は、どんな要因がありましたかね。

○安慶名均代表監査委員 自主財源、自主財源比率としては、今回、国庫が大幅に増えた関係上、相対的に率としては低下をしてございますけれども、金額としては、自主財源全体で144億円増額になってます。

その内訳として、大きな増の要因は、繰入金金が150億ですね。それから、地方税の増が約100億円というところが、自主財源の主な増えた要因、内容でございます。

○上里善清委員 2年続くコロナで、僕らとしては税収が減るんじゃないかというふうに予想してはいたんですけども、これ逆に増えていますよね。ちょっと理解に苦しむんだけど、増えたことはいいこととしましょう。

あと、依存財源として、コロナ対策の予算がかなり入ってきたと思うんですね。そのせいで依存財源が増えたという形になっていると思ひますが、このコロナの事業の総額といいますか、いろんな事業が下りてきたんですが、どれぐらいまでいきましたかね。

○安慶名均代表監査委員 コロナ関連の事業の決算としては、決算額で約2949億円でございます。

○上里善清委員 その中に、歳出の部分のほうですが、義務的経費が増加している。その中の人件費なんですが、先ほどもちょっと委員からいろいろ質問あって、教育関係で人員が足りないから、いろいろと途中採用してみたり、補充しているという形になると思うんですが、どの辺でこの人件費が増えたのか、これ詳細分かりますか。

○安慶名均代表監査委員 審査意見書の17ページに性質別の内訳がございまして、その中に人件費があります。

約28億円ほど増になっていますけれども、その主な内容としては、これは教職員数の増、それから会計年度任用職員制度の導入等の影響というふうに聞いております。

○上里善清委員 分かりました。

あと、県債残高なんですけど、約6000億ぐらいあるということで、これは減債基金から計画的にこの県債というのは消化していく、返済していくと思うんですが、この5983億というのは、ここ直近でどんな感じでしょうか。

多いんでしょうか、低いんでしょうかね。

○安慶名均代表監査委員 県債残高については、先ほど申し上げた高率補助制度の影響で、その補助の裏分が小さいというところで、必然的に県債を発行する額も小さくなっているということ。

それから、県のいろんな行革プランの中で、通常債を210億円以内に発行を収めるというような抑制策等で今取り組んでるところで、そのような影響が出ておまして、ずっと毎年、残高が小さくなっていくという状況がございました。

ただ、令和3年度に限っては、臨時財政対策債等の発行増もあって、4億7000万ほど増加に転じたというところがございます。

○上里善清委員 直近の五、六年でいいんですが、県債の残高として、一番多かったのはどれぐらいですか。

○安慶名均代表監査委員 決算統計の普通会計における県債残高ですけども、23年度末がピークというところで、6848億円が最も高い残高でございます。

○上里善清委員 主要3基金についてちょっとお尋ねしたいんですが、財政調整基金、あと減債基金、ほかの基金なんかあると思うんですがね。

主要3と言っておりますので、その内訳の残高を教えてください。

○安慶名均代表監査委員 主要3基金と言われている財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金の合計ですけども、決算審査意見書上は、3月末の年度末で捉えておりますので、これでいきますと約747億円になっております。

○上里善清委員 これは3つ合わせたやつですよ。別々でちょっと答えていただけますか。

○安慶名均代表監査委員 億円単位で申し上げますが、財政調整基金が211億円、減債基金が291億円、県有施設整備基金が244億円。

○上里善清委員 先ほど呉屋委員からもあったように、この基金をずっと積み上げていくというよりは、活用するというを今、考えないといけないんじゃないかと僕も思っております。

県債の残高がかなり1000億ぐらい減っていますよね。その中で、この基金の活用というのは、このまま積み上げていくほうがいいのか、投資的目的で投資していったほうがいいんじゃないかと私も思うん

です。

これについて、ちょっとコメントがあればお願いします。

**○安慶名均代表監査委員** 今、申し上げました3月末時点の基金の決算の金額で申し上げましたけれども、このペースで全国比較しますと、全国平均が335億円で、これ財政調整基金ですね。

沖縄県の211億円に対して全国が335億円、九州平均が104億円ということで、沖縄県の財調の状況は全国平均よりは低いですが、九州平均よりは多いという状況があります。

基金の額がどれだけ適正かというような示された基準等はありませんけれども、全国と比較して、ある程度、遜色ない基金を今、確保していて、緊急事態であるとか、想定外の歳入減、そういったものに対応できるだけの一定程度の額が今、確保されているというような理解をしております。

**○上里善清委員** 747億円余りこの基金が積み上がっているということで、積極的に事業を推し進めていただきたいというふうに私も思いますね。

今まで、主なものは、多分やってきたと思うんですが、課題のある部分が、きちっと前に進まないという現状もありますのでね。基金の活用を積極的に提案していただきたいというふうに思います。ここはこれで終わります。

あと、この収入未済額についてなんですが、かなりよくなっておりますね、未済額というのは。

本来は100%で徴収していただきたいんですが、この未済額の主な未済になった部分は、どんなものがあるのか、ちょっとお聞きします。

**○名渡山晶子会計管理者** 令和3年度の一般会計における収入未済額29億4912万4185円ということで、前年度と比較して約12億3474万円、29.5%の減少ということになっています。

収入未済額の主なものとしたしましては、県税が17億5684万円、生活保護費返還金等の諸収入が5億9983万円、県営住宅使用料等含む使用料及び手数料が約4億9652万円等々の中身になっているところがございます。

先ほど、減少したということで申し上げましたけれども、その減少した主な理由といたしましては、まずは県税のほうで約11億2700万円ぐらい減っております、これは令和2年度にコロナの影響で、特例として徴収の猶予というのが認められておまして、そのうちの約18億円余りが、令和3年度に収納をされたということ等により改善をしているということと、あと使用料、手数料等で約7600万円減になっ

ておりまして、これは県営住宅使用料等の収入未済が減ったというようなことが、増減理由としては挙げられるかと思えます。

**○上里善清委員** この督促しても、なかなか払っていただけないと。この督促する、何年たったら無効や不納欠損になってしまうというパターンだと思うんですが、大体、年月としては3年ぐらいがめどですか。

**○名渡山晶子会計管理者** 不納欠損処理をする理由といたしましては、時効の援用のほかに、破産であったり、和解等によって債権が消滅したりというような様々な事由があるかと思えますけれども、委員お尋ねの時効につきましては、その債権が発生した種類、理由によって異なっております、例えば生活保護費返還金等の公法上の債権については5年、一般の貸付金等、私法上の債権につきましては、大体10年のものが多いですし、その債権の発生した事由によって、ばらばらになっています。

**○上里善清委員** 時効というのは、普通、何年でしたかね。

税金別に多分、取る項目によって違うと思うんですけどもね。

**○名渡山晶子会計管理者** 例えば先ほど申し上げました県営住宅の使用料は10年でございます。

また、貸付金、例えば母子寡婦福祉貸付金等ございますが、それも10年で、生活保護費返還金等の公法上の債権というのは、もう5年がたてば、援用とかが必要なく、時効を迎えるというように、年数も様々ということになっております。

**○上里善清委員** 分かりました。

じゃ、最後にいたします。

5ページのほうですけれどもね。

この不備によって、国庫補助金を返納するということがあったんですが、今度のワクチン接種、抗原検査の件もしかりなんでしょうけれども、このチェック体制ということで、見直しするというふうになっておりますが、どういうふうな見直しをされたんでしょうかね。

**○名渡山晶子会計管理者** 今般の抗原キットの件に関しましては、特に、私どもの確認が十分でなかったことから、1件支出に至ったことについては、重く受け止めているところでございまして、私どものチェック体制の確保としましては、まずは、今回の事例を職員間で共有しながら、重層的にチェックをしていくということで、そのチェック体制を整えるということ。

それから、先ほど研修の話が出ましたけれども、



会計職員向けの研修等々において、今回の事例等も活用しながら、その認識を深めていきたい、全体の認識を深めていきたいということがございます。

あわせて、執行機関向けに関しましては、執行機関が支出負担行為を起こすときに財務会計システムというシステムを使うのですけれども、そのときに議会に係る事項の金額のものを支出負担行為として打ち込んだときに、議会の議決を得る必要を確認してくださいというような注意喚起のためのメッセージが出るような改修をしております、本日、その改修も終了したということで、執行機関のほうで支出負担行為を起こすときには、そういったメッセージで確認をするような体制というのを取ったところでございます。

いずれにしましても、再発防止ということで、執行機関も含めて、私ども出納機関も含めて、きっちり取り組んでまいりたいと考えております。

**○上里善清委員** 様々なチェック体制、今のこれはパソコンを使った体制ですよ。これも重要だと思うしね。まず、決裁上がってきたときは、これは課長さんに上がって、次は部長さんに上げてという形になるんですか、今。

**○名渡山晶子会計管理者** それも事案によってばらばらなんですけれども、例えば金額とか、費目によって幾らまでのものは、例えば執行向でしたら課長まで、あるいは、統括監までといったような形が決裁規程、財務規則等の中にそれぞれ定められておりますので、それによって、チェックも進んでいくというところでございます。

**○上里善清委員** 一般企業では、そばの人にまず見せて、これでいいのかなど。オーケーであれば、課長さんという形取るんですよ。そのあとに、部長に上がって行って、常務、専務が印鑑押すわけですよ。

だから、この部長ぐらいで止まってしまうのか、上のほうというのは、誰がいるんでしょうかね。副知事なんですか、これ。

この行政のチェック体制というのは、部長のほうでもう終わり、エンドですか。

**○名渡山晶子会計管理者** その歳出科目と金額によっては、知事決裁まで行くものもございます。

例えば、大きな工事とかによりますと、執行向において、知事決裁まで行くものもあれば、部長決裁、統括監決裁というような形で、それぞれ定められているところでございます。

**○上里善清委員** 度重なるミスを見ていたらね、何かチェック体制のマニュアルが働いてないのではないかという思いもちょっとあるもので、今後、大き

な懸案が出ないように、しっかりやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

**○仲田弘毅委員長** 続きまして、当山勝利委員。

**○当山勝利委員** よろしくお願ひします。

歳入歳出決算審査意見書のほうで、やらせていただきます。

まず、経常収支比率に関しましては、先ほどありましたので、これは割愛させていただきます。

それで、財政力指数に関して伺います。

こちらの表にもありますように、財政力指数が0.36177ということなんですけど、まず、この財政力指数、九州で何番目なのか、それから全国的には何番目なのか、お答えください。

**○安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

沖縄県の令和3年度の直近の財政力指数は0.36177でありますけれども、九州、全国と比較となりますと、2年度ベースの比較になりますが、令和2年度の財政力指数が、沖縄県が0.37469でございます。

それで見ますと、九州8県中本県は4位、全国47都道府県中本県は35位となっております。

**○当山勝利委員** この考察というのかな、皆様方の意見書の中には、平均より比べて低いので、もうちょっと頑張ってもらいたいということは、それはよく分かるんですけども、九州の中では、福岡が一番高くて六点幾つとか、それから熊本が高くて四点幾つとかという、他県よりも比較的財政力指数が高いところ、特に福岡が引っ張り上げているようなところがあるので、そこの平均だけで比較すると、ちょっとあれなので、もう少しその表記を工夫していただけないかなど。

ただ平均と比べて低いですよと言っているだけじゃなくて、九州の中ではこのぐらいの位置にありますよ、だけれども頑張らましようねというような書き方だと、もっと分かりやすいかと思います。

それは御検討ください。

令和2年度まで増えていきました、財政力指数ですね。令和3年度は、残念ながら減少しているわけなんですけど、この要因について伺います。

**○安慶名均代表監査委員** 今、委員御指摘のとおり、令和2年度までは改善傾向にありましたが、これについては、県内景気の拡大等の税収増が影響をして、改善傾向にあったものだというふうに理解をさせていただきます。

令和3年度はその辺の税収の影響が出たものだというふうな認識でございます。

以上です。

**○当山勝利委員** 今回の答弁聞くと、腑に落ちないのが、県税は増えていますよね。税収が落ちたという答弁だと、ちょっと納得いかないんですけれども、そこら辺どう考えてますか。

**○安慶名均代表監査委員** 財政力指数は、過去3か年間の平均値を出しますので、税収好調な年度の部分と、コロナの関係で、2年度は税収が落ちています。3年度は回復をしていますけれども、その辺の影響が出ているかと思えます。

この3年度の単年度の決算数値だけで財政力指数が出るものではありませんので、その前のことも影響していますので、そういう状況だというふうに認識をしています。

**○当山勝利委員** じゃあ令和2年度に税収、確かに落ち込んでましたけれども、その影響で減っているということですね。

では、次に進みます。繰越しについてなんですけど、これも午前中議論ありましたけれども、地方創生臨時交付金の充当事業ということが約184億円、それが繰越しになっている大きな要因です。

約2割弱減になると思いますが、この事業以外での主な繰越し事由というのは何でしょう。

**○安慶名均代表監査委員** この地方創生臨時交付金充当事業以外の主な繰越しでは、まず沖縄振興公共投資交付金——ハード交付金、これが179億円で、ソフト交付金が81億円、それから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業の分が約43億円、それから海岸漂着物等地域対策推進事業——軽石の回収等の事業、これで約15億円ございます。

以上が主なところでございます。

**○当山勝利委員** 分かりました。

それで、考察の中に、想定を上回る感染状況というのを一つの理由に挙げていらっしゃいました。この繰越額が990億円ですか。

この感染対策というものに、相当職員の方々も忙殺されているというふうに思っているんですけれども、そういうことが、本来の業務の圧迫をして、繰越額が増えたというふうなことも考えられますでしょうか。

**○安慶名均代表監査委員** 審査意見書では、想定を上回る感染状況が長期間継続をしたことが、執行額にも大きく影響したというふうな記載をしていますが、単純に職員が非常に厳しい中で業務をしたことは事実だと思います。

ただ、コロナの交付金事業が短期間に緊急事態に対応するというので、多額の予算を見込んで予算

計上して執行をする中で、どうしても見通し、見込みのおりに執行できなかったというところで、大きな繰越しが出ておりますし、コロナ関連の事業以外にも、コロナの影響で人が離島に派遣ができない、いろんな公共工事の業務に携わる人が離島に移動して仕事ができない期間が長くあったりとか、あるいはいろんな設備機器の納品がコロナの関係で遅れるとか、国際的な影響で、半導体の関係の備品が相当納品が遅れて、それに伴って主たる事業も含めて繰越しをしたというようなことがありまして、そういった想定を上回る感染状況が長く続いたということで、いろんなところに影響が出た。

これが、どうしても執行率が低下して繰越しが増えた、あるいは不用になったということに影響があったのだろうというふうな理解でございませぬ。

**○当山勝利委員** 分かりました。

ありがとうございます。

それで、今ちょっと送りましたけれども、これもあったと思うんですが、繰越しの状況の要因別で、計画変更の割合が41%と、最も高いわけですよ。

たしか例年高いとは思いますが、ここら辺の件、繰越額がどうしても大きいわけですから、これはやはり繰り越さないようにというふうな、皆様方もそうしてほしいというような意見ではあると思うんですけれども、その要因としてこの計画変更が最も高い要因になっている。

ここら辺どのように分析されていますでしょうか。

**○安慶名均代表監査委員** 令和3年度の一般会計の繰越しの要因の中で、今御指摘のとおり計画変更によるもの、これが一番多くあります。

約409億円、全体の41%を占めております。

計画変更の区分は、当初想定しなかった事情により計画を変更せざるを得なかったため、繰越しとなったものといった事業を区分しておりますけれども、監査委員のほうでこれだけの多くの事業を詳細に分析はしてございませんけれども、過去5年間の推移を見てみますと、このコロナ関連の事業が始まった昨年度の令和2年度から、この計画変更に区分される割合が急激に増えているというところがございませぬ。

令和2年度急激に増えて、3年度もさらに増えたというところがありまして、そういう数値の傾向から見ますと、コロナ関連が、この計画変更のところに区分されている事業が多かったのかなというふうな理解をしています。

**○当山勝利委員** 分かりました。

ありがとうございます。

令和2年度、3年度、コロナ関係の影響が大きかったということですね。

例年600億とか700億とか、コロナ前でも繰越額があったわけですね。この額というのは、言ってしまうえば、沖縄県の一つの、那覇を除いて、一つの市ぐらいの年間の予算ぐらいあるわけで、これだけの繰越額というのはとても大きいなと思っているんですが、それに対して監査のほうとして、どのような考えをお持ちでしょうか。

**○安慶名均代表監査委員** 今回、コロナの関係で、2年度、3年度、繰越額が大幅に増えております。

ただ、その以前から繰越額は多額であるということで、いろんな御指摘を受けているところであります。

やはり、充てる事業があつて確保した予算ですので、現年度で早めに着工して予算を執行して、事業の効果を早期に発現させるということが大変重要だと思いますので、様々な事情がありますけれども、やはりその事業効果を早期に発現するということが目標ですので、工事等の早期の発注であるとか、執行管理の徹底、あるいは関係機関との事前の十分な調整、そういったことで、執行率の向上をさせて、繰越額は極力圧縮をするというような取組が必要であるということ。

これについては、毎年度、要望しているところでありますけれども、今回の審査意見書でも、これだけ多額の繰越しが出ておりますので、さらに要望をさせていただいているところです。

以上です。

**○当山勝利委員** 分かりました。

ありがとうございます。

次ですね、資金収支等の状況について伺いますが、先ほどもありましたけれども、借入れ実行額が4兆円を超えている状況なんですけど、これだけの巨額の延べの借入れが過去にありましたでしょうか。

**○名渡山晶子会計管理者** 記録として確認をしまして、昭和57年以降においては、過去に例のない借入れ実績であったというところでございます。

**○当山勝利委員** そうなんですね。

一時的な資金不足というのはそこに書いてある上にも、資金残高等を見れば分かるんですけども、不足が起きている要因というのは何ですか。

**○名渡山晶子会計管理者** 一時借入れの大きな要因というのが、支出の時期と国庫支出金を受け入れる時期のずれが生じることによって、一般財源による立替払いをしなければならないという部分での一時的な資金不足というのが主な理由になっております。

令和3年度は、国庫支出金を財源とするコロナ関係の支出が大きく増加をしております、多額の立替払いが生じたことに伴い、資金不足に陥り、このような一時借入金が大きく発生したというところでございます。

なので、出納事務局といたしましては、各部局に対しまして国庫補助金の早期の受入れを呼びかけたり、あるいは関係部局長会議で課題を共有しながら意識づけをしていただくようお願いをするなどの取組をして、資金の早期受入れに努めたところでございます。

**○当山勝利委員** 国庫補助金の国からのお金は、県の努力で改善できるものですか。

**○名渡山晶子会計管理者** 国の支払い時期という部分もございましょうが、県のほうから請求をするという部分で早期の受入れを働きかけたり、早期の受入れの県側の事務を適切に行うということは非常に大きな意味のある取組だと思っております、その呼びかけを4半期ごとに行っているところでございます。

請求漏れがないか、その時期を失っていないかを含めて確認をお願いしているところでございます。

**○当山勝利委員** 請求漏れとか、そういうのは当然、あつてはいけないことだと思うんですが、通常の国庫の受入れという時期を、県が早期に国に要求すればもらえるというものですか。

**○名渡山晶子会計管理者** そのことも含めまして、昨年度は、知事会を通して、知事のほうから、各県と連携をして、国の交付金等の早期の交付をお願いするなどの取組、国側への働きかけも含めて行ったところでございます。

**○当山勝利委員** コロナの状況において、対策しなければいけないものは対策しなきゃいけない、その分お金も出さなきゃいけないけれども、国からのお金がまだその分入ってなければ、仮払いで県のほうがやらなきゃいけないという部分でそういうふうになっているのかなという理解をしますけれども。

なかなか国のほうから、国庫のほうに払い込まれる時期というのが決まっているようにも聞いておりますので、そこら辺はまた努力していただけたらと思いますし、先ほどもありましたけれども、基金のほうからの流用というのは、どこの自治体でもやっているところは多いと思いますので、そこら辺はやっぱり検討する必要があるのかなとは思いました。

最後になりますけれども、今、現年度、令和4年度におきまして、こういう資金不足はありますか。

**○名渡山晶子会計管理者** 令和4年度に入りまして、

4月1日から3日までの3日間、あと、5月13日から15日までの3日間ということで一時借入金が発生しております。

借入れ実行額が325億3800万円ということ、これは日々の借入額の累計額でございますけれども、5月16日以降は発生をしております。

○当山勝利委員 分かりました。

これからまたどうなるか分かりませんが、いろいろな大変かと思いますが頑張ってください。

以上で終わります。

○仲田弘毅委員長 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時51分再開

○仲田弘毅委員長 それでは再開いたします。

島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしくお願ひします。

今タブレットでお示ししているところなんです、監査意見書のほうから3ページのところの、下から9行目のところですかね。

意見書の中で、高齢化の進行等に伴い、今後とも社会保障関係費等の義務的経費増加が見込まれることから、引き続き経費節減や効率的、効果的な事業執行に努めるとともに、というところがあるんですけども、この社会保障関係費等の義務的経費の増加してあるんですけども、それは今もう年々増加しているんでしょうか。

まず最初にこれを伺います。

○安慶名均代表監査委員 義務的経費の増加ですけども、歳出決算を性質別で見たときに、義務的経費に含まれているのが人件費、扶助費、公債費でありますけれども、これについては2年度から3年度にかけて、前年度比で55億ほど増加しております。

毎年度、義務的経費は増える傾向にあるものということで、このような記述をしております。

○島袋恵祐委員 分かりました。

本当にもう高齢化が今後、進行していくという中で、引き続き経費節減や効率的、効果的な事業執行に努めてほしいということを記載されているんですけども、具体的にこの経費節減や、効率的、効果的な事業執行ということを、皆さんとしてはどういったことで意見をしているのかということ、中身を教えてくださいたいんですけども。

○安慶名均代表監査委員 やはり、義務的経費、經常的経費が増えていく中で、經常、一般財源、自主財源の確保が大変重要かと思っております。

それがまた、自主財源比率の改善にもつながるといところで、やはり自主財源を確保する様々な方

策がありますけれども、基本的には県税の税収の増であるとか、あるいは使用料、手数料の見直しであったり、収入未済額の解消、それから県有財産の有効活用とか、効率的な事業執行など、様々な対応があると思っておりますけれども、それぞれの事業をしっかりと、また県の策定する行革プラン等にとって着実に実行することが、効率的、効果的な、トータルとして事業執行につながるのかなというふうに考えております。

○島袋恵祐委員 私がここでちょっと危惧したのが、やっぱりこの財源を確保するというところの観点で、県民に負担を強いることも、その中身に入ってくるのかなというのを危惧したんですよね。

国民健康保険料の負担を増やすとか、また介護保険料の負担を増やすとか、まさに国もそういったことで進めている部分もあったりとかするものですから、そういったことではないということで理解してよろしいでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 財源を確保していく中で、全く負担が一切、どのような分野においても起きないというのは、なかなか難しいことだと思います。

やはり負担というか、公平性であるとか、あるいは受益者がしっかりと適正な負担をすとか、そういった部分はどうしてもこれは出てくるところかと思っておりますけれども、全体として、県民に負担を強いて、財源を確保するという趣旨ではございません。

○島袋恵祐委員 分かりました。

引き続きその取組も頑張ってもらいたいと思うんですが、もう一つ聞きたかった、これまでも議論になっている財政調整基金の関係なんですけれども、これも3ページの真ん中辺りにあるんですが、令和3年度の期末残高が約747億円ということで、前年度よりも増えてはいるんですかね。

それで、皆さんのほうでは、一定程度確保されているということなんですけれども、皆さんの見解として、どのぐらいの額が確保されていれば一定程度確保されている、何かそういう判断とか基準みたいなものがあるんでしょうか、教えてください。

○安慶名均代表監査委員 基金残高に適正な額、水準というところで、明確にそれが規定されている法令であるとか、あるいは客観的な指標というのはないと思っています。

それは専らその各地方公共団体の判断に基づいて、積立てや取崩しが行われているのが実情だと思います。

災害、あるいは伝染病発生等の緊急事態であると

か、想定外の歳入減への備えであるとか、あるいは、今後増加が見込まれる社会保障関係費とか義務的なそういった経費、それから公共施設の老朽化等に伴う改修や建替えなどの更新投資、そういった将来の負担に対して、ある一定程度、残高を確保する必要があると思っております。今、全国との比較の中で、全国平均、九州平均との比較の中での位置づけとして、監査委員としては一定程度、そういった緊急の場合の対応はできる程度の財源が今、基金として確保されているというような理解をしております。

**○島袋恵祐委員** 安慶名代表監査委員からもありましたように、やはり財政基金というのを、県民のために積極的に活用しなきゃいけないという御意見、それも僕もそのとおりでなと思うんですが、その一方で述べられたように、やっぱり災害級のいろんなことがあった際、今であればコロナの状況の中で、この財政調整基金を活用して事業を遂行するという形で、一時期本当に相当少なくなった時期もありましたよね、この財政調整基金のほうがですね。

やっぱり一定程度、何か万が一あったときに使える額というのはあるべきじゃないかなということも一方は考えたことで、この趣旨で質問をしたんですけども、先ほど述べられたことで、考えがあることが分かったので、それでいいかなと思うんですけども、本当に全庁的な皆さんの取組を、今後も頑張っていて、この一つ一つを県民のために使ってほしいと思いますので、引き続き頑張ってください。

以上です。

**○仲田弘毅委員長** 瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** お願いします。

まず審査意見書3ページ、4ページ、毎年のように行政運営の収入未済額の縮減、あるいは不納欠損処理、事業執行、財務に関する事務等に関する要望というふうに、監査意見をつけてます。

ちなみに、令和2年度の決算に指摘した——前年度に指摘した、その指摘を受けて、執行部側は改善されたというふうに見られるのかどうか伺いたいと思います。

**○安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

決算審査意見書においては、例年、決算審査を通して、重要と思われる留意点について意見を述べているところであります。

県の大きな決算ですので、やはりどうしても毎年度、同じような記述が見られるところもございます。

2年度の審査意見に関する取組、改善状況ですけれども、まず初めに、この行財政運営についての中では、昨年度も新型コロナウイルス感染症に対応す

るため、必要な財源の確保などを国に強く働きかけるよう要望したところでありますけれども、これについても、全国知事会を通して、あるいは県から直接、国の要請も行われて、財源確保の努力をしているというふうに認識をしております。

ただ、このコロナ感染症、いまだ終息が見込めない状況で、今後も感染防止対策、あるいは経済雇用の支援対策、これはしっかり適切に対応する必要がありますので、今年度も、昨年と同様に、引き続き国への財政支援の働きかけ、それから歳入歳出のバランスのとれた持続可能な財政運営、これについては今年度も同様に要望したところであります。

また、収入未済額の縮減及び不納欠損処理でありますけれども、新たな収入未済の発生防止と実効性ある徴収を図るため、これは債務者の実情に即した徴収方法を講ずるよう求めたところであります。

収入未済額は、今年度は徴収猶予の特例制度の関係もありまして、大分、収入未済は減少しております、13億円余り、18.4%縮小しているというような成果が出ております。

事業執行につきましても、例年、執行率の向上を求めているところですが、今回、コロナの関係で繰越額、不用額もかなり拡大をしてございますので、これについては、今年度も同様なことを、意見を申し上げたところであります。

また、最後に、財務に関する事務ですけれども、例年、財務規則等で定められた手続によらない、不適正な事務処理が見られるということで、定期監査において指摘をし、これについては措置状況を提出させまして、その改善の取組については、しっかり監査委員のほうで確認をしております。

また、翌年度の定期監査においては、同様な事案がまた発生していないか、そこもしっかりフォローするような形で確認をしておりますし、今後は、この内部統制制度と連携して、このリスクの発現を未然に防止できるような体制を構築をしていただきたいということを、今回特に要望しているところであります。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 自主財源の状況、特徴的な内容について、とりわけ県税の税収の推移、分析を伺いたい。

実は個人、法人県民税は減っていると。でも、個人、法人事業税は増えていると。この増減、増える、そういった中で言うと、どういう分析をされているのか伺えたらと思います。

**○名渡山晶子会計管理者** 直近5年間の県税の収入

額の推移を見ますと、令和元年度までは増収傾向にあったところが、令和2年度は減収となりましたが、令和3年度については、前年度に比べ73億248万円、率にして5.5%の増収となっているところでございます。

これは委員もおっしゃいましたけれども、コロナの感染症の影響から、一部の業種などについて企業収益が改善傾向となったことから、法人事業税については増収で、そのほかにも課税取引が増加したということで、地方消費税が増収というところがございます。

個人事業税等に関しましては、前年度の収入をもとに課税をされるという部分がございます、その辺りの影響があったものと考えているところでございます。

**○瀬長美佐雄委員** 法人税等の納付状況で、コロナ感染症に関する補正をされて、交付金の充当をします。経済対策として、とりわけ商工関係の予算も結構つけてきたと思います。そこの関係で、事業継続、あるいは業績悪化防止に、この間の補正予算がある一定効果を上げたと思われるのか、その評価分析について伺います。

**○安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する総括的な評価というところですが、予算を計上して、その事業の効果、評価というのは、これは、コロナの対策本部等で行うことが適当ではないかと考えております。

ただ、決算審査を通して、令和3年度は変異株の出現もあり、想定を上回る感染状況が長期間継続をしたというところで、県は感染防止対策、医療の確保、生活、雇用、産業の支援など、全庁挙げて取り組んだ結果が、今回の決算の歳入歳出ともに過去最大、1兆円を超える決算を記録しました。

それから、一方で、コロナの関連の事業で、非常に苦労した部分もあって、繰越しが増えたり、あるいはコロナの影響で、事業が思うように展開できなくて不用になってしまったというところで、そういった繰越し・不用も増えたというようなところが、大きな意味で、コロナに係る決算の評価ということでお答えさせていただきます。

**○瀬長美佐雄委員** 沖縄振興予算について伺います。

OIST、あるいは国直轄事業というのが含まれて、3000億ということですが、沖縄県が実質的に事業に関与する予算という点では、予算額としてはどのぐらいになるのでしょうか。

**○名渡山晶子会計管理者** 内閣府が公表している沖

縄振興予算、令和3年度は、3010億円でございます。

そのうち、沖縄県が関与する沖縄振興公共投資交付金でありますとか、沖縄振興特別推進交付金等の合計は1535億円となっております。

なお、沖縄振興予算に係る国の決算額については、把握をしていないところでございます。

**○瀬長美佐雄委員** 振興予算3000億と言いながらも、実質はまた1500億ということですね。

次、伺います。先ほど一括交付金のソフト、ハード事業について、執行率がありました。こちら、先ほどの県と市、合計です。であるならば、県のソフト、ハード、それぞれの執行率はどうなっているのかと。

あと、合算でいいんですが、繰越しや不用額などは改善されたのかどうかを伺います。

**○名渡山晶子会計管理者** 沖縄県が実質関わる予算決算ということでよろしいですか。

総務部がまとめた令和3年度のソフト交付金の執行率は82.3%で、前年度に比べ1.7ポイント減少しております。

繰越額は78億7600万円で、率にして9.8%の減少。

不用額につきましては、25億9300万円で、前年度と比べ132.3%の増加となっているところでございます。

次に、ハード交付金のほうでございますけれども、ハード交付金の執行率は66.0%で、前年度に比べ5.1ポイント減少しております。

繰越額につきましては227億9300万円で、前年度に比べ15.0%増加。

不用額につきましても1億5900万円で、前年度に比べ74.0%減少しているというところでございます。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員** 一括交付金全体の推移も確認したいのですが、先ほどの質疑の中でいうと、当初に比べれば、県と市町村も連携しながら執行は改善されているというふうなことだったと思います。

それでありながら減額された理由で聞かれてくるのは、執行率が低いということで、今年度減らしたというのですが、実態、どんな感じなんでしょうか、伺います。

**○安慶名均代表監査委員** 一括交付金の予算計上につきましては、以前は交付金のスタートの当初は、執行状況が確かに悪いところもございまして、執行率が課題とする厳しい意見がありました。

それが減額の理由というところもございましたが、様々な県、市町村の努力の成果が上がりまして、平

成30年以降は、30年度88.5%まで、マックスで執行率も上がるというような状況で、それ以降、各年度80%を超えているというような、改善された状況があります。

今、直接の担当ではありませんけれども、私の聞いた範囲では、最近では執行率というよりも、沖縄振興の総額予算の中から、所要額を確保した上で適切な金額を一括交付金として措置をしたというような説明になっているのかなというふうに理解をしています。

**○瀬長美佐雄委員** ある意味で、恣意的に判断したという結果だと思います。

県を通さないで、市町村に国が直接交付する一括交付金は増えているという、その状況があらうかと思いますが、執行状況については把握すること可能ですか。

それとも、国直轄なので、執行状況は確認できない、どんな状況でしょう。

**○安慶名均代表監査委員** 今、委員御質問の事業は、一括交付金というより、沖縄振興特定事業推進費のことだと思います。

これについては、沖縄振興特別推進交付金、一括交付金のソフト交付金を補完をし、機動性を持って迅速対応に、柔軟に対応すべき市町村等の事業に対して、国が補助をするということで事業展開がされております。

内閣府のホームページによりますと、元年度が35億円、2年度が70億円、3年度が85億円、4年度が80億円ということで、予算の措置はされているということは確認をしておりますけれども、監査委員としては、その執行状況までは把握はしてございません。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** ありがとうございます。

振興予算もそうですが、一括交付金もそうだと思いますが、そもそも沖縄県の自立に向け、自由度の高い、沖縄の独自性も保障するというのでつくられたのが、この一括交付金だったのではないかと思います。

最近の減額傾向は本当にいかななものかと思いますが、この一括交付金の果たしている役割、果たしてきた役割については、どういう評価をされているんでしょうか。

**○安慶名均代表監査委員** お答えします。

一括交付金の果たしている役割でございますけれども、同交付金は、沖縄振興特別措置法に基づいて、沖縄振興に資する沖縄の特殊性に起因する事業等を、県及び市町村の自主的な選択に基づいて、既存の国

庫補助制度ではなかなか対応のできなかった沖縄の特殊事情に起因する住民ニーズの高い施策、例えば離島振興、あるいは人材育成、交通や物流コストの軽減、医療、福祉、教育施策など、様々な分野に事業展開が可能になったというふうに理解をしております。

また、産業振興分野においても、沖縄の優位性を生かした集中的、戦略的な事業が、集中的にこの資金が投下されて、事業が実施され、その成果も上がっているものというふうな評価をしております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 21ページの表の中に、自動車税に係る部分で、環境性能割という項目があって、これについてはどのような性質の税なのか、確認ですお願いします。

**○仲田弘毅委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、瀬長委員から後ほど資料提供いただきたいとの要望があった。)

**○仲田弘毅委員長** 再開いたします。

瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** 自動車税収は、一定程度増えているという決算になっていて、その内容について伺います。

**○名渡山晶子会計管理者** 令和3年度における自動車税の収入済額は156億7089万1180円となっております。前年度に比べて1億51万708円増加をしているところでございます。

**○瀬長美佐雄委員** 自動車税の中には、米軍関係自動車税も入っているかと思いますが、それは、どんな状況なのでしょう。

**○名渡山晶子会計管理者** 令和3年度の定期賦課における米軍人、軍属等の課税額は3億2381万円と聞いております。

**○瀬長美佐雄委員** 米軍関係車両は、課税率が県民と違うということで、それ自身が優遇税制だと思いますが、その仕組みに関して説明等を伺いたしたいと思います。

**○名渡山晶子会計管理者** 米軍構成員等の私有自動車に係る自動車税の税率につきましては、日米安全保障条約第6条に基づく地域協定第13条第3項及び第14条第6項の規定に基づき、日米合同委員会において合意された税率によって課税することとなっております。地方税法に定める自動車税の標準税率とは異なっているところでございます。

平成11年度に米軍構成員等の私有自動車に係る自動車税の税率が平均15.4ポイント引上げられたところではありますが、一般の民間車両に比べて、まだ

低い税率になっているというふうに聞いているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 県民並みに課税した場合、この米軍関係の自動車税の収入見込み——今、軽減されているわけですから、県民並みに納めてもらったなら税収は幾らになるのか伺います。

○名渡山晶子会計管理者 総務部によりますと、一般県民並みの税率に置き換えて算出した場合の税額は、令和3年度については、10億1671万円になるとのことでございます。

○瀬長美佐雄委員 差額——先ほど3億余りと、県民並みに納めてもらった10億を超えるということでした。

復帰後に始まった制度的な優遇なので、遡って復帰後米軍関係自動車税のある意味で差額というのは、どれぐらいになるのか伺います。

○名渡山晶子会計管理者 復帰後、昭和47年から令和3年度までの50年間の民間車両と米軍人私有車両の税額の差額から算出した累計額といたしましては、約305億1185万円になるとのことでございます。

○瀬長美佐雄委員 最後になります、やっぱり、県民並みにしっかりと納めてもらうことが、その税が県民福祉増進にもつながるといふ点では、この県民並み課税の実現は、やっぱり追求すべきだと思いますが、その取組について、どのような状況なのか伺います。

○名渡山晶子会計管理者 毎年8月頃に開催される渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して、当該優遇制度を是正することを国に要望しているところでございます。

また、県と基地所在市町村で構成される沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会においても、日米地位協定の見直しについて、平成12年以降、毎年国に要請しているとのことでございます。

○瀬長美佐雄委員 以上です。

ありがとうございました。

○仲田弘毅委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 すみません、よろしく申し上げます。お疲れさまです。

最初に、名渡山会計管理者にお尋ねしたいと思うんですけども、コロナ関連の補正が、前年度相当多くて、そして、県職員の皆さんも対応について、とても御苦労されたと思うんですね。

それで、今、監査委員の審査意見書を使ってお尋ねをしたいと思うんですけども、22次にわたる補正で、その前年度は16次にわたる補正ということで、去年度は、さらに補正が多かったという業務の中で

会計出納業務、振り返ってどうだったかをお尋ねします。

○名渡山晶子会計管理者 令和3年度決算は、先ほど歳入歳出ともに1兆円を超えるということで、非常に大きなコロナの影響を色濃く反映した決算になっております。

出納機関においても、例えばコロナ関連業務への兼務職員の発令も含め、あるいは、これは全県庁の部局共通ではあると思うんですけども、コロナ対策の円滑な実施に向けて、私どもの取組でまいりますと、膨大な対策に係る歳出の審査等に、非常に神経を使いながら取り組んできたというふうに考えているところでございます。

また、コロナ関連の事業に関しましては、緊急迅速に対策を打っていくという、やはり必要性があるところでもございますので、会計事務の十分な審査期間の確保に苦慮をしながら、支払日に間に合うような形で、かつ適正な予算の執行という部分で、職員一同、苦心しながら取り組んできたというふうに考えているところでございます。

○西銘純恵委員 特に苦慮をされたというのか、厳しいなと思ったのではありませんか。

体制上は、一時的に増やすとか、そういうところまでは必要あったんでしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 出納機関においては、コロナ関連の業務に従事をするということで、職員を兼務職員として発令をして、コロナの業務に就かせるなどという対応をしておりますけれども、これは全部局共通で職員一丸となってコロナ対策に取り組むという点はあったところでございますが、それに伴って増員とかというようなことは、このような状況ですから、かなっていないところでございます。

臨時的任用職員の配置という点でカバーをしたというところでございます。

○西銘純恵委員 職員の皆さんの労働環境がどうかというのは、多分、総務のほうでお尋ねすることによって置いておきたいと思うんですけども、あと、代表監査委員に1年間1兆円、最高の予算規模になった事業ですね、2年目を迎えたんですけども、監査の目から見て、どのように評価されているのかお尋ねします。

○安慶名均代表監査委員 令和3年度は、令和2年度に引き続き、この新型コロナウイルス感染症に対応する、その感染防止、あるいは、経済雇用支援対策に、全庁を挙げて取り組んだ年度だったろうと思いますし、その事業の取り組んだ結果が、この1兆円を超える過去最高の決算額という数値にも現れて



いるのだらうと思っております。

監査としてもこのコロナ感染が拡大する中で、非常に監査の手法にも苦勞、知恵を絞りながら、各監査、コロナ対応で忙しい部局、部署の皆さんの協力も得ながら、その方々の負担も軽減することも含めて、工夫しながら年度を乗り切ったというふうに思っております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 職員の皆さん、監査委員事務局等も全体的に厳しい中で、内部統制評価報告書というのを、新たに知事部局のほうから報告を受けられて、それに対して意見を出されているんですけれども、初歩的なところで監査意見出されているようですが、それについて説明をお願いします。

**○安慶名均代表監査委員** 内部統制の制度は、令和2年度から知事部局において導入されておりまして、その年度において評価報告書が出るのが、今回の報告書で2度目ということになります。

2度目の審査意見書を作成したところです。

審査の着眼点としては、この内部統制の制度が、知事によるその評価が、この評価手続、予定されている評価手続に沿って適正に、適切に実施をされたかどうか、あるいは内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断をするわけですが、その判断が適切に行われているかどうか、この2つの観点から検討を行い、審査をするということになっておりまして、その審査の結果としては、その評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると、適切であるというような監査の結果を意見で述べているところでもあります。

以上です。

**○西銘純恵委員** 初歩的なんですけれども、一部の課などで共通して起こりうるリスクについて識別していないもの、監査の指摘をリスクとして識別していないというのがあるんですけれども、これは具体的にどのようなことを指して、それは改善に向けてやられているのかどうか。

**○安慶名均代表監査委員** この内部統制の制度を導入して、その作業を進めるに当たって、これまで監査委員が定期監査で指摘した内容が、当然そのリスクのベースになろうかと思っております、内部統制の推進部局でも、過去の定期監査の指摘状況を踏まえて、このリスクの識別にまず当たったところでもありますけれども、我々が実際に、定期監査の際にも、その内部統制の識別したリスク、あるいは評価がどのようになされているか、定期監査の際に確認もしております。

その際に、通常、どの課でも起こりうるようなリスクが、その該当の課においてはリスクとして認識をされていなかったものがあったり、あるいは過去に、その課なりに指摘をした事項が、リスクとして認識をしていなかったというようなものが見られたということで、今回そういった意見を述べて、その辺の改善を求めたところであります。

**○西銘純恵委員** 監査意見書はそうなんですけれども、知事が出された報告書そのものも、結構重大な事故につながったとか、いろいろ執行部の中からも、自らの自己分析、評価とかもありましたので、やっぱり双方で内部統制というのは重要だなと思っております、今後もやっていただきたいと思っております。

監査意見、今21ページを出しましたけれども、4ページの県税収入のところ、事業税関係ですかね、感染症に係る徴収猶予の特例を使ったので収入未済があるということでありましたけれども、今の21ページのほうで、どこどこでこの徴収猶予が含まれているのか、分かりますか。

それと、3年度で適用が終了したとあるんですけれども、徴収猶予をやったけれども、3年度——今年度になるんでしょうかね、3年度に納税という形になるんでしょうか。

**○安慶名均代表監査委員** 徴収猶予の特例制度ですが、今回、この分が収納されたということで、収入未済額が大きく減少しております。

11億余り、県税の収入未済が減少しておりますけれども、収入未済の減少のあるのが、個人県民税、法人事業税、不動産取得税というところですので、そのほうに、ちょっと細かい詳細は申し訳ないんですが、分からないんですが、そこに含まれているかと思っております。

トータルとして、この徴収猶予の特例制度を受けたのが23億5751万8000円になります。

約23億5000万ありますけれども、このうち令和4年の5月までの時点で収納されたのが18億9000万円、約80%は収納されたというところで、この部分が、県税収入が増えたこと、あるいは収入未済が減少したことに反映しているというふうに認識をしております。

以上です。

**○西銘純恵委員** あと、80%ということですが、実際はコロナの影響というのはまだまだあるので、現在まで続いているしね。

これは収納してもらおうということになった場合、徴収猶予という国の制度というのはもう終わっているということで、この残りの皆さんの支払いについ

ではどうなっているのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 すみません、ちょっと今手元にデータとしては無いのですが、本庁の委員監査を実施しておりますけれども、その際に、この徴収猶予の特例制度でまだ残っている分については、今後どうなるかという質問をしておりますが、その際には、該当の部局からは、既存の猶予制度、そういうものを活用して、実情に応じて対応するというような御回答をいただいたところであります。

○西銘純恵委員 今、担当部のほうで、何らかの徴収猶予に該当するのか、それとも、どういう方法で納税してもらうかというところを検討してもらっていると受け止めたんですが、よろしいんですか。

○安慶名均代表監査委員 監査の際の発言としては、通常の既存の猶予制度を利用して、ある意味、猶予を延長して対応している部分も、もう既にあるというような話を聞いております。

個々の実情に応じて、そういった仕組みも活用しながら、適切な対応をしていきたいというようなこととお伺いしております。

○西銘純恵委員 80ページ、不納欠損というところになると思うんですよ、今話されたのは。

沖縄県における債権管理に関する方針が制定されて、結構いつまでも徴収をかけていくという、督促するということでは、やっぱり返済ができる、できないという厳しい皆さんの状況がね、具体的に県としてつかんで、不納欠損でできるのはやる必要があるんじゃないかという、そういう議論の中で、債権管理に関する方針が出ていると思うんですね。

それで今度、今80ページ出しましたけれども、不納欠損という中で、具体的に今度、私この理由のところをここ数年の間で初めて見たものですから、これ不納欠損の項目というのかな、それについて少し説明をいただけますか。

○安慶名均代表監査委員 不納欠損については、審査意見書の留意事項の中においても、債権を放置したまま時効を迎えることのないように、関係法令、あるいはマニュアル等に基づいて適切に対応しなさいということを述べてあります。

そういう中で、やむなく不納欠損として整理すべきものについては、そのマニュアルに基づいて、事務手続も進めさせていただきたいと、これも含めて適切な債権管理というような、監査委員としてもそういう趣旨で記述をしております。

今の80ページの不納欠損の区分は、いろんな内容によって、その性格によって時効の違いがございますので、それに基づいた分類というところになって

おります。

例えば金銭債権の消滅時効であれば、5年間不行使で時効になりますし、徴税法の租税の徴収権、これについても、法定納期限の翌日から5年間不行使で時効により消滅をする、あるいは滞納処分をしたときに、停止後3年間で納税義務が消滅をする。

民法上の債権——私法上の債権については、おおむね10年で消滅するという時効がございますので、そういった区分に基づいて不納欠損をしたものを、この表で整理をしているということでもあります。

○西銘純恵委員 不納欠損は総額どれだけですか。そして、債権管理の方針が、債権管理っていったら回収するというのをね、サービサーにもやってという意識があるんですが、方針からすれば、きちんと今、分類をして、ちゃんと不納欠損でやるべきものを整理されていったということで私、大きな前進じゃないかなと思っておりますので、額を教えてください終わります。

○名渡山晶子会計管理者 令和3年度の不納欠損額は、一般会計で2億2746万2946円となっております。

また、特別会計では642万4453円というふうになっているところでございます。

○仲田弘毅委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 歳入歳出決算審査意見書のほうでちょっと質問していきたいと思えます。

まず、先ほどから出ているんですけれども、経常収支比率、前年度の96.4%から88%ということで、先ほどの説明では、全国的なものだという説明があったんですけれども、この中のその他の経費ですけれども、この説明をお願いしたいんですが。

○安慶名均代表監査委員 経常収支比率の中のその他の項目経費、相当の経費がかなり、前年度よりもパーセントが落ちておりますけれども、これは県単融資事業の元金収入をこれまで経常一般財源としておりましたけれども、その元金分の用途は特定されたもので、一般財源にはそぐわないということで、国のほうからその取扱いを変更したということでもあります。

○國仲昌二委員 この元金収入ですか、今話していたのは、その取扱いが国の方針で変わったということで減ということになっているという理解でよろしいですか。

○安慶名均代表監査委員 総務省に確認をして取扱いを変更したもののほうに財政課からは聞いております。

○國仲昌二委員 はい、分かりました。

では、次に行きます。8ページをお願いします。

実質収支の状況の中で、このページの4行目のほうにあるように、単年度収支が11億円余りの赤字となっています。

その説明をお願いしたいのですが。

**○名渡山晶子会計管理者** 単年度収支額は、収入済額から支出済額を差し引いた形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額を算出したしまして、そこからさらに前年度の実質収支額を差し引くことで算出をされます。

令和3年度の単年度収支額は11億5844万520円の赤字となっておりますけれども、これは翌年度へ繰り越すべき財源の額が令和2年度と比較して増加し、単年度収支額が減少したことによる赤字となったものと考えているところでございます。

**○國仲昌二委員** この繰越額が増えたので赤字になったという説明ですか。

**○名渡山晶子会計管理者** 繰越額を差し引く――結局、令和2年度の実質収支、繰越金ですから、それを差し引くことによって単年度収支としては、単年度として見た場合は減少したというところでございます。

**○國仲昌二委員** 分かりました。

次は15ページですね。これも先ほどから出ているんですけども、資金繰りの話ですね。

このページの、先ほど説明があった一借ですね、一時借入金、4兆円を超えるということで、これまでなかったような借入金だということですけども、その上の表ですね、歳計現金の運用収入があって、平成29年の約2800万から、令和3年度では1万7000まで、その運用収入というのが減少しています。

これと一借の額というのは連動しているんでしょうか。

**○名渡山晶子会計管理者** 今期の運用方針といたしましては、安全確実であること、有利であること、また、支払準備金に支障を来さないことを基本的に、的確な予測の下で余裕資金を活用する形で運用しているところでございます。

令和3年度につきましては、委員御指摘のとおり、一時借入れが恒常的に発生をしたというところで、歳計現金における余裕資金がございませんでした。

その関係で、そもそも運用資金の不足であったということと、あとは0.002というような低利であったという部分がありまして、非常に少額になってしまったというところでございます。

**○國仲昌二委員** この一借、令和4年度、これまでの借入れは、三百何十億でしたか。

**○名渡山晶子会計管理者** 令和4年度に入りまして

からは、6日間の借入れで累計が325億3800万円となっているところでございます。

**○國仲昌二委員** 今まで325億。

今年度の見込みというんですかね、前年度は4兆円を超えたというんですけれども、今年度の見込みとしてはどういうふうに見込んでいるんでしょうか。

**○名渡山晶子会計管理者** 今年度、今のところ6日間の一時借入れで済んでいるところでございますが、余裕資金という意味では今年度も厳しい状況に変わりはありません。

出納事務局といたしましては、先ほど来申し上げていますが、各部局に対しまして早期の国庫受入れを呼びかけるなどの取組により支払準備金に支障を来さないような形での運用、それから、必要に応じて一時借入れ等の検討を行いながら、事業執行に支障が出ないようにしていくというところでございます。

**○國仲昌二委員** 支払いが逼迫して一借をするということですけども、この要因、やはりコロナ対策というんですかね、コロナ関係の支出というのが大きい要因になりますか。

**○名渡山晶子会計管理者** 令和3年度におきましてはコロナ関係の、いわゆる対策費に係る支出が多くございましたし、あるいはまた、県単融資制度ということで、大きなお金を金融機関に預託をしたりというような取組もございました結果、余裕資金としてはかなり厳しい中での運営だったというところでございます。

**○國仲昌二委員** では、次行きます。次は23ページですね。各款ごとの歳入になっていくんですけども、地方交付税です。

この説明で、基準財政需要額が増加したことと、それから、基準財政収入が減少したことで増加しましたと説明があるんですけども、この需要額の増加と収入額の減少というのをちょっと説明できますか。

**○安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

交付税が258億円余り、今回増収となっております。

その理由として、需要額の増、収入額の減ということに記載しておりますけれども、基準財政需要額については、国勢調査による人口の基礎数値の更新、あるいは教職員の増等による教育費の増、児童虐待防止対策経費の増等による厚生労働費の増というのが基準財政需要額が増えた主な要因ということになっております。

収入額につきましては、コロナの影響を踏まえて地方の税収は減るだろうという見込みが当初ありま

したので、その分が交付税の算定にも反映しているものというふうな理解をしております。

**○國仲昌二委員** ということは、コロナ禍の影響で、いわゆる普通交付税が増加したというのは全国的な傾向だというふうに考えてよろしいんですか。

**○安慶名均代表監査委員** 全国的な傾向だというふうに認識しております。

**○國仲昌二委員** ありがとうございます。

次、26ページの下のほう、第14款の諸収入のほうに行きたいと思います。

この諸収入の説明の中の一番下の、収入未済額は5億9000万、約6億ですね。その主なものは雑入の3億8000万とあるんですけども、この収入未済額の雑入というのは主にどういった収入なんでしょうか。

**○安慶名均代表監査委員** お答えします。

諸収入の中に項で雑入というのがございます。また、さらにその項の中に、目で雑入というのがございます。この雑入の内訳が、生活保護返還金、児童扶養手当返還金、さらに、ちょっと中身不明ですが、また雑入というのがございます。

ここまでが今、お答えできるところです。

**○國仲昌二委員** 返還金ですか、生活保護返還金。

**○安慶名均代表監査委員** 生活保護返還金、児童扶養手当返還金。

**○國仲昌二委員** じゃあ次また行きます。

30ページで民生費のほうの説明欄の下の3行ですけども、不用額は73億で、老人福祉費、それから、児童福祉費、社会福祉費と生活保護の扶助費というのがあるんですけども、それで不用額が上の表を見ると前年度より23億増になっているんですね。

これ47%とかになるのかな。

これはちょっとあまりにも大きいんですけども、この大きな要因というのはこのコロナ関係なんでしょうか。

**○名渡山晶子会計管理者** 民生費の不用、約73億円でございますけれども、主なものとしたしましては、介護従事者や障害施設の従事者への慰労金というのを令和2年度から繰り越しておりました。

結局使わなかった残額というのが約13億円、それから、同じくコロナの緊急包括支援金ということで、施設向けのコロナ対策等の補助金に係るものにつきましての残額が20億円というような形で、かなり大きな額のコロナ対策に係る残が生じたということが主な理由であるかなというふうに考えております。

**○國仲昌二委員** 次は32ページ、第8款の土木費のほうですけども、これもちょっと表を見てみたら、

翌年度繰越額が37億増になっているんですね。

説明欄の6行目か、その主なものということで、道路新設改良費とかいろいろ説明あるんですけども、この大幅に増になった説明をお願いしたいんですが。

**○名渡山晶子会計管理者** 土木費の繰越しにつきましては、前年度比37億円余りの増というふうになっているところでございます。

こちらにつきましては、主な理由が用地取得難や工事計画変更等による事業の繰越しであったり、国の補正予算関連で、年度途中の補正予算の事業化により、適正な工期を確保する必要があったりという理由というふうに聞いているところでございます。

**○國仲昌二委員** ありがとうございます。

次は34ページ、11款の災害復旧費。

これで災害復旧費が17億、約18億ですね、前年度と比較しても11億余りの増になっています。

これ災害復旧費ですので、何でこんな不用額が出たのかなという疑問があるので、説明ができればお願いします。

**○名渡山晶子会計管理者** 大きなものとしたしましてなんですけれども、漁港漁場災害復旧事業において、約8億円の不用が生じておりますが、これは軽石の被害に係る対策といたしまして、当初は全ての漁協、27漁港分の予算を確保したところですけども、実際に被害が生じて対策を講ずるところが5つの漁港だったというところでの不用だというふうに聞いております。

**○國仲昌二委員** 分かりました。

それでは最後ですけども、35ページですね。

諸支出金のところの説明欄、3行目の右側のほうから、財政調整基金積立金と、それから減債基金積立金が増加したことで、支出済額は増加しているという説明なんですけれども、今基金の状況を見ると、財政調整基金は前年度の現在高からマイナスになっているんですね。

11番目の減債基金はプラスにはなっているんですけども、先ほどの説明にあったような278億とか150億増加したっていうのが見当たらないんですけども、これ説明できますかね。

**○安慶名均代表監査委員** お答えします。

決算審査意見書では65ページに基金の一覧がございますが、この基金については出納整理期間がありませんので、3月31日がこの決算年度末になっております。

実際、いろんな予算、歳入歳出予算は出納整理が

ありますので、実際には5月末のこの決算に合わせて基金の出し入れがあります。この部分の差が出ている。要するに、歳入歳出には基金の実際の年度、出納整理の5月末の時点の出入りを反映しますけれども、この65ページの基金一覧の年度末というのは3月31日ということになっていますので、その差が出ております。

○**國仲昌二委員** 現在日が違うということでもよろしいですね。

分かりました。ありがとうございます。

私は終わります。

○**仲田弘毅委員長** 平良昭一委員。

○**平良昭一委員** 本日最後でありますから、よろしくをお願いします。

決算審査意見書の中の審査の結果及び意見から、3ページの行財政運営についてですが、令和3年度の歳入で、前年度に比べ自主財源が144億5600万円、5%増加したということで、自主財源が増加した理由、先ほど、どのようなことが挙げられるかという質疑がありましたけれども、国庫支出金、繰入金などと説明していましたが、逆に減額した区分等にごのようなものがあるか教えていただきたい。

○**安慶名均代表監査委員** お答えいたします。

令和3年度の自主財源はトータルで140億円余り増えておりますけれども、その中で、減額した項目は、県単融資制度に係るこの中小企業振興資金の元利収入の減などがありまして、諸収入が80億2200万円減になっております。

それから、分担金、負担金、寄附金で整理しておりますけれども、そこにある土木の寄附金の減によって、この分担金、負担金、寄附金が42億8900万円の減少となっております。

以上です。

○**平良昭一委員** この寄附金がかなり減ったというような話があるけれども、その辺はどういう状況ですか。

○**安慶名均代表監査委員** 土木費の寄附金が約43億円減ってますけれども、その内訳は、首里城火災復旧・復興の寄附金が約33億円の減、それから、土地開発公社からの寄附金10億円が2年度ありましたけれども、3年度はこれがなかったということで10億円の減、トータルで約43億円の減になっております。

以上です。

○**平良昭一委員** 使用料及び手数料とか、このコロナの影響で、いわゆる特例があったというふうに記憶しているが、その辺は関わっていないですか。

○**名渡山晶子会計管理者** 使用料及び手数料の減に

つきましては、県立芸術大学の法人化が行われまして、そこに関わる使用料収入であった2億4000万等が減少したことというのが主な理由として挙げられるかと思います。

○**平良昭一委員** これは今年度はそういうことではないということで理解していいのか、今後また続くのか。

○**名渡山晶子会計管理者** 県立芸術大学の分に関しましては、もう法人化完了しておりますので、今年度の決算にはその理由が出てこないのかなというふうに考えております。

○**平良昭一委員** 分かりました。

あと、このコロナ禍における県財政と新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金の件で伺いますが、令和3年度の沖縄県のこの都道府県分ですね、この臨時交付金はどの程度措置されてきていますか。

○**安慶名均代表監査委員** 新型コロナ対応地方創生臨時交付金の令和3年度の沖縄県の配分額は、トータルで1404億円ということになってございます。

以上です。

○**平良昭一委員** 先ほどから非常に言われてきておりますが、この3ページの財政調整基金、主要3基金の残高の問題がありましたけれども、コロナの対策により基金を取り崩しての対応をしてきたものが結構あった割には、増えた要因の詳細がちょっと私には理解がまだできてないんですけれども、その辺どうでしょうか。

○**安慶名均代表監査委員** 例えば財政調整基金について言えば、この基金が増えたのは、地方交付税や県税収入が増えたことが主な要因というふうに聞いております。

○**平良昭一委員** 先ほど九州平均、全国平均、いろいろ比べてましたけれども、まだ下回っているという指摘で皆さんはあるわけですね。

これは、今後の見通しとしてはどうなっているかというのは、皆さんのほうでは把握できないか。

○**安慶名均代表監査委員** 全国平均よりは下回っていて、九州平均よりは上回っているというところで、ある一定程度、確保できているというような判断をしております。

具体的な数値の基準がない中で、他県との比較の中でそういう判断をしておりますけれども、この財政調整基金で言えば、この出納整理をした後の基金の総額としては今、約466億円になります。

この内容ですけれども、既にこの令和4年度の当初予算の編成時にその収支不足の対応として、取崩し見込みとして、今233億円ほど予定をされておしま

す。

それから、この普通交付税が、今回税収が低くなるという前提で普通交付税が増えていますけれども、この分の見込みの違いで、今後、3年間かけて、約113億程度精算をされるということも見込まれておりますし、こういうものが今、466億円の財政調整基金の中で既に用途が予定されているものが含まれているというところでありますので、その全額が自由に充当できる財源ではないのかなというふうに考えています。

**○平良昭一委員** その辺は、皆さんの立場の中では、そういうふうな形で言うしかないだろうなと思えますが、やっぱり民間企業の経験者からすると、これは非常に経営としてはいかがなものかなというのがこれまでの委員の提言だったと思うんですよ。

そういう面では、皆さん監査委員の意見がこの基金利用の適材適所の財政運営を止めているようなことにはなっていないかなという心配もあるんですけども、その辺、どういう考え方を持っていますか。

**○安慶名均代表監査委員** 監査委員としては、適正な数値という指標がない中で、どの程度が必要であるということちょっと言えないところでありまして、様々な事情の中で財政運営がされておりますので、そこは財政当局の適正な判断の中で財政運営が行われるものと考えております。

ただ、やはり基金は緊急事態、想定外の事態に対しての基金として積み上げておかないといけない部分と、また、その財源を効果的に執行するという、これもまた必要な部分であると思っておりますので、その辺のバランスを取った財政運営をやっていただきたいというふうに考えています。

**○平良昭一委員** これは単年度でいろいろ言われる問題ではないはずですから、今後も注目していかないといけないなと思っています。

ちょっと戻りますが、同じ2ページの、令和2年度の単年度収支、臨時交付金により黒字を計上してその一つの要因であると思われるが、令和3年度の単年度収支は赤字となっているということを言われてますけれども、その要因は何ですか。

**○名渡山晶子会計管理者** 単年度収支が赤字となった要因でございますが、次年度への繰越額が増大したことで、実質収支が前年度に比べ約11億5800万円減少したことというところで、単年度としては、差し引く分が大きくあったというところで、単年度としては赤字になったというふうに理解しているところでございます。

**○平良昭一委員** こういう事例というのは、よくあ

ることなのか。

**○名渡山晶子会計管理者** 単年度収支につきまして、これまでも赤字、黒字の年、様々でございました、ここ5年間の推移で言いますと、令和2年度が23億7700万円余りの黒字、令和元年度が約10億900万円余りの赤字、平成30年が5億1700万円余りの黒字というような形で、年度によって赤字の年もあれば、単年度で見ればということですので、黒字の年もあるということで、継続的に赤字が継続しているわけではないというところでございます。

**○平良昭一委員** ちょっと不思議だったもんですから、ありがとうございます。

最後に、ここ数年の決算の経緯を見てですね、令和4年度の自主財源、特に地方税についての歳入見込み、来年度か、どのように推計しているかというのは皆さんのほうでは分からないかな、これはまた、総務部でしか分からないかな。

**○安慶名均代表監査委員** 自主財源等については、審査意見書の中で監査委員が記述をしているところでありまして、今年度の見通し等については、我々のほうでは分からないところであります。

**○平良昭一委員** 終わります。

**○仲田弘毅委員長** お疲れさまでございました。

以上で会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結します。

説明員の皆さん大変御苦労さまでございました。

ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**○仲田弘毅委員長** 再開いたします。

今回は、10月26日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん大変御苦労さまでございました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

ありがとうございました。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲 田 弘 毅

令和4年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月20日（木曜日）  
開会 午前10時8分  
散会 午後5時15分  
場所 第7委員会室

税務課長 前本博之君  
管財課長 池原勝利君  
警察本部長 鎌谷陽之君  
警務部厚生課長 仲吉猛君  
生活安全部長 宮城貴君  
地域部長 前花勝彦君  
警備部長 市原悠樹君

本日の委員会に付した事件

- 令和4年第6回議会の認定について（知事公室、総務部及び公安委員会所管分）
- 令和4年第6回議会の認定第7号
- 令和4年第6回議会の認定第19号

○又吉清義委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和4年第6回議会認定第1号、同認定第7号及び同認定第19号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、総務部長から総務部関係決算事項の概要説明を求めます。

宮城力総務部長。

○宮城力総務部長 委員の皆様、おはようございます。

それでは、令和3年度総務部所管の一般会計並びに所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算について、説明資料に基づいて御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

総務部所管の歳入総額について御説明いたします。

総務部一番上の計の行、予算現額（A）の欄6247億4547万6064円、調定額（B）の欄6196億6163万9750円、収入済額（C）の欄6176億5384万3957円、うち過誤納金1403万259円、不納欠損額（D）の欄1億2737万3497円、収入未済額（E）の欄18億9444万345円となっております。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.7%となっております。

2 ページをお願いいたします。

総務部所管の歳出総額について御説明いたします。

総務部計の行、予算現額（A）の欄2787億3045万5000円に対し、支出済額（B）の欄2766億6132万7062円、翌年度繰越額（C）の欄3億7228万5000円、不用額16億9684万2938円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は99.3%と

出席委員

委員長 又吉清義君  
委員 仲村家治君 花城大輔君  
仲田弘毅君 山里将雄君  
当山勝利君 西銘純恵さん  
渡久地修君 國仲昌二君  
平良昭一君 當間盛夫君  
上原快佐君

欠席委員

島尻忠明君

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 嘉数登君  
基地対策統括監 溜政仁君  
参事兼基地対策課長 古堅圭一君  
辺野古新基地建設問題対策課長 知念宏忠君  
防災危機管理課長 池原秀典君  
総務部長 宮城力君  
総務私学課長 山内昌満君  
人事課長 知念百代さん  
行政管理課長 嘉数広樹君  
財政課長 又吉信君



なっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

総務部所管分の合計額は、予算現額5581億174万5064円、調定額5530億2435万3401円、収入済額5510億2930万5706円、うち過誤納金1403万259円、不納欠損額1億2737万3497円、収入未済額18億8169万2247円、収入比率は99.6%となっております。収入済額の主なものは、2行下の(款)県税1402億4298万3958円、次5ページの下から3行目の(款)地方交付税2400億6286万5000円であります。

恐縮ですが、戻りまして3ページをお願いいたします。

収入済額のうち、過誤納金の主なものは、上から4行目の(款)県税1366万9143円であります。過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができない分となっております。

不納欠損額の主なものは、同じく(款)県税1億2177万8597円あります。その主なものは、(項)県民税8654万6838円、4行下の(項)事業税2328万4973円。

次の4ページの3行目、(項)自動車税988万3994円となっております。不納欠損の理由として、滞納処分できる財産がない、滞納者の所在不明等の理由により、関係法令に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

3ページに戻りまして、収入未済額の主なものは、(款)県税17億5684万6368円あります。主なものは、すぐ下の(項)県民税13億2308万8321円、(項)事業税1億5530万8027円、(項)不動産取得税1億5904万499円となっております。収入未済額の主な理由としては、納税者の収入の減、失業、病気などによる経済的理由や法人の経営不振による資金難、倒産などによる滞納などによるものであります。

6ページをお願いいたします。

下から7行目の(款)財産収入の収入未済額4537万2926円は、(目)財産貸付収入で生じており、その主な要因は、借地人の病気や事業不振による収入の減などの経済的理由によるものであります。

7ページをお願いいたします。

真ん中あたりの(款)諸収入の収入未済額7947万2953円の主なものは、(項)雑入のうち、(目)違約金及び延納利息3829万9442円で、その主な要因は、

財産貸付収入と同じく、借地人の病気や事業不振による収入の減などの経済的理由によるものであります。

9ページをお願いいたします。

一般会計の歳出決算の概要について御説明いたします。

総務部所管分の合計額は予算現額2120億8672万4000円に対し、支出済額2102億1593万9369円、翌年度繰越額3億7228万5000円、不用額14億9849万9631円、執行率は99.1%となっております。

繰越額につきましては、(款)総務費における長期的な視点に立った公共施設のマネジメントを推進する事業において、明許繰越として計上しているものであります。

繰越しの理由は、入札不調により、発注計画の見直しに日数を要したこと及び関係者と工事車両出入口等の仮設計画協議に時間を要したため、年度内に完了することが困難になったことによるものであります。

次に、不用額について主なものを御説明申し上げます。

(款)総務費の不用額4億6842万2757円は、主に高等学校等就学支援金の支給実績が見込みを下回ったこと等により不用が生じたものであります。

10ページをお願いいたします。

(款)公債費の不用額5265万3889円は、主に県債の償還利率の金利の低下による不用であります。

(款)諸支出金の不用額2043万7985円は、主に、次の11ページの(項)環境性能割交付金及び(項)法人事業税交付金において、その原資となる環境性能割及び法人事業税の県の税収が見込みより少なく、市町村への交付すべき金額が減少したことによる不用であります。

12ページをお願いいたします。

(款)予備費の不用額9億5698万5000円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額であります。

以上が、一般会計における総務部の決算概要でございます。

特別会計の決算概要13ページをお願いいたします。

所有者不明土地管理特別会計について御説明いたします。

当会計は、去る沖縄戦で公図及び公簿類の喪失に起因する所有者不明土地を県が管理するための特別会計であります。

歳入決算の概要について、予算現額1億7875万1000円、調定額2億586万3536円、収入済額1億9311万5438円、収入未済額1274万8098円となっております。

収入未済額の主なものは、(款) 諸収入719万7684円で、借地人の病気や事業不振による収入の減などの経済的理由によるものであります。

次に、14ページをお願いいたします。

歳出決算の概要について御説明いたします。

予算現額1億7875万1000円に対し、支出済額1396万4880円、不用額1億6478万6120円となっております。不用額の主なものは、県が管理する所有者不明土地において、災害等不測の事態が発生した場合の緊急対応等に用いる経費である予備費の支出がなかったことによるものであります。

15ページをお願いいたします。

公債管理特別会計について御説明いたします。

当会計は、県債の元金償還及び利子支払、借換債の発行等、公債費に関する収支を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明いたします。

合計で予算現額664億6198万円、調定額及び収入済額は同額で664億3142万2813円となっております。

16ページをお願いいたします。

歳出決算の概要は、合計で予算現額664億6498万円に対し、支出済額664億3142万2813円、不用額3355万7187円となっております。不用額の主なものは、(目) 利子の3130万6597円で、県債の償還利子の金利の低下によるものであります。

以上が総務部所管の一般会計及び特別会計の令和3年度歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

**○又吉清義委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算議案でありますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月21日、当委員会の質疑終了後に改めて総括質疑とする理由の説明を求めるといたします。

なお、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算

特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発信者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等あらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に際しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長より持ち時間の譲渡について説明)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

それでは、これより直ちに総務部関係決算事項に対する質疑を行います。

花城大輔委員。

**○花城大輔委員** 今朝、昨日の決算委員会のメンバーから報告聞いてちょっと質問させていただきたいんですけども、令和3年度財政調整基金がかなり大幅に増額されているというふうにありました。

この要因は何でしょうか。

**○又吉信財政課長** お答えします。

財政調整基金についての地方交付税等のぶれが令和3年度追加補正等があって、そういうものもあって増えております。

それについては令和4年度の収支差を見ながらやるものと、あとは精算金というのがあるんですけども、交付税がぶれてですね、向こう3年間で交付税が減額される部分がありますので、そういう分を勘案して残したものという形になります。

**○花城大輔委員** これ本来であれば、この国からの交付金は令和3年度内に使うべきであるというふうに私は思います。

特に、令和3年度中に商いを諦めた人、生活困窮している中で苦しんでいる人、たくさんおられたはずだと思うのですが、交付金を執行しないで積立金に回したのは正常だと言えますか。

**○又吉信財政課長** お答えします。

国のほうから、先ほども話しましたがけれども、追加した国の令和3年度補正で追加した交付税につい

ては、本来だとその分を、臨時財政対策債を減らすのですけれどそこはもう減らさないの、その臨時財政対策債に係る分については後年度については交付税措置をしないということで国のほうから通知がありましたので、その分については減債基金のほうに積み立てるということで、特に、令和3年だけで見るとそうかもしれないですけど、後年度の部分が減るものですから、それに備えているというところでございます。

**○花城大輔委員** 正直、今の説明でちょっとびんこないのは私の悪いところかもしれませんが、私が聞きたいのは、この令和3年度の積立てた分を本来は困っている企業や家庭に対して使うべきではなかったのですかということです。

なので、この積立ての在り方については、正常だったのですかと聞いているのです。

**○宮城力総務部長** まず450億円程度ということで過去最高の残高となっております。

そのうち令和4年度の取崩し分で340億円、これは今回の補正分も含めてでございます。

先ほど交付税の話がありましたけれども、交付税が上振れして、精算の結果、後年度100億円余返さないといけない、つまり交付税が減ってしまうということがあって、その分も基金に積立てておく必要がある。

結果的に、今、令和4年度末の残高見込額は120億円でございます、これもまた次年度の当初予算に充てるために、一定程度の規模が必要になってくるところで、持続的な予算の編成を図る上では、特にコロナで財政需要が非常に高まっていることもありまして、このような数字になったというところでございます。

出し惜しみしているわけではなくて、後年度の予算編成も見据えた上で基金の残高水準を維持しているというところでございます。

**○花城大輔委員** 今、一定程度というような言葉ありましたけれども、これまで総務企画委員会では財政調整基金の適正な数字というものは、どのあたりにありますかという質問も、いろんな方がされている中で、それについては回答が今までなかったわけですよ。

これだけあるからいいとか、これだけあるからまずいとかということじゃないというような話でしたけれども、もうそうであれば、くどいようですけど、やはり私は県民に向けて執行するべきであったというふうに思っています。

これはどうしても県民がこの数字の状況を聞いた

ときに、納得できないと思うのですよね。

我々非常に困っている中で何とか踏ん張ってやってきた。または、いつか明るくなると思っていただけ、まだまだ明るくならない。そんな中で、県が過去最高の財政調整基金を積み上げたということに対して、県民にどう説明すればいいですかね。

**○宮城力総務部長** コロナ感染症に係る、いろんな経済対策を今予算化してきているところでございます。

基本は、国の臨時交付金を活用しつつも一般財源も投入しながら、しっかり対応してきているところで、また年度の後半には、国の経済対策に絡む補正もでございます。

そのあたりでもしっかり県民の皆様が事業等順調に進めるような予算を編成して、この一般財源を活用しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

**○花城大輔委員** 私は、今回の報告を聞いて、やはり困っている県民に対して目が向いてなかったのではないかというふうに思うわけです。

専門的な立場から先ほどの答弁の中でも、私が聞いたこともないような言葉も使われていましたけれども、私はこの件に対して、ぜひ県知事から説明を求めたいというふうに思っていますので、委員長、これ要調査事項として、知事が本当にこの予算の執行内容、これで正しかったのかということをお願いしたいというふうに思いますので、要調査事項として提起をさせていただきたい。

**○又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から花城委員に対して、誰にどのような項目を確認したいのか改めて説明するように指示があった。)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

花城大輔委員。

**○花城大輔委員** 知事に対して、県民が困窮している中で、経済が疲弊している中で、こんなに財政調整基金を積み立てることが正しかったのかどうか、そして本当に県民のことを考えているのかどうか。そのようなことを質問させていただきたいと思えます。

**○又吉清義委員長** ありがとうございます。

ただいまの提起内容については、10月21日の質疑終了後に協議いたします。

では、質疑を続けてください。

**○花城大輔委員** それでは続いて、通知している内容とは別なのですが、これは次の質問です。

近年の予算執行率をちょっと教えていただきたい

のですけれども、毎年執行率がいいとか悪いとかということが、一般質問の中でも出てくるわけですが、日々改善されているということが毎回答弁されていますけれども、ここ数年の執行率について説明をお願いします。

○又吉信財政課長 お答えします。

一般会計における歳出予算の執行率についてお答えします。

直近5年間で申し上げますと、平成29年度が91.3%、平成30年度が90.8%、令和元年度が90.5%、令和2年度が89.0%、令和3年度が88.5%となっていて、おおむね90%前後で推移しております。

○花城大輔委員 88%から約91%未満ぐらいの推移でやっていますけれども、これについての評価はどのようなものがありますか。

○又吉信財政課長 お答えします。

やはり公共工事とかでありますと、どうしても年度途中とかで予定してなかったというか、予測不可能な事例とかがあって、どうしても繰り越さざるを得ない、あるいは、国の補正とかがあった経済対策についてはその時期とかの性質上、繰り越さざるを得ないということがあって、一定程度は執行率が落ちるとするのは、それはもうあり得ることだと思っております。

しかしながら、やはり現年度の予算ですので、できるだけ執行率を高めて行う必要があるというふうに考えております。

○花城大輔委員 引き続きぜひ改善を図っていただきたいと思います。

それでは続いて、主要施策の成果に対する報告書の中の9ページ、所有者不明土地管理費、この事業はいつから始まったのか説明をお願いします。

○池原勝利管財課長 お答えします。

沖縄戦に起因する所有者不明土地につきましては、もともと県民の土地が沖縄戦によって登記簿等の公簿類が喪失し、戦後の米軍の土地所有権認定作業や琉球政府の地籍調査においても、所有者が判明しなかった土地のことを指しております。

当該所有者不明土地については、昭和27年米国民政府布告により、地目が墓地及び霊地などは市町村が、それ以外は琉球政府が管理を開始しております。

昭和47年の復帰後に沖縄復帰特別措置法に基づきまして、県及び関係市町村が当分の間従前どおりの管理をすることとして現在に至っているところであります。

以上です。

○花城大輔委員 これ平成24年から調査が始まって、

現在に至っているというふうに説明を受けていますけれども、いろいろと法的なものが整備されていないものが、今、また県の職員の時間を使っているというふうに聞いていますけれども、これ大臣に対して要請した内容をちょっと教えていただけますか。

○池原勝利管財課長 お答えします。

これまで沖縄及び北方対策担当大臣等に対しましては、所有者不明土地の抜本的解決に向けた取組の加速化、県民の財産として有効活用が図られるよう配慮することを要望しております。

今年度は、9月に岡田沖縄及び北方対策担当大臣が来庁された際に、所有者不明土地問題については、法制上の措置及び財政措置などの取組を加速すること並びに県民の財産として有効活用が図られるよう配慮することを要望しております。

以上です。

○花城大輔委員 この事業でこれまでかかった経費と収入の総額は平成24年度からでいいですけど、幾らになりますか。

○池原勝利管財課長 経費は昭和47年からになっているので、これまでにかかった経費で答えてよろしいでしょうか。

復帰後、琉球政府から管理を引き継いだ所有者不明土地につきまして、昭和47年度から令和3年度までの経費及び収入額は、収入額としましては財産貸付収入及び国庫支出金で16億3378万円、経費として土地管理業務費などで15億8002万4000円となっております。

なお、平成24年度から平成30年度までの期間におきまして、国の委託により測量や探索調査事業を実施しております。

それによりまして、当該事業に係る国庫支出金及び経費7億6457万5000円がそれぞれ含まれているということになっております。

以上です。

○花城大輔委員 大して——何というんですかね、大きな県益とはならない事業になるかもしれませんけれども、これいつまでこの事業は続くのですか。

○池原勝利管財課長 今回、沖縄戦に起因する所有者不明土地につきましては、新沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画においても、真の所有者に返還するまでの間の適正な管理、関連法の適用による解決の実現、県民の貴重な財産として有効活用が図られるよう、国に対し抜本的解決に向けた法制上の措置及び財政措置の取組を加速するよう求めるなどの取組を続けているところでございます。

また、国におきましても、平成24年度から平成30年

度まで測量や探索調査を行うとともに、平成30年度から令和3年度までに有識者による検討会の実施、今年度から実務的検討を行うなどの解決に向かって、今取り組んでいるところでございます。

県としましては、引き続き国や市町村及び関係団体と連携し、抜本的解決に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○花城大輔委員 あまりかみ合っている感じはしないのですが、法整備がなされるまでは継続しないといけないという理解でいいのですかね。

○池原勝利管財課長 所有者不明土地につきましては、全国的な問題等もございまして、ただいま関連法等も様々出てきております。

そういうのをまず活用しながら、ただ、どうしてもそれで解決できないものについて、また法制度とかあらゆる手段を用いまして解決につなげていきたいと考えているところでございます。

○花城大輔委員 終わります。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 おはようございます。

昨日、決算特別委員会で会計管理者、それから、代表監査委員の説明を受けましたけれども、先ほど我が会派の花城大輔委員から質問がありましたとおり、令和3年度の決算事項の説明の中で、財政調整基金が例年よりも大幅に増額されたということなのですが、実数、再度御説明をお願いできませんか。

○又吉信財政課長 お答えします。

まず、決算全体で見ますと、財政調整基金を除いた令和3年度、2年度の収入済額を比較しますと1680億円増えているということと、これを除いた支出済額と比較すると1429億円という形で、支出の伸びよりも収入の伸びのほうが大きかったというのが決算を比較したものの状況になっております。

その差額で、251億円ほど収支が増えていますので、その分が多くなって財調に積み立てることができた。ただし、そこについては地方交付税の上振れ分があって、向こう3年間かけて精算する額というのが110億円程度入っています。

この110億円程度については、向こう3年間で精算していくということですので、その分は、ちょっと特殊要因で除く必要があると考えております。

それと、あと令和4年度当初予算の編成に当たっては、収支差のほうはかなりあって、財調を例年以上に多く取り崩さないといけないという形がありまして、そういうの見据えて、まずやりました。

それと、令和3年度途中ですけれども、補正予算

を編成していった結果、8月で当初あった財調がゼロになったと、枯渇した時期がありましたので、それを見据えて例年以上に少し持つておかないといけないということもあって、そのような結果になっております。

先ほど部長からありましたけれども、今回も4次の補正、9月補正までやった上で、この400億円余りあったものが今120億円ぐらいままで来ていますので、それほど余裕があるということではないというふうに考えております。

○仲田弘毅委員 これ若干、我々の感覚と違うというのを先ほど花城委員からも話がありましたけれども、今まさにコロナ禍がある程度落ちついてきたとはいえ、この3か年間における経済的なダメージ、逼迫した状況というのは、いまだ続いているわけです。

しかも、今世界的な物価の高騰、特に燃料費の高騰等によって、相当窮地に追い込まれている県内企業もたくさん見受けられますし、またそういった相談も、我々としては受けてきたつもりであります。

ですから、そういったものを急遽、私たちはこの財政調整基金でもって緩和していく、こうすべきだというふうに考えているわけですが、この答弁が、我々の状況と、昨日もかみ合っていない。

どうしても、答弁者の最高責任者である知事に御足労願って、知事から御答弁をいただきたいということで、要調査事項に取り入れていただきたいと、委員長をお願いをしたいと思います。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から仲田委員に対して、誰にどのような項目を確認したいのか改めて説明するように指示があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 財政調整基金を、やはり今現状に応じた予算組みに組入れていただきたい。

それを知事に答弁をお願いしたい。

○又吉清義委員長 ありがとうございます。

ただいまの提起内容については、10月21日の質疑終了後に協議いたします。

質疑を続けてください。

○仲田弘毅委員 主要施策の所有者不明土地の管理費について伺います。

まず、その事業内容は先ほど花城委員に答弁がありましたけれども、当初計画で1505筆の管理を行ったとありますけれども、その予算執行が約半額というその理由は何でしょうか。

○池原勝利管財課長 お答えします。

所有者不明土地管理費の内容としましては、主に専任職員を配置しまして、人件費やパトロール、除草等の所有者不明土地の管理に係る経費となっております。

執行率52%の主な理由としましては、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、年度途中で専任職員が兼務発生により異動したことによりまして、人件費が減ったのが主な要因となっております。以上です。

○仲田弘毅委員 これ新沖縄21世紀ビジョンにも位置づけられているということですが、沖縄担当大臣等に法制上あるいは財政措置等の要請が行われているということですが、このような予算執行率の中で強い要請ができないのではないかとというふうに変え懸念しているわけですが、その点についてはいかがですか。

○池原勝利管財課長 専任職員のほうは、どうしてもコロナの影響がありましてそこに緊急的に輩出したところであります。

一方、適正な管理につきましては、会計年度任用職員を活用しまして定期的なパトロール等を行いまして、適正に管理されているか、また、不法投棄はないかとか、管理を行ったところがあります。

また、国のほうで——内閣府のほうで、現在検討会を実施しておりまして、そこにまず参加して、県の意見とか、また、調整等を行っておりまして、解決に向けて、そういう形で国と連携しながら対応してきたところでございます。

○仲田弘毅委員 この事業は平成24年度からの事業というふうになっておりますが、これまでに、真の所有者に返還された不明地というのはどの程度になりますか。

○池原勝利管財課長 昭和47年度から令和3年度までの時点の数字を申し上げますと、県管理地で378筆、市町村管理地で438筆、合計で810筆となっております。管理解除率は23.2%となっております。

○仲田弘毅委員 戦後77年になります。

その当時の不明地になった要因は戸籍の喪失ということになっておりますが、もうその実情が分かる方々というのは、年々減っていくと思うんですね。急を要する事業だと思いますので、県も早急に対応策、よろしくお聞きしたいと思っております。

次に、同じく主要施策の16ページですが、公共施設のマネジメントについてお聞きします。

県が管理する公共施設の中で、老朽化した30年以上の施設の割合をお聞きしたいと思います。

○池原勝利管財課長 お答えします。

県が管理する庁舎、県立学校、県営住宅、県立病院等の公共建築物のうち、築30年以上の建物の割合は面積ベースで、令和2年度末時点におきましてですが、約38%となっております。

○仲田弘毅委員 これもやはり老朽化したということですから、急を要する施設があると思うんですけども、今後の取組についてはいかがですか。

○池原勝利管財課長 委員御指摘のとおり、老朽化が38%進んでいるところもございまして。

それに合わせて平成28年度に、公共施設マネジメントを推進する観点から公共施設等総合管理計画を設置しております。

また、今年度は、まずそれについて改定を行っております。

基本的にやはり、老朽化が集中しますと財政負担のコストもかかりますので、そういう財政負担の平準化等、また、予防保全等に努めながら、施設の長寿命化につなげる形で全庁的に対応していきたいと考えているところでございます。

○仲田弘毅委員 部長の説明では、次年度繰越額3億7000万円余り、これは入札の不調、不落によるというお話がありましたが、もうちょっと詳しく御説明をお願いできませんか。

○宮城力総務部長 繰越しは、八重山職員住宅の平得団地、これの改修工事の2工区分となっております。

まず、1工区については工事安全対策について、自治会——いわゆるこの職員住宅に入っている自治会との調整に時間を要したこと、一部改修工事をして一部はまた住宅として活用しながら工事をするものですから、その安全対策の調整に時間を要したこと、また2工区については2回の入札不調があって、その対策を講ずるために不測の日数を要したことが主な理由となっております。

現在の進捗状況ですが、1工区は6月20日に工事を完了しております、2工区については11月末に工事を完了する予定となっております。

○仲田弘毅委員 予算の執行率、不用額、費用対効果含めて、決算は大変重要なポイントだというふうに考えますので、実際、誠心誠意努力して、解消できるように頑張ってくださいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 それでは、お願いします。

まず、決算審査意見書の中から少しお聞きしたいと思います。

7ページ、歳入歳出決算の状況、一般会計ですね、

これを見ますと、歳入歳出決算ともに、前年度と比較して1700億円以上増加しています。

今1兆を超える決算額となったということで、報告もあったんですけども、これは新型コロナの影響によるということは分かってはいるのですが、この当該年度の決算の結果、これについてどういうふうに捉えているか、部長なり、課長なり、所見をお願いしたいと思います。

**○宮城力総務部長** 今委員おっしゃったとおり1兆円を超える決算規模で、これ過去最大規模となります。

要因としましては、今、委員がおっしゃったとおり新型コロナウイルス感染症対策、それから、それに係る経済対策によるもので受入病床の確保であったり、あるいは宿泊療養施設運営費の対策、それから時短協力金、事業継続に係る県単融資など、これらが大幅に予算の増加の要因となっているところで。

この予算規模も——決算規模もそうですが、予算規模も1兆円を超える規模で、これは補正予算22回組みました。

通常であれば、大体5回とか6回とかというところを22回にわたる補正予算を計上した、措置したというところで、機動的な予算編成ができたのかなというふうに認識しているところでございます。

**○山里将雄委員** ありがとうございます。

コロナの影響で大きくなっているということですが、当然、それはコロナ後には、また通常の予算編成になっていると。

ただ、それに向けて、しっかりとこの今の予算あるいは決算を立て直していかないと、今後は厳しくなるのかなというふうな気がしますので、その辺はしっかりと対応をお願いしたいと思います。

続きまして、4ページの収入未済額等の欠損処理について、少しお聞かせください。

収入未済額61億円、一般会計、特別会計を合わせてですけども61億円と。

それから不納欠損が2億3000万円というふうになっています。

これ総務部でも19億円とか、あるいは不納欠損が13億円とか、総務部だけを見てもかなり大きな金額になっているのかなというふうに思います。

その状況について、少し説明をお願いしたいと思います。

**○又吉信財政課長** 私のほうから県全体のことについてお答えしたいと思います。

まず、県のほうで、債権に関しては沖縄県におけ

る今後の債権管理に関する方針というのを策定しまして、それに基づいて債権管理の標準マニュアルというものを作成しております。

その後、適切な管理、債権管理を徹底、滞納発生の未然防止をするために、いろんな債権回収の強化などの未収債権の職員向けの取組を推進しております。

令和3年の3月には、沖縄県債権管理条例を制定いたしまして、一層の適正化を図るという取組を行っております。

それを踏まえまして、令和3年度に4件の債権放棄を行って、去る6月議会でその報告をしたところでございます。

引き続きこの方針とかのマニュアル、あるいは条例に基づいて、適切に債権を管理していきたいというふうに考えております。

**○山里将雄委員** この意見書の中で、県税が令和2年度の徴収猶予によって増加したけれども、令和3年度は同制度の適用が終了したことで、10億、11億の減少とあるんですね、説明の中に。

これはどういうことなのか、少し説明をお願いします。

**○前本博之税務課長** お答えいたします。

徴収猶予の特例制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりましておおむね20%程度の減収となったものに対して適用しておりました。

沖縄県では令和3年度末時点で975件、23億5752万円ほど徴収猶予をしておまして、同じく令和3年度末時点で18億9007万円が既に納付済みとなっております。

委員おっしゃるとおり、徴収猶予の特例制度が終了したことにより、かなりの——8割程度返納をされたわけですけども、それに加えて、令和3年度から、県税事務所の窓口業務、コールセンター、いわゆるルーチン業務を委託したことによりまして、県税職員が滞納整理とか財産調査とかそういったところに注力できることになったことも大きく影響しているものと考えております。

以上です。

**○山里将雄委員** これは令和2年から比べてこれだけ減っているということですね。

令和3年度は、じゃあその徴収猶予については、もう終了していると、行っていないということですね。

**○前本博之税務課長** お答えいたします。

特例は終了しておりますけれども、既存の猶予制度がございまして、特例から既存の猶予制度に移行

したものが41件、額で1億2062万円となっております。

以上です。

**○山里将雄委員** このコロナで、大変厳しい状況が、家庭とか、あるいは企業とかでもあったわけですから、この猶予制度というのは非常に助かると思いますか、そういう制度だと思いますので、ぜひそれを継続してやっていただきたいなというふうに思います。

次に収入未済は依然多額ですけれども、その縮減を図ることは重要な課題との指摘がこの意見書の中で書かれていますけれども、収入未済は、いずれは不納欠損につながっていくということもありますので、収入未済と不納欠損の縮減、それを図るための対策とか、そういうことはどういう方針をお持ちですか。

**○前本博之税務課長** 県税について申し上げますと、毎年度5月に自動車税の納期内納付の推進のための広報ですとか、あと11月、12月には納税推進月間としまして、市町村と連携して自主納税を推進するための広報宣伝活動を実施しております、自主財源の確保と公平、公正な税負担の実現のために、県民に対して納税意識の高揚を図っております。

また納税環境の整備といたしまして、コンビニですとか郵便局での納付に加えまして、令和2年度からは、電子決済、クレジットカードとか、インターネットバンキング、あとLINE Pay、Pay Payなどの電子決済を導入いたしまして、納税者の利便性向上を図っているところでございます。

それから、県税の収入未済の約74%を占めております、個人県民税、均等所得割につきましては市町村と積極的な取組が必要なことから各県税事務所が管轄しております、各県税事務所内で設置しております、個人住民税の徴収対策協議会というのがございまして、それを活用いたしまして、法改正等による対応の情報共有ですとか、あと県税、市町村税職員合同での研修会などを実施しまして、市町村との積極的な連携を図っております。

加えまして、体制強化といたしまして県税の職員を市町村職員として併任発令することによりまして、市町村の滞納整理への支援ですとか、県税事務所長と市町村長の連名によりまして共同催告、巡回、電話相談等による業務支援なども行っており、あと差し押さえた土地や建物の合同公売なども行っております。

一方で不納欠損につきましては、滞納事案の調査ですとか精査を徹底しまして、財産がないですとか、

あと不明なものにつきましては、財産を差し押さえることにより生活が困窮するものにつきましては、法令等にのっとりまして、滞納処分の執行停止などを講じているところでございます。

以上です。

**○山里将雄委員** 大変丁寧な説明ありがとうございました。

昨日、急遽入れたのですが。

すみません、長過ぎて、後で議事録等々また確認させてもらいたいと思います。

ありがとうございます。

次、同じく決算審査意見書の中からですけれども、18ページの主要財政指標の状況について、少しお伺いします。

主要財政指標については、これまでも問題なく改善傾向にもあると思うのですが、今回の決算でも特に問題ないというふうにはなっているのですけれども、その中で、特に経常収支比率が96.4から8.4ポイントの減と、大きく改善している状況があるんですね。

88%と88.0というふうになっているのですけれども、九州平均でも95.0、全国平均でも94.7なのですね。それに比べても低いと。

人件費とか扶助費とか公債費とか、この経常経費の主要な項目については増えているのですけれども、その他の経費が大きく減少している状況があります。

経常経費というのは御承知のとおり、財政の弾力性を示す指標であって、これがよくなっているということは非常にいいことではあるのですが、これだけ減少した要因は何なのか少し教えていただけますか。

**○又吉信財政課長** まず、経常収支比率がよくなった原因についてからお答えしたいと思います。

その原因ですけれども、国税の収入等が増えて、昨年のも——令和3年度のほうで地方交付税の追加配分があったという形で、これが大きな要因を占めております。

これについては全国的な傾向で、今、委員がおっしゃった九州平均の95.0%とか全国平均の94.7というのは令和2年度のものでありまして、令和2年度、令和3年度は、全国的にこれが改善してきていて、平均すると、今速報値ですけれども、大体本県と同じような形、88ぐらい、これまだ独自の集計ですが、大体同じぐらいだというふうに考えております。

その他の経費が、数字ですけれども、これについては、令和3年度の決算統計を集計する際に、県単融資事業についての元金収入——県単融資で県が出



して銀行のほうがあるところに協調倍率、3倍とか5倍協調倍率して民間に貸し出すのですが、それは年度末には返ってきます。

返ってきていて、これが予算上の一般財源という形で歳入も歳出も組まれるのですが、これが決算統計上、国のほうと調整したときに、これについて使途が特定されているという形で、見かけ上は一般財源なんだけれども、ここについては特定されているという形で、この経常収支比率のものからは抜くべきというようなことを国のほうと確認して、それを抜いた結果がその他のところで、なっているというところでございます。

**○山里将雄委員** すみません、もう一度、その経費のことを何ておっしゃいましたかね。

**○又吉信財政課長** 県単融資事業。

県単融資事業のほうでやっております。

ちなみにですけれども、同じような形で、県単融資事業——これ令和3年度決算から抜いたのですが、令和2年度の決算から抜いた場合に、経常収支比率が令和2年度96.4だったのが95.8という形ですので、95.8と88を比べたほうがいいのかというふうに思います。

**○山里将雄委員** それでは、今これだけを改善しているような状況が見えるのですけれども、実質的にはそうでもないというふうな捉え方になるのですか。

**○又吉信財政課長** お答えします。

先ほど申しました、去年は——令和3年度の全体のあれとしては、国が地方財政計画をつくるときに収入が相当落ちるという形で国が見込んでおりました。

これ県税のほうもそのような形で見込みました。

ところが令和3年度ですね、県税のほうも伸びて、国税のほうも伸びました。

その結果、交付税の原資となる国の税収が伸びたものですから、追加交付があったという形で、令和3年度について特別なものだというふうに考えておりますので、今年度以降については、また元の状態に戻るのかなというふうに考えております。

**○山里将雄委員** ありがとうございます。

このコロナの感染拡大によって、この財政の悪化はどうしても避けられない部分があったと思うのですが、今後この財政指標がどのように変わっていくか、今後やっぱり少し悪くなっていく状況が生じてくるのか、その辺はどうお考えですか。

**○又吉信財政課長** お答えします。

コロナ後、どのような財政状況の指標になるか、動きになるかというのは、今、推測するのはちよ

と困難な状況ではあります。

ただ先ほど申しましたとおり、恐らくコロナが収束してくると臨時交付金とか、包括支援交付金等がまずなくなる、あるいは減額されるということで、国庫の依存財源のほうが減りますので、その分、自主財源のほうが増えるとかですね、そんな見え方にはなるのかなど。

ただいずれにしてもどういう形になるのかというのは、ちょっと今のところは困難というところでございます。

**○山里将雄委員** しっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、質問取りには、もう2つほど通告をしてあったのですが、時間が短いので、これで終わりたいと思います。

**○又吉清義委員長** 当山勝利委員。

**○当山勝利委員** それでは、ただいま通知させていただきました、下の収入済額のほうで、令和3年度、新型コロナの影響もまだまだ残っている中でしたけれども税収が増えています、県民税でですね。

その件について、その増えた要因について伺います。

**○前本博之税務課長** お答えいたします。

令和3年度の県税収入額は、過去最高の1402億4298万円となっております、前年度と比較で73億248万円、5.5%の増となっております。

増収となった主な要因につきましては、主に法人事業税と地方消費税の増収によるものとなっております。

法人事業税の増につきましては、税率の引上げによる影響、あとは国等の施策による金融業や公共工事が増加したことによる建設業の収益が増加したこと、また、新型コロナウイルス感染症に係る衛生関連商品の売上げが伸びたことにより、一部の企業で収益が増加したことによるものとなっております。

また、地方消費税の増につきましては、巣籠もり需要による消費が増えたことや、あと、円安、原油高騰による輸入額が増加したことによるものと考えております。

以上です。

**○当山勝利委員** 分かりました。

個人県民税は減少していますよね。

その理由については、どうなっていますでしょうか。

**○前本博之税務課長** お答えします。

個人県民税につきましては、令和3年度の課税分につきましては、コロナの影響を受けました令和2年

の所得に対して、課税される分となっております、コロナの影響によりまして収入の減ですとか、納税義務者が減になっていることが影響しております。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

そうすると、令和4年は令和3年の収入に応じて、令和4年も、このような傾向は続くというふうに考えてよろしいですか。

○前本博之税務課長 お答えします。

令和3年所得につきましては、令和2年所得よりも増加しております、したがって、令和4年度の調定額自体は令和3年度より、さらに増えております。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

ありがとうございます。

あと、個人事業税、法人事業税に関しては、その要因に先ほど答えていただきましたので、これは飛ばしますし、それから収入未済等についても、昨日、今日と議論がありましたので飛ばさせていただきます。

あと、繰越額もですね、昨日いろいろとさせていただいておりますので、これも飛ばします。

琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業の在米沖縄関係資料収集公開事業の件で伺います。

これまで収集した写真とか動画を、昨年度の10月末までに公開するという作業を進めていると伺いましたが、その進捗状況について伺います。

○山内昌満総務私学課長 在米沖縄関係資料収集公開事業につきましては、米国国立図書館に所蔵されております、沖縄戦や戦後の米国統治などの沖縄に関する写真と動画を収集して、インターネットで公開するという事業で、平成29年度から実施しているところですが、令和3年度までに収集した資料については、昨年12月末までに1万2393点を既に公開しております。

○当山勝利委員 ホームページ、昨日かな、確認させていただきました。資料のほう見ましたけれども、あそこで見られる資料というのは一部のような感じもしたのですが、ちょっと使い方が分かりにくいのか、ちょっとそこら辺、改善の必要もあるかもしれないのでちょっと検討をお願いしたいのですが。

○山内昌満総務私学課長 利用者の方から利用がしづらいですとか、そういう課題等もあると思います。

これにつきましては、公文書館のホームページでアンケートを実施しております、利用者のニーズに対応した機能改善ですとか、より分かりやすい翻

訳へ変更する等、これまでも必要な修正をしておりますので、利用者のほうから県の公文書館のホームページのほうに、そういう声を届けていただければ対応してまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 どこからでもアクセスして見られる資料になっていきますので、ぜひ、使いやすいものをお願いします。

次に移ります。

公共施設マネジメント推進事業の、この一番下の課題ですけれども、この課題についてちょっと説明をお願いいたします。

○池原勝利管財課長 お答えします。

県では行政サービスの向上に努めながら、できる限り少ない経費で最適な施設の管理運営を行うため、平成25年度に沖縄県ファシリティマネジメント導入基本方針を策定し、公共施設マネジメントを推進しております。

その一環で、施設の長寿命化を図るモデル事業としまして、大規模改修事業を行っているところでございます。

今後の対応としましても、まず当該事業で得たノウハウを技術職の配置がない施設においても活用できるように、施設を長寿命化するための改修工事検討マニュアルを策定することとしておりますが、おのの施設類型に合致するマニュアルをどのように策定するかということが、まず課題だと考えております。

また、今後は施設を予防保全するに当たっては、各施設管理者が適切な点検に対応することが必要ですが、そのための技術能力の向上や職員一人一人の長寿命化に対する理解が必要だと考えております。

そのため技術研修を行い、予防保全技術などの向上に努めるとともに、広報等を通じて、職員の意識啓発についても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員 ではここに書かれていることは、県庁内の話であって、県内の民間事業者の話ではないということですか。

○池原勝利管財課長 お答えします。

委員御指摘の点、あくまでもこれにつきましては、県内の老朽化した施設について長寿命化を図るために、どういう形であれば長寿命化を図れるか、どういう改修を行えばできるかというモデル事業という形で、県内の庁舎に係る事業となっているところでございます。

○当山勝利委員 ですので、ここに書かれているこ

とは、このノウハウというのは、県庁としてですよ、沖縄県庁の中の職員のノウハウであって、民間のノウハウまで含めている課題ではないということですよね。

○池原勝利管財課長 御指摘のとおりでございます。

○当山勝利委員 以上、終わりにします。

○又吉清義委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お疲れさまです。

最初に、先ほど財政調整基金の中で、臨時財政対策債が今後、政府が交付しないという答弁を受けたように聞いたのですが、その説明をお願いします。

○宮城力総務部長 まず、ちょっと技術的な話になりますけれども、交付税が最初に算定されて、そのときに現金である地方交付税と借金である臨時財政対策、これがセットで本来の地方の収支不足分の一般財源を補うもの。

その原資、地方交付税の原資は、国税5税になります。

国税5税の決算が大分思ったよりも伸びたので、その分を、また地方に配分することになった。

ところが、これ年度の後半でしたので、もう既に臨時財政対策債を発行して、本来であれば、交付税が増えた分は臨時財政対策債が減るはずですが、もう既に臨時財政対策債を発行している団体があって、交付税から臨時財政対策債の振替のできる時期を失しているということで、交付税として配分する。

その代わりに、その分の後年度の臨時財政対策債は減額するというので、臨時財政対策債を配分しないということではなくて、後年度で調整するということです。

○西銘純恵委員 臨時財政対策債、現在高、結構あると思うのですが、これが約束どおり、後年度きちんと来ないということは問題があると思ったので、お尋ねしましたが、現在高をお尋ねします。

○又吉信財政課長 お答えします。

令和3年度末の臨時財政対策債の現在高は3273億円となっております。

○西銘純恵委員 次に移ります。コロナ対応で県職員の労働環境について、前年度、大変厳しかったかと思うのですが、それについてお尋ねします。

○知念百代人事課長 コロナ対策では、非常に多くの職員が動員、それから兼務、それから本務職員として配置されて対応に当たっていたところでございます。

○西銘純恵委員 先ほど、兼務として別に移られたとかってありましたけれども、途中本務採用というのはなかったのでしょうか。

それと臨時採用を結構やられたと思うのですが、これはどうなったのでしょうか。

○知念百代人事課長 まず、臨時的な任用職員というもので対応しております。

それからもう一つの質問、もう一度お伺いしてよろしいですか。

○西銘純恵委員 何名ですかと聞いたんですよ、人数。

○知念百代人事課長 本庁、保健所全体の人員体制でお答えいたしますと、正職員で487名、任期付職員で70人です。

臨時的任用職員で24人、会計年度任用職員で30人というふうになっておりまして、合計で611名となっております。

○西銘純恵委員 これは令和3年度が、2年からコロナが大変厳しくなって、その臨時で入れられた818名というのは、その以前の令和元年になりますか。

コロナがないときと比べては、どれだけ増えたのでしょうか。

○知念百代人事課長 大変申し訳ございません。

手元に令和2年度のものがないのですが、増加しているということは確実でございます。

○西銘純恵委員 途中採用ってなかなかいないと思うんですよね。

だから、そのときはその経過を経て、やっぱり本務どれだけ増やさないといけないとか、保健所とかね、そういうのも見えてきたと思いますので、やっぱり必要な定数というのはぜひ考えてもらいたい。

それで、育児休暇、年休などの行使についてはどうだったのでしょうか。

○知念百代人事課長 すみません、先ほどの質問で1点だけ追加をさせていただきます。

途中での採用につきましては、新規採用職員、例えば、保健師などは10月1日、それから11月1日での採用といったところで、今年度も実施しているところでございます。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員より先ほどの答弁では途中での本務採用はないとのことであったが、訂正してほしいとの確認があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

○知念百代人事課長 先ほどお答えいたしました、本務での途中での採用につきましては、新規採用職員を採用するといったところで、保健師などは10月1日、それから11月1日に向けての採用を準備しているところでございます。

続いて、年休の消化についてお答えいたします。

令和3年の年次有給休暇の平均取得日数というのは14日というふうになっております。

新型コロナ前の令和元年の13.9日から0.1日増加している状況でございます。

以上です。

**○西銘純恵委員** 育児休暇も聞いたんですね。

**○知念百代人事課長** 育児休業の取得率につきまして、令和3年度は男性19.9%、女性が100%というふうになっております。

以上です。

**○西銘純恵委員** コロナ前の令和元年の比較もやりたいと思ったのですが、年休は増えているということでもいいと思うのですが、病休の状況はどうですか。

職員の皆さん、結構、多忙で大変だったんじゃないかなというところを危惧しているのですが、いかがですか、病休は。

**○知念百代人事課長** 病気休職となっている職員については、令和元年が34人、それから令和2年度46人、令和3年度で65人と、ちょっと増加の傾向にあります。

**○西銘純恵委員** 令和3年、今年度どうなるかというのはあるのですが、やっぱり結構なストレス、大変な業務だろうなと思いますので、そこをケアするという体制も取ってもらって、そして、やっぱり職員が足りないという部分は、定数のところではぜひ見直して、検討をやっていただきたいと要望して終わります。

次、資料を送りました、私立学校振興事業をお尋ねします。

その中の6番、私立学校通学費負担軽減ですが、これ、ほかの事業は私立専修みんな入っているのですが、この6番については入っていないんですが、専修学校の拡充については検討されているのでしょうか。

**○山内昌満総務私学課長** この事業につきましては、私立の高校生等ということで、高校生と中学生を対象にしております、これについては教育長のほうの要綱に基づきまして、公立と私立、私立につきまして、総務部のほうの事業で支援している事業でございます。

この事業の対象につきましては、県内に在住する非課税世帯等の対象につきまして、中学、高校ということでやっておりますので、専修学校の高等専門課程は、対象になっておりません。

以上です。

**○西銘純恵委員** 私立324人、年間それぐらいですけども、専修学校も同じように低所得で通っている

皆さん、いるかと思うんですね。

ぜひ検討してほしいと思うのですが、いかがですか。

**○山内昌満総務私学課長** すみません、先ほど答弁で、専門課程につきましてはということで、対象ではないとお答えしたのですが、専修学校の高等課程、中学を卒業して入学ができるという課程につきましては、これもこの要綱の中で現在支援しております、私立学校の専修学校の高等課程につきましても、支給の対象となりましたのが、114名の専修学校の高等課程の生徒さんに対しても、令和3年度の支援実績がございます。

以上です。

**○西銘純恵委員** この324人の中には入っているということでもよろしいですか。

**○山内昌満総務私学課長** はい、324人の内数でございます。

**○西銘純恵委員** ちょっと、記載が誤解を生んでいるというのはあります。

最後に、県外大学等進学10万円の——県外での支援をする10万円、受験のときの。

それは、子ども未来だとは思うのですが、この私立専修はいかがですか。

特に、私立はやっているけれども、専修学校の保護者が知らなかったということで話がありましてね。

対象になっていないのでしょうか。

**○山内昌満総務私学課長** 委員から御照会があります県外大学を受験する際の渡航費用の補助、上限10万円として航空運賃等の支援をするという事業につきまして、令和4年度から、子どもの未来県民会議におきまして事業が実施されていると聞いております。

対象世帯等の要件がございますが、その支給対象となる高校生につきまして確認したところ、県内の全日、定時、通信制の高校生は対象ですが、専修学校の高等課程の生徒は、今現在、対象とされていないということで確認してございます。

これにつきましては、専修学校の高等課程も状況としては同じ高校生、対象の高校生等と同じような状況にあるというふうに考えておりますので、子ども生活福祉部を通じまして、県民会議のほうと、今後対象について、ちょっと調整、議論していきたいと考えております。

**○西銘純恵委員** ぜひ対象に入れてほしい、次年度になると思いますが。

以上です。

**○又吉清義委員長** 先ほど、西銘委員の質疑に対する答弁に関して、人事課長から訂正したいとの申出

がありますので、発言を許します。

**○知念百代人事課長** 先ほど、コロナに係る人員体制についてお答えしたところですけれども、先ほど申し上げました、合計で611名というのは、令和4年6月15日現在となっております、最新の数字がございましたので、それを改めてお伝えしたいと思います。

令和4年10月1日現在で、正職員488名、任期付職員が63人、臨時的任用職員21人、会計年度任用職員が29人の合計で601人となっております。

よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 渡久地修委員。

**○渡久地修委員** 決算書の項目、ちょっと探せないんだけど、コロナで去年一番大きな問題になったのが、この緊急対応をどうするかという点で、事業継続計画でしたか、BCPというのがありますよね。

緊急時の対応、これが去年あたりからクローズアップされて、県もその計画を策定していたのか、しつづあったのか、その辺が去年度どうだったかちょっとお願いします。

**○嘉数広樹行政管理課長** お答えいたします。

コロナ対策業務の実施に当たっては、本務職員に加えて、職員の兼務配置であるとか動員の対応が必要となってきたところでございます。

対応業務の加速的な追加や対応期間が長引く中、職員に負担が生じている状況がございました。

総務部においては、必要人員の確保及び職員の負担軽減の双方の観点から、各部長に対して不要不急の通常業務の休止、縮小等の見直しを行って、コロナ対応業務に迅速かつ的確に対応できる体制づくりと、職員の負担軽減を図る具体的な取組を行うよう、通知を発出しているところでございます。

具体的には、令和3年5月21日に各部長に知事からの通知として不要不急の通常業務の休止、それから縮小等の見直しを積極的に行うよう通知したところで、令和4年4月12日には各部長に対して、通常業務の再点検、見直しの再点検と、あと、見直し内容の報告依頼を出したところです。

そういったBCPの取組を総務部で行っていたということでございます。

以上です。

**○渡久地修委員** これは緊急対応、災害対応、これは今も全国的にも、あるいは民間にもこれ求められていますよね。

それで沖縄県も、コロナが出るまでは計画はやろうということだったけれども、これがしっかりと策定されていたかどうかとかというのものあるだけけれ

ど、今回のこのコロナ危機の対応の中で、しっかりとこれはもう確立されつつありますか。

**○嘉数広樹行政管理課長** お答えいたします。

沖縄県では、災害時等における計画等、感染発症時の計画を策定しているところでございます。

災害時には通常のBCPの話ですけれども、感染症の場合には、新型インフルエンザ等対策行動計画というものを策定しているところでございます。

ただ、今回のコロナにおきましては、期間がかなり長期間に及ぶということで、新型インフルエンザ等対策行動計画はどちらかというと比較的短い期間を想定していたものですから、その計画に基づいて対応ができていたかということ、それはその計画に基づかないで、先ほど申し上げた通知等において行っていたというところでございます。

**○渡久地修委員** この感染との戦い、これからも続くので、このBCPというのを、この際やっぱりしっかりと動くように、機動的に動くように、引き続き頑張ってください。

次に、今の答弁の中であった、不要不急の事業の延期、中止というのもあったのかな、中止、延期とかというのはあったと思うんだけど、これ、私たちが緊急対応という点で、財源確保の上でも、延ばせる事業は延ばしてくれと、そして財源を確保すべきだと。あるいは、人もそこに配置できるようにしてくれということも、議会でも何度も取り上げたり、提案もしてきましたけれども、この去年の決算の中で、いわゆる、延期したりストップしたりして集めたのがどれくらいあったのかというのがこの決算書の中で分かるんだったら教えてください。あるいは、どういう事業だったのかということも含めて。

**○又吉信財政課長** お答えします。

まず、具体的な事業とか額について、今ちょっと手元に持っていないのですが、全体の話で言いますと、まず今年度384億円不用、令和3年度決算で出ていますので、その中に、中止したものとか事業規模を縮小したものの額が入っているものと思われま

それ以外に、不用が1000万以上あれば2月補正で減額するという方針がありますので、去年の2月補正がトータルで510億の補正予算を組んでいるのですが、内訳が、増の事業が767億、減の事業254億ありますので、この254億の中にも、途中で中止した事業等の財源が入っていることと考えております。

それと、これは令和2年度末ではあるんですけども、令和3年については厳しくなる見込みでしたので、令和2年度末に、通常では発行しないような、調整債とか、行政改革推進債とか、減収補填債とか、

そういうものを発行して、一般財源を19億確保していますので、そういうもので令和3年を乗り切ったというところでございます。

**○渡久地修委員** 部長、この県の仕事に、先ほど、不要不急という言葉があったけれど、不急というのはあったとしても、県の仕事に不要というのはないはずなんだよ。

みんなそれぞれ必要だということで、それぞれ事業をやっていると思うんだよね、それぞれのよ。

ただ、BCPなり、あるいは、こういう緊急対応の際に、各部が不要不急の財源を出せますかと判断しなさいと言ったらね、それぞれみんな重要な事業として位置づけるから、その部で、これは延期してもいいですということはなかなか判断できないと思うんだよ。

そこをやっぱり判断するのは総務部であったり、あるいは県の三役あたりがやって、もう今はこの事業は一旦停止してでもここに財源回そうとかということをやらないといけないということもあると思うので、そこはこれからも判断を求められてくると思うんだけど、そういう体制もこのBCPの中に入れるのか、あるいは緊急対応をどうするのかというのは、そこはしっかりと議論とかはやられて、あるいは、この令和3年度のものでも実行されてきましたか、どうですか。

**○宮城力総務部長** BCPを立てつつも、まずマンパワーの話でいうと、兼務発令がたしか200人近い兼務発令をして、その分、コロナ対応以外のところに穴が開いた。

これについては、臨時的任用職員を配置するなどしてどうにか対応しているところで、仕事が、この仕事を1年先延ばしにして、財源がどの程度生まれるか、こういう事業費が、何というんですかね、多額の事業というのは、対外的に、県民の皆様いろんなサービスを提供する、こういう事業が大きくて、こういうのは多分止められない。

そういう意味では、内部管理の仕事であったり、県民性、サービスが非常に薄い部分、こういう部分を中心になって、事業の先送りとかという話になるかと思えます。

委員おっしゃるとおり、不急はあったとしても不要はないということは、おっしゃるとおりでございます。

そのあたりの見極めは、総務部だけではなかなか難しいところもありますので、そこは担当部局とじっくり話し合いながら、今後に対応していきたいというふうに考えています。

**○渡久地修委員** 例えば、公共工事とか、これ延ばしなさいと言ったら、今度はこの仕事なくなるわけよね。

そういう意味で、それはとても、口で言うのは簡単だけれど、いざ実行するとなったら大変なんですよ。

だけど、こういう事業、緊急対応の際に財源確保とかというときには、これは各部各部ではなかなか判断が難しいんですよ。

だから、これはもう最高の三役クラス、あるいは総務部でしっかりやって、BCPの中でしっかり位置づけてやらないと、今後のこういう緊急対応、大事だと思いますので、この分は常に念頭に置いて、よろしくお願いします。

以上です。

**○又吉清義委員長** 國仲昌二委員。

**○國仲昌二委員** よろしく申し上げます。

まず、今送りましたけれども、交付税のほうからちょっと質問したいと思います。

先ほどから説明があるように、税が増収して、追加交付があったというような話ですけれども、この説明欄の中では、需要額が増加して収入が減少したという説明になっているのですが、ちょっとこの説明をお願いします。

**○又吉信財政課長** お答えします。

今おっしゃった交付税の算定に当たっては、標準的な基準財政需要額から基準財政収入額というのをやるのですが、このそれぞれを令和2年と比べたときに、このような基準財政需要額のほうは増えていて、基準財政収入額が、この交付税の算定上は減少している。

あくまでもこれは算定上の話、実収入ではなくて。

そういう結果、交付税のほうが増えたというところでございます。

**○國仲昌二委員** 要するに原資が増えたので——いわゆる税が増収したので、その原資が増えたということでの説明ですか。

**○又吉信財政課長** 今のお話は追加交付の際の、補正の際の理由はおっしゃるとおりでございますけれども、当初については、令和2年、あくまでも国が見積もった基準財政収入額と基準財政需要額、それと令和3年を比べたときにはこのように、説明に書いてあるような現象が起こったというところでございます。

**○國仲昌二委員** 分かりました。

要するに、これは前年度と比較してという話ですね。

追加交付があって、前年度に比べて増加したというのがあるのですが、これ、今の話、要するに、前年度と比べて需要額が増えて、収入額が減って、交付税が増加というのと、それから、追加交付があったと。

この2つが増加要素ということでよろしいですか。

○又吉信財政課長 主なものはそのようになっております。

それ以外に、国勢調査のほうの人口が新たに令和3年に反映された結果、人口の分で伸びた分もございます。

○國仲昌二委員 それで、先ほど、財調に積立ての話になったときに、後年度で返済が110億程度見込まれるというような説明があったと思うのですが、この説明をちょっとお願いします。

○宮城力総務部長 交付税算定する際の基準財政収入額、税収見込額を積み上げていくこととなりますけれども、その中で、後年度精算が生ずるのが法人事業税、法人関係で、これについては見込んでいて、基準財政需要額との差額分が交付税として交付されるわけですが、その税収、当初見込んでいたよりも、県税ですね、これも伸びた。ですので、この伸びた分については、後年度精算として100億以上が差し引かれるというところでございます。

○國仲昌二委員 分かりました。

精算で、後年度で返済するというのが110億程度ということで理解しました。

それに関連するのですが、今度は実質収支の状況の中で、単年度収支が11億余りの赤字となってますけれども、この要因の説明をお願いします。

○又吉信財政課長 お答えします。

今おっしゃったとおり、まず令和3年度の実質収支が42億余りで、令和2年度が54億という形で、単年度収支は11億余りの赤字になっております。

実はこの中には、包括支援交付金等を前年度に受入れて、その余った分を返すという返還金、国の返還金があります。それが、令和2年度は約24億ほど、この54億の中に24億ほど入っていたと。

令和3年度については42億の中に10億ほど入っていたと。

それを除けば、約30億ぐらいで同じぐらいなのかというふうに考えております。

○國仲昌二委員 今説明したのは、単年度収支が赤字になった説明ですか。

○又吉信財政課長 お答えします。

先ほど話したとおり、令和2年度には、国に返すべきお金が24億含まれた実質収支になっていました。

令和3年度は、国に返すお金が10億という形で、返すお金が12億減っています。

その分がこの実質単年度収支に反映しているというところでございます。

○國仲昌二委員 返済した額が減って赤字になるということがちょっと理解できないのですが。

○又吉信財政課長 ごめんなさい。

返済した額ではなくて、前年度に包括支援交付金等を多く受け入れた。翌年度に返さないといけないと。

この額が実質収支の中に、令和2年度は24億含まれていました。

令和3年度は10億含まれています。

ごめんなさい、返済する額が入っています。

○國仲昌二委員 2年度で受入れたものを3年度で返済したという、これが要因としては大きいということですかね。

○又吉信財政課長 そのとおりです。

令和2年度の54億のうち、令和3年度に24億は国に返す償還金が含まれていますと、この実質収支の中には。

令和3年度の42億の実質収支の中に10億円、令和4年に10億円返す財源が入っているという形、その返すお金を引くと大体30億ぐらいという形で、同程度というふうに考えております。

○國仲昌二委員 私がなぜその質問をするかという、先ほどから、交付税は増えていますよと、県税も伸びていますよと。

収入が伸びているという中で、なぜ赤字が出るのかという単純な疑問でしたけれども、さっき言った前年度の受入れを後年度で返すというような要因があるということなので、後でまたちょっとこれは質問したいと思います。

それに関連して、今度は経常収支比率ですね。

先ほど説明があったのは、県単融資の特定財源に、一般財源から特定財源に、国の方針で移ったと、取扱いが変わったということでの、88%に下がったということですが、令和2年度はこの特定財源分を除いても、96.4から95.8ぐらいしか下がらないのに、今年度は何ポイントですかね、6ポイント、7ポイントぐらいですか。

これは同じ要因でそうなるのですか。

○又吉信財政課長 お答えします。

これは全国的な傾向でして、その要因として、先ほど来ありますけれども、地方交付税がかなり伸びたという形で、それが一般財源という形で扱われますので、全国的に経常収支比率はよくなっていて、

こちらの集計では、全国に80%台、88程度、同じくらいなのかなというふうに見ております。

○**國仲昌二委員** 要因で一番大きいのはやはり、その交付税の増とか、一般財源の増、伸びというのかなと思っていたのですが、この県単融資が表に出てきているものですから、そこでちょっと疑問でした。

同じ表で、一番下に財政力指数というのがありませんよね。

これ、今年度は前年度比で低くなっています。

さっきから話があるように、交付税も伸びた、県税も伸びたという中で、経常収支比率も好転したという中で、なぜこの指数が落ちているのかなというのがちょっと疑問なので、教えてください。

○**又吉信財政課長** お答えします。

まず、財政力指数が基準財政需要額分の基準財政収入額をやって、それを過去3年の平均という形になります。

令和3年度は、先ほど来言っている、国がかなり落ちるだろうという形で、基準財政収入額を低く見積もっていたというところで、落ちているというようなところがございます。

○**國仲昌二委員** 以上で終わります。

○**又吉清義委員長** 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時21分再開

○**又吉清義委員長** ただいまより午後の部を再開いたします。

平良昭一委員。

○**平良昭一委員** 主要施策の成果に関する報告書からです。午前中もありましたけれども、所有者不明土地の管理費についてですが、この所有者不明土地の現状と課題について、もう一度聞かせてください。

○**池原勝利管財課長** お答えします。

沖縄戦に起因する所有者不明土地につきましては、令和3年度末現在、県管理地が1505筆、約90ヘクタール、市町村管理地が1189筆、約8ヘクタールとなっており、合計で2694筆、約98ヘクタールとなっております。

戦後76年余りを経た現在、土地所有権を証明する物的、人的証拠の確保はますます困難となっており、所有者が特定される可能性が極めて低くなっていると考えます。

また、管理者の権限は保存行為、性質を変えない範囲内における利用、または改良の行為に限られ、処分行為となる長期の賃貸借や建物の建築、土地の購入を希望する賃借人等に売却ができないことから、土地の円滑、有効な利活用が阻害されていることが

課題となっていると考えます。

そのため県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、真の所有者に返還するまでの適正な管理、関連法の適用による解決の実現、国に対し、抜本的な解決に向けた法制上の措置及び財政措置の取組を加速するよう強く求めるなどの取組を位置づけたところがございます。

○**平良昭一委員** 県が管理するものと市町村が管理する部分、これ地目によって変わっているということか。

○**池原勝利管財課長** 委員御指摘のとおり、市町村につきましても、復帰前から墓地、霊所等については市町村が、それ以外の管理地については県が管理することとなっております。

○**平良昭一委員** 実際、現状として、市町村とのやり取りというのは行われているのか、これ。

○**池原勝利管財課長** 昨年度は行うことができませんでしたが、令和元年度、2年度についてはそういう、県、市町村が検討会議とか、説明会を実施しております。

また、今年度につきましては、国、県、市町村の連絡会議とかも実施予定としておりますので、そういう形での調整・連携を図っていきたいと考えております。

○**平良昭一委員** 国といろいろ調整をしていると言うけれど、実際、国の考え方というのと県の考え方というのは一緒なのか。

○**池原勝利管財課長** まず、基本的に抜本的解決というところについては、基本的には認識は一緒、考え方を統一していると考えております。

ただ、今、現在国のほうで検討されている内容としましては、全国的な所有者不明土地の課題がありまして、次年度民法が改正されます。

その中で、所有者を知らず、または存在を知らない土地につきましては、利害関係者が裁判所に申請を行い、新たな財産管理制度を立てるということで売買ができるという新たな制度が施行されます。

そういう制度をまず活用して、まず対策を図っていかうということで、今、国のほうは検討のほうを進めているところがございます。

○**平良昭一委員** これ、他の都道府県でも同じような状況があるのか。

○**池原勝利管財課長** 例えば長崎、広島等に原爆が落ちたときにも公簿等については移転していたということを知っておりまして、先の大戦に起因して発生した所有者不明土地については沖縄県だけじゃないかと考えております。



○平良昭一委員 となると、大戦の影響であれば特例ですよ、これ、沖縄県の場合は。

そう思っていますか。

○池原勝利管財課長 沖縄戦に起因する所有者不明土地については、沖縄県独自の課題だと考えます。

○平良昭一委員 今これ、課題いろいろあるかもしれないけれど、引き続き頑張っていないといけない、これ。

続いて、防災危機管理センター整備事業、このスケジュールをちょっと聞きたい。

○池原勝利管財課長 お答えします。

県では集中豪雨や台風、地震などの自然災害のみならず、新型コロナウイルス感染症対策など、複雑・多様化する危機事案に迅速かつ的確に対応し、県民の生命、身体及び財産を保護することが喫緊の課題となっていることから、令和2年度に沖縄県防災危機管理センター棟、これ仮称でございますが、基本計画を策定しました。

同計画では令和7年度からの運用を予定しておりまして、令和3年度は基本設計、令和4年度には実施設計を行っているところでございまして、令和5年度から建築工事に着手することとしております。

以上です。

○平良昭一委員 本格的に事業を開始するというのはいつですか。

○池原勝利管財課長 事業の開始でございますか。

○平良昭一委員 出来上がってから。

○池原勝利管財課長 令和7年度からの供用を、運用を予定しております。

○平良昭一委員 続いて私立学校振興事業。

専修学校の補助だけでいいですから、学校数や補助額などが分かれば教えていただきたい。

○山内昌満総務私学課長 主要施策の成果に関する報告書に記載しております、私立専修学校授業料等減免事業につきまして、令和3年度の実績で県内の専門学校46校に在籍する生徒2627人に対しまして、12億1260万7000円を補助しております。

以上です。

○平良昭一委員 さきの総務企画委員会の中で、陳情でSOLA学園の問題があったときに、上原委員から補助金の打ち切りに該当するような要素じゃないかという質疑があったと思うんですよ。

その点に関して県の考え方はどうなのか。

それに該当すれば、打ち切るというような考え方もできるのか。

○山内昌満総務私学課長 先日の総務企画委員会の中で触れられておりました私立学校助成法の第5条

の中の規定で御質問を受けましたが、この規定については減額の規定となっておりますが、この規定は主語が国になっておりまして、国が所管する大学、または高等専門学校を対象とした規定になっております。

県をはじめとする、それぞれの所轄庁の権限につきましては、同法の12条に助成に関し必要があると認める場合において、報告聴取、質問検査等を行うことができるという規定がございます。

実際、補助金に関しましての取扱いですが、県においては毎年度、学校法人等から提出を受けた実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査して、適合すると認められる範囲において額を決定しております。

補助金の補助要綱に基づきまして、その補助の対象となる内容等について審査して、補助決定した額について、実績に応じて交付すべき額を確定するという流れになります。

以上です。

○平良昭一委員 あくまでも国が所管となっているわけですから、許認可というのは、県がやって学校を認可するわけですよ。

その中で県がやれるような範囲と、また国がやれる範囲というのは分かっているわけよね。恐らく分かれていると思うのですが、その中で自分たちが判断できて、学校運営に関して、これは補助金の対象にならないということを県が感じれば、それができるといふふうに理解しているのか。

○山内昌満総務私学課長 まず、所管につきましては、大学等国の所管と、あと都道府県の所管ということで、法令で規定が分かれています。

専修学校につきましては、沖縄県の所管ということになります。

そこで補助金の交付の内容につきまして、専修学校に対する補助、その補助の在り方、補助額の決定については補助要綱に従った事業の内容に応じて、都道府県のほうで判断していくという形になります。

以上です。

○平良昭一委員 これ、総務企画委員会の中でも陳情等が出ていますので、また詳しい内容を今後議論していきたいと思いますが、専修学校の場合は県の所管だということであれば、ちょっと深めて議論すべきところがあるかなと思っています。

この件はこれで終わります。

あと、今送りました歳入歳出決算審査意見書の

3 ページです。その中で令和4年度の自主財源、特に地方税について現時点における歳入見込額をどのように推計しているかということをご昨日聞いたのですが、これは総務部で聞きなさいと言われましたので聞きたいと思っています。

**○前本博之税務課長** お答えいたします。

令和4年度の県税歳入当初予算は1412億5900万円となっております。これは令和3年度の決算比で0.7%の増となっております。

今年度に入りまして、上半期9月末時点における県税収入が758億2000万円となっております。令和3年度の同期比で1.5%の増となっておりますので、おおむね当初予算どおりに推移しているものと考えております。

ただし、県税収入については、全体としては堅調に推移はしておりますけれども、まだコロナ禍の影響が続いている情勢ですとか、あとウクライナ情勢、また円安に伴う仕入額、仕入価格の上昇ですとか、物価上昇の影響が続いておりますので、現時点で今年度の税収を見込むことは非常に困難であると考えております。

しかしながら、県税収入は重要な自主財源でございますので、引き続き経済状況を注視するとともに、県税収入の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

**○平良昭一委員** 順調にそういうふうな計算ができるということは、皆さんの仕事もやりやすくなると思います。それでも新型コロナの対策は新たな段階に移行していくと思ってるんですよ。

その中で、国の普通国債の残高は増加の一途をたどっているわけですよ。令和4年度末見込みで初めて1000兆円を超える一方ですが、地方の債務残高というのは、この20年見てもほぼ横ばいなんです。この先、臨時交付金は確実に縮小してくるというような可能性がある。私は見ているんですよ。

国がそういうふうなことを言っていることでもあるのですが、次年度以降は感染症対策、これに対しては、新たに代わるような財源を検討していかねばいけないんじゃないかなと現時点で思いますが、総務部としてはこの辺どう考えている。

**○又吉信財政課長** お答えします。

新型コロナウイルス感染症の対策については、全国的な課題であると考えておりますので、引き続き国において、今回のような臨時交付金のようなもの、交付金等で措置すべきと考えております。

しかしながら一方で、国による財源手当が遅れたりとか、あるいは不足が見込まれる場合には、県税

や地方交付税などの自主財源のほかに、財政調整基金の活用とか、これは国の同意が必要になるのですが、令和2年度に特別に発行した減収補填債とか、調整債、行政改革推進債などの活用を行って、あらゆる財源を活用して適時適切に対策していく必要があるというふうに考えております。

**○平良昭一委員** 国はもう、これまでどおりはいかないと思いますので、これまでの実績を踏まえながら、いろんな分野の中で対応策、財源を確保しないといけなくなると思いますので、その辺頑張ってくださいと思います。

以上です。

**○又吉清義委員長** 當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** 届いていますでしょうか、この不用額の分は。

私のほうから、まず初めに不用額についてに関してなのですが、総務部でも16億という不用額が出ています。

その中でも、この不用額の中で、予備費で9億5000万の予備費の不用額になるのですが、この考え方というかな、ちょっと教えてもらえますか。

**○又吉信財政課長** お答えします。

予備費はコロナ以前の、通常であれば例年2億円を計上しておりました。

それが令和2年度についてですけれども、当初予算では例年どおり2億円計上してましたけれども、その後、緊急に措置しないとイケないという形で、3度増額補正を行って、令和2年度は合計20億という形で予備費を予算計上して13億充用しております。

その結果を踏まえて、令和3年度も同様なことが起こるだろうということを見越して、10億円という形で当初予算に予備費を計上しました。

先ほどからありましたけれども、令和3年度については、コロナの感染状況に応じて22次にわたる補正予算という形で、補正予算で対応したことから予備費の充用が少なかったということで、また9億余りの不用が出ています。

これを踏まえまして、令和4年当初予算については、今5億の予備費という形で計上しているところでございます。

**○當間盛夫委員** 午前中も自民党さんのほうからいろいろと、令和3年であっても疲弊する経済での支援をとということである中で、皆さんなかなか予算的なものをつけきれなかったというところもあるはずなんです。

このコロナ対策以外でもやはりこれ、これだけ10億近くのをほかの部分で計画をしっかりとやると

いう考え方も持たないといけなかったはずでしょうけれど、どういう事情が、突発なものがどうあるのか分からなかったということで、今回はこういう決算になっているのでしょうか。今年度は5億に戻したと、令和4年は5億に戻したということではないですか。

**○又吉信財政課長** 例年だと、コロナ以前だと2億でしたけれども、今年度はまだコロナの影響も少しあるものですから、一応5億という形で計上しております。

**○當間盛夫委員** 当初に戻るのですが、総務は全体的な部分ですので、県全体の不用額というものを令和2年と令和3年の比較額を教えてくださいか、令和2年、令和3年の。

**○又吉信財政課長** お答えします。

令和3年度の一般会計の不用額は384億4863万円となっております。

前年度比で87億7811万、29.6%増加しているところでございます。

**○當間盛夫委員** 部長、毎回この不用額のもの沖縄振興策の内閣府から指摘されるわけね。

近年、皆さんもこの不用額を出さないようにということで努力してきたはずでしょうけれど、この前年と比較しても、87億不用額が増すということはどう解釈すればいいのでしょうか。

**○宮城力総務部長** 令和2年度もそうですが、令和3年度の不用においても、コロナ対策関連経費によるものが大きいところです。

うちな一んちゅ応援プロジェクトで要請が長引いたり、あるいは感染症の検査体制の確保事業等で不用が出ております。

ちなみにコロナ関連の対策事業、これを全部除きますと、190億程度になるところでございます。この中には、間接的にコロナ対策の影響で人流がとどまったことによる事業内容の見直しとか、そういうものも含まれております。

引き続き不用額の縮減に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○當間盛夫委員** 単純に僕らが数字的に見えないところがあって、部長が言われるようにコロナということで、臨時交付金がいろんな形で1000億近くのものが出てきたということのものを差し引いたということを考える中で、この沖縄振興策予算の中での不用額はどれぐらいだったと。今100億近くという話をしたのですが、これを示すことはできますか。沖縄振興策予算の中でのということになると、数字はありますか。

**○又吉信財政課長** お答えします。

沖縄振興予算としては内閣府の予算ですので、県のほうに来るソフト交付金とハード交付金のほうで説明させていただきたいと思います。

令和3年度のソフト交付金ですけれども、前年度からの繰越しを踏まえて591億ありまして、不用額が26億、4.4%。

ハード交付金も前年度からの繰越しを含めまして676億予算があって、不用額は2億、0.3%というところでございます。

**○當間盛夫委員** 基本的に振興策のものは、ほぼほぼそのことの計画どおりいったという認識でいいのかな。

**○宮城力総務部長** 不用が少ない部分はありますけれども、繰越しは生じているところです。

ハード交付金についてもですね。

事業効果の早期発現という意味からも繰越しも、あるいは不用も減らしていきながら、予算の効率的な執行に努めていきたいと考えているところでございます。

**○當間盛夫委員** 繰越しにおいても、前年度比でも188億という部分での数字も出ているというようなことを考えると、やはり不用にしても、繰越しにしても計画性がないような事業をしたら僕は駄目だと思うわけですよ。

しっかりと計画を持って、皆さんの事業というのは単年度会計になっているわけですから、そういった部分での計画があるはずでしょうから、しっかりとそのことを踏まえてやられてください。

次に、いろいろと主要基金の状況ということがありますが、現状を皆さんもう少し分かりやすく伝えてください。

令和3年度の決算どれだけ、今現状がね。令和3年があって、令和4年の見込みがどうあるのかということを示してください。

**○又吉信財政課長** 主要3基金と言われている財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金のほうで答えさせていただきたいと思います。

令和3年度末、これ決算後です。

決算調整後の3基金合わせて1102億8601万7000円。

それが令和4年度末の残高見込みとしては、644億371万9000円という見込みでございます。

**○當間盛夫委員** 私が皆さんからいただいた決算後のものを見ると、711億になっているんだけど、これはどういう数字なのかな。

**○又吉信財政課長** 先ほど言った3基金の644億と、9月補正後——第4号補正の後のものですね。

もしかしたら、時点の違いかと思われます。

○**當間盛夫委員** いいでしょう。

これは順調にと言ったらおかしいんだけど、令和3年度で1100億の基金があるわけね。

取崩しの予定だったものが取り崩すことがなく、こういう形であったと。

令和4年はそういう部分での取崩しが278億というような分だとか、いろいろとある中でのものからすると、この残的なものは皆さんどう見込んでいるのでしょうか。

楽観視しているのか、どうなのか。

○**又吉信財政課長** お答えします。

財政調整基金は今のところ120億という形で、今後また、例えばコロナ対策で言うと、また12月分までしか計上していませんので、11月補正残り3か月分が見込まれるとか、いろいろございますので、楽観視ということではなくて、まだ厳しい。

また、令和5年も収支が今ちょっとまだはっきり見えないのですが、200億以上出てくると見込んでおりますので、それにも対応しないといけないと。

それと減債基金についても、今後、県有施設のほうの個別施設計画をつくりましたので、それを計画的に更新していくと、どうしても県債を発行せざるを得ないと、今まで以上に発行せざるを得ない状況が来ますので、そういうものに対応しないといけないと。

それと県有も同じ形で、県有施設で手当てできない分、この基金を崩して使いますので、それでも、やはり必要な分だというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** 分かりました。

ありがとうございます。

それでは次に、主要施策の部分で、私立学校振興事業に関しての沖縄県私立学校施設改築促進事業というのがありますが、これ多分、令和3年で終わったのかな、ちょっとその概要を教えてください。

概要というか、状況。

○**山内昌満総務私学課長** 沖縄県私立学校施設改築促進事業につきましては、これは実施期間が平成24年度から令和3年度までの10年間、県費によりまして6億円の基金を設置しまして、県内の6つの学校法人に対して1億円を上限とする補助制度を設けておりました。

これにつきましては実績の活用状況ですけれど、6つの全ての学校法人に対して、改築等の際に補助を行いまして、このうち4法人につきましては上限額1億円を補助しております。

残る2法人についても、上限額に近い金額を補助

しております。

6億円のうち実績額は5億6808万円、執行率は94.7%活用していただいたという状況であります。

以上です。

○**當間盛夫委員** これから10年、これはもうやらないのか。

○**山内昌満総務私学課長** 現行、国の補助制度で、こういう改築等の補助制度がございますので、今後必要になる部分については、そちらの活用について助言していきたいと考えております。

○**當間盛夫委員** 実際に私立学校に対しての補助というのはなかなかないわけで、今いろんな補助事業があるというんだけど、昨今このデジタルの分だとか、学校関係もG I G Aのものがあって、私立学校もI C Tの環境整備をやりたいと言っても私立学校に対してはないわけですよ。

そういったもろもろを考えると、この事業というものをもう一度、構築する必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○**宮城力総務部長** 先日、沖縄県私立中学高等学校協会の方々から補助の拡充強化に関する要望をいただいたところでございます。

その中で、公立学校に比べ、整備が大幅に遅れている私学の1人1台端末を早期に実現する等々の拡充をお願いするという要請をいただいたところでございます。

まず実態、どのような状況になっているか等も含めて、まずはそれぞれの学校の状況、また確認して、実情の把握に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**當間盛夫委員** 私はこの件に関して委員長、知事に私立学校、誰一人取りこぼさないとかいろんな形で知事の姿勢があるわけですから、私立学校に対しての知事の考え方をぜひ総括でお聞きしたいと思いますので、よろしくお取り計らいください。

○**又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員に対して、誰にどのような項目を確認したいのか改めて説明するように指示があった。)

○**又吉清義委員長** 再開いたします。

○**當間盛夫委員** 知事に私立学校の在り方というものをお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

○**又吉清義委員長** ありがとうございます。

ただいまの提起内容については、10月21日の質疑終了後に協議をいたします。

質疑を続けてください。

○**當間盛夫委員** 時間ないから終わります。

ありがとうございます。

○**又吉清義委員長** 以上で、総務部関係各決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

10分間休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○**又吉清義委員長** 再開いたします。

次に、知事公室長から知事公室関係決算事項の概要説明を求めます。

嘉数登知事公室長。

○**嘉数登知事公室長** 皆さん、こんにちは。

令和3年度の知事公室所管の決算の概要について御説明いたします。

ただ今通知しましたのは、令和3年度歳入歳出決算説明資料知事公室でございます。

表紙と目次をスクロールして1ページを御覧ください。

一般会計歳入決算状況について、御説明申し上げます。予算現額の計(A)の欄46億6982万6640円に対し、調定額が(B)の欄29億8188万4291円、収入済額が(C)の欄29億8188万4291円、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっており、過誤納金、不納欠損額、収入未済額はいずれも0円でございます。

歳入の主な項目について上から御説明いたします。一番上の段、(款)使用料及び手数料のうち、(目)証紙収入の収入済額1795万6150円は、危険物取扱者免状に係る手数料及び危険物取扱作業の保安に関する講習手数料等であります。

2番目の(款)国庫支出金のうち(目)総務費国庫補助金の収入済額28億9532万7360円について、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金が5億833万5360円、不発弾等処理促進費が23億5717万2000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2982万円でございます。

次の2ページを御覧ください。

一番下の段、(款)県債のうち(目)総務債の収入済額6340万円については、その全額が、沖縄振興特別推進交付金事業の特定地域特別振興事業であります。

次の3ページを御覧ください。

一般会計歳出決算状況について、御説明申し上げます。予算現額の計、(A)の欄64億6397万4720円に対し、支出済額(B)の欄が45億9813万6853円、翌年度繰越額(C)の欄が13億7472万3800円、不用額が4億9111万4067円、予算現額に対する支出済額の

割合である執行率は、71.1%となっております。

繰越額の主な理由について御説明いたします。(項)総務管理費(目)諸費の7億9585万3800円については、特定地域特別振興事業の市町村への補助金にかかる経費であります。那覇市、嘉手納町が実施するコミュニティセンター建設工事において、長雨等の影響による工事の遅れ、新型コロナウイルスの影響による現場作業員の確保や資材納期の遅延、また、地下壕発見による行政手続等に時間を要したこと等により、年度内での工事完了が困難となったためであります。

続きまして、(項)防災費(目)防災総務費の5億7887万円については、1つ目に、防災対策事業費のうち、震度情報ネットワーク更新事業について、消防庁の回線切替が令和4年度となったことから、沖縄県での作業も年度内で完了することが困難となったこと、2つ目に防災システム運営事業のうち、次期防災情報システム構築事業について、世界的な半導体不足により、ネットワーク機器の調達に遅れが生じたこと、3つ目に不発弾等処理事業費のうち、市町村支援事業において、磁気探査予定箇所の関連工事に遅れが生じたことによるものであります。

次に、不用額の主な理由について御説明いたします。(項)総務管理費(目)諸費の1億2064万6492円は、特定地域特別振興事業において、契約入札残が生じたこと等による市町村への補助金の執行残、また、新型コロナウイルス感染症の影響で他国地位協定調査を見合わせたこと等による委託料等に不用が生じたものであります。

(項)防災費(目)防災総務費の不用額3億745万6185円は、不発弾等処理事業において、市町村支援事業の計画変更等による補助金の執行残等となっております。

以上が、知事公室所管一般会計の令和3年度歳入歳出決算状況でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**又吉清義委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、知事公室関係決算事項に対する質疑を行います。

花城大輔委員。

**○花城大輔委員** 午前中、総務部に対しての県全体の執行率について質問をしました。

高いときで約92%、低いときでも89%ということでありましたけれども、今、知事公室長、知事公室については71.1%というふうに説明がありましたけれども、これはただ数字だけ見ると、知事公室が県の足を引っ張っている、この執行率に対してはというような見方もできるのではないかなと思っておりますが、これ何か説明することがありますか。

**○嘉数登知事公室長** 改めまして、予算の執行状況について説明をさせていただきます。

予算現額が64億6397万4720円、支出済額が45億9813万6853円、執行率にしますと71.1%、これ前年度の93.0%から21.9ポイント低下しております。

執行率が低下したということは、委員御指摘のとおりだというふうに考えております。

この支出済額のうち不発弾等処理事業費、これが約25億7221万円。それからもう一つ、特定地域特別振興事業、これが約5億6851万円。

この2つの事業が知事公室の予算、全体に占める割合として68.3%、約7割を占めております。

したがって、知事公室全体の執行に大きく影響しているものというふうに考えております。

令和3年度は工事における事業の計画変更等が生じたことから、前年度と比較して執行率が低下し、また繰越率も増加しております。

この事業のほか、沖縄県次期防災情報システム構築においても、これは世界的な半導体不足によりまして、各消防本部に設置するルーター、通信機器、これが年度内に調達できなかったということがありまして、約2億6000万円の繰越しを行っております。

執行率が低くなったことにつきましては様々な要因がありますが、知事公室としては、県全体、これは88.5%となっております、これと比較しても非常に低い状況にありまして、これはもう早急に改善すべき事項と受け止めておりまして、執行全般について適正にしっかり取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

そのため、事業実施に当たっては、関係者との調整を緊密に行っていくなど、事業計画の進捗状況を適宜把握するとともに、必要に応じて補正、あるいはその予算の配分の変更等を行うなど、予算の適正

な執行管理に努めていきたいというふうに考えております。

最後にポイントとしましては、先ほどの不発弾処理事業というのが非常に大きなウェートを占めているということで申し上げましたけれども、まずこの不発弾処理事業の執行率をどう上げていこうかということで3点ぐらい考えております。

まず、その繰越しに当たっては、多額の不用が生じないように市町村との調整を行い、繰越額を精査していく必要があるということと、市町村実施事業については早期の執行、それから進捗状況を確認し、予算の適正執行、予算残額を適宜把握していきたいということ。

それから、民間等実施の住宅開発等磁気探査支援事業につきましては、需要が増加傾向にありますので、県実施の事業や市町村実施事業の執行状況を踏まえまして、予算の流用というんですか、配分替えを行いまして、適正な執行に努めていきたいというふうに考えております。

それからあと1点、繰越しもかなり出ておりますけれども、その繰越しに向けた取組としまして、不発弾処理事業につきましては、当初予算に計上はしているのですが、実際に申請されない事業ですとか、事業の計画変更というようなことがございまして、実績減等による執行残が生じているというような状況もありますし、それから市町村事業、これ学校とか庁舎等におきまして、建て替え工事ですけれども、これの本体工事が遅れたことによって生じたということで、年度内の磁気探査完了が困難となったというような事例もありまして、やむなく繰越しということをやっているのですけれども、そういったやむを得ない事情等が認められて、繰越しが活用できるというものは活用しつつ、事業計画の精査と進捗管理を徹底して行っていきたいというふうに考えております。

**○花城大輔委員** 通告してあった不発弾の件まで答弁してくださり、ありがとうございました。

令和3年度に限った内容も結構あるというふうに理解をしますけれども、ちなみに令和4年度の進捗はどういう感じですか。

**○池原秀典防災危機管理課長** お答えいたします。

令和4年9月26日時点でございますけれども、予算現額29億385万9000円に対して執行額が22億4113万円となっております、執行率は今のところ77.2%となっております。

**○花城大輔委員** 見込みとしては、令和3年度よりも上回りそうですか。

○池原秀典防災危機管理課長 今のところ上回る形で進んでいるものと認識しております。

○花城大輔委員 次の質問に移りたいと思います。基地対策の件ですけれど、最近どうも知事の公約の実績の評価とか、あとは県の事業と成果についても気になるところが多くて、ちょっと細かい聞き方になるかもしれませんが、これ事業の目的が日米両政府に働きかけることというふうになっていますが、これを働きかけるだけでこの事業が成立するということになるのですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 沖縄の米軍基地問題については、基本的には日米両政府間の取決めによって米軍基地が置かれております。

そういう意味で、県としては直接の当事者ではありませんけれども、県民の過重な基地負担の軽減を求める意味で、繰り返し両政府に強く働きかけなければいけないというふうな認識の下で設定をしている事業でございます。

以上です。

○花城大輔委員 この目的の前文のところにはオスプレイの配備撤回とか、日米地位協定とか、在日米軍再編で示された兵力削減、かなりハードルの高いところが述べられているにもかかわらず、最後に働きかけるで終わっているというのが非常に気になりましたので質問をさせていただきました。

あと、課題の中に再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講ずる必要があるというふうにありますけれども、これは抜本的な対策というのはどういうものをイメージしていますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 お答えいたします。米軍基地から派生する事件・事故の再発防止策として、2点ほど必要であると考えております。

まず1点目としては、米軍人等が起こす凶悪事件等については、より一層の綱紀粛正と人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すとともに、その実行性の検証を行い、その結果も踏まえた抜本的な対策を講ずることがまず1点。

それから2点目に、航空機に関連する事故につきましては、学校等、住宅地上空での飛行の回避、それから航空機の緊急総点検の確実な実施など、安全管理体制の見直しなどが必要であるというふうに考えております。

これらの要望につきましては、去る9月、来沖をされました浜田防衛大臣に対して求めております。

以上でございます。

○花城大輔委員 関連するので、次の質問に移りますけれども、今度は辺野古、ページ3ですね。

この中に書かれている普天間飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールとは何ですか。

○知念宏忠辺野古新基地建設問題対策課長 普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、県は平成25年12月に政府に対して普天間飛行場の5年以内の運用停止を求め、政府一丸となって取り組むことが確認されていたにもかかわらず、実現に至りませんでした。

このため県は、普天間飛行場負担軽減推進作業部会等において政府に対し、普天間飛行場の速やかな運用停止に向けた具体的なスケジュールを作成し、一日も早い危険性の除去に取り組むよう求めているところであります。

○花城大輔委員 この2つの事業ともそうですけれども、県がやるわけじゃないんですよね。

あくまでも求めているわけですよ。

なので、具体性に欠けたというか、実現性がないというか、そういうイメージが私はあります。

例えば、さっき答弁で浜田防衛大臣のお話が出てましたけれども、先月、浜田防衛大臣と知事が会ったときに、また県知事選挙で民意が示されたので、工事を直ちに停止して、交渉のテーブルに着いてくださいとお話をされました。

そして浜田防衛大臣は、唯一の解決策なので進めるというふうに言うわけですよ。

知事は、私は浜田防衛大臣に求めたよ、求めたよと言うのですが、私は浜田防衛大臣に聞きましたよ。

知事は、浜田防衛大臣が、いや、唯一の解決策だから進めますよと言ったときに、何かおっしゃいましたかと。いや、何も言ってなかったということなんですよ。

要は、求めて終わるんですよ、仕事がそこで。その向こう側になかなか行かない。

事業自体もそうになっているんじゃないかなというふうに思えてくるわけです。

そこからさらに、この目的を達成するために踏み込む。

例えば、浜田防衛大臣は知事がこういう発言をすれば、こう切り返してくるわけですから、これ、どの大臣も同じように。

それに対して、言葉を準備しておかないといけないじゃないですか。

事業も求めた後に、先ほど話したみたいに、本当にオスプレイの配備撤回をやるんだったら、また米軍の再編を求めるんだったら、その後の二の手、三の手というものを事業の中でつくっておかないと、求めて終わっているだけだったら、いつまでたって

も前に進まないと思うのですが、公室長、いかがお考えですか。

**○嘉数登知事公室長** 今の花城大輔委員から、せんだつての防衛大臣との面談の状況のお話がありました。

知事は様々な機会を通じまして総理、それから官房長官、防衛大臣等の関係閣僚に対しまして、辺野古新基地に反対する民意、それから辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないということを訴えております。

浜田大臣との面談では、辺野古新基地建設の断念のほかにも、日米地位協定の抜本的な見直し、それから航空機騒音等の軽減、米軍の活動に起因する環境問題等の幅広い要望項目を限られた時間で説明する必要があったということから、大臣の説明に対する個別の反論等は行っておりません。

知事からは、沖縄周辺海域における中国による危険な軍事訓練という、より切迫したといえますか、そういった問題につきまして、県民の生命、財産の安全を確保する観点から、冷静な対応による外交努力を続けることが不可欠であるということをお大臣に申し上げたところでございます。

**○花城大輔委員** 職員の方は一生懸命されているとは思いますが、どうやらトップの決意のほうが見えないような感じがしてならないですね。

あと幾つか通告を出してありましたけれど、もう1分切ってしまったので、終わります。

**○又吉清義委員長** 仲田弘毅委員。

**○仲田弘毅委員** まず最初に、次期防災システム構築事業についてであります。これは新規事業でありますけれども、事業内容と執行率がゼロ％。

次期繰越額の理由をまずは教えていただきたいと思っております。

**○池原秀典防災危機管理課長** お答えします。

この事業につきましては、世界的な半導体不足により、ネットワーク機器の調達に遅れが生じていたため、前年度から繰越しをしていたところでございます。

それで、6月から8月にかけて納品が行われたことから、更新後の機器による運用については今始まっています。もちろん、そもそも4月から事業者からルーターを取り寄せて、もうやっています。借りてやっていますので、運用自体は4月からきちんと進んでおります。

そういう状況でございます。

**○仲田弘毅委員** 災害というのは、いつ何どき起こるか分からない状況ですので、もう半年が経過して、

4月1日からもう半年も経過していますので、その他調達の見通しがしっかりできているということであれば、その対応策をしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

**○池原秀典防災危機管理課長** 機器そのものの運用は、もう4月からきれいにできてございます。

ただ、そのルーターがまだ、半導体不足の中で取り寄せられていなかったものですから、もともと業者が持っているルーター、それを受ける形で運用していましたので、借りていたのは業者が当然引き取って、ちゃんとしたルーターで今現在運用されているということでございます。

だから、4月からきちっと運用されています。

そこは大丈夫です。

**○仲田弘毅委員** ということは、4月1日以降もしっかり調達も終わって運用されているということで理解してよろしいですか。

**○池原秀典防災危機管理課長** 機能面では、もう4月1日からきちんと運用できております。

**○仲田弘毅委員** 執行率がゼロというのはどういうこと……。

**○池原秀典防災危機管理課長** 執行率がゼロというのは、当然、委託事業が完了して、その後、請求があつて支払いという形になりますので、3月時点でそもそもまだ委託事業が完了していないものですから、それで、年度明け完了したというところでございます。

**○仲田弘毅委員** 防災ヘリの導入推進事業についてであります。これも執行率が50％を切った。

先ほど知事公室、執行率で随分足を引っ張っているというお話もありましたけれども、その50％を切った理由は何でしょうか。

**○池原秀典防災危機管理課長** お答えいたします。

これにつきましては、当初の計画といたしまして、令和3年度当初に県内全市町村から沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会の設立についての賛同が得られた後、ワーキンググループにおいて消防防災ヘリの使用等について検討していくこととしておりました。

しかしながら、当該協議会の設立が、昨年度ですけれども遅れたことに伴い、協議会及びワーキンググループの運営支援の委託費に関して契約期間の短縮がある中で、新型コロナウイルスの感染拡大により、会議の開催回数が減ったこと及びオンライン会議への開催方法を変更したことなどによる関連費用が減少したことが主な原因となっております。

**○仲田弘毅委員** ちょっと質問を変えますけれども、



防災航空センターの候補地の調査を行ったということですが、その調査結果について、ちょっと教えていただけませんか。

○池原秀典防災危機管理課長 お答えいたします。

県では、平成29年度から令和3年度にかけて、沖縄県消防防災航空センター、仮称ですが、その候補地を選定するため、公共機関の所有地や民有地を対象に本島北部地域19か所、中部地域5か所、南部地域6か所の計30か所において調査を実施してございます。

令和4年度に入り、これまでの調査結果を踏まえ、航空センターの整備候補地について、中部地域2か所、南部地域1か所の合計3か所に絞り込みを行ったところでございます。

今後は、引き続きワーキンググループにおいて、候補地の課題等について整理し、候補地選定に向けて検討を進めてまいります。

○仲田弘毅委員 候補地を選定し、そしてこれを導入するまでのスケジュール等はもう出来上がっているのでしょうか。

○池原秀典防災危機管理課長 お答えいたします。

令和4年度におきましては、前年度までに調査した沖縄県消防防災航空センター（仮称）の複数の整備候補地からの選定作業を進めているところであり、整備候補地を、先ほども述べたとおり3つに絞り込み、ワーキンググループにおいて検討しているところでございます。

また、それぞれの整備候補地となっている市町村との調整も行っているところであり、そのうち1か所については、自治会との調整を経て住民説明会を実施したところでございます。

候補地の選定につきましては、県及び各市町村で構成する協議会及び各市町村長の承認を得て決定してまいりたいと考えております。

○仲田弘毅委員 以上で終わります。

○又吉清義委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 お願いします。

今送ってありますけれども、主要施策の成果説明3ページの辺野古新基地建設関連対策事業からお聞きします。

まず、トークキャラバンの実施の件について報告があるのですが、当該年度、令和3年度のトークキャラバンの実施状況を少し説明をお願いします。

○知念宏忠辺野古新基地建設問題対策課長 令和3年度は、福岡市及び神戸市向けにオンライン配信によるトークキャラバンを行っております。

以上です。

○山里将雄委員 ここに県民、国民に自分事として考えてもらうというふうに書いてありますが、このトークキャラバン、この取組は成果を上げているというふうにお考えですか。

○知念宏忠辺野古新基地建設問題対策課長 お答えします。

全国各地でトークキャラバンを実施するなど、辺野古新基地建設問題等の解決に向けた国民的議論の機運醸成をするための取組によって、玉城知事が就任後、少なくとも全国61の地方議会で国民的議論を求める陳情等が可決、または採決されたほか、今年5月に令和3年度に開催したトークキャラバンの登壇者である里村氏が代表を務める団体等で構成される辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会が沖縄を除く全国全ての地方議会に向けて辺野古新基地建設を断念することや、普天間基地は本土に引き取り、日本全体で問題解決すること等を柱とした意見書の採択を求める陳情書を送付するなど、県や県民の取組にこうした共感の輪が広がりつつと考えております。

○嘉数登知事公室長 山里委員、ちょっと補足をさせていただきます。

私は今年度から知事公室長になりまして、横浜でのトークキャラバンに初めて参加させていただきました。

昨今、県内でも若い人の基地問題に対する関心が低下しているのではないかと、そういったアンケートの結果もありまして、県内がそうであるならば県外ではどうなのかという、関心を持って私、参加をさせていただきました。

予想に反して、当然いろいろ経験なされた方もそうですが、若い方も参加しているということを見まして、トークキャラバン、これ令和元年度から開催しておりまして、各地を回っておりますけれども、徐々に徐々にといいますか、浸透してきたのかなというふうに思っております。

特にやはり、知事自身が基地問題に対して語りかけるということも大事だというふうに思っておりますし、効果も高いと思っておりますし、それから、その開催地にゆかりのある有識者のほうからもいろいろ登壇していただいて、多角的な議論がされているところ、徐々にその効果は発現し始めているのかなというふうに感じております。

○山里将雄委員 皆さんが頑張っていらっしゃる、そして効果もあるのだろうと私も思っております。

ぜひ続けてもらいたいと思っております。

でも、やはり、なかなかそれが浸透しないといい

ますかね、こういうもどかしさはどうしてもあるわけですね。

やはり何がしか違う手——次に進まない、なかなかそれが皆さんの思いが伝わっていかない、ランゲージが伝わらないということもありますので、やっぱりこれまでとは違う工夫もしなければならぬかなというふうに思っています。

今年度も、既に何回かやっていますよね。11月ですか、広島でも行う予定があるようなのですが、何か例年と、また違う何かやり方というか、何かありますか。

**○知念宏忠辺野古新基地建設問題対策課長** トークキャラバンは、公室長からありましたとおり、開催地にゆかりのある有識者を招いて、地域の方々と、この問題について考えていただく形になっておりますので、開催地が変われば登壇者が変わって、それぞれの開催地で訴えていくということを考えております。

**○山里将雄委員** 去る9月25日に那覇のテンプス館で若者と考える米軍基地と沖縄の未来というのをやりましたよね。

あれもトークキャラバンの一環ですか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** 先日実施したテンプス館でのシンポジウムについては、辺野古対策課が行っている、そのキャラバンとは別の事業として実施したものということでございます。

**○山里将雄委員** 実は私、娘が行きたいというものですから、一緒に申込みして行ったんですよ。

13歳から、何か35歳まで入ってきているということで、盛んに司会者がそれ言うものですから、私、ちょっと65歳でいたたまれなくなって、途中で抜けたのですが。

ただ、その内容としては、若い人たちがパネリストとなってこういうちゃんと考えをしゃべっていると、壇上からですね。そして、下にも若い人たちがたくさんいてということで、非常にいいなと感じたんですね。

やっぱり、ああいうことを今後もぜひ続けていってもらいたいと思うのですが、そこをトークキャラバンの中で、それをそういったことをやっていくというお考えはどうでしょうか。

**○嘉数登知事公室長** 令和元年度から始めている、そのトークキャラバン、2年、3年というのは、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での開催というのはかなわなかったのですが、回数を重ねる、あるいはその地区ごとに開催しやっていく中で、また見えてくる課題というのもあるのかなと思ってお

ります。

それは委員の御指摘があったようにですね、若い人に対してどう訴求するかという観点もございまして、これまでの開催実績等々踏まえまして、改善できるところはしっかりと改善していきたいと考えております。

**○山里将雄委員** 若い人に伝えたいというかね、そういうことを部長もおっしゃっています。

ぜひ、またそういった工夫をしながら、効果的なトークキャラバン、これ、ぜひやっていただきたいと思いますというふうに思います。

よろしくをお願いします。

次に6ページの次期防災システム構築事業についてですけれども、これ仲田委員からも質問がありましたので、端的に2点だけ伺いたいと思います。

Jアラートの地図化への対応とか、S I P 4 Dによる国、他都道府県とのシステムとの連携開始とかですね、そういうふうなことが今回行われたと書いてあるのですが、現システムと新しいシステム、この違いってというのは何がありますか。

**○池原秀典防災危機管理課長** お答えいたします。

今回の現システムと新システムの主な変更点でございますけれども、従前は、中部合同庁舎にメインサーバーを置いていて、また、県庁にバックアップサーバーを設置しておりました。

それについて、冗長性の確保を図るという観点も含めまして、次期システムでは、クラウド環境を利用し、西日本のデータセンター及び東日本のデータセンターにメインサーバーを設置し、県庁にバックアップサーバーを置く形となっております。

まず、これが1点目の大きな変更点です。

あと、本島が大規模災害に被災した場合においても、システムが停止する可能性、これ冗長性の部分ですね、あと、先ほどS I P 4 Dとかいうお話であったのですが、いわゆる国との——他機関のシステムと情報連携することで、情報収集発信機能が強化されること、災害に関する情報を時系列データや地図データとして表示し、情報の把握を補助する機能がございまして。

**○山里将雄委員** 分かりました。

もう1点だけ、これも先ほど仲田委員の質問にもありましたが、機器の調達に遅れが生じて次年度に繰越したというお答えだったんですけれども、これ要するに、現在何が今できていて、まだ何ができていない。

令和4年度に向けて、何が今できてないという状態ですか。

○池原秀典防災危機管理課長 お答えします。

できている、できてないで言えば、もう今年度4月1日からきちんとスタートはしています。

ただ、接続をするその機器のルーターというのがございまして、それを業者が発注というか、取り寄せできなかったものですから、それがやられていなかったということですから、もともとその事業者さんが持っているルーターがあるものから、それを借りておいて、もうできる状態にして運用してございます。

それが先般もうできたものから、今は機器としてもちゃんとできているという状況でございます。

ですので、4月1日からしっかり運用はされてございます。

○山里将雄委員 分かりました。

防災については、県民の安心・安全のために重要なことですので、このシステムで、しっかりと取り組んでいただければと思います。

終わります。

○又吉清義委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 今、送ったところ、それ以降のものかちょっと分からないのですが、地位協定について伺います。

まず、令和3年度の日米地位協定の抜本的な見直しを求める取組について伺います。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 お答えいたします。

令和3年度は、昨年5月本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小に関する要請におきまして、内閣総理大臣をはじめ、関係大臣と、それから駐日米国大使に、それから10月に来県されました西銘沖縄及び北方対策担当大臣、それから11月に来沖されました松野官房長官に対し要請を行っております。

また、8月に渉外知事会として、それから12月には軍転協として、日米両政府に地位協定の見直しに関する要請を行ったところでございます。

特に、令和3年12月にキャンプ・ハンセンで新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した際には、米軍における水際対策について当時の日本の検疫と整合的とは言えない運用が行われていたことなどが明らかになったことから、令和4年1月に外務大臣をはじめ、関係大臣と駐日米国大使、駐日米軍司令官に対し、検疫について国内法を適用するなど、地位協定を抜本的に見直すことを要請しております。

このほか、地位協定の問題などについて広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を図るため、知事のトークキャラバンを令和4年1月、2月にオンライン配信で実施したほか、沖縄県が作

成をしました、沖縄から伝えたい米軍基地の話Q&Aの冊子や動画を機会あるごとに配付をしております。

以上でございます。

○当山勝利委員 いろいろ取り組んでいらっしゃるんですけども、諸外国、欧米をはじめ、地位協定の調査をされました。

いまだに結論が出ずに、韓国はということで、韓国の地位協定を調べてから、全体をまとめるということではあったと思うのですが、今も結局は、韓国を調査してから沖縄県としてこれまでの地位協定の調査をまとめて公表するというのでしょうか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 基地対策課のほうでは、他国の地位協定調査を平成29年度から実施をしております。

これまでに、ほとんどの地位協定が終わっておりますが、韓国だけが残っております。

欧州4か国以外の国の地位協定につきましては、令和元年の8月にオーストラリア、令和2年1月にフィリピンを調査しております。

オーストラリアとフィリピンの調査結果につきましては、韓国の調査結果を取りまとめまして、公表する予定としておりましたけれども、御承知のとおり、新型コロナの影響により韓国調査の時期が見通せない状況が続いたことから、当面の取組として、両国——既に調査を終了したオーストラリアとフィリピンの調査結果については、その2か国の分だけ取りまとめて、令和3年の12月、昨年の12月に基地対策課のホームページに掲載して公表したところでございます。

以上でございます。

○当山勝利委員 分かりました。

それぞれの地位協定の調査というのは出されていると思うんですね。

その調査された分をしっかりとまとめて、結論的にある程度見えてきたものとかいうまとめは、されないのでしょうか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 先ほども少しお答えいたしましたけれども、実はその韓国の地位協定の調査が残っておりますけれども、韓国の調査についても、できれば今年度中に実施をしたいということで、今現在、調整を進めております。

県としては、韓国を含めた他国の地位協定全体を総括するような、その取りまとめの意味です、作業をしたいということで考えております。

以上でございます。

○当山勝利委員 分かりました。

コロナの影響、まだちょっと見えないところもあるのですが、そういうことであれば、了解いたしました。

それで、令和2年12月に全国知事会で地位協定の見直しの提言が行われましたけれども、それに対して国において何らかのアクションはありましたでしょうか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** 令和2年12月に、全国知事会として米軍基地負担に関する提言内容の実現を、知事会として政府に求めていますけれども、その際、政府のほうからは日本国民の日々の暮らしの安全や安定は政府としてしっかりやっていくべきことであるので、抑止力の維持と住民の皆さんの負担の軽減をどのように実現していくのかということに、引き続き取り組んでまいりたいというような御趣旨の御発言がございましたけれども、その後の政府の具体的な取組については承知はしておりません。

**○当山勝利委員** 引き続き沖縄県が中心となって、また全国知事会であれ何であれ、どういう形でも常々国のほうには、結局国対国との交渉になりますので、努力をしていただきたいと思いますが、公室長、どうでしょうか。

**○嘉数登知事公室長** 地位協定の問題については今、沖縄県が実施している他国地位協定調査というものについても、しっかりと他府県の方々にも理解していただいて、それを束ねる形で、全国知事会という形で国のほうには、しっかりと訴えていきたいというふうに考えています。

**○当山勝利委員** 続きまして、ワシントン駐在員活動事業について伺いますが、まず令和3年度の活動について伺います。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** お答えいたします。

ワシントン駐在は、令和3年度、米国政府関係者約1072人と面談等を行い、その中で知事の考えと沖縄の正確な状況を説明し、理解と協力を求めています。

具体的に申し上げますと、辺野古新基地建設の技術的な課題、普天間飛行場の現状や軍人・軍属による事件・事故等の過重な基地負担、新型コロナウイルスの水際対策をはじめとした日米地位協定の問題点、基地周辺で検出をされるPFAS問題等について説明をしております。

そのほか、令和3年12月には、ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院主催の沖縄の米軍基地問題をテーマとしたウェビナーへの知事の登壇、それから、令和3年5月には東西センターワシントン

DC支部主催の万国津梁会議の提言書を議論するウェビナーへの知事のビデオメッセージの提供など、機会あるごとに知事の考えを発信しております。

このほか、オンラインで開催される公聴会やシンポジウムでの情報収集、それから、北米メディアからの取材対応を行っております。

なお、基地問題以外の分野におきましても、沖縄の観光でありますとか、物産のPRなどのための活動についても精力的に取り組んでいるところでございます。

以上です。

**○当山勝利委員** ワシントン駐在の活動の中で、面談の実績とか、それから、活動の実績というのがあると思いますが、そこら辺はどうなってますか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** 令和3年度末の時点でお答えいたします。

ワシントン駐在は米国連邦議会関係者1820人、それから国務省の関係者102人、国防総省関係者が56名、それからNSC国家安全保障会議の関係者3人、それから副大統領経験者1人、それから報道関係者146人、県人会関係者が48人、シンクタンクの有識者等が1046人、延べ3226人の方々と意見交換等を行っております。

**○当山勝利委員** 令和3年度、もうその前の年から面談件数が増えているとか、それから活動も積極的にやっていますよというような報告書が出ているとかというのも資料として頂いてますので、そこら辺もしっかりPRしていただけたらと思います。

こども書いてあるのですけれども、2020年6月の辺野古新基地建設における懸念が示されたとしていると、こう書かれているわけですが、その後、米側の何かここら辺に対する懸念事項が、さらに何か波及してこうなったとかというのはありますでしょうか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** 委員御指摘の2020年6月のアメリカ下院軍事委員会即応力小委員会の国防権限法審議に当たりまして、関連資料に沖縄県が要望していた普天間代替施設に関する懸念事項等が記載され、採決をされました。

その後、上部組織であります下院軍事委員会においての採用には至りませんでしたけれども、米国連邦議会の法案審議の過程で初めて辺野古新基地の懸念が採決されたことは、大きな意義があるというふうに考えております。

この即応力小委員会の採決については、現在、駐在が議員補佐官と面談する際にも常に説明をしております。駐在から説明を受けた補佐官等の方々か

らは、例えば、日本政府が代替施設としての提供までに12年かかると認めていることは大きな懸念材料である。それから、普天間代替施設の建設がさらに遅れそうであること、すぐに解決できる問題ではないことを皆が知ることが重要であるというようなコメントを、補佐官の方々からいただいております。

このように、小委員会の採決によって、連邦議会関係者の辺野古への問題について理解と関心が高まっていると考えておりまして、引き続き米国側への働きかけを行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○当山勝利委員** 年々成果が上がってきているのかなと思うんですけども、最後になります、知事が当選されて2期目に入りました。

この事業自体も今年度で7年になります。

この事業をさらにどう展開して発展させていくのかというのは、これからの課題になると思うんです。

そこら辺どのようにお考えでしょうか。

**○嘉数登知事公室長** ワシントン駐在におきましては、この米国駐在の強みを生かしまして、米国においては沖縄の歴史、それから自然・文化、経済等の沖縄のその実情を紹介しまして、理解を促す活動をはじめ、観光、それから物産の情報発信や国際交流促進等の様々な活動を行っているという状況でございます。

具体的には、米国の沖縄県人会イベント等への参加、それから経済、文化等の多方面で活躍する北米ウチナーンチュとの情報交換等を行っているほか、日本政府観光局や日本大使館と連携し、沖縄の観光や食のPR、物産情報発信などを行っております。

委員長、すみません、どう発展させていくかということですね、大変失礼いたしました。

駐在については、ワシントンDCに駐在を配置することによりまして、基地問題の解決に向けた県施策の企画立案の参考となる、きめ細かくリアルタイムな情報収集が可能となっているというふうに考えております。

例えば、連邦議会の委員会が開催する公聴会での議論、それから、米政府監査委員の報告書、連邦議会調査局のレポート、シンクタンク等が主催するシンポジウム等における議論、さらには現地の新聞報道等、米国政府の政策形成に関する情報をリアルタイムで本庁と共有することが可能となっております。

県は、米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても、沖縄県自らが直接訴えることが重要というふう

に考えておりまして、知事が訪米して米国政府に直接訴えることに加えまして、今後もワシントン駐在による、米国政府及び米国連邦議会関係者等へのフォローアップとリアルタイムな情報収集等、現地駐在の強みを生かし、日常的、継続的に取り組む必要があるというふうに考えております。

それから、これまで駐在活動の、複数年にわたる地道な活動ということによりまして、米国側の関係者との信頼関係、それからネットワークを構築しつつあると考えておりまして、米国内において沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるというふうに考えております。

県としては、今後もワシントン駐在の重要性はますます高まるものと考えておりまして、ワシントンDC以外にも駐在の活動の幅を広げ、安全保障分野における有識者等とのさらなる連携にも取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、先ほど答弁しかけたのですが、基地問題に関する取組を継続するとともに、文化ですとか、観光、物産、それに関する情報の提供、米国民の沖縄への関心が高まるような活動にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○当山勝利委員** 部長がちょっと勘違いされて、最初、答弁されたことも含めて、沖縄の歴史とか自然とか風土とか、そういうこともトータル的に向こうに伝えて、理解してもらおうということはとても大切だと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

以上で終わります。

**○又吉清義委員長** 西銘純恵委員。

**○西銘純恵委員** お願いします。

1 ページの基地対策について、関係業務費の内容を伺います。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** お答えいたします。

基地対策課が所管しております基地関係業務費の内容につきましては、課の運営経費のほか、知事の訪米事業、それから日米両政府に対する要請活動に要する経費、それから渉外知事会、軍転協の活動に要する経費として措置しております。

以上でございます。

**○西銘純恵委員** 基地被害の防止についてもやっていますね。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** はい、そのとおりでございます。

**○西銘純恵委員** 執行率67.9という理由をお願いします。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** お答えいたします。基地対策業務費の執行状況についてでありますけ

れども、かなりの不用額を生じております。

その不用の主な理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、会議のウェブ開催、それから要請等の対応の際のその人数を制限したこと等によりまして、職員の出張回数がかなり減少して、旅費において——具体的に申しますと不用額が約380万ほどであります。旅費に多くの執行残が発生したということでございます。

以上でございます。

**○西銘純恵委員** 基地被害ということでは、ここ数年PFOSなどの被害が大きいですよね。

この汚染について、県民への影響はどういうものがあるかというのはつかんでいらっしゃると思いますが。

**○嘉数登知事公室長** このPFOSに関する問題は知事公室も関わりがありますし、保健医療部、それから環境部、それから企業局のほうにも関係がございます。

私が捉えているそのPFOSの問題というのは、当然、その土壌の汚染ですとか飲料水に関する問題ということで、これは一部局で対応するというよりも、関係部局が一致団結してといいますか、連携して取り組んでいく必要があるというふう考えております。

そういった意味から、市民団体がいろいろ調査もされておりますけれども、そういったことに対して、県としてどう対応していくかということについては、関係部局は今現在も連携して取り組んでいこうという取組をやっておりますので、まさにそういった取組を強化していきたいというふう考えております。

**○西銘純恵委員** 血中濃度の調査とか、どんどん住民の皆さんが独自にやったりして、全国平均より高いとか、いろいろ出てきていますので、今、公室長が言われた、全庁的、関係するところでやってほしいと思うのですが、これまでの取組と政府の対応がどうだったのか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** お答えいたします。

PFOS問題等への対応についての御質問ですが、令和3年度は6月にうるま市の陸軍貯油施設で発生いたしましたPFOS等を含む水の漏出事故及び8月の在沖海兵隊によるPFOS等の処理水の放出の際に、事故原因の公表やPFOS等含有水の基地外放出の禁止、立入調査の許可等を要請しております。

また、10月に来県されました西銘沖縄及び北方対策担当大臣や、11月に来沖した松野官房長官に対し、米軍基地におけるPFOS等対策や立入調査の実現

等を要請しております。

そのほか、8月には渉外知事会として、日米地位協定に環境条項を新設することや、米軍基地におけるPFOS等の対策を要請したほか、12月には軍転協として、両政府に対して、米軍基地におけるPFOS等の対策、立入調査の実現等を要請しております。

以上でございます。

**○西銘純恵委員** 以上でしょうか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** すみません、国の反応についてを少し漏らしておりましたので、つけ加えさせていただきます。

直近で申し上げますと、去る9月28日に来県をされました浜田防衛大臣からは、PFOS等をめぐる問題については、沖縄県民の皆様が不安を抱えていることを受け止め、引き続き関係自治体及び関係省庁と連携しながら、政府全体としてしっかり取り組んでまいりますという回答がございました。

以上でございます。

**○西銘純恵委員** 大臣がしっかり取り組むと言っているのは、米国に対して立入りさせろというのが一番大きいと思うのですが、これについては全く返答なしということですか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** 御指摘のとおり、その点について、大臣からは直接の発言はございませんでした。

**○西銘純恵委員** 米国本国で米軍基地内のこのPFOS関係の問題では動きがあると思うのですが、どういうふうにやっていますか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** 米国におきましては、2022年度の国防権限法予算におきまして、国防総省に対し、環境保護庁、EPAが焼却処分に関する規則を発表するまで、PFOS含有泡消化剤の焼却処分を禁止する条項が盛り込まれたほか、流出防止と、被害軽減の義務づけ、それから、PFOS、PFASに汚染された米軍基地施設の浄化予算が計上されたということでございます。

なお、この件につきましては、ワシントン事務所からも随時報告を受けておまして、引き続き情報収集していきたいということで考えております。

以上でございます。

**○西銘純恵委員** 国内の基地については対応しているけれども、海外基地、在沖はどうですか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** この件については、海外にあるその米軍基地については適用が除外されているというふうに理解しております。

**○西銘純恵委員** これは米国としても、米軍人の安

全に関わるので、沖縄でPFOSが基地内から流出しているということをもっと発信して、在沖を調査してほしいということを申し入れてください。

どうですか。

**○嘉数登知事公室長** 西銘委員からもありましたように、我々も米国環境保護庁のほうが発表しました厳しい基準値と言うんですかね、そういったものも受けまして、今年の涉外知事会の要請の中で沖縄県が提案をいたしまして、特にこの有機フッ素化合物に関する特別要請という形で取りまとめていただきました。

内容としましては、在日米軍基地におけるPFOS等を含む製品の安全管理について、これは日米間の協議状況についてこれを情報収集すること。

それから、在日米軍基地におけるPFOS等を含む製品について、代替品への交換に向けた取組状況を公表すること。

3点目として、代替品の交換が実現するまでの間、PFOS等を含む製品の管理に当たっては、駐留軍等労働者の健康に影響がないよう、万全の配慮を払うこと。

4点目として、日本環境管理基準JEGSは、日米の国内法より厳格な基準を選択するという基本的な考え方の下に作成されていることを踏まえ、改定にあたって、PFOS等に関する日本側の規制基準を適切に反映することはもとより、米国の最新の規制動向や知見に十分留意の上、日米で緊密に連携し、協議することということで、これは特に今回、沖縄県からの提案、いろいろ沖縄県内でも事故が起こっておりまして、そういったことを踏まえて、県から提案をいたしまして、涉外知事会のほうでもその特別要請という形で採択と言いますか、採用していただいて、国等に対して要請したということがございました。

引き続き米国の動向等も踏まえまして、涉外知事会とも協力しながら、この問題についてはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○西銘純恵委員** 2ページ、基地対策調査費ですけども、今、情報発信ということでこれありますが、オスプレイの訓練が激しくなって、那覇もそうだと思うのですが、結構低空で各地で飛行しているんですよね。

この実態調査をして、録画をして記録する、そして情報発信するということが重要じゃないかと思うのですが、いかがですか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** お答えいたします。基地被害のその実態を伝える動画の作成、配信に

つきましては、今年度から、復帰50周年記念事業として実施しております。

米軍基地問題情報発信強化事業において取り組んでいるところでございます。

この事業では、普天間飛行場、嘉手納飛行場、それから高江のヘリパッド周辺等におきまして、オスプレイをはじめとする米軍機が住宅地上空を飛行する様子を撮影するなどして、基地被害の実情を伝える動画コンテンツを作成し、配信する方向で検討しております。

以上でございます。

**○西銘純恵委員** これ、国連や米国政府、そして議会、米国民にもぜひ、情報として発信していただきたいと思いますが、そこは考えていますか。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** その点についても前向きに取り組んでいきたいということで考えております。

**○西銘純恵委員** 米国では、基地の周辺には住宅地はもちろんないということで、やっぱり沖縄の実態というのはもう本当に米国民が知らない状況だと思っております。

だからこそ余計、これがとても重要だと思います。

それでは次行きます。4ページのワシントン駐在、先ほど、成果について結構、質疑されてきました。

それで私、最終的に、この成果の中で、一番最終のCSISの研究所の調査報告というのが2020年11月に出ていて、これが最終の成果というのかなと思うのですが、そうであれば、どういうことを報告されているのか、お願いします。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** 米国の戦略国際問題研究所——CSISの報告書の記載の内容についてお答えいたします。

戦略国際問題研究所が2020年11月に発表をした報告書におきましては、辺野古の普天間代替施設の計画は困難続きであり、完成することはないように思われるとの指摘がなされております。

米国のトップクラスのシンクタンクでございますし、米国政府や米国連邦議会へのその影響力を有する同研究所からの指摘であることから、今後、辺野古新基地建設の断念につながる展開の可能性が期待できます。

以上でございます。

**○西銘純恵委員** ワシントン事務所の事業が、どれだけ沖縄県民の辺野古反対という民意を伝える事業に大きな成果を上げているかというのが分かります。

PFOSについても、ぜひ沖縄の基地の実態を、ワシントン事務所を通じてもやってもらいたいなど

思います。

以上です。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時30分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 どうも。

まずこれ、今来たの、2ページかね。

情報発信、これまでコロナで結構いろんなことを行ったりするのができなかつたんだけど、この情報発信事業の中で、沖縄の基地問題という点で、ここ二、三年、僕は大きく変化してきていると思うわけよね。

その大きな一つが、台湾有事が起こったときに、米軍が介入したら、沖縄が核兵器の攻撃、標的にされるとか、そういったのがもう結構出ていますよね。

だから、その辺をしっかりと皆さん自身つかんで、これを県民、国民に発信することが大事だと思うのですが、その点はいかがですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 今、渡久地委員御指摘の点については、大変重要な部分であろうかと思えます。

復帰50周年記念事業として、県のほうでは、今の若い方々が沖縄の基地問題についての正確な知識をまだしっかり有していないというような点を捉えて、正確な知識をちゃんと伝えて、それを誤解や偏見等にならないような、正確なその知識を伝えるという意味で、復帰記念事業として、今現在取り組んでおりまして、先ほど、山里委員のほうから御指摘のあった、先日のテンプス館でのシンポジウム、ああいうものもその一環として実施をしたということでございます。

引き続き情報発信についての強化に取り組んでいきたいということで考えております。

以上です。

○渡久地修委員 若者の話はこれから質問やろうと思ったんだけど、もう既に先を読まれて答弁されてしまったんだけど、僕が言いたいのは、台湾有事というものが急に強調されて、台湾有事イコール日本有事だと言って、沖縄が再び戦場に巻き込まれる危険性というのは高まっていると僕は認識しているわけよ。

皆さんもそういう認識はありますか、そういったものも含めて、沖縄の基地の問題、捉え直さないといけないんじゃないのか、その辺の情報発信はこの事業の中でどうしているんですかというのをまず聞

いているんですよ。

万国津梁会議の中でも、皆さん、提言が出ているはずなので。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 今、渡久地委員が御指摘の点につきましては、令和3年度の事業でありますけれども、沖縄を取り巻く安全保障環境の変化等の把握のため、米国等の安全保障戦略、EABO——遠征前進基地作戦等の作戦構想に関する調査を実施し、今後、沖縄に及ぼす影響を検討するための具体的かつ最新の情報を収集、整理をしております。

引き続き台湾有事等を含め、様々なその安全保障環境の変化に応じて、アドバイザーボードの有識者の方々からの意見も踏まえて対応していきたいということで考えております。

○渡久地修委員 沖縄の米軍基地の問題は、非常に、どんだんどんだん、僕らから言えば危うい方向にどんだん変わっていつているんですよ。

そこをしっかりと調査して、アメリカの戦略などもしっかり研究もして、沖縄の基地の置かれている状況というのをしっかりと報告、つかんだ上で、住民にも知らせるようにやらないといけないので、その辺はしっかりとやってください。

それともう一つ、さっきあった、もう6割以上の県民が復帰後世代になって、若い人たちにどうやって正確に、これ県内の若者たちにもよ、それから、県外も含めてどうやってやっていくかというのでも大事な問題なので、これ質問してもさっきの答弁と同じものしか出てこないと思うので、そこはしっかりとやってください。

それと、この情報発信との関係で、沖縄を戦場にさせてはならないというのは、これは県民みんなが一致していると思う。与党、野党、関係なく。

そういう意味では、僕あの、ASEAN関連のTACとか、ASEAN関連首脳機構とかあるわけよ。それ、日本も韓国も中国も、全部入っているわけさ。

そういった会議を、やっぱり沖縄に誘致するというのはとても大事だと思うので、これ去年もいろいろ皆さんやってみただけだけど、これしっかりとやってもらいたいと思うんだが、どうでしょうか。

○嘉数登知事公室長 お答えいたします。

TACというんですかね、せんだって、委員から提案を受けたところについては、東京のほうに事務所がございまして、県のほうからも出向いて、いろいろ意見交換をさせていただいております。

沖縄にはいろいろ、そういう、何というんですかね、議論できるような種があるというようなお話も



あったということもありまして、そういった国際会議というんですか、そういったものが県内にも誘致できないかということについては、引き続きそういう関係団体とも意見交換をやっていきたいというふうに思っております。

**○渡久地修委員** 沖縄が、基地が集中するというまちから、そういう平和の会議の場になれば、一番これは、僕は最適だと思うので、それ頑張ってください。

それと、あとさっき、1ページの、先ほどの西銘委員が言っていたPFOSの、さっき公室長は全庁的な対応が必要だと言っていましたよね。

全庁的な対応をする上で、これは今も大問題になっているので、県民の命に関わるから、これも与野党、保守、革新、関係ないわけよ。水はみんな飲むからね。そういう意味では、やっぱりPFOS問題対策会議、全庁的な。これを設置して、知事が本部長になって、全庁的に、僕はこの問題に取り組むべきだと思います。

どうでしょうか。

**○嘉数登知事公室長** この問題については、先ほどもちょっと答弁させていただきました。

関係部局、企業局から、知事公室、環境部、保健医療部のほうに関わってくるかというふうに思っております。既に担当班長同士、それから、先日は部長級でも集まりまして、この問題に対してどう対応していくかということをお話をさせていただいております。

それを全庁的にどういう会議かということだと思いますけれども、機動的に動くという観点から言うと、部長クラスでやったほうが一番機動的に動けるという観点もありますので、部長クラスで取りまとめた意見を知事に進言するという形での会議として運営していきたいというふうに考えております。

**○渡久地修委員** PFOSは、水も使うから、土壌汚染もあるので、これ経済も関係あるわけよ、経済も。だから、沖縄にとって死活的問題ですよ。だから、今、部長は部長クラスでやると言うけれど、じゃ、対策会議設置はするわけね。

僕は、これは本部長は知事がやるべきだと思う。

もう一回お願いします。

**○嘉数登知事公室長** 部長クラスではもう既にやっておりますけれども、知事をトップにという観点は持ち帰って、知事とも相談したいというふうに、前向きに検討します。

**○又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員より対策会議の設置

の有無について確認があった。)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

**○渡久地修委員** 僕は、その都度都度集まるんじゃないくて、対策会議を、知事を本部長にして設置してくださいと言っているのです。

どうですか。

**○嘉数登知事公室長** 前向きに検討したいと思えます。

**○渡久地修委員** 以上。

**○又吉清義委員長** 國仲昌二委員。

**○國仲昌二委員** よろしくお願ひします。

主要施策の成果に関する報告書の8ページ、不発弾対策事業について、ちょっと質問したいと思えます。

不用額が3億程度あるということで、表の中に事業内容というのがあって、どういうときに事業を実施するかというと、埋没情報等があったとき、市町村の公共事業に係る発見をされたとき、民間による住宅等建築の場合というふうにあるのですが、これは、それぞれどの程度の割合というんですか、どれが比重が大きくて、どれは小さいというのがありますか。

**○池原秀典防災危機管理課長** 令和3年度の、現年度並びに前年度からの繰越分の執行額で御報告させていただきます。

予算現額が30億318万2000円に対し、執行額が26億741万7000円となっておりますけれども、その執行額の26億741万7000円のうち、広域探査発掘加速化事業が8億3356万7000円、市町村支援事業が1億5911万1000円で、住宅等開発磁気探査支援事業が15億3234万円となっております。一番多いのが、最後に述べさせていただきました、住宅等開発磁気探査支援事業でございます。

その比重が今一番大きくて、次に県の事業でございます広域探査発掘加速化事業の8億3356万7000円の順となっております。

**○國仲昌二委員** これはそれぞれで発見されたときに申請というんですかね、そういうものだと思うのですが、一番大きいこの民間の場合、例えば申請があった場合というのは100%認められるものなのか。

**○池原秀典防災危機管理課長** 原則100%認めるというところになってございます。

もちろん、交付申請が上がってから、そこでちょっと見積りとか精査した上での額にはなるのですが、基本的には100%でございます。

**○國仲昌二委員** ということは、先ほどあった広域、

県の事業で8億、それから市町村の公共事業で1億、民間のほうで15億というのは申請されたものは全て事業をして、それで余ったのが約3億の不用額だという考えでよろしいですか。

○池原秀典防災危機管理課長 不用額については御指摘のとおり、繰越し分も含んではいるのですが、その執行できなかった分が不用額というところで約3億という形になってございます。

○國仲昌二委員 その不用額は、要するに申請があった事業を100%やって、それで不用になった額ということよろしいですか。

○池原秀典防災危機管理課長 さようでございます。

○國仲昌二委員 それと、下のほうに課題というのがあって、本島中南部地区の要望額が減少していると。その埋没可能性が高い地域での探査実施の拡大が課題というふうになっているのですけれども、説明をお願いします。

○池原秀典防災危機管理課長 失礼しました。

ちょっと先ほどの不用額の大きい部分でございますけれども、ちょっと答え方があれだったので、ちょっと答えます。

不発弾等対策事業における不用額、2億9641円7000円でございますけれども、その中で、先ほど不用額は全ての申請やって不用額というふうにごまかしてしまいましたが、正しくは、磁気探査の対象となる事業の計画変更に伴う磁気探査箇所及び数量減や、あと、探査要望の取下げ等々もあって、それで不用額になるというケースもございますので、全部の申請が上がって、その結果、不用額になったというわけではないです。

すみません、申し訳ないです。

○國仲昌二委員 さっきの質問はどうなるのかな、じゃ課題の質問は。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、國仲委員より再度質疑内容の説明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

池原秀典防災危機管理課長。

○池原秀典防災危機管理課長 まず、埋没不発弾の量ですけれども、沖縄県史によると、この沖縄戦で使用された弾薬量は約20万トンと見られ、そのうち5%の約1万トンが不発弾として残されたと推定されております。

また、復帰までに、住民や米軍などによって約5500トン、復帰後は自衛隊によって令和3年度末までに約2107トン、合計8107トンが処理されており、差し引いた約1893トンが現在も埋没していると推定

してございます。

そのような中で、復帰までに住民や米軍などによって約5500トン、復帰後は自衛隊によって処理されているところがございますが、現在、県内の直近5年間の平均処理量は約18トンとなっており、この埋没可能性が高い地域での探査実施の拡大、課題となつてはいるのですけれども、これちょっと調査を入れて、多そうなところとか一応、調査をしている部分もでございます。

中部地域については、今はもう広域探査という部分が減ってございます。一方で、住宅事業のほうは増えてきております。

そういったところでございますので、今後も市町村で収集された磁気探査要望に基づいて、広域の部分についても本島中南部を中心に行うとともに、また、市町村に対しても、発見数の多い場所の要望を依頼しているところでございます。

○國仲昌二委員 先ほど、令和3年度の状況を説明してもらったんですけれども、宮古の状況というのは分かりますか。

○池原秀典防災危機管理課長 すみません、今ちょっと金額的には拾い切れていないのですが、基本的には、広域探査中心に実施しているところでございます。

○國仲昌二委員 あと、課題の一番最後のほうに、磁気探査費の補助制度のさらなる周知を図る必要があるというふうにありますけれども、この取組について伺います。

○池原秀典防災危機管理課長 お答えいたします。

住宅等開発磁気探査支援事業に係る周知活動につきましては、これまで本事業の受付窓口である市町村を対象とした説明会、広報用リーフレットの作成及び各種団体への配布、新聞掲載、広報紙美ら島沖縄や広報番組うまんちゅひろばによる周知を行っており、今後も周知活動を続けていきたいと考えております。

○國仲昌二委員 埋没の可能性が高い、宮古が高い地域かどうかちょっとよく分からないのですけれども、ただ、実際に庭先で不発弾が爆発したというのがあって、たまたま人はいなかったんですけれども、二、三日前の地震で、その影響で不発弾が爆発したという、民家があったんですね、庭のほうで。ブロック塀が飛ばされたというのが、宮古であったのですが、そういうこともあるので、しっかりその周知をして、そういうことが起こらないような、民間からの情報とかもしっかり取って進めていただきたいと思えます。

私は以上です。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 主要施策の成果に関する報告書から、通告してありますが、ほとんどみんな答えてありますけれど、ちょっと気になる点だけ聞かせていただきたい。

2ページの基地対策調査費の事業概要についてはある程度聞きましたが、この執行率が52.9%と低い理由は何かな。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 お答えいたします。

基地対策調査費の執行率が低い理由については、不用額が大きいということでありまして、不用額が出た主な理由としては、新型コロナウイルス感染症の流行による韓国の地位協定の調査ができなかったこと。

それから、地位協定調査の結果を踏まえました国際シンポジウムの開催ができなかったことによる不用額の発生ということでございます。

以上です。

○平良昭一委員 分かりました。

次に、ワシントンの駐在員活動事業ですけれど、これも先ほど、皆さんよく頑張っているなというのは、説明はしていたのですが、その中で、基地問題以外の活動として沖縄観光のPR、物産情報発信等の交流、広報活動にも取り組んできたと言うけれど、具体的にどういうことをしてきたのかな。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 ワシントン駐在においては、基本的に基地問題についての情報発信等に取り組んでおりますけれども、それ以外に文化等の面でも活動の幅を広げております。

具体的にお答えいたしますと、米国沖縄県人会イベント等への参加、それから、経済文化等の多方面で活躍する北米ウチナーンチュとの情報交換、それから、日本政府観光局や日本大使館と連携し沖縄の観光や食のPR、それから、物産情報の発信などを行っております。

今年4月に開催をされましたワシントンDC桜まつりでは、沖縄県の伝統文化などを紹介するブースを出展しまして、ワシントン駐在が沖縄県の窓口となって沖縄の文化、観光、物産などの情報発信を行っております。

以上でございます。

○平良昭一委員 先般、県議会のほうで北米、西海岸かな、訪ねていったときにいろいろ地元の県系人の方々からいろいろもっと中身の濃い交流をしたいという話もありますし、今月、ウチナーンチュ大会に当然関係者も来ますので、そういう方々の意見も

集約しながら、ワシントン駐在員の活動をもっと広げられるような状況をつくっていただければ幸いですと思いますけれど、いかがかな。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 平良委員御指摘のとおり、その方向で考えていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○平良昭一委員 次、6ページの、この話を聞いてみますと、実際この次期防災システムは機能しているの、機能していないの、これ私聞いても分からない。

○池原秀典防災危機管理課長 機能しております。

○平良昭一委員 ということは、心配する必要ないということだよな。

○池原秀典防災危機管理課長 おっしゃるとおり心配ないです。

○平良昭一委員 最後に、消防防災ヘリの導入推進事業ですけれど、これ県内市町村の調整状況、どうなっていますか。

○池原秀典防災危機管理課長 お答えいたします。

県では、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を令和3年8月に設立し、10月には4つのワーキンググループを立ち上げ、導入に向けて運営要綱や費用負担等について協議するため、それぞれ2回から6回の会議を開催してきたところでございます。

機体等整備検討ワーキンググループでは、ヘリ機種の様や積載する資機材の選定に向けて協議を進めております。

ヘリ基地整備検討ワーキンググループでは、前年度までに調査した沖縄県消防防災航空センター（仮称）の複数の整備候補地からの選定作業を進めているところです。

また、それぞれの整備候補地となる市町村との調整も行っているところであり、そのうち1か所については自治会との調整を経て住民説明会を実施したところでございます。

人員派遣費用検討ワーキンググループでは、航空隊員の人数やその身分の取扱い、隊員の人件費の市町村ごとの負担割合、各消防本部から県への派遣頻度について協議を進めております。

運用検討ワーキンググループでは、ヘリの運航体制や運航基準を定めた運航管理に関する要綱などについて策定作業を進めているところでございます。

沖縄県消防防災ヘリコプターの導入につきましては、引き続き同協議会において協議を重ね、令和7年度の運用開始を目指してまいります。

○平良昭一委員 令和7年度、大丈夫か。

○池原秀典防災危機管理課長 はい、大丈夫なように進めてまいります。

○平良昭一委員 この各市町村との調整状況かなり難しいと思うんですね。

消防事業はそれぞれが独立しているような状況がありますので、統一性を持たすというのは非常に微妙な線もあるかなと思いますけれど、ぜひ、令和7年、自信満々に言っていましたので頑張ってください。

以上。

○又吉清義委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 お願いします。

不用額の方であって、先ほども國仲委員からもありましたが、不発弾等対策事業で不用額2億9000万というのがあるのですが、いろいろと決算のほうではあるのですが、現況はどうなっているか、令和4年の状況等を教えてもらえますか、不発弾等は。

○池原秀典防災危機管理課長 お答えいたします。

令和4年9月26日時点でございますけれども、現在、不発弾等対策事業において、予算現額29億385万9000円に対して、執行額22億4113万円となっており、執行率が77.2%となっております。

以上です。

○當間盛夫委員 皆さんから資料をいただいているものからすると、前年度の繰越し分を含めると、75.4%はこの9月時点での執行率になっているわけね。

前年度の分からすると、市町村のほうでも、前年度44%の執行率だったものが、もう今この時点で市町村のものは105.4%の執行率になっている。

この辺はどういう理解をすればいいのでしょうか。

○池原秀典防災危機管理課長 予算については、各事業で、例えば不発弾の広域探査発掘加速化事業、例えばこれが当初予算の見込みより少なくなったら、例えば住宅事業に予算を移し替えてという形で、プールで活用してございまして、その辺、市町村の支援事業とか、あと広域探査で、最終的には予算が、仮に余ったりしたら、住宅に振り替えてですね……。

○當間盛夫委員 課長、私が言っていることはそうではなくて、前年度は、令和3年は、市町村は44%の執行率だったよねと。

今回もうこの時点で、9月の時点で105%になっているんだけど、この要因は何かということを知っている。

皆さんの繰替えの話じゃない。

○池原秀典防災危機管理課長 要因としては、要望

が多いというところがございます。

○當間盛夫委員 簡潔な答弁ありがとうございます。

先ほどの皆さんの処理概要でも、民間の住宅建設において、探査を実施せずに不発弾等は発見される事例が見られるっていう部分があるわけよね。

現実、令和3年度も96%の執行率で、今度、この令和4年においても、もう84%の執行率になっているわけですね。

実施しない中でも、そういう不発弾が発見されるというようなものがあって、現在でも、もうこの84%の執行率になるっていうことになってくると、これ、どうなのか、予算状況というのは今年度、こういう周知をしてね、皆さん実施してくださいよと言って、この予算で間に合うのかということが懸念されるのですが、どうですか。

○池原秀典防災危機管理課長 県の広域探査については、県で予算の部分についてコントロールできるという部分もありますので、その部分で増減、コントロール可能ではあるのですが、おっしゃるとおり、この住宅事業に関しては、どれだけ出てくるかというのがありますけれども、例年、一応統計みたいなのを取っていて、年度末に向けて住宅探査については件数自体はちょっとずつ、年度当初よりかは少なくなるという傾向でございます。

○當間盛夫委員 これね、皆さん仕組みを変えてこないで、予算が、単年度予算ということで、3月31日までにそのことをやらないといけない。

だから12月までのことをやらないと、今減るんじゃないで、予算の執行の問題があるもんだから、年越しての1月から3月までは出してこないという仕組みがあるじゃないですか。

どうですか、その辺は。

○池原秀典防災危機管理課長 確かに、委員おっしゃるとおり、この年度末から年度またぎの部分については課題というふうに認識してございまして、年度末で、申請が上がった部分について、年度末で処理できる部分についてはしっかり処理していくのですが、難しいという場合には、年度末の中で、事前審査の中でしっかり審査して、年度当初からすぐスタート、着手できるような格好で、今のところ事務のほうは進めてございます。

○當間盛夫委員 公室長、この辺は沖縄振興策の中での不発弾処理事業ということが、5次からやってきているわけですね。

今言われた、年度末でそのことがないという、調整をするということじゃなくて、この不発弾処理事業、通年を通してやる仕組みを、やっぱり国とも

う少し皆さん協議する必要があるんじゃないですか。  
どうですか。

**○嘉数登知事公室長** この事業についてはこれまで繰越しに向けて調整してきましたし、それからどうしても事業が実施できないといえますか、予算単年度主義というところに引っかかって、柔軟に対応できないという部分がありまして、これまでも協議といえますか、いろいろ意見交換をしておりますけれども、今、委員からありましたようなことも踏まえまして、改めてまた協議といえますか、意見交換してみたいと思います。

**○當間盛夫委員** ぜひよろしくをお願いします。

基地対策の事業がありますが、この基地整理の分の中でね。

私、自衛隊の施設の部分も、今度の代表質問の部分で、沖縄県だけがこの自衛隊施設の分の面積の増も、沖縄県だけじゃないですかというような話もさせてもらいました。

皆さん、基地の整理縮小というような形で、一応頑張っていると思うのですが、万国津梁会議でも、この自衛隊と米軍による基地の共同使用を進めるべきだというような形があるんですけど、皆さんその辺はどう考えられているのですか。

**○溜政仁基地対策統括監** お答えいたします。

万国津梁会議においては、沖縄の米軍基地の整理縮小のためには、本土の自衛隊基地について、日米で共同使用するというような方法を検討することも一つの手段であろうというような報告が出ているというところでございます。

以上です。

**○當間盛夫委員** それを踏まえて話しているわけですよ。

先ほども、いろいろとPFOSの問題で、米軍の専有施設だから中に入ってPFOS調査することができないということであれば、自衛隊が、今ある米軍施設を自衛隊が共同使用していくと、自衛隊が管理をしていくということになってくると、この問題も解決すると思うのですよ。

大田県政のときに基地返還アクションプログラムをつくったということであれば、知事公室長、改めて自衛隊施設を含めた基地返還アクションプログラムをつくるべきじゃないですか。

どうですか。

**○嘉数登知事公室長** まず、前段の部分、共同使用についての御質問だったかと思っております、御提案の自衛隊との管理権を取る形での基地の共同使用について、仮に現状の米軍の機能、それからその

規模を維持したまま運用されるのであれば、県民の過重な基地負担の軽減にはつながらない恐れがあるというふうに考えられますので、これは他県の状況等も含めて調べてみたいというふうに考えております。

アクションプログラムですけれども、県としての具体的な計画という話だと思っております。

当然、基地返還アクションプログラムの素案は、本県に所在する全ての米軍基地を、国際都市形成構想の目標年次である、2015年までに3期に分けて返還する計画を、日米両政府に作成することを求めたものでありまして、平成8年1月に日本政府に提出されております。

これを受けて日米両政府は、同年4月にSACO中間報告を発表していますが、このときは発表された普天間飛行場などの10施設については、その当該基地返還アクションプログラムの素案の第1期、第2期に返還を要望する施設がほとんど入っていたと。

基地返還アクションプログラムの内容が、一定程度加味されたというふうに考えております。

**○當間盛夫委員** 次に、ワシントン駐在ですが、この平成27年から令和3年までの決算額を教えてください。

**○古堅圭一参事兼基地対策課長** お答えいたします。

ワシントン駐在活动事業費の平成27年度から令和3年度までの決算額は、トータルで4億6759万3000円でございます。

以上です。

**○當間盛夫委員** 私はこれだけのお金を使ってのものがね、どうも分かりませんので、これは知事にまた改めてお伺いをしたいと思いますので、委員長よろしくお取り計らいください。

以上です。

**○又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から當間委員に対して、誰にどのような項目を確認したいのか改めて説明するように指示があった。)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** ワシントン駐在員活動事業費に関しては、私は成果が見えてないという認識を持っていますので、この委託料等含めてですね。

それを知事に改めてお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**○又吉清義委員長** ありがとうございます。

ただいまの提起内容については、10月21日の質疑終了に協議いたします。

以上で、知事公室関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、警察本部長から、公安委員会関係決算事項の概要説明を求めます。

鎌谷陽之警察本部長。

○鎌谷陽之警察本部長 どうぞよろしく願いいたします。

公安委員会所管の令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要について、令和3年度歳入歳出決算説明資料に基づき、御説明をいたします。

ただいま通知いたしました説明資料の表紙と目次をスクロールして、1ページを御覧ください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明をいたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額29億5522万3000円に対しまして、調定額は27億5400万512円、収入済額は27億4322万731円、不納欠損額は49万5000円、収入未済額は1028万4781円、調定額に対する収入比率は99.6%となっております。

以下、各款ごとに順次御説明をいたします。

(款) 使用料及び手数料は、予算現額4546万1000円、調定額、収入済額ともに6477万5829円となっております。

(款) 国庫支出金は、予算現額26億3445万7000円、調定額、収入済額ともに23億6706万2000円となっております。

(款) 財産収入は、予算現額2052万4000円、調定額、収入済額ともに2014万5832円となっております。

続いて2ページを御覧ください。

(款) 諸収入は、予算現額2億5478万1000円、調定額3億201万6851円、収入済額2億9123万7070円、不納欠損額49万5000円、収入未済額1028万4781円となっております。

不納欠損については、平成27年度に調定した放置駐車車両違反金であります。転居先不明等で納付命令が送達できなかったものや、財産がなく財産差押えが執行できず、時効が成立したものであります。

収入未済については、主に放置駐車車両違反金となっております。

以上が、一般会計歳入決算の概要であります。

3ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明をいたします。

公安委員会の歳出決算は、予算現額358億8179万円に対しまして、支出済額は351億432万9974円、翌年度繰越額は2億1359万6030円、不用額は5億6386万3996円、執行率は97.8%となっております。

翌年度繰越額について御説明をいたします。

(項) 警察管理費のうち、(目) 警察本部費の繰越額4824万3030円は、大型ヘリ用の装備品について、年度内の納入ができなかったことから、繰越したものであります。

(目) 警察施設費の繰越額1億374万6000円は、旧宜野湾警察署解体工事及び施設修繕に伴う工事請負費等について、年度内に終了できなかったことから、繰越したものであります。

次に、(項) 警察活動費 (目) 交通指導取締費の繰越額6160万7000円は、交通安全施設整備費の増額補正によるものですが、年度内に事業が終了できなかったことから、繰越しをしたものであります。

次に、不用額5億6386万3996円について、その主なものを御説明いたします。

(項) 警察管理費のうち、(目) 警察本部費の不用額3億4504万2004円は、主に職員手当等の執行残によるものであります。

(目) 装備費の不用額5565万2192円は、主にヘリ用消耗品が年度内に納入できなかった執行残によるものであります。

(目) 警察施設費の不用額6374万1552円は、主に宜野湾警察署新庁舎の設計委託費の設計委託料の入札残によるものであります。

以上が、一般会計歳出決算の概要であります。

なお、特別会計の歳入歳出についてはありません。

以上で、公安委員会所管の令和3年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔にお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思しますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、公安委員会関係決算に対する質疑を行

います。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 安全なまちづくりの推進、439ページから440ページですね。

これ、課題のところに、高齢化とかいろんな言葉が入ってますけれど、どのような団体がこの活動に参画しているのですか。

○宮城貴生活安全部長 お答えいたします。

防犯ボランティア団体につきましては、自治会、それからPTA、職域事業者などで結成されております。

県警察においては、構成員が5人以上、かつ、平均して月に1回以上の活動の実績、これは単に意見交換とか、そういった情報交換のみの会議等は除いて、実質的な活動として、月1回実績がある団体を、防犯ボランティア団体として把握しているところでございます。

○花城大輔委員 私の住んでる地域のそばに山里というところがあって、沖縄署がありますけれども、その青年会のOBたちが7年前に防犯組織を立ち上げました。

初期は沖縄市が35万ほど支援して、ベストとキャップを作ったということで、彼らは毎年、花火大会をして、この活動の費用に充てていましたけれども、

ここ二、三年、花火大会ができなくなって、毎日パトロールしていたんですよ。

それがちょっとあまりうまく回らなくなっているというところで、非常にもったいないなというふうに思っております。

何かしらの連携ができたというふうに思うので、どうか検討いただきたいというふうに思います。

○宮城貴生活安全部長 県警察においては、防犯ボランティアが大体行う自主防犯活動支援としまして、防犯情報の提供、それから効果的なパトロールの在り方などのアドバイス、このほか、いわゆる防犯ベスト、それから帽子、それから防犯の腕章、それから青色回転灯を貸与するというような形で、各種支援を実施しているというところでございます。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 主要施策の443ページ、水難事故防止について伺います。

新規の水難事故防止対策における強化事業であるというふうに認識しておりますが、その予算執行率が69%、不用額58万となっております。

それぞれの理由についてお聞かせください。

○前花勝彦地域部長 お答えします。

令和3年度の地域警察活動事業費の不用額につき

ましては57万9000円となっております、そのうち約50万円は、委託料となります。

本事業の委託料については、海域レジャー提供業者の安全対策優良事業所審査や、水難救助員の講習委託料として計上していたところ、コロナ禍により、海水浴場が閉鎖されるなど、安全対策優良事業所審査の申請件数が減少したことのほか、講習会は会場を使用しないオンライン講習に振り替えたことで、諸費用が減額になったため、不用額となったものであります。

以上です。

○仲田弘毅委員 課題のほうでも一応説明がありますがすけれども、県内における水難事故の発生状況は、本県において過去最悪の状態であるというふうに言われておまして、実数値においてワーストと言われているわけですが、その状況について、改めて御説明をお願いします。

○前花勝彦地域部長 令和4年10月10日現在の県内における水難事故につきましては、暫定値となりますが、発生件数で85件、罹災者数で116人、死者数で34人となっております、全国ワーストワンであった令和3年と比較しますと、発生件数は9件、罹災者数は2人の増加となり、死者数につきましてはマイナス3人となっております。

○仲田弘毅委員 この状況は、全国における水難事故の発生件数あるいは罹災者あるいは死亡者数と本県との比較をいたしますと、どのような状況になっておりますか。

○前花勝彦地域部長 警察庁が令和4年6月に発表しました、令和3年における水難の概況によりますと、令和3年中の全国の水難事故発生件数は1395件、うち県内は94件の発生で、全体の6.7%を占めております。

次に、全国の罹災者数は1625人であったのに対して、県内は139人で、全体の8.6%、全国の死者数は721人に対して、県内は45人で、全体の6.2%を占めております。

いずれの件数においても、全国ワーストワンとなっております。

以上であります。

○仲田弘毅委員 担当の皆さんとお話しして聞いた中において、死亡者の中に観光で来られた方々がたくさんいらっしゃる。観光立県を唱える沖縄県としては、大きなマイナス点だというふうに考えております。

実は先日、沖縄便の航空機内で、キャビンアテンダント、いわゆるスチュワーデスさんの、水難事故

防止に対する機内アナウンスが報道されましたけれども、これはすばらしい取組であり、また全国的にも例がない事例だというふうに受け止めております。

このようなすばらしいことは今後とも継続すべきと考えておりますけれども、このキャビンアテンダント、スチュワーデスさんの機内放送というのと、沖縄県警との関わり、そしてそれに対する県警の認識をお伺いしたいと思います。

**○前花勝彦地域部長** 暫定値でありますけれども、令和4年8月末現在の水難事故の発生件数が67件、それから死者数が27人となって、県民等が罹災する件数は減少したものの、観光客が罹災する件数が27件と、対前年比で12件増加し、死者数が14人で、対前年比で6人増加しており、観光客の水難事故防止対策が急務でありました。

そのため、県警察では、多くの観光客に行き届く対策を実施するため、航空会社や県レンタカー協会の協力を得て、海や川でのレジャー時にはライフジャケットの着用を呼びかける取組を実施したものであります。

県警察においては、今後も水難事故の発生状況を分析し、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

**○仲田弘毅委員** この水難事故防止に対して、沖縄県議会に請願が上がってきておりますが、これは県警を中心に、知事公室、文化観光スポーツ部、土木建築部が連携して、今後もっと強靱な共通理解の下に進めていく必要があると思っておりますが、県警としての抱負をお聞かせください。

**○前花勝彦地域部長** 本請願につきましては、海の安全に特化した連絡協議会の設置と、自然海岸での安全確保のため、沖縄ライフセービング協会が行うパトロール活動の人員増強と、パトロール体制充実のための予算措置などを求めているものと承知しております。

県警察といたしましては、当該請願を共管している行政庁と連携して、引き続き水難事故防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

**○仲田弘毅委員** 同じく主要施策の449ページ、サイバーセキュリティ対策についてお聞きします。

この事業は、悪質化する、あるいは巧妙化するサイバー犯罪に対処する事業だというふうに理解しておりますけれども、去る10月13日に、那覇市内の図書館でサイバー攻撃を受けたという報道がありました。

電力、ガス、水道、モノレール等含めて、ライフラインを狙ったサイバー攻撃に対する県警の取組と、今後の対策についてお聞きしたいと思います。

**○市原悠樹警備部長** サイバー攻撃対策についての御質問がありました。

県警におきましては、県民生活や経済活動の基盤となるライフラインのうち、機能が停止、あるいは低下した場合に、特に大きな混乱を招くと認められる情報通信や、知事部局等の行政機関、航空、鉄道、電力、ガス、水道などの重要分野を重要インフラと位置づけ、サイバー攻撃発生時の緊急対処能力の向上を図っております。

具体的には、県警と重要インフラ事業者で構成しております沖縄県サイバーテロ対策協議会を設置して連絡体制を確立するとともに、重要インフラ事業者には戸別訪問を行い、サイバー攻撃への対処方法の指導や情報提供を行うほか、これら事業所との共同対処訓練を実施するなど、対策を推進しているところでございます。

以上でございます。

**○仲田弘毅委員** もう時間がありませんので、最後にお願いとすることで、これは県警だけで取り扱える問題ではなくて、知事部局も、それから各関係団体とも一致協力して、その対策等にしっかり対応していただきたいと思っております。

要望を要請して終わります。

以上です。

**○又吉清義委員長** 山里将雄委員。

**○山里将雄委員** すみません、通告していた分、時間がなくて、1点だけ。

441ページの非行少年を生まない社会づくり、その課題の中に、当県の少年非行の特徴、全刑法犯に占める少年の割合が全国一だと。

高くて全国一だと、ワースト1位だとありますけれども、その理由——どうしてそうなのかということと、その対策について教えてください。

**○宮城貴生活安全部長** ただいまの御質問については、全国に比較して共犯率が非常に高いという趣旨でございますでしょうか。

それにつきましては、刑法犯少年の共犯率が高い背景については、県内の少年非行の背景について、様々な要素が複雑に絡んでおります。

断定するのはなかなか困難でありますけれども、一般的なものとして、少年自身の規範意識の欠如、それから少年に対する教育機能の低下、そして少年を取り巻く環境の問題が考えられます。

特に、地域における不良交友関係、立ち直り支援



の大きな阻害要因というふうになっていると考えています。

共犯率の割合が、そこで大きくなったというふうを考えております。

そういった少年非行防止に向けた取組はまだ道半ばでございますが、引き続き各種対策に取り組んでいきたいというふうを考えております。

○山里将雄委員 しっかりお願いしたいと思います。以上です。

○又吉清義委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしく申し上げます。

同じところ、非行少年を生まない社会づくりですが、令和3年の補導件数と、近年の傾向、それからその内容と内訳について伺います。

○宮城貴生活安全部長 令和3年の補導件数、内容と内訳についてお答えいたします。

令和3年中、県警察が補導した不良行為少年は、5584人であります。

前年と比較しまして1322人の減少、マイナス19.1%となっております。

不良行為で補導された少年の内訳については、深夜徘徊が2751人と最も多く、次いで喫煙1744人、飲酒769人となっており、この3つの行為で補導全体の9割以上を占めております。

不良行為少年の補導人員については、平成25年に、過去20年で最多となる5万9695人まで増加しましたが、その後減少傾向となり、令和3年は5584人で、ピーク時と比較しまして5万4111人減少しております。

以上でございます。

○当山勝利委員 一時期から比べて相当減っているということで、これはもうずっと減り続けているというような傾向でしょうか。

○宮城貴生活安全部長 先ほど申しあげましたように、ピークのときはかなり対策を講じまして、現状では、増減を繰り返しますけれども、ここ5年ほどは減少の傾向に至っているということでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

もう一つ、令和3年の少年犯罪の件数。

それと、内容と内訳、また、近年の傾向について伺います。

○宮城貴生活安全部長 少年犯罪の件数、内容について、お答えいたします。

令和3年中、県警察が検挙、補導した刑法犯少年は482人で、前年と比較しまして3人増加しております。

検挙、補導の内訳については、窃盗犯が307人と最

も多く、次いで粗暴犯が82人、凶悪犯9人となっております。

刑法犯少年の検挙、補導人員については、平成17年に過去20年で最多となる2313人まで増加し、その後減少傾向となりまして、令和3年は482人で、ピーク時と比べまして1831人減少しているところでございます。

それから、近年SNSを利用して、自ら校区を越えて、地域の少年同士がつながりを持っている現状も伺えるところでありまして、県警としましては、今後も、県教育庁をはじめとした関係機関と緊密に連携し、県内の少年犯罪について、各種諸対策を進めてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 先ほど、今もありましたけれども、SNSの発達で、昔は中学校内の元気な子供たちがいろいろ悪さしていたりしていたのですが、今はもうSNSでぱっと流して、いろんなところから集まって、どっかに何時に集合とやって集まっていくというような、そういう難しさがあると思うのですが、ここら辺、広域化しているというのかな、その子供たちのつながりも。

どうしても学校だけじゃなくて、いろんなところの連携が必要になってくると思いますが、そこら辺はどういうふうにされているか、何かありましたらお答えください。

○宮城貴生活安全部長 委員御指摘のとおり、校区を越えて、従来とは違った形で少年が集まるということは、実際そういったことを背景として不良行為、それから犯罪が行われているということは、実態としてあります。

そういうことで、中高生の規範意識を高めるなどを目的に、非行防止教室の開催、それから少年補導員等の、少年警察ボランティアと連携しました居場所づくり、それから再非行防止のための立ち直り支援を取り組んでまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 なかなか警察だけでは対応が難しいと思いますので、いろいろなところと協力関係を持ちながらやっていただきたいと思います。

ただいま通知しました警察基盤の整備についての職員費に、交番相談員というのがありますが、そちらのほうについて伺います。

○前花勝彦地域部長 お答えします。

交番相談員につきましては、警察官の身分を有しない会計年度任用職員であります。

地域住民の意見、要望等の聴取、拾得物遺失届等の受理、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しております。

なお、交番相談員につきましては、特別な資格を有することは求めておらず、一定の欠格要件に該当しなければ、交番相談員になることは可能であります。現在、警察業務に関する知識や経験を有する警察官OBが交番相談員として県内の交番で勤務しております。

**○当山勝利委員** この相談員の方々は、警察OBということですが、全員が警察OBということでしょうか。

**○前花勝彦地域部長** 全員、警察官OBであります。

**○当山勝利委員** 分かりました。

じゃあ、それであれば、個人情報というのは、警察官の方々であれば、もっとそこら辺はきちんとされていると思いますので、そこら辺はきちんと、情報管理というのかな、どうしても相談に来られるわけですから、誰かが、その情報は外に出さないということが必要かと思います。

よろしくお願ひします。

子供女性安全対策事業について伺います。

まず、DV等ストーカー事案、それぞれ令和3年の件数について伺います。

**○宮城貴生活安全部長** DV等ストーカー事案の相談と検挙の件数について、お答えいたします。

県警察における令和3年のDV相談取扱い件数は992件で、前年と比べて48件減少となっております。

また、ストーカー相談取扱い件数は171件で、前年と比べて6件減少となっております。

DV関連の検挙につきましては154件で、前年と比べて20件の増加。

ストーカー関連の検挙につきましては42件で、前年と比べて5件増加となっております。

**○当山勝利委員** 前年で言う件数は下がっていませんけれど、今までの、近年のと言うんですか、推移というのはどういう感じになってますか。

**○宮城貴生活安全部長** DV、ストーカーの相談、検挙の推移についてお答えいたします。

過去5年の県警察におけるDVストーカーの相談及び検挙件数につきましては、DV取扱い件数については、平成29年に764件のところ、令和元年に1000件を超えました。

以後、2年連続で微減しておりますが、1000件前後で高止まりの状態にあると言えます。

ストーカーの相談取扱い件数につきましては、平成29年に154件のところ、令和3年は前年より微減しておりますが、過去最多であった令和2年とほぼ横ばいで推移しているところであります。

次に、DV関連の検挙の件数につきましては、平

成29年に128件のところ、令和3年は154件と、増加となっております。

ストーカー関連の検挙件数につきましては、平成29年に39件のところ、令和3年は42件と、微増となっているところでございます。

以上でございます。

**○当山勝利委員** いずれにしても、事案に関しても、検挙件数にしても、増減、あんまり変わらないような状況がずっと続いているということなのですね。

こういう事案に対して、やはり被害者は、すぐ被害に遭った場合は、別のところに隔離するというのが必要かと思ひます。

そこに書いてある連携可能な宿泊施設とありますが、この施設について御説明ください。

**○宮城貴生活安全部長** 県警察におきましては、DVやストーカー等の人身安全関連事案におけます被害者の安全確保というのは、最も重要なことだというふうに考えております。

その安全確保の重要性を踏まえまして、被害者の一時避難場所として県内のホテルを指定しまして、運用しているところでございます。

**○当山勝利委員** この指定されているホテルというのは、県内で何か所ぐらいあるのですか。

**○宮城貴生活安全部長** これにつきましては、安全の確保という観点から、沖縄本島、それから離島も含めまして、十数か所を指定をしているところでございます。

**○当山勝利委員** そこが本当に近いかどうかというのが問題かと思うのですが、この移手段にもかかってくると思いますが、移手段が限られている場合、ここは移動費というのが出ないというのは聞いているんですけども、そこら辺は移動費も出すような形にしたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

**○宮城貴生活安全部長** 被害者が一時避難する際の移動費の補助はないのかという趣旨だというふうに思ひますが、移動費の補助については、費用の負担というんですか、そこはありますが、被害者を一時避難させる、それから宿泊補助をする場合には、緊急性、それから切迫性がある状況が要件となっておりますので、移手段が確保できない場合は、警察車両のほうで移手段を確保しているところでございます。

**○当山勝利委員** ちなみに、令和3年の宿泊施設の利用者というのは、どの程度でしたでしょうか。

**○宮城貴生活安全部長** 令和3年は7件14名が、これにより避難をしているところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

とにかく安全確保が必要かと思えます。  
またよろしくお願ひします。  
時間がなくなりました。  
終わります。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 私は1件ですね。

今送りましたけれども、国際テロ対策についてです。

これ、事業内容を見ると、捜査員の育成とか指導、啓発活動ということになっていて、予算額、決算額がかなり低い事業ですけれども、この事業を、これだけを取り上げて報告するという何か理由がありますか。

○市原悠樹警備部長 今、委員から御質問のありました国際テロ対策予算を、平成28年度から主要施策として、項目立てをしているところでございますが、こちらについては、国際テロ対策に係る重要性でございますとか、東京オリンピック・パラリンピックが直近に控えていたということがございましたので、国際テロ対策予算として、主要施策の項目立てをさせていただいているという経緯があるものでございます。

○國仲昌二委員 この国際テロ対策、テロ対策というのは5万2000円だけでやっているというわけではないと思うのです。

ただ、こういうふうの一つだけ取り上げて、こういうふうに報告書でやると誤解を与えてしまうんじゃないかなという。

要するにテロ対策はこれだけしかやってないのかみたいのがあって、これ去年も私は言ったのですが、大きな事業のくくりの中に入れたらどうかなというものもあるんですけれども、その辺の検討はできないんですかね。

○市原悠樹警備部長 今、委員から御質問のありました、国際テロ対策に係る予算につきましては、委員御指摘のとおり、国際テロ対策に関する捜査員の育成でございますとか、テロの未然防止に向けた指導啓発の推進のための経費が計上されているものでございます。

この事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成28年度から主要施策として項目立てをしているところでございますが、令和4年度におきまして、主要施策の項目立ての見直しをして整理することとしたものでございます。

その結果、令和4年度の主要施策には、国際テロ対策に係る事業は項目立てはされていないというところ

でございます。

いずれにいたしましても、県警察といたしましては、引き続き国際テロ対策を推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

○國仲昌二委員 見直しをするというような話もありますので、私としてはちょっと、余りにも額が小さくて、それで説明の中にテロ対策というのがあるので、誤解を与えないのかなというのがあって、去年もちょっと質問したんですけども、ぜひ検討というか、見直しをよろしくお願ひします。

終わります。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 先ほど、安全なまちづくりの推進の防犯ボランティアの高齢化で活動が低調となっているということでしたけれど、その件に関して、この人材確保に対する対策というのはどう考えているのか。

○宮城貴生活安全部長 人材確保に対する対策についてお答えいたします。

防犯ボランティアの人材確保に関する対策については、自主防犯活動の活性化や、地域の防犯リーダーを育成することを目的としまして、毎年、防犯ボランティア研修会を開催しております。

この研修会では、犯罪心理学を専門とする大学教授を中心に、防犯ボランティア団体と学生の間で後継者育成や、防犯活動の活性化について、意見集約を行うことで、学生や若者に対して、防犯ボランティアに関する興味を持っていただき、今後の活動につなげるなど、人材確保に向けた取組を行っているところでございます。

○平良昭一委員 毎年行っているということでありまして、この成果というのは出てきているのか。

○宮城貴生活安全部長 なかなかすぐというか、いわゆるダイレクトに結びついているかという点、なかなか非常に検証することは困難でございますが、そういったボランティア活動への関心という点について、広く、あるいは深めるということについては、一定の効果、役割を果たしているのかなというふうに考えているところでございます。

○平良昭一委員 一旦、このボランティア活動が低調になってしまっていて、新しくつくるといのはエネルギーかなりかかるんだよね。

そういう面では、持続していけるような状況をどうサポートしていけるかということも視野に入れながら、考えていただきたいなと思っております。

あと、送りましたけれど、非行少年を生まない社

会づくりの中で、この大学生の少年サポーターによる学習支援活動等を通じて、25人の少年が高校に合格したと。

これ、効果見て、そういうのもあるのかと思いますけれど、もうちょっと詳しく説明していただけないか。

○宮城貴生活安全部長 学習支援活動については2種類ございまして、少年警察ボランティアに関する活動から御説明いたしますと、ただいまお話がありました大学生少年サポーターですが、平成15年から問題行動のある少年に対しての学習支援活動、それから居場所づくり活動を行うことを目的としまして、大学生少年サポーター制度を運用しているところでございます。

主に中学生を対象に、高校進学を希望する非行少年等に対しまして学習支援を行うことで、学級復帰を促す活動を行っております。

次に、警察職員による学習支援におきましては、少年の規範意識の高揚を目的としまして、平成15年から沖縄県警察安全学習支援隊を発足しまして、県内の小中高校生を対象に、少年犯罪防止、それから薬物乱用防止、あとサイバー犯罪防止などに関する事業を行っているところでございます。

支援隊員は、県警の各専門の部門から人選しまして、警察本部長から指定され、さらに沖縄県教育長から学校現場における講師に委嘱され、派遣しているところでございます。

○平良昭一委員 これ、非常にすばらしいですね。

こういうのが表にあまり出てこないものだから、警察の皆さんがこれだけ頑張っているというのも、ちょっとアピールしてもいいんじゃないかなと思いますけれど、ぜひ、こういうのをもっともって広げていただきたいなと思っております。

以上です。

○又吉清義委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 お送りしておりますが、警察基盤整備という部分で、この事業の目的の中にも、警察官の資質向上というのがあるのですが、私は一般質問でも行ったのですが、警察官、離島における待機施設、宿泊施設の状況というものを提言させてもらったのですが、進捗状況を教えてもらえますか。

○仲吉猛厚生課長 警察官待機宿舎を含めた警察施

設については、老朽化の程度も踏まえながら、優先すべきところから整備を進めているところでございます。

引き続き関係機関と調整し、理解をいただきながら取り組んでまいります。

以上です。

○當間盛夫委員 頑張ってください。

○又吉清義委員長 以上で、公安委員会関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明10月21日金曜日午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義

令和4年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月20日（木曜日）  
開会 午前10時2分  
散会 午後2時58分  
場所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和4年第6回議会認定第1号 令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について（商工労働部及び労働委員会事務局所管分）
- 2 令和4年第6回議会認定第3号 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 3 令和4年第6回議会認定第4号 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 4 令和4年第6回議会認定第11号 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 5 令和4年第6回議会認定第13号 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 6 令和4年第6回議会認定第14号 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

出席委員

委員長 大浜一郎君  
副委員長 大城憲幸君  
委員 西銘啓史郎君 島袋大君  
上里善清君 玉城武光君  
仲村未央さん 次呂久成崇君  
赤嶺昇君

欠席委員

新垣新君 中川京貴君  
山内末子さん

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項4（6）に基づき、監査委員である山内末さんは調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

商工労働部長 松永享君  
産業振興統括監 谷合誠君  
産業政策課長 比嘉淳君  
アジア経済戦略課長 前原秀規君  
マーケティング戦略推進課長 本永哲君  
ものづくり振興課長 上原美也子さん  
中小企業支援課長 小渡悟君  
企業立地推進課長 高宮城邦子さん  
情報産業振興課長 大嶺寛君  
雇用政策課長 金城睦也君  
労働政策課長 安座間孝之君  
感染防止経営支援課長 上原秀樹君  
労働委員会事務局参事監兼事務局長 下地誠君

○大浜一郎委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和4年第6回議会認定第1号、同認定第3号、同認定第4号、同認定第11号、同認定第13号及び同認定第14号の決算6件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、商工労働部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、労働委員会事務局から労働委員会事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長。

○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長 労働委員会事務局所管の令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

タブレットの令和3年度歳入歳出決算説明資料の1ページを御覧ください。

歳入状況について御説明いたします。

決算額は（款）諸収入の収入済額（C）欄のとおり3567円となっております。

会計年度任用職員1名分の雇用保険料本人負担分です。

続きまして、説明資料の2ページを御覧ください。

歳出状況について御説明いたします。

予算現額 1 億3324万5000円に対し、支出済額は 1 億2150万3650円で、執行率は91.2%となっております。

主な支出は、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費並びに事務局職員の給与や旅費のほか、需用費等の事務局の運営費です。

不用額は1174万1350円で、その主なものは、職員手当等の人件費及びコロナ禍の影響による旅費の執行残となっております。

以上で、労働委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○大浜一郎委員長** 労働委員会事務局参事監兼事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算議案でありますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月21日、当委員会の質疑終了後に改めて、総括質疑とする理由の説明を求めることにいたします。

なお、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、これより直ちに労働委員会事務局関係決算事項に対する質疑を行います。

西銘啓史郎委員。

**○西銘啓史郎委員** よろしくお願いたします。

資料、一般会計歳出決算、2 ページのほうですけれども、基本的なことを今さら聞くなどと言われるかもしれませんが、労働委員会費の委員会費のところでは執行率87.9%になっていますけれども、まず委員会のメンバーの人数を教えてくださいいいですか。

**○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長** 委員会の委員については、15名になります。司法関係が5名いらっしゃって、あと労働委員関係が5名、使用者側の委員が5名、計15名になります。

**○西銘啓史郎委員** 委員会はこの令和3年度、何回開催されたか教えてください。

**○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長** 労働委員会の委員については、毎月1度定例総会がございまして、月に1度ですので12回、令和3年度は開催されたということになります。

**○西銘啓史郎委員** 委員会費が9割の執行率を切っている理由は、ちょっと簡単に説明してもらっていいですか。

**○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長** 不用の主な理由ということで説明いたしますと、委員の皆さんも職員についても、コロナの関係で九州なり全国なりへの会議がほとんどオンラインという形になりましたので、その影響で旅費が558万ほど不用が出ております。職員の人件費については、人事異動に伴う給料、その他の手当の不用ということになります。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** 最後に1点だけ、事務局の人数も教えてください。

**○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長** 事務局、私以下11名となります。

**○西銘啓史郎委員** 以上です。

**○大浜一郎委員長** ほかに質疑がなければ、これでよろしいですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○大浜一郎委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、労働委員会事務局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入替え)

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

次に、商工労働部長から、商工労働部関係決算事項の概要説明を求めます。

松永享商工労働部長。

○松永享商工労働部長 委員の皆様、おはようございます。商工労働部です。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、商工労働部所管の令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

御説明、20分程度だと思ひます。お時間いただきたく思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、商工労働部の取組について御説明いたします。

本県経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、幅広い産業において多大な影響を受けております。商工労働部では、新型コロナウイルスに係る沖縄県の経済対策基本方針に基づき、全ての産業の基盤となる事業継続と雇用維持を柱に、必要な対策を切れ目なく講じてまいりました。主な事業としましては、うちなーんちゅ応援プロジェクトによる事業者支援、県単融資事業による事業者の資金繰り支援や、雇用調整助成金の上乗せ助成、学校給食等への県産菓子商品の提供による消費喚起策、県外消費者向けEC販売に係る送料支援等を行ってきたところです。

今後とも、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、域内経済循環の促進や、県産品の販路拡大支援の強化等を重点的に進めていくとともに、リゾテックおきなわの推進によるDXの加速化やスタートアップの育成など、イノベーションの促進による生産性の向上に加え、アジアの活力を取り込む県内事業者の海外展開の促進等、稼ぐ力の向上に資する取組を強化し、県内企業の成長、県経済の早期回復に取り組んでまいります。

それでは、歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております令和3年度歳入歳出決算説明資料により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

こちらは、一般会計及び5つの特別会計の歳入決算状況の総括表となっております。

こちらで、大変申し訳ございませんけれども、訂正がございますのでお願ひしたいと思ひます。1ページのほうですけれども、一般会計の収入比率につきまして100%と表記されておりますけれども、正しくは99.9%となります。同様でございますが、この資料の3ページのほうにも同じようにございまして、3ページの令和3年度一般会計歳入決算状況につきましても、一般会計の収入比率につきまして100.0%と表記されておりますが、正しくは99.9%となりま

す。当日の訂正となりまして大変申し訳ございません。今後このようなことがないように、配付前にしっかりと確認いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、1ページ戻っていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思ひます。

こちらは同じく、歳出決算状況の総括表となっております。

それぞれの詳細につきましては3ページ以降で御説明いたしますので、3ページを御覧いただきたいと思ひます。

まず初めに、一般会計の歳入決算につきまして、予算現額合計が2217億6055万4550円、調定額が1981億9162万4797円、収入済額が1981億3170万3179円、不納欠損額が725万円、収入未済額が5267万1618円となっております。調定額に対する収入済額の割合は99.9%となっております。目ごとの明細につきましての説明は割愛させていただきたいと思ひます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思ひます。

一般会計の歳出決算につきましては、予算現額合計が2294億8227万7257円、支出済額が2064億1655万8204円、翌年度繰越額が163億6093万1000円、不用額が67億478万8053円となっております。執行率は89.9%となっております。

翌年度への繰越しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として実施しております飲食店への協力金等、年度を越えて実施する必要があった事業や、資材調達遅延により年度内に工事が完了しなかった事業につきまして、繰越しをさせていただきます。

具体的な事業としましては、うちなーんちゅ応援プロジェクトの協力金や、沖縄県雇用継続助成金事業、こちらは雇用調整助成金の上乗せでありますとか、職業能力開発校整備事業、国際物流拠点産業集積地域うるま地区対策事業の4つの事業となっております。

次に、不用額の主なものにつきまして、項別に御説明いたします。

(項) 労政費の不用額2億6888万5246円の主なものは、沖縄県雇用継続助成金事業における補助金の執行残となっております。これは企業の事業再開による休業者の減少や、業績が悪化した企業に対して、国の雇用調整助成金の助成率が最大10分の10となる特例制度が継続されたことにより、想定を下回る申請件数になったことによるものです。

次に、(項) 職業訓練費の不用額1億751万7834円の主なものは、離職者等再就職訓練事業の訓練コー



ス閉校や、受講者定員割れ、中途退校者等による訓練実施経費の執行残です。

次に、(項) 商業費の不用額 3 億 7694 万 3624 円の主なものは、沖縄戦略的国際物流プラットフォーム強化事業において、退去予定事業者の継続入居により、原状回復費用が不用になったことによる委託料の残です。

そして、(項) 工鉦業費の不用額 59 億 5144 万 1349 円の主なものは、うちなーんちゅ応援プロジェクトにおける報償費の執行残となっております。これは飲食店への時短要請の長期化、対象地域の拡大、支給方法変更による協力金の増加分を見込んだ予算措置に対しまして、想定を下回る実績値となったことによるものです。

以上で、一般会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

次に、特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が 10 億 6931 万 4000 円、調定額が 46 億 778 万 2187 円、収入済額が 19 億 9726 万 3818 円、収入未済額が 26 億 1051 万 8369 円で、調定額に対する収入済額の割合は 43.3% となっております。収入未済額は、貸付先企業・組合等の業績不振や倒産などにより、設備近代化資金及び高度化資金の貸付金償還が延滞していることによるものです。

次に、8 ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が 10 億 6931 万 4000 円、支出済額が 10 億 2087 万 3259 円、不用額が 4844 万 741 円で、執行率は 95.5% となっております。不用額については、貸付先企業・組合等からの貸付金償還の延滞に伴う、県から独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金の執行残となっております。

次に、9 ページを御覧ください。

中小企業振興資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額合計が 4 億 13 万 5000 円、調定額及び収入済額が 8 億 8387 万 589 円となっております。

次に、10 ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が 4 億 13 万 5000 円、支出済額が 3 億 2563 万 1958 円、不用額が 7450 万 3042 円で、執行率は 81.4% となっております。

不用額につきましては、機械類貸与資金貸付金の執行残となっております。

続きまして、11 ページを御覧ください。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が 7 億 6360 万 2000 円、調定額及び収入済額が 36 億 912 万 2929 円となっております。

続きまして、12 ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が 7 億 6360 万 2000 円、支出済額が 7 億 5431 万 3810 円、不用額が 928 万 8190 円で、執行率は 98.8% となっております。不用額は、県債の借換えを行ったことによる利子の執行残となっております。

次に、13 ページを御覧ください。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が 4 億 9183 万 5000 円、調定額が 8 億 7701 万 7574 円、収入済額が 8 億 2565 万 2360 円、不納欠損額が 85 万 872 円、収入未済額が 5051 万 4342 円で、調定額に対する収入済額の割合は 94.1% となっております。不納欠損額は、退去企業の不法占拠に係る使用料相当額損害金について、時効の援用により不納欠損金として整理したものです。また、収入未済額は、主に経営破綻した企業の光熱水費等の滞納によるものです。

続きまして、14 ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が 4 億 9183 万 5000 円、支出済額が 4 億 4775 万 63 円、不用額が 4408 万 4937 円で、執行率は 91.0% となっております。不用額は、主に修繕料の執行残となっております。

次に、15 ページをお願いします。

産業振興基金特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が 1 億 1295 万 2000 円、調定額及び収入済額が 1 億 3889 万 2014 円となっております。

次に、16 ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が 1 億 1295 万 2000 円、支出済額が 7631 万 3239 円、不用額が 3663 万 8760 円で、執行率は 67.6% となっております。不用額は、主に産業振興基金事業費において、補助事業の事業実績減等による執行残となっております。

以上で、商工労働部所管の令和 3 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○大浜一郎委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしく願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、商工労働部関係決算事項に対する質疑を行います。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 歳出決算のほうから行きたいと思っております。資料の2ページ、事前に通告していますが、令和2年度の当初予算補正額、それから支出済額、繰越額、不用額、ちょっと教えてもらっていいですか。

○比嘉淳産業政策課長 今、令和2年度の予算状況が手元に資料がありませんので、後で御提供する形でよろしいでしょうか。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、産業政策課長から額ではなく率で答弁してよいかとの確認があり、西銘委員が了承した。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

比嘉淳産業政策課長。

○比嘉淳産業政策課長 まず執行率なんです。令和3年度は89.9%で令和2年度については82.4%と、7.5%の改善となっております。また、繰越率についても、令和3年度は7.1%だったものが9.9%と、2.8%の改善となっております。それから不用率についても、令和3年度は2.9%だったものが令和2年度は7.7%と、4.8%改善をしているということになっております。

執行率等の改善に取り組んだ状況については、予算を組み込む際に事業計画等を勘案し、不用が出ないよう事業費の精査を徹底すること、それから上半期公共事業等の施工計画に設定した執行目標に達成するように、計画的に早期執行に取り組んでおります。また、各事業の執行状況を随時確認しつつ、コロナ禍の中で実施が厳しい事業については、事業の見直しや補正流用などにより必要な事業への振替を

行うなど、事業の選択と集中を図るようにしております。

○西銘啓史郎委員 今、一般会計の話をされたと思いますけど、特別会計も不用率といいますか、全体で多分7.5、場合によっては産業振興基金なんかは33.4とありますけど、商工労働部として、まず不用額、どのぐらいが一番適正だというふうに考えていますか。不用率ですね、率。

○比嘉淳産業政策課長 例年、不用率についてはできる限り抑えるように努力するのが目標、適正だというふうに考えております。先ほど申し上げたように、不用率については令和2年度が7.7%だったのを令和3年度は2.9%と改善しているということもあって、商工労働部内ではしっかり不用率を下げるように努力しているところであります。

○西銘啓史郎委員 以前、私決算のときにお話を聞いたんですけども、九州の他府県の不用率というんですかね、たしか1から2%台ですよ。ですから、部局によって違うんですけど、2.9が理想というかももちろん予算というものは計画に基づいて、いろんな環境の変化で繰越したり、これは別に否めないと思います。しかし、不用額があまりにも出過ぎるということは、計画の精度というんですかね。もちろん補正したり、増額補正、減額補正、いろいろやって、後ほど触れますけれども、その補正も必要だと思いますけれども、その割には予算の執行が低いような事業を見ると、もちろん商工労働部、各部課がいろんな努力はされているとは思いますが、7.7から2.9になったからよかったということではなくて、これも大事な県民の税金ですし、1円でも無駄なく使うような努力はしていただきたいと思えます。

次に行きます。

今の決算書の16ページ、産業振興基金特別会計のほうですけど、この不用額の理由、執行率が67.6のところ、もう一度御説明お願いします。

○比嘉淳産業政策課長 産業振興基金特別会計の、まず概要から簡単に説明したいと思います。沖縄県産業振興基金は、平成元年に沖縄電力株式会社の民営化に伴う株式売却益を基に、国から100億円の補助を受けて設置されています。その後、平成11年及び13年に約10億円の積み増しを受け、現在の基金額は約110億円となっております。

当基金は原資を運用して、その運用益で事業を行う、いわゆる果実運用型基金となっております。運用益を財源として、市町村や事業者団体が実施する本県産業の振興に資する事業に対して補助を行って

いるのが現状であります。

基金の創設から令和3年度までの補助実績なんです。延べ件数463の補助金の額は68億円であると。今回、令和3年度の不用額なんです。3663万8761円。主な理由が産業振興基金事業費の補助事業の採択執行残と、実績の執行残となっております。具体的に補助事業については、審査基準を満たす提案が少なかったこと、採択件数が少なかったこと、さらにコロナの影響によって県外へのイベント出展、それから研修会を計画した事業の中止、変更に伴う事業費の減によるものとなっております。

なお、不用額は繰越金として特別会計の翌年度の歳入となって、翌年度以降の事業費として活用されることとなっております。

**○西銘啓史郎委員** この運用益というのは年度によって、今年度の当初予算額は約1億1200万ですけど、例えば来年度は幾らになるか分からないとか、この運用益が確定するのはいつですか。

**○比嘉淳産業政策課長** 決算が出たとき、今年度事業が終わったときに執行額が出てきますので、それを踏まえて残った不用額が繰越しとなりますので、現時点では分からないんですが、決算のときになると分かっている、来年も今頃であればお伝えすることができるといふふうに考えています。

**○西銘啓史郎委員** ちなみに、令和4年度のこの基金の当初予算額は幾らですか。

**○比嘉淳産業政策課長** 令和4年度の当初予算額は、1億1927万1000円であります。

**○西銘啓史郎委員** これには令和3年度の不用額の3600万が入っているという理解でよろしいですか。

**○比嘉淳産業政策課長** はい、おっしゃるとおりです。

**○西銘啓史郎委員** これは電力の株の、先ほど説明があったように110億ぐらいの基金があって、この運用益を回していることは非常に理解するんですけども、もともこの産業の振興に充てる中身ですよ、事業の中身。例えば先ほど累計で463件、68億円は執行済みだと言っていましたけど、この中身はどうやって誰が決めるんですか。

**○比嘉淳産業政策課長** まず最初に、この補助事業の募集を2月頃にかけます。その後、3月頃に決定をして4月からスタートという形になるんですが、この審査をする補助事業のメニューが7つあります。その7つのメニューに沿った形で事業者は応募してくるんですが、それを県と、それから有識者を含めて審査会を開いた上で、補助事業の採択を決定しております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** この活用の仕方、私もちょっと勉強してみたいと思うんですけども、よく言われる、例えばこの間の観光の基金なんかもそうですが、40億、違う部署ですけど——要は産業の振興に充てる中身をいろんな形でもっと広げられないのか。先ほどの7つのメニューも、詳しくは今結構ですけど、要は110億の原資を基に運用益で何かをする、事業は審査会で決める。別におかしいことじゃないとは思いますが、もうちょっと見えやすい、例えば審査会の概要とか決定事業というのはどこかホームページでは見られますか。

**○比嘉淳産業政策課長** 周知とかそういうものに関しては、チラシ等、それで成果と、それから公募も併せて事業者等に周知徹底を図っているということでもあります。

**○西銘啓史郎委員** 最後にしますけど、ホームページに掲載して、7つのメニューで、2月頃応募して3月決定、4月スタートとありましたけれども、本当に必要な人に必要な予算が行っているかどうかというのがよく見えないんですね。1億という額、限度、運用益なのでしようがないかなと思いますが、この基金を取り崩すことというのは基本的にできないという理解でいいですか。最後の質問です。

**○比嘉淳産業政策課長** 基金の取崩しについては、この事業は内閣府との協議が必要であったり、県の条例を変えたり、様々な手続が必要となりますので、すぐに変えることはできなくて、今いろんな意味でそういうところも我々は考慮しながら事業を進めているところであります。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から主要施策の成果に関する報告書について見やすく整理するよう要望があり、商工労働部長から記載方法等について説明があった。)

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

**○西銘啓史郎委員** では、この件について質問します。最終予算額が1億6500万ですよ。減額補正して、まだ執行率も8割ですよ。ですから、当初の予算でやろうと思ったおのおの4つの事業に、例えば2億、1億、1億、1億かどうか分かりません。それで右側の欄が6000万か分かりませんが、そういった見せ方をしてくれないと、我々議論のしようがないですよ。どの事業がこの中で本当に効果があったのか、幾ら使ったのかが分からない、出せないということを堂々と言われたら困りますよ、部長。

出す努力をしてくださいよ。

**○比嘉淳産業政策課長** 委員のおっしゃるとおり、なかなか分かりにくいところもあると思います。その中で、項目ごとに予算額・決算額については記載してはいるんですが、例えばその事業の中で委託費の中の光熱費とか、そういう細かいことに切り分けるとなると難しいところもありますので、その辺のところは少し改良しながら、できる限り委員がおっしゃるように分かりやすいものでお答えできるような形で答弁をさせていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** 私の質問には答えられないと。例えば、海外プロモーション等を開催する予算が幾らだったかというのは答えられないということですか。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 今、西銘委員から御質問のあった海外プロモーションの活用に要した予算は1170万円で、決算としても1170万円でした。

**○西銘啓史郎委員** 出せるじゃないですか。

例えば次の丸ポチ2つ目、答えてください。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 航空コンテナスペースの確保に要する経費として、当初予算4億6857万1000円を計上しておりましたが、こちらについては全国の特産品を沖縄を経由して海外に出荷するためのコンテナスペースの借り上げとして予算を計上しておりましたが、令和3年7月に那覇空港の国際便の運休が長期化し、その後、復便の見通しが立たなかったものですから、8月1日から事業を停止しております。そのため、8月に流用、9月、11月に減額補正を行いまして、決算額としては5096万1000円となっております。

**○西銘啓史郎委員** 今御説明したように、その部分をこの中に入れれば僕らから質問は出ないんですよ。8月1日から国際便運休に伴うとか、9月、10月に減額補正しましたと言え、なるほどなと分かりますよ。これを我々がこの中で聞かなきゃならないんじゃないかと、先ほど部長に言ったようにほかの部で書いているところもあるんですから、出せない理由じゃなくて、出してください。そしたら僕らも議論の進め方が違う。もう細かいことは聞きません。4億6000万がここにあったというのでいいんですけど、要はここで言う見せ方をきっちりしていただかないと。我々議員から質問が出ないような資料を作ってください。読めば分かる、細かいことを。ぜひこれお願いしたいと思います。

240ページ、この事業もプラットフォーム強化事業ですけど、これ令和元年から3年までやっているようですけれども、これまでの累計の予算額と決算額を教えてください。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 沖縄戦略的国際物流プラットフォーム強化事業でございますが、こちらは那覇空港の国際貨物ターミナル施設の一部を県が確保し、国際航空運送事業者等へのスペースを提供する、そのような事業を含めて行っております。

こちらについては、事業開始が令和元年度からとなっております。予算の総額としては20億4556万7000円となっております。決算総額は14億9232万円となります。

**○西銘啓史郎委員** ありがとうございます。

この事業も国際貨物も含めて、いろんな努力をされていると思うんですけど、今までにかけた予算、決算額と効果についてはどのように考えているかお答えください。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** この沖縄戦略的国際物流プラットフォーム強化事業でございますが、令和元年度から令和3年度までの間、那覇空港貨物ターミナル、貨物上屋がございますが、こちらのB棟のうち約1万2000平米、こちらを実証事業スペースとして県が借り上げております。こちらのほうで国際貨物を取り扱う物流事業者や商社などを誘致し、貨物上屋における貨物量の増加につなげることで、那覇空港の国際物流拠点としての機能強化を図る実証事業を実施しております。

令和3年度までに3社が入居しております。実証事業終了後、令和4年4月の時点では2社が引き続き入居しております。

**○西銘啓史郎委員** この事業も当初の予算が約7億あって、補正で約6億6000万まで減額補正して、それから結果的には不用額が約1億2000万出ているということで先ほどの話につながるんですが、もちろんいろんな理由があるのも理解はしますが、この不用額を率にすると、6億のうちの1億2000万は大きいですよ。だからこの辺が恐らく計画性の精度なのか、本当に外的要因だけなのか、こちら辺はどのように部としては把握していますか。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** この沖縄戦略的国際物流プラットフォーム強化事業のほうでは国際貨物便を誘致するために、外航の飛行機が那覇空港に到着する際に地上ハンドリング支援、地上ハンドリング用の費用がどうしても発生してきますので、その経費を見積もってございました。ただ、そちらのほうはコロナの長期化に伴いまして外航の那覇空港の

就航というのが見込めなかったものですから、そのほうで減額をしながら、また、不用が発生したところでございます。

**○西銘啓史郎委員** いずれにしても、特に国際に絡むやつはもうコロナの影響で休止になったりすると、逆に言うと予算執行がゼロじゃないかと思うのも、中身は全部分かりませんが、コロナの影響で国際線の便が運休してもこれだけ5億ぐらいの決算額を使うということは、僕は大きいと思うんですね。決してこれが悪いと言っていないよ。だから運休してもこういう額なのか、今後、本当にヒト・モノ・カネの、人の動き、物の動き、大変重要だと思うので、ぜひ再開したときにしっかりできるような体制はつくってほしいと思います。

主要施策のページで言うと248、タブレットで何ページかちょっと探せないで、すみません。サイバーセキュリティの人材育成について伺います。本事業の対象者はどういう方々なのか教えてください。

**○大嶺寛情報産業振興課長** このサイバーセキュリティ関連の事業につきましては、サイバーセキュリティの技術的なところ、高度な技術が必要ですのでIT企業を受講者を対象としているところもございまして、その資格、そういったものを習得する講座を開催させていただいて、その方たちを対象にスキルアップしていただくというふうなところと、あと一般の企業でもそうなんです、情報セキュリティ部門を持っている企業、そういったものの担当者を対象とさせていただいて、これに加えて、令和3年度は一般のエンジニア、県内企業の従業員を対象に、セキュリティの基礎的なところを研修するなりレクチャー講座、そういったものも開催させていただいているというふうなところがございます。

**○西銘啓史郎委員** この効果のところ、受講者10人のうち3人の資格取得者を輩出することができたところなんですけど、この資格についてちょっと説明、国家資格なのか、その概要を説明してもらえますか。

**○大嶺寛情報産業振興課長** 資格につきましては国家資格もございまして、情報処理安全確保支援士という資格がございまして、サイバーセキュリティに関する相談とか、そういったものに応じて必要な情報とか提供及び助言を行うようなことや、あるいはサイバーセキュリティの脆弱性の調査、分析、評価をします。そういうふうな資格になってございます。

ほかには民間の国際資格がございまして、認定ホ

ワイトハッカー、そういうふうな資格がありまして、これは合法的にハッキング技術を学んで、サイバー攻撃に対する実践的な知識を身につけるといふふうなところもございまして、より強固なサイバーセキュリティの構築を助言すると。そういうふうなことができます。

もう一つ、民間の国際資格がございまして、情報セキュリティ・プロフェッショナルという資格がございまして、こちらはITガバナンスやリスク管理、情報セキュリティ、そういったものの包括的な知識が身につけられますので、監査法人とか金融機関、そういうふうなところで内部統制のお仕事をされる方とかが取得されるということでございます。

**○西銘啓史郎委員** 続いて課題のところ、県内事業者のセキュリティ意識の向上を図る必要があるとありますが、これはもちろん大事なことだと思うんですが、県庁内のサイバーセキュリティ関連のそのような徹底というのはどのようになっていますか。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部からサイバーセキュリティについては企画部所管であるとの説明があった。)

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

**○西銘啓史郎委員** 繰り返しになりますけど、やはり県庁内もしっかりしないと行政の情報がハッキングされたり、要は企画部がどれだけやっているか私も正直把握していませんけれども、皆さんは業者に言うのであれば、しっかり県庁内も企画部を中心に対策は抜け目のないように、これは常に盾と矛で絶対大丈夫と言ってもこれを上回るものが出てきますからね。ぜひその辺は行政の県として、市町村も含めた対策を——この市町村をやるのも企画部ですか。ぜひその辺はお願いしたいと思います。

258ページのところでちょっと確認です。事業名としては投資環境プロモーション事業と書いてあります。ここの部分で、これも事業としては平成26年からの8年間、その予算総額と決算額についてちょっと教えてください。

**○高宮城邦子企業立地推進課長** 事業開始の平成26年度から令和3年度までの予算総額は9億3206万6000円、決算総額は8億9400万8000円となっております。

**○西銘啓史郎委員** ありがとうございます。

企業立地促進、誘致できた企業数は何社ですか。平成26年から令和3年度までで。

○高宮城邦子企業立地推進課長 国際物流特区うるま沖繩地区においては、製造業を営む企業を平成26年度から令和3年度までに45社立地いただいております。

○西銘啓史郎委員 その中で存続している、要は撤退、廃業してない企業数は何社ですか。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、企業立地推進課長から平成11年度からの数字でよいかとの確認があり、西銘委員がこれを了承した。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

高宮城邦子企業立地推進課長。

○高宮城邦子企業立地推進課長 平成11年度から令和3年度までの新規立地企業数というのは128社になっております。そのうち約6割から7割程度の企業さんが、継続して立地していただいているという現状でございます。

○西銘啓史郎委員 ということは、3割から4割は撤退したり、または廃業したり、それなりの理由があると思うんですけど、大事なことは、申し上げたいことは、もちろんこの投資環境プロモーション事業が無駄とは思いませんけれども、皆さんは誘致した企業数をよく話をします。もちろん現実として撤退した数が4割、3割あるのであれば、その理由が何か。もちろん個々の会社の理由かもしれませんが、またはその環境、県としての対応に対する何か不満があったかどうか分かりませんが、この辺もしっかり把握をしていかないと、誘致した数だけを話すのではなくて、撤退した人たちの理由も含めて、これを今後どのように生かすかが私は大事だと思うので、ぜひこれについては検討をお願いしたいと思います。

続いて259ページ、次のページですけど、集積地域賃貸の件です。この事業、工事の完成年月日を教えてください。賃貸工場1棟の。

○高宮城邦子企業立地推進課長 賃貸工場は旧特自貿地域で、企業の初期投資軽減、早期創業を支援しているものですが、令和3年度に整備した賃貸工場1棟の完成年月日は令和4年3月31日となっております。

○西銘啓史郎委員 この賃貸工場の入居者数を教えてください。

○高宮城邦子企業立地推進課長 1社でございます。

○西銘啓史郎委員 スペース的にはもっと入るのか。1社でもう目いっぱい……。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員 分かりました。

この課題のところですけど、次のところですけど、分譲地の購入が進んでいる状況に鑑み、賃貸工場の整備の在り方について検討する必要があるというんですが、分譲地の購入、どれぐらい進んでるんでしょうか、現状。

○高宮城邦子企業立地推進課長 今、分譲用地面積は45.2ヘクタールございますけれども、令和3年度末で、貸付けや内定等も含めまして残りが3.3%ということになってございます。1.5ヘクタールでございます。

○西銘啓史郎委員 ちょっと気になるのが、整備工事が完了したとあるんですけど、分譲地の購入が進んでいるのはどのぐらいから分かったんですか。

○高宮城邦子企業立地推進課長 平成29年度末に51.1%残っていたんですけど、その後、大型の案件等もございまして急速に売却が進み、内定等も進んで、令和2年度末で15.5%となってございました。そのため、この課題にもあるんですけど、賃貸工場の在り方について令和2年度から検討を進めているところでございます。

○西銘啓史郎委員 この質問で最後にしますけど、分譲がいいのか賃貸がいいのか分かりませんが、賃貸は計画を持って造るわけですよ、この整備とか工場も。結果的に入居がなければ、その分譲の進捗をある程度想定して計画しないと、造ったはいいけど借手がいまませんということにならないように、そこだけはちょっとしっかりお願いしたいと思います。

ちょっと確認します。先ほど説明がありましたけど、うちな一んちゅ応援プロジェクトというのが主要施策の中に見つからないんですけど、どこの部分と理解したらいいですか。

○上原秀樹感染防止経営支援課長 ここに入っていない理由は、うちな一んちゅ応援プロジェクト事業は令和2年4月に補正予算を——すみません。補正予算の時期が令和2年に入ってからということで、当初予算のときには入っていませんでしたので、それで主要施策の中には入っていないということでございます。

○西銘啓史郎委員 令和3年度も行っている事業でしょう。

○上原秀樹感染防止経営支援課長 はい、そうです。

○西銘啓史郎委員 であれば何で主要施策の中に入らないのかという。県としてはいろんなコロナの対策で主要事業だと私は思ったんですけど、この中に入っていないからちょっと数字が見えなかったんですけど、どういう理由でしょうか。

○上原秀樹感染防止経営支援課長 うちな一んちゅ応援プロジェクト事業は、企画部の重点施策の中には入っていないで、重点施策に入っている場合に主要施策の成果に関する報告書に入ることになっております。

以上でございます。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から整理して簡潔に答弁するよう指摘があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

上原秀樹感染防止経営支援課長。

○上原秀樹感染防止経営支援課長 企画部の中で重点施策がございまして、重点施策に入っているものがこの主要施策に入ることになっているということでございます。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から重点施策は各部からの要望で決まるとの認識だが、どのように決められるかとの発言があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

谷合誠産業振興統括監。

○谷合誠産業振興統括監 現状を少しお伝えしたいと思うんですけれども、現在の主要施策のページを御覧いただくと、基本項目の下の3つ目に重点施策事業名という形で記載されております。この重点施策事業名が先ほど申し上げたように企画部で当初決まってくるもので、ここに新型コロナウイルスに関連する補正予算等は事業としては上がってこなかったというのが実態でございます。

ただ、委員おっしゃるように令和2年から引き続き繰越しも含めて出ている事業でございますので、これがなぜ載らなかったかという経緯については、正確に——現状重点に載っていないからということだけでお答えできるかどうか分かりませんので、その辺りは少し確認の上、説明させていただけたらと思います。

○西銘啓史郎委員 要は商工労働部としてこれが主要なのかどうか、重要なのかどうかだけです。予算の大半も使っていると思うので。

ではちょっと確認しますが、まず令和3年度のうちな一んちゅ応援プロジェクトの令和2年度の補正を含めて、繰越しを含めて、当初予算と補正額と決算額、それから不用額を教えてください。

○上原秀樹感染防止経営支援課長 令和3年度の予算につきましては、現年度、繰越しを合わせて約1560億でございます。決算額が約1319億でございます。それから、令和4年度への繰越額が約162億ございま

す。それで不用額が約50億程度ございます。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員 今、予算額で1560億ですよ。先ほどの商工労働部の一般会計で1980億ですよ、収入済額、予算。支出で言っても一般会計2064億の支出の中の大きい予算なのに、これを普通に主要じゃない、重点項目に入ってなかったから出していないという感覚が、私は全く理解できません。

次に、本事業の財源の内訳を教えてください。

○上原秀樹感染防止経営支援課長 こちらは現年度、繰越しを合わせて、予算のほうで国庫が1292億、それから一般財源が26億1100万、合わせて1319億になっております。

○西銘啓史郎委員 やはり国からこれだけの支援をもらっていて、要は申し上げたいことは、県の一般財源で26億と言いましたか。だから先ほどのいろいろな基金の話も関連するんですけど、取崩しをするしなくても含めてですけど、国の財源が8割、9割ある中で、県自らが何かを取り崩して出すということが僕は本当はどこかで必要だと思うんですよ。細かい事業名は別にしてですね。

ですから、先ほどの基金のところもそうですけど、110億の基金があって、基本的には運用益だけでしか回さないということでしたけど、内閣府との調整を含めていろんな理由があるにせよ、要は県自らが何かを取り崩す、もちろん財調でいろいろありますけど、あまりにも依存財源の内訳なのに重要度が伝わってこないというのが非常に気になります。

それともう一つ、繰越しで162億と先ほどおっしゃいましたけれども、繰越しはどのような繰越し事由になるんですか。

○上原秀樹感染防止経営支援課長 繰越しに関しましては、162億が令和3年度から令和4年度にかけて、令和3年度において年度末をまたがるような予算の執行がございましたので、そのような形の繰越し予算を確保してございました。

○西銘啓史郎委員 年度をまたぐということは繰越しする理由に当たるんですか。

○上原秀樹感染防止経営支援課長 繰越しに関しましては、令和4年の1月に第10期の協力要請がございまして、その協力要請が1月から2月20日までの要請でございました。その要請に対して申請が令和4年の3月にございますので、その3月の部分の支出決定はまだしておりませんので、その部分の繰越しになるということになっております。

○西銘啓史郎委員 先ほど国庫が1292億とおっしゃいましたけれども、国の予算が8割、9割ある中で、

この辺の繰越しは国との調整が必要なんでしょうか。それとも調整なく県の単独で決めて判断してやる——前みたいに交付金で手続を間違えて、10億円一般会計からあれしたじゃないですか。そういうことはないですか。大丈夫ですか。この162億を繰り越すことに関する内閣府との調整というか、国との調整というのは必要なのか、ないのかも含めてお答えください。

**○上原秀樹感染防止経営支援課長** こちらに関しましては内閣府のほうと、繰越しについてはやはり年度末に押し寄せてきて執行しますので、その辺は調整して繰越しをしております。

**○西銘啓史郎委員** ということは、これは明許繰越の要件に当てはまるという理解でいいですか。

**○上原秀樹感染防止経営支援課長** おっしゃるとおりでございます。

**○西銘啓史郎委員** 普通、僕は当初予算で組むべきかと思ったんですけど、そうじゃなくて、ちゃんと内閣府の了解をもらって、しっかりした裏づけも持って、交渉もして繰り越しているという理解でよろしいですね。

**○松永享商工労働部長** この交付金の繰越しの件ですけれども、交付金に関しては所管としては企画部にはなるんですけれども、企画部のほうを通しまして内閣府と協議の上、認められたものに関して繰越しをしているという状況でございます。

**○西銘啓史郎委員** 繰り返しになりますけれども、その調整が不十分であったり、お互いの認識がずれていたということがないように、この間の10億円もそうですけど、気になったものですからあえて質問をしました。

それともう一つ、先ほどちょっと触れましたけれども、県の予算の比率が少ない中で、本来は私は県の中で、県債を発行する中で、いろんな手法はあるにしてももう少し上乗せするような方法も考えていかないと、国がこれだけだからあれですとかという話にならないようにぜひしてほしいんですけど、部長、この辺の基本的な考え方というんですか、この辺はどのように考えているかちょっとお答えください。

雇用調整助成金の県単独の上乗せもあつたりしたじゃないですか。要はそのもとの考え方、県の財政はいろんな中であると思うんですけど、物理的にもっと可能じゃないかと思ったりするものですから、その辺をちょっとお答えください。

**○松永享商工労働部長** 御質問の協力金に関しましては、国の交付要綱に従って国の補助率に基づいて

やってきたという状況でございます。今後これが不足するというのであれば、その一般財源を使ってということもあると思いますので、その辺は状況を見ながら一般財源でということも検討していきたいというふうに考えてございます。

**○西銘啓史郎委員** これは通告していなくて大変恐縮だったんですけども、委員長、今の商工労働部の答弁ですけれども、やはり決算特別委員会のほうで知事に対する総括質疑としてしっかり取り上げてほしいと思いますので、要望しておきます。

以上です。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、企業立地推進課長から西銘委員に対する答弁を一部訂正したいとの申出があった。)

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

企業立地推進課長から答弁訂正の申出がありますので、これを許可します。

高宮城邦子企業立地推進課長。

**○高宮城邦子企業立地推進課長** 令和3年度に整備いたしました賃貸工場1棟の完了年月日は、令和4年2月25日でございます。

以上でございます。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から西銘委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。)

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

**○西銘啓史郎委員** 今の総括質疑に関しては、知事に対してうちなんちゅ応援プロジェクト、総額1560億近く使う中で、この中身、それから予算の内訳、それから基本的な今後の考え方を含めて、商工労働部ではなくて知事としてどのように考えるかを含めて質疑をさせていただければと思います。

**○大浜一郎委員長** ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明10月21日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

上里善清委員。

**○上里善清委員** 主要施策の成果に関する報告書の中から質問していきたいと思います。241ページ、沖縄国際物流ハブ活用推進事業ということですが、この事業でどのような成果があったのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 沖縄国際物流ハブ活用推進事業、こちらの成果ということなんですが、



まず主な事業実績として、県産品搭載割合が50%を超える航空コンテナスペース確保事業における海外の輸送量は、平成24年度の238.7トンから年々増加しまして、コロナウイルス感染症感染拡大により一時減少傾向となったものの、令和3年度には1382トンと過去最高となりました。ですので、このコンテナスペースを活用した県産品の輸出のほうで、那覇空港から海外への輸出量がかなり増えたという状況になっております。

**○上里善清委員** 最近円安ということで、円安を逆手に取ってチャンスと思って、こういった事業を強化されて輸出することにちょっと力を入れていただきたいなというふうに思うんですが、国際線、今再開し始めてますよね。何か国になったのか、今の状況をちょっと教えてください。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 国際線の回復状況ということでお答えさせていただきます。まず、令和2年4月から新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、那覇空港における国際航空便がまず全便運休となりました。ただ、今年に入りまして国際線の復便に向けた航空会社の動きがございます。その中で令和4年3月、8月、10月に3回、ヤマト運輸さんが旅客便の貨物利用によるチャーター便として、チャイナエアラインさんが台北ー那覇路線の運航がなされております。

私ども商工労働部のほうでは貨物便を中心に取り扱わせていただいておりますので、貨物便を中心に御説明させていただきますが、この運航についてはヤマト運輸が農林水産省の補助事業を活用しまして、全国の特産品を海外に輸出する取組の一環で行われたものでありまして、県においても那覇空港から海外への貨物便の復便を促進するため、コンテナスペース確保や地上ハンドリング費用に対する支援を行っております。その後、チャイナエアラインさんは今月25日から台湾ー那覇路線の国際旅客定期便の復便を決定しておりまして、さらに新聞報道などによりまして、その他の航空会社、例えば香港であったり韓国、そういったところについても、再開も決定していると聞いております。

**○上里善清委員** 分かりました。

次に行きます。253ページですね。デジタル人材U I Jターン支援事業というやつですが、この事業の詳しい内容を教えてくださいませんか。

**○高宮城邦子企業立地推進課長** デジタル人材U I Jターン支援事業とは、全国的にも不足しているデジタル人材、いわゆるI T技術者に対する、県内企業の採用活動を支援するために、沖縄にUターン、

Iターン、Jターンを希望するI T技術者と県内の企業とのマッチングを行うための事業でございます。

**○上里善清委員** 大変重要な事業だと思うんですが、マッチングできた人数といえますか、実際に就職につながったという実績はどうですか。

**○高宮城邦子企業立地推進課長** 昨年度はコロナ禍でオンラインになったんですけども、マッチングイベントを5回開催しております。そちらへの来場者は220名です。面接の件数といたしましては、70件ほどの応募があったんですけども、面接に至ったのは50件となっております。そのうち内定が17人というふうに聞いております。

**○上里善清委員** 県の方針として、稼ぐ力が沖縄の企業には必要だということですのでね。今のコロナ禍で企業の内容というのは非常に悪くなっているはずですので、こういったことを企業でできるという状況じゃないと僕は思っているんですよ。だからどうしても行政の力が必要になってきますので、中小企業に対してこういった事業、こういったのがありますよということを広報といえますか、伝えているのか。全社にやってほしいんだけどね、中小企業。

この辺の取組として、手を挙げるところだけにかやっけてないのか、あるいは県全体に広報しているのか、その辺どんなですか、広報の仕方は。

**○高宮城邦子企業立地推進課長** この事業の対象というのが高度I T人材になっておりまして、I T企業さんを対象にしております。

**○大嶺寛情報産業振興課長** 今のデジタル人材のU I Jターンのほうで、本土とかから技術者を確保するという事業、この事業はそういう事業なんですけれども、それ以外のところで県内の企業の方たちの人材を育成するというふうなところで、情報政策課の事業のほうで一般の方たちを、従業員の皆様を対象にD X推進基礎セミナーとかそういうふうなものをいろいろ開催させていただいて、理解を深める、機運を醸成していくというふうなことを令和3年度にやっております。その延長と申しましょうか、令和4年度、今年度からスタートさせていただいてますけれども、その中小企業の皆様のD Xを推進するような、その中核の人材になる方たちを対象に養成講座とかを設けたり、あと一般の従業員の方たちのデジタルリテラシーというのを上げていこう、強化していこうということで、そういう事業というのも強化して今中小企業の皆様のサポートしているところでございます。

**○上里善清委員** ぜひ中小企業も支援していかなきゃいけないと思うので、広げていってほしいと思

います。

次は262ページですね。ものづくり生産性向上支援事業ということで、取りあえずこの事業の執行率の悪さ、どうしてこれだけの執行率になったのか、ちょっと説明できますか。

**○上原美也子ものづくり振興課長** この事業は、県内ものづくり産業、ものづくりの生産性向上を図るために県内企業の生産技術の開発等支援をする事業でございます。内容としましては、県内企業にプロジェクトを4件補助したんですけれども、不用額の主な要因というのが補助金の確定減による執行残となっております。

**○上里善清委員** ものづくり振興の予算、10項目ぐらいあるんですがね。相対的にちょっとお聞きしたいんですが、ものづくりというのは大変重要な施策ですので、企業支援の課題としてどういうことがありますか。

**○松永享商工労働部長** 県のものづくり産業の課題ということなんですが、最終製品をつくる過程で必要となる基礎技術を提供するサポーター産業の裾野を広げていくということが、まず一つあると思います。

そのため県のほうでは、平成22年に素形材産業振興施設というものを開設してございまして、令和4年現在で11社が入居しているという状況でございます。この入居企業に対しましては、工業技術センターと連携しながら新技術であるとか新製品の開発、あるいは人材育成を支援するというので、さらなる充実を図るため県としては取り組んでいるというところでございます。

**○上里善清委員** その中で意見として、県の支援の状況を見ると3年、長くて5年ぐらいで打ち切られるということがあるということで、せっかくやる気になって取り組んでいるのに、途中で切られてしまったら気が失せてなかなか前進できないという意見があるんですよ。この辺を継続的に支援するというのを強く要望されたわけですよ。

その辺について、スパンとして5年なのか、10年ぐらいは見てあげたほうが私はいいと思うんですよ。その辺の考えはどんなですか。

**○松永享商工労働部長** 委員おっしゃるように、やはり継続的にその入居企業さんを支援していくというのは重要なことだと思いますので、工業技術センターとも連携しながら、引き続き県としても製品開発であるとか人材育成、ある程度の期間が必要になると思いますので、そこを継続的に支援していきたいというふうに考えております。

**○上里善清委員** 274ページですね。これもちょっと執行率が悪いので、その理由をちょっとお聞かせください。

**○小渡悟中小企業支援課長** 小規模事業者等IT導入支援事業のまず事業内容から御説明いたします。

本事業は、県内の小規模事業者等の労働生産性を向上させることを目的といたしまして、専門家派遣及び補助金の交付を行い、会計ソフトをはじめとしたITツールの導入から定着までを一体的に支援する事業となっております。

執行率が低い主な理由についてですが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、業務改善に資するITツールへの投資よりも事業継続のための取組を優先する事業者が多かったことが、執行率が約78.4%となった要因の一つであると考えております。

このような状況を踏まえ、今年度はより事業者が利用しやすいよう、補助率を2分の1から4分の3に引き上げるなど、スキームを変更して負担軽減を図っているほか、商工会とも連携した周知を展開するなどして事業の利用促進に努めているところです。

以上です。

**○上里善清委員** 先ほどの事業とちょっと似通っているんで、これは大変重要な事業ですので完全に執行していただきますようよろしくお願いします。

次、275ページです。事業承継等への支援ですね。補助件数が18件あったという実績になっているんですが、最近新聞でもよく見るんですが、黒字解散というのをよく耳にするんですよ。せっかく軌道に乗っていい会社になっているのに、後継者がいなくて、もう全部解散してしまおうという話もあるわけですよ。この黒字解散、把握しているかどうかですね、どんなでしょうか。

**○小渡悟中小企業支援課長** 休廃業、解散企業の動向ということで、民間の調査機関が発表している数字にはなるんですが、まず2017年は298件になっておりまして、そのうち直前期の決算が判明した企業の損益別につきましては、黒字が53.1%となっております。また、2018年度においては375件のうち黒字となっている企業が51.9%、2019年度は370件のうち54.3%が黒字となっております。また、2020年には384件、そのうち61.8%が黒字の廃業となっております。2021年、これが直近の数字になるんですが、351件になりまして、こちらは初めて赤字のほうに逆転しておりまして、黒字の企業としては49%というふうになっております。

**○上里善清委員** 沖縄の経済にとってこれは大変マ

マイナスじゃないかと私は思うんですよ。M&Aを提案するという手もあるので、同類的な企業に提案するとか、そういったアドバイスというのはされていますか。

**○小渡悟中小企業支援課長** 県としては、事業承継に関して事業を2本立てておりました。また、国のほうとも連携して——事業承継については3つの形があると言われておまして、まずM&A、あと親族内承継、あと事業者の中での職員に引き継ぐ承継、主にこの3つの形が事業承継の形になるんですが、そのうちM&Aと親族承継等も含めまして、その3つの形態については国と連携して事業等の取組を進めているところでございます。

我々としても今御質問のありました事業の中で、M&Aを実行するに当たって実際にかかる経費について補助をすることで促進していくというふうな取組を行っているところです。

以上です。

**○上里善清委員** 沖縄経済にとってマイナスな話でするので、ぜひこの辺は強化して、後継ぎがもしいなかったら今さっき言った話のように従業員の方から選ぶとか、あるいはどこかいけないかということも重要になると思いますので、強化していただきたいなというふうに思っております。

278ページ、再生エネルギー導入拡大促進事業です。

この事業は、今県が進めているエネルギー脱炭素を目指すということで、大変重要な取組ではあるんですが、ハワイの再生エネルギーの状況といいますか、今ハワイはどうなっていますか。

**○比嘉淳産業政策課長** ハワイがどのような現状になっているかということと、それからどのようなところを参考にしているかというのを御説明したいと思います。

まず最初に参考にしているところなんですが、沖縄とハワイ、同じ亜熱帯性気候の島嶼地域であります。その中で、同じように持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、共通な目的を持って取り組んでいる最中です。また、化石燃料への依存、それから燃料費、輸送費に伴う電力の高コストの構造なども共通の課題と思っております。

こうした背景を踏まえて、県では平成22年から引き続きハワイ州とのクリーンエネルギーに関する協力覚書、それを締結して、昨年さらに更新して、ワークショップの取組を通じてクリーンエネルギーに関する取組、意見交換を行っている最中です。

本県の再エネ導入拡大に向けて、ハワイ州政府が行う補助や、それから税の控除等の施策、それから

大容量の蓄電池を併設したメガソーラーの取組などについても情報収集を行いながら、県内の事業者と県、それからハワイ州と定期的に意見交換を行っている最中であります。

その中でハワイの現状としまして、やはり太陽光パネル、メガソーラーを入れた太陽光パネル、それから蓄電池、電気自動車の購入に対しては、州がこれを購入した人たちに対して税控除を行っている。また、電気料金の一部については上乗せをする代わりに、省エネ機器についての補助を事業者なり一般の方々にやっているということ。また、この民間事業者の大容量蓄電池なんですが、メガソーラーに併設したのも州政府が行っているということで、ハワイにおいては発電事業者が供給する電力、再エネ比率は法令でも定められているということ。それから州独自の電気料金の上乗せや税収が財源も確保していること。そして、陸地面積でいうと沖縄と約7倍も差があるということも前提にしながら、沖縄と異なる点も考慮に入れながら、我々県としては積極的にハワイの事例を参考にしながら、研究それから意見交換を含めて進めているところであります。

以上です。

**○上里善清委員** 私たち経労も来月ハワイ視察に行くので、どんなことに取り組んでいるかちょっと見てきたいと思いますので、参考になることは提言したいと思いますから、よろしく願います。

最後になります。287ページですね。正規雇用化サポート・企業応援事業ですが、沖縄の非正規雇用の年代別の割合といいますか、パーセンテージが分かるのであればちょっとお聞かせください。

**○金城睦也雇用政策課長** 令和3年労働力調査によりますと、非正規雇用者数23万5000人のうち、最も割合が高い年代は15歳から29歳の若年者及び60歳以上の高齢者で、共に22.6%となっており、次いで40歳から49歳の19.1%となっております。

以上です。

**○上里善清委員** ありがとうございます。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時20分再開

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

玉城武光委員。

**○玉城武光委員** よろしく願います。成果表のページを追って通知いたします。233ページ、ぼくたちわたしたちが応援！県産お菓子の魅力発信事業について、どういう評価が出ておりますか。

**○上原美也子ものづくり振興課長** この事業は、新

型コロナウイルスの影響によりまして売上げ減少などの大きな影響を受けた県産菓子を、学校給食ですとか子ども食堂などに提供することを通じて、県産菓子の消費を喚起し、域内経済循環の促進を図った事業でございました。

令和3年6月から令和4年2月まで、学校給食で約84万食、あと子ども食堂などで約3200万円分の県産のお菓子を提供して、約1億円の需要を創出することができました。そのことで県内の食品加工製造業を支援し、域内経済の循環の促進が図られたと考えております。

**○玉城武光委員** いろいろなところ、学校給食とかほかのところによって、そういうところからはどうという評価が出ておりますか。

**○上原美也子ものづくり振興課長** 学校のほうからは、県産のお菓子というのはお土産という印象があつて、その存在を知らなかったということもあつたということと、あとは児童生徒の中で県産のお菓子を食べたことがないという数が一定数いて、県産のお菓子を給食で提供することによって、また食べてみたいとの意見があつたということで回答が寄せられております。

**○玉城武光委員** 次に234ページ、沖縄県雇用継続助成事業。執行率が57.6%という説明なんです、その執行率についての説明をお願いします。

**○金城睦也雇用政策課長** 本事業に係る令和3年度予算につきましては、前年度、令和2年度からの繰越予算、当初予算に加え、6月議会において5319万2000円の補正予算を措置したところです。これは国の雇用調整助成金が、令和3年5月以降に、中小企業における解雇なしの場合の助成率がこれまでの10分の10から10分の9に引き下げられることとなつたため、県への上乗せ申請が大きく増えることが予想されたことから、補正を行ったものであります。

ただしかしながら、中小企業の助成率の引下げと同時に開始した、助成率が最大10分の10となる地域特例、これは緊急事態宣言等の対象区域で、県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力した事業主に対する特例になりますが、この地域特例が予想より緊急事態宣言等の期間が長くなつたため、この特例を活用する事業主が多く、県の上乗せの必要がなくなつて想定したほど申請件数は増えなかつた状況がありました。

こうした状況で、令和3年度は年度当初から9月半ばまでまん延防止措置や緊急事態宣言が出された後、秋から年末にかけては経済活動の再開が見られたものの、さらに年明けにはオミクロン株が流行す

るなど、コロナ感染の拡大の影響に伴う申請件数を見込むことが非常に難しい状況でありました。結果として想定ほど申請件数は増えなかつたため、執行率が57.6%となっております。

**○玉城武光委員** 今の説明では、申請者が少なくなつたということでの執行率の低さということですか。

**○金城睦也雇用政策課長** この特例によって、国のほうで10分の10ですので、国のほうでもう完結して県の上乗せの必要がなくなつたということでありませぬ。

**○玉城武光委員** この説明で、沖縄県独自の上乗せ助成件数が2397件、助成額が3億6740万8000円と。ここの課題として、助成金の延長については国の動向や県内の雇用情勢を確認しながら慎重に行う必要があると説明されているんですが、要するに慎重に行うということはどういうことなんですか。

**○金城睦也雇用政策課長** 今、県がやっている上乗せ助成の申請受付が9月末までということで、その後の延長についてなんですが、今現在、県内の雇用情勢は改善されつつあり、8月の県内有効求人倍率は1.04倍と2か月連続で1倍を超えておりますが、依然としてコロナ禍前の水準までは回復しておりませぬ。一方で、国は雇用調整助成金について11月までの延長を発表しております。

本県が実施する雇用継続助成金は、先ほども申しましたように9月休業分までとなっておりますので、10月分以降の延長についてもこれらの状況も踏まえ、慎重に庁内で調整を続けているところであります。

以上です。

**○玉城武光委員** 分かりました。

次に、241ページの沖縄国際物流ハブ活用推進事業の決算額の増額の要因をお聞かせください。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 沖縄国際物流ハブ活用推進事業の決算額の増額、こちらの要因は、県産品輸出事業者などに提供する航空機のコンテナスペース、こちらを確保する費用を年度途中に増額したことが要因となっております。

**○玉城武光委員** 要するに、決算の増額はこの取組が増えたということですか。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** この沖縄国際物流ハブ活用推進事業のほうでは、航空機のコンテナスペースを確保する事業を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による海外での巣籠もり需要により、海外における飲食店、小売店などで県産品を含む国産品の需要が高まつたこと、こちらから県産品等の輸出に向けコンテナスペースを確保する必要性が生じたことで、増額を実施しております。

○玉城武光委員 分かりました。

次に243ページ、国際物流関連ビジネスモデル創出事業なんですが、この課題の中で、海外向け取扱貨物量拡大を図るためベースカーゴとなる貨物創出に向けた取組を行う必要があるというんですが、ベースカーゴになる貨物とはどういうものですか。

○前原秀規アジア経済戦略課長 海外向け貨物量の拡大に向けては、一定量の輸送が見込め、航路の維持につながる、そのようなベースカーゴの創出が重要であると考えております。

○玉城武光委員 私が聞いているのは、ベースカーゴとなるというのはどういうことなんですかと。ベースになるものはどの貨物なんですかとということ。

○前原秀規アジア経済戦略課長 失礼いたしました。沖縄県内には、約1万台余りのパワーショベル等の中古建設機械がごございます。このような中古建設機械、こちらは海外向けのベースカーゴとして有効な貨物になるものと考えております。

以上となります。

○玉城武光委員 今聞いて分かりました。パワーショベルがベースカーゴになるということですね。

次に245ページ、ITイノベーション導入に向けた調査分析ですが、この効果的な施策とはどういうことでしょうか。

○大嶺寛情報産業振興課長 このイノベーション創出に向けては、引き続き県内の企業、そういったところのサポートはしていくんですけども、この沖縄において高度な技術を実証研究するような本土企業、そういう企業も呼び込んできて、そういう企業と一緒にイノベーションを起こすような、そういうふうな環境に取り組んでいくこととしておりまして、例えば市町村と連携しまして自動運転とかドローンとかというような先端的な技術を取り扱っているような企業、そういうふうな企業が実証できるようなフィールド、そういう場所を確保して提供して、地元の企業あるいはISC様と一緒に、この関係機関も含めてイノベーションを創出していくと。そういったものをサポートしていく、そのように考えています。

○玉城武光委員 今現在そういう形で進められてきたということですね。

○大嶺寛情報産業振興課長 今後はこのように進めていきたいということでございます。

○玉城武光委員 分かりました。

254ページです。稼ぐ力創出のためのマーケティング強化推進事業。ここの中で課題として、沖縄県所得向上応援企業認証制度を効果的に実施するためと

いうんですが、この認証企業のメリット拡充に取り組むことが必要となっているというんですが、この認証を受けているのは何社ですか、令和3年度末で。

○本永哲マーケティング戦略推進課長 沖縄県所得向上応援企業認証制度は、令和4年1月に知事に手交された稼ぐ力に関する万国津梁会議の提言等に基づき、今年度4月に創設したものであります。令和4年7月に第1回となる認証式を行い、運輸業や建設業、製造業、情報通信業、宿泊業等、幅広い業種の企業16社を認証しております。

○玉城武光委員 今の説明は16社ということですが、今後それを増やすということも考えていらっしゃいますか。

○本永哲マーケティング戦略推進課長 今年度2回目の募集を9月21日から10月28日まで行っており、現時点では申請はございませんが、5社程度から問合せをいただいております。

○玉城武光委員 増えていくということですね、認証は。

○本永哲マーケティング戦略推進課長 増やしていこうと考えております。

○玉城武光委員 頑張ってください。

259ページ、国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業の中で、分譲地の購入が進んでいるから、賃貸工場の整備はちょっと検討が必要だということを先ほど西銘委員のときに説明していたんですが、そしたら今後この賃貸工場の整備は、これまでと変わって縮小するという事なのか。

○高宮城邦子企業立地推進課長 先ほども申し上げましたが、賃貸工場は企業の初期投資の軽減ですとか早期創業を支援する目的で、平成11年度から導入した制度でございます。

このところ、これまでの企業誘致の取組の結果、賃貸工場への入居者の増加に合わせるような形で分譲地の立地というのも急激に進んでおりまして、令和4年9月末時点の内定を含む分譲貸付けの利用率というのは96.7%になっております。そのため現時点では、新たな賃貸工場の整備計画の検討というのには行っていないというところでございます。

以上です。

○玉城武光委員 分かりました。

次に、261ページの産学官連携製品開発支援事業。新しいプロジェクトを公募して4件採択したということがありますが、その採択した4件を教えてください。

○上原美也子ものづくり振興課長 この事業は、県内企業を中心として、産学官連携による地域資源を

活用した製品の開発に対して開発費の助成を行う事業なんですけれども、今年度は4件採択をいたしました。

1つ目が黒糖を使用したラム酒ですとか、あとは県産バニラビーンズの開発、あとは泡盛の蒸留かすを原料とする機能性飲料、あとは従来は廃棄されていた廃材を炭に変換する装置の開発、その4件に対して補助を行いました。

**○玉城武光委員** 補助をして、この事業が順調に進んでいるということで理解してよろしいですか。

**○上原美也子ものづくり振興課長** 例えば県産のラム酒につきましては、県内8島——8つの島の黒糖を使ったラム酒の開発、研究を行ったんですけれども、一部は既に販売済みということになっております。

**○玉城武光委員** ぜひ強力に支援してくださいね。

次に263ページ、この企業間のマッチング、紹介が69件、成立が14件という報告なんですけど、この実施状況を伺います。

**○上原美也子ものづくり振興課長** この事業は企業間のマッチングの取組として、県外外注で調達していたものを県内の製造事業者で受注できるように取り持っています。

今年度は69件のマッチングに対して、14件の成約に結びつけることができました。例えばミントタブレットの製造委託ですとか、そういったところが成約事例として挙がっています。14件の成約ではあるんですけれども、そのうち37件は引き続き折衝中ということになっております。

**○玉城武光委員** 37件を引き続きマッチングしているということですね。

**○上原美也子ものづくり振興課長** マッチングに向けてフォローしているというところです。

**○玉城武光委員** 分かりました。

次に264ページ、新産業事業化促進事業ということがあるんですけど、このベンチャー企業名の説明をお願いします。

**○比嘉淳産業政策課長** 本事業は、ITやバイオ分野のベンチャー企業に対する研究開発の補助、もしくは新規性の高いビジネスモデルの事業化に要する費用を支援しております。その中で令和3年度は6企業に対して支援を行っております。

例えば、IT関係2社でいえば、L i L z株式会社というところはAIの人流カウンティングシステムの開発であったりとか、セキュアイノベーションという会社は中小企業向けのサイバーセキュリティの演習ツールをつくったりとか、それからバイ

オ関係4社であれば、株式会社カタリスト琉球というのは機能性表示食品の新規開発の手法の構築、それから阪神化成工業であれば細胞培養の効率化による研究開発、そして株式会社沖縄テレビ開発では沖縄在来のヤマイモ、トゲドコロの機能性食品の開発であったり、最後にワールド・リンク株式会社では持続可能なサステナブルプラスチックの開発と普及というようなことで、このような会社に支援しております。

**○玉城武光委員** いろいろなベンチャー企業が出てきているということですが、なかなか私たちに伝わらないですね、今、言ったものがね。そういうところはぜひPRしてやっていただきたいんですが。

**○比嘉淳産業政策課長** 成果については、ウェブであったり、それからこのような冊子も作っておりますので、できる限り皆さんのところに手の届くような形でPRもしていきたいと思います。

以上です。

**○玉城武光委員** 次に272ページ、中小企業基盤強化プロジェクト推進事業について、事業内容とその効果についてお伺いします。

**○本永哲マーケティング戦略推進課長** 中小企業者が自ら抱える課題解決のためのプロジェクトを提案してもらい、有望なプロジェクトを採択しますが、その内容は新商品開発、販路開拓、業務効率化、プロモーション等、多様なものとなっております。採択されたプロジェクトに対し一部費用補助を行うとともに、その効果的な実施のため中小企業診断士によるコンサルティングや効果的な実施方法のアドバイス等、ハンズオン支援を行っております。

効果といたしましては、令和3年度は26件のプロジェクトを支援した結果、販売増加見込額が9350万円、新規雇用者数が15人増加となっております。

以上です。

**○玉城武光委員** 販売の増加が9350万円、その関連の新規雇用者が15人増えたということで、非常に成果が出ているということですね。頑張ってくださいね。

それから276ページ、県単融資事業。この事業内容と事業効果、ちょっとお伺いいたします。

**○小渡悟中小企業支援課長** 県単融資事業について、事業内容と事業効果についてお答えいたします。

まず、事業内容につきましては、県単融資事業は県内中小企業の事業活動に必要な資金供給の円滑化を図り、経営の安定に資することを目的とした融資制度であります。信用力に乏しい中小企業の信用力補完のため、沖縄県信用保証協会の保証をつけ、金

融機関からの融資の円滑化を図るとともに、金融機関との協調融資による金利の低減や保証協会への保証料補助による保証料率の低減により、事業者負担の軽減を図っているところです。

事業効果としましては、県内中小企業の資金繰りの円滑化によって、事業の継続につながっているものと考えており、コロナ禍にあっては、新型コロナウイルス感染症関連融資の実施等により倒産件数の抑制にも一定の効果をもたらしたものと考えております。

以上です。

**○玉城武光委員** 県単融資、需要も伸びてきているということですね。その課題の中に制度改正を行い続けるということが必要だと書かれているんですが、この制度改正、どういうことなんですか。

**○小渡悟中小企業支援課長** 当該事業は、県内中小企業の事業活動に必要な資金供給の円滑化を図って、経営の安定に資することを目的とした事業になっております。そのため、例えばその時期時期によって、設備投資が旺盛な時期においては設備投資に活用できる融資メニューの融資枠を大きくするでありますとか、例えば令和2年度の長期化したコロナの状況でお話いたしますと、売上げ減とか大きな影響を受けている事業者にあってはゼロゼロ融資というふうなものの融資を実施しております、利子ゼロ、保証料ゼロ、据置き期間5年といった資金供給の円滑化を図って、事業の継続が図られるようなメニュー等を創設しております。そういった事業のニーズ、社会情勢、経済情勢に合わせたニーズをつくっていくことで資金供給の円滑化につなげ、経営の安定に資することが重要だというふうに考えております。

以上です。

**○玉城武光委員** 分かりました。それぞれその時々ニーズに合わせて制度改正がなされてきたと。今後もそういうふうにするということですね。

**○小渡悟中小企業支援課長** そのように考えております。

**○玉城武光委員** 次に280ページ、パーソナル・サポート事業についての事業内容と事業効果について伺います。

**○金城睦也雇用政策課長** まず事業内容ですが、本事業は長期未就労、コミュニケーション難などの困難に直面し、本人の力だけでは就職に関する支援策を的確に活用して自立することが難しい求職者に対し、専門の相談員が個別かつ継続的に関わり、相談者の就労につなげることを目的に就職支援等を実施しております。

効果としましては、就職困難者等への就労支援による雇用機会の確保や、ハローワーク、各種相談機関等と連携しながら、生活から就職まで一体となった支援による就職困難者等の生活の安定などにつながっております。

**○玉城武光委員** 次に287ページ、正規雇用化サポート・企業応援事業、その事業内容と事業効果について伺います。

**○金城睦也雇用政策課長** 事業内容につきましては、本事業は全国に比べて高い非正規雇用割合の改善を図るため、従業員の正社員転換や正社員雇用を検討している企業に対し、中小企業診断士などの専門家派遣や、従業員の研修に係る交通費及び宿泊費の一部助成等を行うことで、正規雇用化を促進するものであります。

効果としましては、本事業を開始しました平成26年度から令和3年度までで支援企業数300社、873人の正規雇用につながっております。

**○玉城武光委員** もう時間がないですから、最後に291ページ、高齢者雇用対策事業、その事業内容と事業効果を伺います。

**○金城睦也雇用政策課長** 本事業は、高齢者の就業機会の拡大を目的とし、県内のシルバー事業の安定的な運営を図るため、沖縄県シルバー人材センター連合及び新設のシルバー人材センターに対する運営費等の補助や、シルバー人材センター未設置市町村への設置促進を行っております。

事業効果としましては、定年退職者等の高齢者に対し、地域に密着した臨時的・短期的な仕事を提供し、生きがいの充実や社会参加の促進が図られることなどがあります。

以上です。

**○大浜一郎委員長** 仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 287ページ、今の正規雇用化のところですけども、本県の非正規雇用の割合ですね、全国と比べて高く、さらなる正規雇用拡大の必要がありというふうになっているんですが、実際、今の非正規の割合というものの全国比、沖縄県の状況というのはいかがでしょうか。

**○金城睦也雇用政策課長** 令和3年の労働力調査によりますと、沖縄県の非正規雇用における男女の割合は、男性が32.9%、女性が67.1%となっております。また、全国の非正規雇用における男女の割合は、男性が31.6%、女性が68.4%となっております。

以上です。

**○仲村未央委員** 今、男女比で答えていただいたんですが、全体でも出ますか。正規、非正規の割合。

○**金城睦也雇用政策課長** 同じく令和3年の労働力調査によりますと、正規雇用の割合が61.3%、非正規割合が38.7%となっております。

○**仲村未央委員** 全体で非正規38.7%ということですが、これは改善傾向ですか、停滞しているんですか。

○**金城睦也雇用政策課長** 本県の非正規雇用割合は平成28年以降減少傾向にあり、令和3年は最も高かった平成27年度と比較すると3.3ポイント改善されております。

○**仲村未央委員** 今、示していただいている事業、非常に大事だと思うんですね。今実績でこのページにあるように正規雇用化108名ということですが、例えば前県政1期4年としたときに、どれぐらいの正規雇用化というのが成し遂げられたのかですね。あと、これだけじゃないんじゃないですか、正規雇用を進める事業というのは。今皆さんの主要の中ではこれが出ているだけですが、何かどうも載っていないものもあるのではないかなと思うんですね。それも含めて正規雇用化というのがどれぐらい進んだのか、4年間の実績を示していただきたいと思っております。

○**金城睦也雇用政策課長** 今回、この重点施策の中に記載されているもの以外に、県単のほうで正社員雇用拡大助成金事業というのもありまして、ここに書かれている2事業を含めて3事業ありますけど、この正規雇用化拡大関連事業の実施によって平成30年度は支援企業数が55社、正規雇用につながった者が146人、令和元年度は84社176人、令和2年度は73社134人、令和3年度は77社155人となっており、平成30年度から令和3年度までの4年間で合計で支援企業数289社、611人の正規雇用につながっております。

○**仲村未央委員** 289社611人ということで、トータルでそのようになっているようですが、これは例えば支援した業者とか、正規雇用化につなげた611人の産業別というのは出ますか。例えば製造業で何名とか、飲食、宿泊で何名とかですね。どの分野でその正規雇用が進んだのかというのが要は知りたいわけですね、業種、産業別で。

○**金城睦也雇用政策課長** これら正規雇用化関連事業の正規化につながった人数611人のうち、最も多いのが医療福祉のほうで115人、次いで卸売業、小売業で85人、次いで情報通信業81人となっております。

○**仲村未央委員** 医療福祉関係の分野、卸、情報ということで、ほぼほぼその正規化の産業別で分けられるような状況ということは、その分野では正

規化に対するニーズというのが非常に高いのかなという感じはしますね。

先ほど西銘委員からもあったんですけども、やっぱり主要施策の中でこの正規化の課題というのは、県民所得の向上という全体の目標にも直結するような非常に大事な取組だと思うんですね。載っていない事業もあれば、また今のような成果も本当はもうちょっと分かりやすく表記ができるのではないかなという感じもしますので、そこはぜひ決算ですので、示し方というのはもう少し全体が見通せるような形で表記をいただくと、非常に決算らしいお互いの議論になるのかなという感じがしますので、その工夫をぜひしていただきたいなと思います。

それから、先ほど冒頭に非正規の中の男女の割合を答弁をいただきました。男性が32.9で女性が67.1でした。ということは、やっぱり2倍強、女性のほうに非正規があるということが、非常にその数字からもはっきりするわけですね。

次の事業、質問したいと思います。237ページをお願いできますか。まず、ちょっと一つ事業名で前から意見を申し上げていたのですが、女性のおしごと応援事業というその事業名が、非常にジェンダーバイアスを感じるというか、恐らく男性のおしごととは言わないだろうし、平仮名表記でおしごととやることの、何ていうのかな、非常に仕事というのを副次的に女性の場合捉えられているのかなという印象を持つものですから、まず、この事業名については見直したほうがいいんじゃないですかということはこの間も指摘をしたんですけども、これは変わったと聞いているんですが、いかがですか。

○**安座間孝之労働政策課長** 令和4年度はこちらの事業、働く女性応援事業という名称で引き続き実施しております。

○**仲村未央委員** そのように説明がありましたので、やっぱりちょっと表記に違和感があるなということでこの間も指摘をしてきました。

事業については、その内容は継続はされていると思うんですけども、ここは特に女性のキャリアアップとか、まさに正規化も含めて捉えて促していくという取組だと思うんですけども、事業内容を少し詳しく説明いただけますか。

○**安座間孝之労働政策課長** 女性のおしごと応援事業では、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、働きたい女性、働いている女性から仕事に関する相談を受けております。それともう一つ、女性も働きやすい環境づくりに取り組む企業を支援するた



め、社会保険労務士等の専門家派遣を行っております。

○仲村未央委員 多分女性が働き続けるとか、キャリアアップについて相談を個々にしていくとなると、例えば育児との両立とか介護も含めて主に担っている方が多いとか、いろんな形でそのキャリアが中断されがちだということになると、やっぱりなかなかキャリアアップにつながらないということがあっての悩みだと思うんですね。

そこで社労士を入れて、その企業ごとに相談を受けて対応していくということの中で、手応えというか、会社の例えば取組を促すとか、就労の環境の改善を具体的に図るとか、あるいは雇用契約そのものの見直しに入るとか、こういった取組が具体的にされるのかなというふうに思うんですけども、そこら辺の効果というのはどういう形ですか。

ごめんなさい、ちょっと質問を補足しますと、あくまでこれは相談事業という形になっていて、受講するというスタイルなんですけど、受講して終わりだったらなかなか現場の改善にはつながらないと思うんですけど、今皆さんの説明だと社労士を入れて取組をするというわけですから、もっと具体的なアプローチとかアフターケアとかですね。受講しただけじゃなくて次の取組につながって、具体的に女性のキャリアアップということを図っているというふうに私は理解しているんですけど、どういう効果を実際には皆さん、実績として持っていますか。

○安座間孝之労働政策課長 専門家派遣を行った事業者へ定着リストの調査は行っておりませんが、派遣後に事業者向け講座に参加した事業者への聞き取りをしたところ、労働環境の改善に主体的に考えるようになり、PDCAサイクルを実行する仕組みができたとか、労働関連法令の改正があった場合、就業規則へ反映されていないなどがあれば社会保険労務士へ相談するようになったという効果があったと聞いております。

○仲村未央委員 今、定着の調査は入れていないということですけど、できれば、この受講したところが現にどう変化があって、具体的に就業の改善がどのように図られたということのフォローまで、アフターまでしっかり入れて次は見てほしいなという感じがします。

今、皆さんの事業内容のところには開催数とか受講者数というのはあるんですけど、単年度の評価が出てはいるんですけど、これも継続事業ですので、先ほどのように全体を見通してのこれまでの数字というのは出ますか。どれぐらいの受講があって、どれぐ

らいこの会社が利用したとかというのが。

○安座間孝之労働政策課長 平成27年度から令和3年度、7年間の業種別の派遣企業数ですが、医療・福祉が12社、卸売業・小売業が10社、情報通信業が9社、宿泊業・飲食サービス業と建設業がそれぞれ6社等となっております。合計で61社となっております。

○仲村未央委員 部長にもぜひお聞きしたいなと思ってるんですけど、県民所得を上げるということと、先ほども申し上げたようにやっぱり正規に上げていくというのは非常に直結する課題として大きな取組かなというふうに思っているんですね。

統計課のほうに沖縄の全就業者の所得300万円未満というものを調べてもらったんですけど、そうすると所得300万円未満でいらっしゃる方が全体の68.9%と。その中でも4分の1に当たる方が正規社員なんです。正規でも要は300万未満なんです。男性でも26.8、女性はもちろん非正規が多いので、女性の51.4、半分は300万未満で働いているということもあって、全体では——ごめんなさい、私の言い方がまづかったですね。男性で300万未満が59.5、女性が80.2なんですね。

さっきの業種別に見たときには、卸とか情報とか医療、福祉とありましたけど、やっぱり一番底上げをしたいサービス業、特にホテルとか飲食のあたりが一番の低賃金と言われている場所なので、そこへのアプローチ、この受講を促したり、それから正規化の取組ですね。やっぱりそこを集中しないと、ここにこそ低賃金が集中しているということがあるので、その活用がないというのは先ほどの業種別でもやっぱり見えるので、すみません、もう時間過ぎていきますけど、そこはぜひ取組を強化してアプローチしていただきたいなと思いますが、何か見解があればお尋ねして終わります。

○松永享商工労働部長 ありがとうございます。仲村委員のほうから正規雇用、非正規雇用の話、課題あるいは御意見、御質問、あと女性の就業に関する御意見、御質問をいただきました。やはり委員おっしゃるように、県民の雇用を安定させるという観点からは、やはり正規雇用化の促進というものは重要であるというふうに考えてございます。

その中で、先ほど課長のほうからありましたように、本県の正規雇用者の割合というのは上昇傾向ではございますが、やはりまだ全国と比べるとまだ低い状況でございます。という意味では、正規雇用の拡大に今後も取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。あと女性に関して言います

と、社会の活力を維持しながら、あと持続的な成長を実現していくという意味では、やはり多様な労働力の確保をするということからも生産性の向上が重要であるという中で、やはり女性の労働参加を促進するというのはやはり不可欠だというふうに考えて、我々は取り組んでいるというところです。

先ほどありましたようにいろいろな様々な取組を我々やってございまして、例えば具体的に言いますと、正社員転換であるとか正社員雇用を検討している企業に対して専門家を派遣する事業でありますとか、あるいは正社員転換した企業に対しては、研修に係る宿泊費であるとか交通費の一部を助成するような事業、また、新卒を除く35歳未満の若年者を正社員として雇用しながら、定着につなげるというところには助成金を支給したりというのはこれまでやってきた事業でございまして。

あと今年度、令和4年度からの新たな取組としましては、正社員人材の確保等に課題を抱える企業に関しまして専門家を派遣していくというような事業を今年度から始めていたりとか、あと支援企業とか求職者の合同就職説明会をやったりというような事業もやってございまして。

この辺をやりながら、やはり正規雇用の拡大というのは取り組んでいこうと思っておりますので、さらなる正規雇用の拡大に向けて引き続き取り組んでいきたいというふうに考えてございまして。

以上です。

**○大浜一郎委員長** 次呂久成崇委員。

**○次呂久成崇委員** よろしくお願いたします。これまで各委員のほうから質疑があったので、重複する部分に関しては私のほうからはしないで、なるべくなかったものからやっていきたいなと思っております。

主要施策の成果に関する報告書の234ページです。雇用助成金ですね。こちらのほうでちょっと幾つか確認をさせていただきたいと思っております。

まず事業効果についてなんですけれども、令和3年度、平均が県内3%に抑えられたということで、この事業の目標というのが当初はどれぐらいというふうに見込んでいたのか。これを3%に抑えられたというのは、予想をちょっと上回ってというのか、効果的だったのかなというふうに私は受け止めたもんですから、まずは当初の予定というのか、目標はどうだったのかというのをお聞きしたいと思います。

**○金城睦也雇用政策課長** 沖縄県雇用継続助成金は、事業主の負担軽減を図り雇用の維持につなげることを目的に、国の雇用調整助成金の交付を受けた県内の事業主を対象に休業手当の一定の割合を上乗せ助

成するもので、令和2年7月から開始しております、上乗せ助成なので目標というのは立ててはおりません。

**○次呂久成崇委員** この失業率、何パーセントにかという目標もないということなんでしょうか。

**○金城睦也雇用政策課長** 県内の完全失業率ですが、平成22年度までで7.6%と高い完全失業率であったんですが、これが年々完全失業率の改善が進んで、コロナ前の数字としましては令和元年が2.7%というところでありました。

コロナ禍においては、この雇用調整助成金、県の上乗せ助成の効果によって令和2年度は3.3%、令和3年度は3.7%というところでありまして。コロナ以前の平成29年は3.8%、平成30年度3.4%ということを考えますと、大分こういう助成金、上乗せ助成の効果があったものと考えております。

以上です。

**○次呂久成崇委員** ありがとうございます。

私も数字を見て、やはりこの事業の効果というのはしっかり取り組んできた成果があったんじゃないかなというふうに思います。

この成果とまたちょっと別に、執行率のほうは逆に57.6%というところで、執行率だけで見ると少し低いのかなというふうに思うんですけども、この要因とかというのはあるんでしょう。

**○金城睦也雇用政策課長** 先ほど玉城委員のほうにも御説明させていただいたんですけど、昨年、年度途中で国のほうで制度の見直しがありまして、中小企業の助成率の引下げというのと同時に開始しました助成率が、これまで最大10分の10となる地域特例——これは緊急事態宣言等の対象区域で、県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力した事業主に対する特例と、あとそのほかに業況特例というところで、生産指標が最近3か月の月平均で前年または前々年同期に比べて30%以上減少した事業に対する特例というのができまして、これが10分の10というところで、国の雇用調整助成金のほうで支給が完結して、県への上乗せ申請がなくなったというところで執行率がこのような結果になってしまったというところでありまして。

**○次呂久成崇委員** ありがとうございます。

この事業についてなんですけれども、連日この不正受給のほうで報道されているんですけども、沖縄県でそういった実態がまずあるのか。というのは、沖縄県のほうではなかなか表に出てきてはいないんですけども、私のほうで地元から聞くのは、結局この雇用主が申請をして、実際に雇用者にはその助

成金が行き渡らなくてですね。ただ、会社を辞めることはできないということで、どうしても収入がないからということで生活保護申請をしたというような事例があったというふうに私のほうは聞いているもんですから、まずそういった実態とかというのが把握されているのか。実際にあったのかどうかというのも含めて、こういったものは県のほうでも把握をされているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

**○金城睦也雇用政策課長** 例えば事業主のほうで雇用調整助成金とか継続助成金を申請して、それが労働者のほうに休業手当という形で行くはずなんですけど、それが労働者のほうに届いていないという声がございます。

それで、基本的に国の雇用調整助成金と県の上乗せ助成金は、コロナの影響で休業を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を休業させて休業手当を支払った後に、事業主の申請により支給決定を行うものということで、このため制度上は事業主からの休業手当が先に労働者に支払われた後に国や県から助成金のほうが支給されるものと認識しております。

**○次呂久成崇委員** この事業に関しては、今年度、4年度までありますので、ぜひそこら辺の実態も関係機関のほうとぜひ調査をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次、235ページです。このマッチング事業なんですけれども、課題のほうでは出向制度に対する理解とか、このメリットの周知が足りなかったというような書きぶりなのかなと思うんですけれども、効果としては、10件32名の出向が成立したと。これも実際どれぐらいを目標とされていたというのが分かれば、もっと効果があったというのがまた分かりやすいかなと思うんですけれども。

**○金城睦也雇用政策課長** この新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業の当初の目標数値は、30名のマッチングを目標としておりました。

以上です。

**○次呂久成崇委員** 280ページです。パーソナル・サポート事業なんですけれども、就職困難者の件については先ほど来質問があります。これは25年度からの事業なんですけれども、今就職率47.6%ですよ、令和3年度のほうで。引き続き関係機関との連携を強化するというふうにあるんですけれども、これもぜひやはり目標値というのをしっかり示していただいたほうがいいのかと私は思うんですが、実際にどれぐらいの就職率というのを求めているんでしょうか。

**○金城睦也雇用政策課長** 活動目標として相談支援件数とか支援者数、就職率等の目標は立てておりますが、申し訳ありません、ちょっと今その資料を持ち合わせていませんので、後ほど資料提供ということでもよろしいでしょうか。

**○大浜一郎委員長** よろしいですか。

**○次呂久成崇委員** はい。

最後に、この課題のほうでも複合的な課題を抱える相談者が今増加しているということなんですけれども、この複合的なのというところで、こういったものが増加しているのかということと、関係機関との連携というのを少し具体的に最後にお聞きしたいなと思います。

**○金城睦也雇用政策課長** 令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた困窮者が、生活困窮者自立支援事業の相談の窓口、これは就職・生活支援パーソナルサポートセンターになりますが、そこから本事業につながるケースが増加しております、今後とも相談者の個々の状況において福祉部門のほうと連携した支援を実施していく必要があると考えております。

関係機関との連携につきましては、沖縄労働局、また子ども生活福祉部のほうで開催する生活保護受給者等就労自立促進事業協議会等がございますので、そこにおいて関係機関と情報を共有し、連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○大浜一郎委員長** 大城憲幸委員。

**○大城憲幸委員** よろしくお願ひします。主要施策から5つぐらいの視点でやりたいと思いますので、お願ひをいたします。

まずは241ページの沖縄国際物流ハブ活用推進事業、この前後の事業も関連はするんですけれども、この物流ハブ事業は県としてずっと取り組んできた部分ですけれども、50年の節目、5次振計の節目の3年を終えて、少し総括的な部分をまず説明願ひます。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 沖縄国際物流ハブ活用推進事業、こちらは平成21年10月に那覇空港で貨物ハブ事業が開始したことに伴いまして、平成22年度から事業を実施したところでございます。

こちらの事業のほうでは、これまでコンテナスペース確保事業などを実施することを行ってございまして、この事業の主な成果としましては、那覇空港における国際貨物取扱量が那覇空港の貨物ハブが開始する前の平成20年度の1809トンから年々増加しまして、平成28年度には19万6606トンとなり、貨物ハブ開始

前と比較して国際貨物取扱量が約100倍に増加いたしました。

以上となります。

**○大城憲幸委員** 関連する事業も多いんですけども、この10年でどれぐらいの事業費を投入してきましたか。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 主要施策のほうに載っております4つの事業、それぞれの事業開始年度と昨年度までの決算額で御報告させていただきます。

まず、全国特産品流通拠点化推進事業、こちらは平成25年度から令和3年度までで17億8368万2000円となります。続きまして、沖縄戦略的国際物流プラットフォーム強化事業、こちらは令和元年度から令和3年度まで14億9232万円となっております。続きまして、沖縄国際物流ハブ活用推進事業、こちらについては平成24年度から令和3年度までの事業費として45億1805万9000円、続きまして、国際物流関連ビジネスモデル創出事業、こちらは平成28年度から令和3年度で9億4570万9000円となっております。

以上です。

**○大城憲幸委員** この貨物ハブが21年にスタートしてからですけども、全日空さんと組んで建物を造った。場合によっては貨物、エアカーゴに耐えられるということで、様々なハードの整備を国もやった。ロジスティクスセンターも造った。その辺の概算というのは出ますか、金額。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 今、委員のほうから御質問のございました貨物上屋、こちらについては県のほうから那覇空港貨物ターミナル株式会社に対して出資を行っております。また、委員のほうからの御指摘のございました国際物流拠点産業集積地域那覇地区、こちらのほうにございます4号棟については、貨物ハブとは関係のない国際物流拠点産業集積地域に関連する事業として実施しておりますので、この事業費については私の手元のほうにはございません。

**○大城憲幸委員** 今、国がやった事業、あるいは皆さんとは所管外の部分とかという言い方はあると思うんですけども、私の中ではやっぱりこの大きな国際物流ハブというのは、沖縄のリーディング産業、観光、情報通信産業に続く第3の柱として、物流拠点をつくと。それに関連をして国に整備してもらったり、沖縄のものを外に出すという意味でロジスティクスセンターなんかを造ったという認識なんですかね。そういう意味では、今言う皆さんが所管する分だけでも80億から90億ぐらいの事業、それ以外のハー

ド事業なんかを入れるとやっぱり数百億ぐらいの投資はしてきているわけですよ。

そういう中で、そこをやっぱり総括する必要があると思っています、コロナもあるんだけど、大きくカーゴから旅客機を利用した貨物に変わっていくという中で、ちょっと初期の想定から大分方向性が変わってきているのかなというふうに思うんですけども、その辺の直近の情勢の変化というのを簡単に説明願えますか。

**○前原秀規アジア経済戦略課長** 那覇空港のほうでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、令和2年から旅客便を含む貨物便も全て運休となりました。そこで県では令和3年1月にこれまでの貨物便、フレーターに加えて、旅客便の貨物スペースを利用する沖縄国際物流ハブの新モデル、こちらを発表したところです。

こちらはコロナ禍で増えておりますeコマース、こちらが多頻度、多仕向地といったものを求めているものですから、この旅客便の貨物スペースを利用した新モデルによって、多頻度、多仕向地に対して対応を今回行っていこうと考えております。

**○大城憲幸委員** ここで私が申し上げたいのは、これまで数十億、数百億単位で国際物流拠点、沖縄のものを外に出していく、あるいは全国からいいものを集めて沖縄を経由して物流拠点としてやっていくという、それはもう否定はしませんけれども、ここにあまりこだわっていくと肝腎の県内の製造業を本当に育て切れているのかなという疑問が残るわけです。

その辺を含めて、私、優先順位としては県内の製造業を育てるといふ部分にもっと力を入れないといけないんじゃないかなというふうに考えているものですから、もうこの議論はここで一回締めてですね、これを踏まえてちょっと次の議論、後でまたコメントも欲しいんですけども。

254ページ、これはまさに稼ぐ力、新たな振計の中でリンクさせるために、県内の企業が発展するためにどのようなものが必要かということで調査・検討したということですけども、課題とか効果がよく分からないんですよ。その辺をちょっと、調査の内容あるいは見えてきたものというのをまず説明願えますか。

**○本永哲マーケティング戦略推進課長** 今年1月に知事に手交されました稼ぐ力の万国津梁会議の提言において、県内事業者の競争力の強化等により域内経済循環を促進し、地域の成長を図ることが重要との提言がなされております。

同提言に基づき、県では農林水産業や製造業、飲食業や宿泊業等の連携による域内調達など、産業間で連携した域内経済循環の取組への支援や、商工、観光、農林水産分野が連携して観光消費の拡大等、ブランド戦略の策定に取り組んでおります。

これらの取組により、経済循環を拡大することで県内事業者の稼ぐ力を高め、稼いだ利益を企業や地域に循環させることで、地域経済の持続的な成長につなげてまいりたいと考えております。

**○大城憲幸委員** 次に263ページ、先ほど来からもありますけれども、製造業県内発注促進事業、これについてもこれまでも議論したんですけれども、やっぱり県産品利用、県産品の優先発注、県内企業の優先活用等を議論してきたけれども、やっぱりなかなか我々が思うように目指した数字にはならないと。そして今新たな振興計画とのリンクで、あの調査事業はこういう方向性ですよというのはまさにそのとおりで、新たに域内経済循環率というのも上げてきて、とにかく地域で経済を回しましょう、そこを分かりやすく県民にも理解してもらって協力を求めましょうということですよ。だから、こういうような事業をしっかりと整理をして、新たな振計の中ではまさにここに力を入れてくべきだと思うんですよ。

その辺について、先ほど来説明がありましたので簡単でもいいんですけれども、これをどう総括して新たな振計の中でこういう部分を充実させるのかというのは、現時点ではどう考えていますか。

**○上原美也子ものづくり振興課長** 地域内の循環を高めていくためには、県内で生産可能なものはできる限り県内で生産、調達できるように、企業連携ですとか生産技術力の強化が必要ではあります。

そのため、製造業県内発注促進事業によって、県内企業から県内製造業への発注を促進し、そのほかの事業によって県内ものづくりの生産性や技術力の強化に取り組んできたところでございます。

今後の戦略としましては、製造業の中でもいわゆる比較優位性のある分野、食料品ですとか金属製品、あと窯業、石油製品などが優位性のある分野と言われておりますけれども、その分野の技術力ですとか商品開発力の増強によって県内需要に伝えていくことで、自給率を向上させていくことが望ましいと考えております。

**○大城憲幸委員** 取り組んできて、望ましいいろんなものは聞きましたけれども、実感として県内製造業は強くなっていないし、逆に弱くなっているんですよ。やっぱり今まで50年を節目になのか分からないけれども、やっぱり全国の中でも沖縄の経済はま

だ元気だという部分もあって、県外の製造業がこれまで沖縄に手を出さなかった公共事業とかそういう部分なんかも見据えながら入ってきている業者が増えているというふうに聞いているわけですね。そういう意味では、やっぱりこういう事業を私は方向性として強化する必要があると思うんですよ。

さっき言った物流拠点としてというのでもいいけれども、そこに何十億も何百億もかけてきたけれども、県内の1次産業、2次産業というのはあまり元気になったというような実感を私は感じないわけさ。だからそういう意味で、県内製造業にもっともっと額的にもこういう桁違いぐらいの思い切った支援をするということが、振興策で新たに掲げた地域経済循環、そこが県民に対しても力を入れるよというメッセージにつながると思うんですよ。

そういう意味では、方針ですから部長に答弁をお願いしたいんですけれども、やっぱりこれまでもずっと振計のときに議論して、あれもこれもじゃなくて選択と集中でやりますよという話をしてきました。これまで物流拠点の形成は頑張ってきましたからこれを否定する必要はないけれども、やっぱり予算の組み方でも、向こうを少し減らしてでもやっぱりこういう部分に力を入れるんだというメッセージも必要だと思うんですけれども、その辺に関してどう考えていますか。

**○松永享商工労働部長** 域内自給率向上に向けてというお話だと思いますが、製造業につきましては農林水産業も一緒なんですけれども、商品であるとかあるいは原材料の多くを県外からの移輸入に頼らざるを得ないという状況の中で、県外に所得が流出しているということで、域内の経済循環が不十分であるという状況がございます。ですので、県内でも自給できるものを増やしていくと。そして安定的に供給する体制をつくるということが必要であるというふうに思っております。

そのためということなんですけど、我々がやっている取組なんですけど、既存産業の技術力でありまますとか、あるいは商品開発力を強くしていくというものをやっております。あと、ものづくり産業の高度化、具体的に言いますと生産性の向上であるとか、付加価値の高い製品を開発していくというようなことも取り組んでございます。さらには、県内の需要に応えられるようなサポーティング産業の集積の振興を図っていくというようなことも取り組んでいるところでございます。そういうふうにして県内の需要に伝えていくことによって、自給率の向上を高めていくということに取り組んでおります。

また、併せましてですけれども、県内企業の優先発注でありますとか県産品の優先使用ということで、県内企業の育成強化もしているというような様々な取組によって、県内需要の創出を図りながら域内経済循環を高めて、経済の活性化も促進しておりますし、今後とも取り組んでいこうというところでございます。

あと、先ほどありました国際物流ハブに関しましては、やはり今後もそうなんです、アジア諸国を中心とする海外の需要を取り込むというのは大事なことだと思っておりまして、その中で域内に経済効果が波及するような地域経済を好循環させるようなもの、県経済の成長、発展につなげていくというものも重要だと思っておりますので、やはりここは並行して国際航空物流ハブによるネットワークの基盤もつくりながら、県内企業の海外展開促進であるとかあるいは臨空臨港型産業の集積に取り組みながら、県産品の輸出の拡大を図っていく、あるいは全国特産品の流通拠点化も図っていくというのも併せてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大城委員から総括質疑として提起したいとの申出があり、委員長から大城委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今、議論をしました。沖縄のリーディング産業として観光、情報通信に続く第3の柱として国際物流拠点の形成をするということで、十数年取り組んできました。そして、商工の主要事業4事業で約90億ぐらい投資をしてきた。ただ、私どもの認識としては、この空港にある上屋あるいはロジスティクスセンター、そういうようなものに40億、50億、数百億レベルで投資をしてきたはずなんですよ。この5次の振計が終わった令和3年の決算を機に、その総括をしっかりと今後の方角性を出してほしい。そして、あわせて私は選択と集中という意味では、もう一度基本に戻って足元の地元の製造業を育てるといったところにもっと予算を向けるべきじゃないかというふうに思っているものですから、知事のその辺の方角性、考えを総括質疑において議論をしたいと思っていますので、お取り計らい願います。

○大浜一郎委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明10月21日の委員会の質

疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 最後に278ページ、これも製造業に大きく関わるんですけれども、エネルギー問題なんですよね。ここではまず再生可能エネルギーの事業から入りたいと思いますけれども、直近の再生可能エネルギーの割合とかというのは今持っていますか。

○比嘉淳産業政策課長 直近ですぐはないんですが、2020年度で再生可能エネルギー8%になっておりますので、我々は2030年度に向けて18%まで持っていきたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 8%ですか、再生可能エネルギーの割合。

○比嘉淳産業政策課長 訂正します。8.2%です。

○大城憲幸委員 今8.2%ということは、約92%は化石燃料なわけですね。そういう意味では今のエネルギー高騰、石炭が何倍になった、石油が何倍になったという意味では、全国の中で一番電気料の高騰に影響を受けているのが電力会社であり、沖縄県経済になると思うんですよ。直近の沖縄電力の経営状況は皆さんどう把握しているのか。来年の4月から大きく値上がりするという電気料金がどういふふうな見通しになって、製造業にどう影響を与えるのかというのは答弁できますか。

○比嘉淳産業政策課長 まず、実態がどうなっているかということから説明したいと思います。まず最初に、沖縄電力は業績の悪化の見通しに伴い、特別高圧、それから一部の高圧の電気料金のメニューを利用する企業に対して、今年11月から燃料費調整額の上限の廃止に係る協力お願いをしております。来年4月からは当該上限の廃止を実施する予定と聞いております。この燃料費上限額の廃止によって、事業者がさらなる料金上昇も含めて影響を受けるだろうということが懸念されております。実態としてはこうなっています。

県内産業の影響についてですが、電気料金の上昇が先ほどから議論されるように企業等に影響があるというふうに考えています。特に商品であったり、サービスの価格に転嫁させることができないことが想定されます。その場合は県民、事業者さんに対してさらなる負担の影響もあるのではないかと考えております。

最後に県内産業への対応なんですが、電気の安定的かつ適正な供給の確保は、県民の生活それから産業活動においても重要な基盤であると考えています。県では、全国知事会を通じて国への提言であったり

とか、沖縄担当大臣への要望であったりとか、そういうのを取り組んでおります。国においては、先日電力会社に対して支援金を支払う形で利用者の負担を減らすという新たな支援制度も方針として示していることから、県としてはこの国の動向を注視しながら対応を検討してまいりたいというふうに考えています。

○大城憲幸委員 ごめんなさい、聞き忘れた。直近の全国の化石燃料の割合って分かりますか。

○比嘉淳産業政策課長 全国の2020年度のデータなんですが、再エネの比率が20%、残り約80%近くが石炭であったり、LNGであったり。それから一部5%ぐらい原子力もあつたりしますが、約六十五、六%が化石燃料に頼ることになっています。

○大城憲幸委員 2020年度で比較すると、沖縄県は92%化石燃料、おおむね全国の平均が65%化石燃料ということで、やっぱり沖縄というのはある意味特殊なんですよ。そういうようなものも含めて、この電気料金の値上げというのは本当に製造業者の中小の零細の企業に相当大きいと思うんですよ。

私の近くの冷蔵庫なんかを持っている食品加工場ですけれども、去年1年間の電気料金支払いが1億2000万だったと。今年は1億8000万になったと。

電力会社が来て、来年4月から沖縄電力さんに40億赤字が出るのでプラス1億2000万ですということですよ。プラス1億2000万といたら、去年1億2000万、今年1億8000万、来年はもう3億です。これ企業努力ではもうなかなか難しい。そして商品に転嫁するといっても、そんな急には値上げできない。

だから当然国に支援をお願いするし、国もやるとは言っているんですけども、やっぱり国がやるからやる、国がやらないからやらないではなくて、先ほど来あつたこれまで積み上げてきた物流拠点としての莫大な投資もしてきました。そういう中で目的は、県民所得を上げるために、1次産業、2次産業を元気にするために物流拠点もやってきたはずですよ。けれどもなかなか思うように伸びなかったから、基本に戻って製造業、1次産業、2次産業をもっと元気にするために集中的に投資すべきですよというのはさっき言ったとおりです。プラス、ここに来て新たに民間では対応できないぐらいの急激な世界情勢、あるいは周りの状況が変わってきた。そういう中で沖縄県が何をやるかというのは今非常に大事なところだと思うんですよ。

その辺について、やっぱり商工部長、しっかりとこの中小企業の皆さんの声を聞いて支えないといけないと思うんですけども、ちょっと部長の思いを

伺います。

○松永享商工労働部長 沖縄電力さんに対してというのは、先ほど課長のほうから話があつたとおり、国の動向を注視しながら、また県としてどういうことをやっていけるのかということを見守っていきたい、注視していききたいというふうに思っています。

県として事業者支援、どういう対応を取っているかということなんですけれども、委員御存じのとおりだと思いますけれども、これまでコロナ禍が長期化している中におきまして、原油であるとか原材料価格の高騰によって、幅広い業種、事業者のほうに影響を受けているというのはこれまでずっと言われてきているところがございます。その中で沖縄県としては、去る6月補正の中で補正を組みまして、緊急的な対策として融資に係る信用保証料の補助でありますとか、あるいは公共交通事業者への運行継続支援でありますとかというような事業を6月補正で打ってきてございます。さらに8月補正におきましては、幅広い事業者を支援するということが、原油物価高対策緊急支援事業ということで沖縄物価高対策支援金というものを支給していくというふうな予定があつたりとか、あるいは農業生産者への肥料価格高騰対策支援を予定していたりとかということで、できるだけその影響を受けている事業者への支援というのはこういうものを打っていかうというふうに今考えてございます。

ただ、今後まだまだその影響が続くということのようですので、原油価格の高騰であるとか物価の上昇を見極めながら、今後どういう支援を打っていったほうがいいのかというのはいろいろと検討、検証をしながら、また国の動向も見ながらいろいろ対策を取っていききたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大城委員から総括質疑として提起したいとの申出があり、委員長から大城委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があつた。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今議論したとおり、沖縄電力さんが莫大な赤字の見通し。そういう中で製造業の皆さんからすると、この2年で3倍近くに電気料金が上がるんじゃないかというような声が聞こえます。そういう中で、国も当然支援をしてくれるというような方針は出しています。部長からも県の取組もありました。しかし、私の認識ではなかなか今企業が耐えられるような支援の仕組みは十分じゃないと思つて

いるものですから。

そして、国がやったとしても、沖縄県の化石燃料に頼る割合というのは先ほど来あったように、ほかの県が6割から7割化石燃料の中で沖縄は9割前後が化石燃料に頼っているという意味では、こういう今の世界情勢、円安の影響というのはどこの県よりも大きく受ける沖縄県ですから、そういう沖縄県のリーダーである知事がこの電力の高騰、電力会社の経営難、これに対してどのような対応をしていくのかというのは、しっかりと決算の総括で議論をして次年度の予算につなげられればという意味で、総括質疑をお願いいたします。

○大浜一郎委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明10月21日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 いいです。ありがとうございます。

○大浜一郎委員長 訂正ですか、どうぞ。

比嘉淳産業政策課長。

○比嘉淳産業政策課長 先ほど全国の化石燃料、65%ぐらいと言ったんですが、訂正いたします。2020年度で76%になります。

以上です。

○大浜一郎委員長 以上で、商工労働部関係決算事項に関する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでございました。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

次回は、明10月21日金曜日午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 大 浜 一 郎

令和4年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月20日（木曜日）  
開会 午前10時11分  
散会 午後4時57分  
場所 第4委員会室

教育支援課長 大城 勇 人君  
学校人事課長 安里 克 也君  
県立学校教育課長 崎 間 恒 哉君  
義務教育課長 宮 城 肇君  
保健体育課長 城 間 敏 生君  
生涯学習振興課長 大宜見 勝 美さん  
文化財課長 瑞慶覧 勝 利君

本日の委員会に付した事件

- 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県一般会計決算認定第1号の認定について（子ども生活福祉部及び教育委員会所管分）
- 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定に認定第6号 について

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和4年第6回議会認定第1号及び同認定第6号の決算2件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長及び教育長の出席を求めています。

まず初めに、子ども生活福祉部長から子ども生活福祉部関係各決算事項の概要説明を求めます。

宮平道子子ども生活福祉部長。

○宮平道子子ども生活福祉部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

子ども生活福祉部の令和3年度一般会計及び特別会計の決算概要について御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しております子ども生活福祉部歳入歳出決算説明書を御覧ください。

それでは、画面に表示されております1ページを御覧ください。

歳入決算について御説明いたします。

令和3年度の子どもの生活福祉部の歳入決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計（A欄）ですが、584億3219万9900円に対し、調定額（B欄）は541億4404万7283円、そのうち収入済額（C欄）は537億6793万2604円、不納欠損額（D欄）は1741万4750円、収入未済額（E欄）は3億5869万9929円、収入比率は99.3%となっております。

次に、2ページを御覧ください。

歳出決算について御説明いたします。

子どもの生活福祉部の歳出決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、予算現額（A欄）ですが、1320億

出席委員

委員長 末 松 文 信君  
副委員長 石 原 朝 子さん  
委員 小 渡 良太郎君 新 垣 淑 豊君  
照 屋 大 河君 比 嘉 京 子さん  
瀬 長 美佐雄君 玉 城 ノブ子さん  
喜友名 智 子さん 仲宗根 悟君

欠席委員

上 原 章君

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項4（6）に基づき、監査委員である上原章君は調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

子ども生活福祉部長 宮 平 道 子さん  
福祉政策課長 榊 原 千 夏さん  
保護・援護課長 金 村 禎 和君  
高齢者福祉介護課長 大 城 行 雄君  
青少年・子ども家庭課長 宮 城 和 一郎君  
子ども未来政策課長 仲 村 卓 之君  
子育て支援課長 下 地 努君  
障害福祉課長 普 天 間 みはるさん  
消費・暮らし安全課長 奥 間 政君  
女性力・平和推進課長 島 津 典 子さん  
教 育 長 半 嶺 満君  
総 務 課 長 諸 見 友 重君

1608万4900円に対し、支出済額（B欄）は1233億8095万1024円、翌年度繰越額（C欄）は14億3269万8000円、不用額は72億243万5876円、執行率は93.5%となっております。

次に、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入は（款）で申し上げますと、3ページの上から4行目の（款）分担金及び負担金から6ページの下から4行目（款）県債までの8つの（款）から成っております。

それでは、3ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の一般会計歳入決算は、予算現額の計（A欄）582億5370万8900円に対し、調定額（B欄）は538億276万1059円、そのうち収入済額（C欄）は535億1743万4669円、不納欠損額（D欄）は1614万6169円、収入未済額（E欄）は2億6918万221円、収入比率は99.5%となっております。

収入未済額（E欄）のうち、主なものを御説明いたします。

同じく3ページの上から4行目、（款）分担金及び負担金の収入未済額（E欄）5055万1216円は、民生費負担金、主に児童福祉施設負担金に係るもので、施設入所児童及び扶養義務者等の生活困窮や転居先不明などにより徴収困難なため、収入未済となっているものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

下から3行目の（款）諸収入の収入未済額（E欄）2億1750万767円は、主に生活保護費返還金に係るもので、債務者の生活困窮等により徴収困難なため収入未済となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳出は、款で申し上げますと、（款）総務費及び（款）民生費、8ページの（款）商工費の3つの款から成っております。

7ページで説明いたします。

一番上の子ども生活福祉部計ですが、予算現額の計（A欄）は1318億3759万3900円に対し、支出済額（B欄）は1232億2472万3697円、翌年度繰越額（C欄）は14億3269万8000円、不用額は71億8017万2203円、執行率は93.5%となっております。

C欄の翌年度繰越額は、新型コロナウイルス感染症対策事業（高齢者福祉）や障害児者福祉施設等整備事業費など11事業に係る繰越額でございます。

繰り越した主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による関係機関との調整に遅れや計画変更などによるものでございます。

次に、一番右側、不用額について御説明いたします。

まず、上から3行目、（款）総務費の不用額5468万8203円は、平和祈念資料館管理運営事業における設備更新工事の入札残などによるものでございます。

次に、（款）民生費の不用額71億1191万7146円につきましては、その主なものを御説明いたします。

（項）社会福祉費の不用額43億8719万1980円は、（目）老人福祉費及び（目）社会福祉施設費において、前年度から繰り越した新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業や慰労金交付事業について、支援が行き渡るよう、最大限見込んで繰り越していたところ、令和3年の申請が想定を大きく下回ったことなどによるものでございます。

8ページを御覧ください。

（項）児童福祉費の不用額19億315万1821円は、（目）児童福祉総務費において、地域子ども・子育て支援事業や保育対策総合支援事業等において、市町村実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

8ページの下から4行目、（款）商工費の不用額1356万6854円は、（目）計量検定費の職員費（計量検定所）において、人事異動に伴う給与、職員手当の減などによるものでございます。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の特別関係の歳入決算は、予算現額の計（A欄）ですが、1億7849万1000円に対し、調定額（B欄）は3億4128万6224円、そのうち収入済額（C欄）は2億5049万7935円、不納欠損額（D欄）126万8581円、収入未済額（E欄）は8951万9708円、収入比率は73.4%となっております。

収入未済額の8951万9708円は、主に借受人が生活困窮などの経済的事情により償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことによるものでございます。

10ページを御覧ください。

当該特別会計の歳出の不用額2226万3673円は、貸付見込みよりも、貸付実績が下回ったことによるものでございます。

以上で子ども生活福祉部の令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○末松文信委員長 子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

決算特別委員長から調査依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算議案でありますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月21日、当委員会の質疑終了後に改めて、総括質疑とする理由の説明を求めるといたします。

なお、総括質疑を提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことといたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔をお願いいたします。

また、質疑に対しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに子ども生活福祉部関係決算事項に対する質疑を行います。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 おはようございます。

ちょっと聞き取りの後に、少し気になる点が出たもんですから、1点先に確認させていただきます。

歳入歳出決算審査意見書の30ページ、民生費の不用額の中で老人福祉費29億。不用額73億中、30億弱ぐらい老人福祉費ということで不用額が上がって

んですけれども、ちょっと額が大きいのでこの理由を教えてください。

老人福祉費全体の中での不用額の割合まで併せて教えてください。

○大城行雄高齢者福祉介護課長 お答えします。

老人福祉費の不用についてなんですけれども、新型コロナウイルス関連で介護従事者の慰労金への交付事業とか、あと感染症対策の事業として計上しておりましたが、不用の理由としましては、感染の拡大状況を踏まえまして、全ての事業者に支援が行き渡るようにということで必要額を最大で見込んでいたところでしたが、実際、4月以降の申請が想定より大きく下回ったことによる不用ということになっております。

○小渡良太郎委員 割合はどれぐらいですか。

○大城行雄高齢者福祉介護課長 お答えします。

老人福祉費の占める予算の中での不用の割合としては、約13%というふうになっております。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

コロナ対策で慰労金とか感染対策のものとかというのを準備したけど思ったより申請が少なかったということで理由の説明があったんですが、この申請の少なさというのは、こういう制度があるのがなかなか周知されていなかったからなのか、それともコロナ2年目で、皆さんある程度慣れて、別にそこまでやらなくても大丈夫ということで、独立独歩でやられた方が多かったのか、それ以外の理由もあると思うんですけれども、どう分析していますか。

○大城行雄高齢者福祉介護課長 周知についてはホームページとか、直接メール等で事業者等にも周知を図ってたところなんですけど、結果として、ある程度自前でできた分もあったのかなというふうに考えております。

○小渡良太郎委員 コロナについてはなかなか経験がない中で、皆さん御努力しているということもありますので、浮いたところをどうこう言うつもりはないんですけれども、どういうことで支援がもらえるのか分からないという声も、たしか令和3年度はあったかなというふうに記憶しておりますので、今後こういうことがあるかどうかはともかくとして、こういう支援制度があるんだっけと周知もしていくというのも——もちろんやっていると思うんですけど、いま一度しっかりやっていただきたいなと思えます。

次に、主要施策の成果に関する報告書の89ページ、生活困窮者支援に関して、令和3年度末じゃなくて

もいいんですけども、県の実態とコロナ前との生活困窮者の増減も含めた比較データを持ってれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

**○金村禎和保護・援護課長** お答えいたします。

生活困窮者につきましては、まず実態を把握するのが難しいというところがございますが、県内の生活困窮者自立相談支援機関というのがございまして、そこでの相談件数を申し上げますと、令和3年度で2万3880件となっております。

それが、コロナ前との比較なんですけど、コロナ前の令和元年度におきましては、同じその相談件数が4024件ございましたが、コロナの影響を受けた令和2年度におきましては、2万7510件と7倍近い増加になっているというところなんです。

それから、令和3年度は、今申し上げた2万3880件で令和2年度に比べると減少してるんですけど、依然としてコロナ前に比べると高い水準にあるというところがございます。

以上です。

**○小渡良太郎委員** この報告書の備考欄を見てると、最終予算額と執行率、不用額という形で出ているんですけど、令和2年度の2万7000件というのは、前年度を想定して次の予算を立てると思うので、令和2年度ほどは生活困窮してる方々が少なくなったということで理解をしいんですか。

**○金村禎和保護・援護課長** 委員おっしゃるように、若干減少している要因としては、離職者数が令和2年度に比べると令和3年度は減少しているというところがございますので、一部で雇用状況が少し持ち直したのかなと、そういったところも一つの要因になっているのではないかとこのように考えております。

**○小渡良太郎委員** ぱっと見では、この件数の減の割合と予算額——令和2年度の決算は今手元がないので何とも言えないんですけど、執行率80%ということになっていますので、少し落ち着いてきたのかなということが言えるのかもしれないというふうなのは理解をいたしました。

すみません、時間がないので次に行きます。もう一点、104ページ、待機児童解消に関して、令和3年度基金の事業に関連して質疑させていただくんですが、令和3年度末でゼロになるはずだったんだけどゼロにはならなかったということについて、改めて、何が原因だったか、どういうところが足りなかったか、そういったところの見解をお聞かせください。

**○下地努子育て支援課長** 待機児童の解消、令和

3年度に向けて進めてきたところでありまして、施設整備を進めてまいりました。

ところがやはり、何と申しまして肝心の保育士さんの確保がなかなかできなかったということ、また、一部の自治体において施設整備が遅れたということが主な原因だと考えております。

それで、今年度からは特に、待機児童が発生しています市町村さんとお話ししまして、保育士の確保を重点的にやっていきたいと思いますということでお話をしているところです。

**○小渡良太郎委員** ありがとうございます。

この施策の報告書を見る限り、今話した内容も含めて、地域別・年齢別ニーズとのミスマッチが課題になってるとあったんですが、これについてはどう考えていますか。

**○下地努子育て支援課長** 1つの自治体の中におかれても、既にその子供さんの数が減られたエリア、それと、まだまだ増え続けている場所という形での、その地域内におけるミスマッチが生じているということ。

もう一つとしましては、年齢ごとに、例えばゼロ、1歳とかそういうところにつきましてはなかなか応募しても入ることができない。あとは、4、5歳についてはまだまだ空きがあると、そういう状況もあるものですから、こちらは市町村さんにおいて、バランスよくできるような形での助言とかいうんでしょうか、そういうのを今現在進めているところであります。

**○小渡良太郎委員** 特に、今話があったようにゼロ、1歳が足りないという令和3年度時点でも多分、分かっていたと思うんですけども、それに関して、ちょっと力を入れて取り組もうとかいうのはなかったんですか。

**○下地努子育て支援課長** やはりそのためにも保育士さんの確保が大事になるものですから、いろいろな形で市町村さんと協力をしまして保育士さんの確保に努めてきたところです。

**○小渡良太郎委員** 保育士の確保が厳しかったのはこれ違う事業になると思うんですけども、どういったのが原因だと考えていますか。

**○下地努子育て支援課長** 保育士につきましては、いろいろ処遇の問題もあるということで、その処遇の改善が保育士の確保につながるかと考えております。

それで、処遇の改善については、毎年、国において公定価格の改定を行うとともに、平成29年度以降

は技能経験に応じて月額5000円以上4万円以下の処遇改善を実施することで処遇改善を図っているところ です。

そういう形の処遇を図ることで人材確保を進めて いるところでございます。

**○小渡良太郎委員** 努めていることは重々理解して いるんですけども、結果として、結果が出せてない とまでは言わないんですけども、なかなか結果に 結びついていない理由って何か——行政ができるこ とに限界があるというのはもちろん前提としてある のは分かっているんですけども、どういったところ に もっと手を入れるべきだと、令和3年度のこの決算 時点で総括をしているのか、見解を教えてください。

**○下地努子育て支援課長** 保育士さんの安定的な確 保のためには、保育士の正規雇用の推進ですとか保 育士が働きやすい労働環境を整備することが重要だ と考えておまして、そのために保育士の業務負担 を軽減するための保育支援者等の配置や保育士の年 休を取得するための支援等を実施することで保育士 さんの確保に努めていきたいと考えております。

**○小渡良太郎委員** それは分かっているんですけど も、平成27年からこの保育士の確保、離職防止の 支援等という事業を含めて、保育士の待遇改善も含 めた確保というところでの事業をずっと展開してき て、令和3年で7年目になります。

この7年間の中で、コロナというのはあったにし ても社会生活に大きな変容があったとはあまり考え にくい中で、多分課題ってある程度、最初の初年度、 2年目、3年目ぐらいで、こういったことだろうな というのは分かっていると思うんですね。

これは国でもそうです。

全体の部分で、要はどうすればいいか分からない というところから、恐らくこういうところだろうと いうところが分かり始めてきている中で、今言った 答弁がずっと繰り返されるようでは、保育士の待遇 改善は、結果として、少しずつは改善する部分があ るかもしれないんですけども、なかなか確保が厳 しい沖縄県ということにつながってしまうんじゃない かなと。

これはどの年度で切っても同じこと言えるかもし れないんですけども、この令和3年度、要は7年 目の時点でも今のような答弁が出てくるというの は、ちょっと厳しいのかなというふうに正直議論を して感じてます。

なので、別に何もやってないとか言うつもりもあ りませんし、しっかり取り組んでいただいていると

いうのは重々承知の上で、やはり待遇改善——待機 児童を解消するためには保育士を確保しないとけれ ない、確保するためにどうするのかというのをいま 一度しっかりと令和3年度の実績を見直して、今年 度または次年度という形でつなげていって、ちゃん と確保できる状況がある程度、行政で土台をつくる というところまで踏み込んで取り組んでいただきた いと、これは要望いたします。

保育士の部分もそうなんですけれども、実際のい ろんな形でニーズがミスマッチというお話をよく聞 きます。

保育の広域化の議論も委員会の中でさせていただ いていると思います。

この子供が生まれたタイミングで預けるというの は応募のタイミングと合わないとか、いろんなミス マッチがあるというのは過去の待機児童の問題の根 底にあるということもあると思いますから、別に 令和3年で終わるという目標が達成できなかったか らどうこうではなくて、待機児童が早いタイミング で解消していけるように、いま一度しっかり取り組 んで、この令和3年度の部分の結論をその先につな げていけるように、ぜひしっかりと総括をして、前を 向いていっていただきたいなと思うんですが、最後、 部長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○宮平道子子ども生活福祉部長** 待機児童の解消に つきましては、令和3年度末の解消を目指して取り 組んできたところでございます。

平成27年度の黄金っ子プランの開始当初から比べ ますと、2100人から400人台へとかなりの減少を しているところでございますけれども、なお、全国で 最も待機児童が多いという現状がございまして、厳 しい状況であるというふうに考えております。

先ほど課長からありましたとおり、最大の課題が 保育士の確保であるというふうに考えておりまし て、年齢別のミスマッチがあるという説明もありま したけれども、それを解消するために、今年度から ゼロ歳児の年度途中の入所に備えて保育士を加配す るという制度を拡充しまして、1、2歳についても 対象とする制度を設けたところでございます。

また、県外からの保育士を誘致するという事業に ついても、昨年度から開始をしまして、今年度も引 き続き実施をしております、かなりの応募をいた だいているというところではございます。

ただ、一番は安定的に定着して働いていただける 環境づくりというのが非常に重要だと思いますの で、引き続き確保に努めるということと併せまして、

保育士の処遇改善というところにも、先ほどありました正規雇用化等を含めて処遇改善、労働環境の整備というところもしっかり取り組んでいきまして、保育士が安定的に——一度就職していただいた保育士さんが継続して働いていただけるような環境づくりにも取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○小渡良太郎委員** ちょっと厳しい言い方をしたんですけども、この沖縄が日本の中で、唯一人口が自然増している県であります。

その自然増をずっと維持していく沖縄の可能性でもありますから、未来に向けての可能性をしっかりと担保していく意味でも、やはりこの預け先をしっかりと受皿をつくっていくということが重要になっていくと思いますので、ぜひ引き続き頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

**○末松文信委員長** 新垣淑豊委員。

**○新垣淑豊委員** よろしくお願ひします。

主要施策のほうからお願いします。

77ページ。32軍壕の今後の予定とか、今現在の現状を教えてください。

**○島津典子女性力・平和推進課長** お答えいたします。

第32軍司令部壕の保存公開に向けて、現在未発掘区間における位置特定調査などを実施しているところです。

まず、今後の展開としましては、優先事項として、現存します唯一の坑口である第5坑口の公開や第1坑口、坑道の位置特定調査の実施を行いまして、第1坑口の公開に向けて取り組むこととしております。

あわせて、現在有識者らの委員会を開催しておりまして、壕の保存公開に向けた提言を今年度末に、知事へいただくこととなっております。

県はそれらを踏まえまして、県の方針、計画等の策定に取り組むこととしております。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

分かりました。

じゃあ次に、81ページですね。

民生委員さんの充足率、県内どのようになっているのかということと、その充足率アップについての取組、そして、コロナ禍の活動制限があったかと思っておりますけれども、それに対しての工夫というのはどのようなことがあったのかを教えてください。

**○榊原千夏福祉政策課長** お答えいたします。

まず、県内の充足率でございますけれども、令和4年9月1日時点におきまして81.1%となっております。

民生委員の充足率を上げる取組でございますけれども、まず、県ではリーフレットの作成ですとか、県の広報紙、また、広報番組等を活用しまして民生委員活動の周知を行っております。

また、今年度12月に一斉改選がございますので、そちらに向けまして充足率がちょっと低調な市町村を訪問しまして、市町村長や民生委員児童委員協議会との意見交換を行ったところでございます。

また、各市町村におかれましても、それぞれ行政ですとか、市町村社協、また、民児協の方々が連携しまして、自治会長への協力要請ですとか、ボランティア、地域活動に参加している方への声かけ、また、広報活動に地道に取り組んでおられると聞いてございます。

県としましては、引き続き連携しながら民生委員の確保に取り組んでいきたいと考えております。

また、2点目のほうで、コロナ禍におかれましては活動が制限されていることに対する取組ということでございますが、市町村さんのほうで民生委員の戸別訪問等の活動におきましては、委員おっしゃるように、感染が拡大している時期におきましては訪問を控えていらっしゃるすとか、そういう状況があったんですけども、徐々に新型コロナに対応した取組が行われているということで、ある市町村ではひとり世帯の高齢者に対しまして、朝起きたら、一部の障子を少し開けるなどの簡単な決まり事をつくって安否確認代わりとするなど、対面での接触を減らしながら工夫して活動を行う。また、別の市町村ですが、マスクの配付や子供の貧困関係の弁当配付に協力するなど、コロナ禍において困っている方への支援に当たっているなどの取組を聞いているところでございます。

以上です。

**○新垣淑豊委員** 81.1%ということですが、例えば地域によっては濃淡があると思うんですけども、傾向をちょっと教えていただけませんか。

**○榊原千夏福祉政策課長** 充足率におきましては、市町村によってばらつきがあるということで、特に都市部のほうが低い傾向にあります。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

また都市部のほうともしっかり意見交換していただいて、もうこれ、増やすような形でしっかりやっていただきたいと思っておりますけれども、そこはちよっ

と処遇とかも改善していったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

ほぼほぼ手弁当だと思っすね。

**○榊原千夏福祉政策課長** 民生委員におかれましては、無報酬ということで、その代わりに活動費というのは、国のほうからの交付金をいただきまして地方交付税の措置がありまして、活動費を支給しているところでございます。

その活動費につきまして、年間、民生委員・児童委員というところで6万200円を支給しているところでございますけれども、こちらにつきましては、国のほうに会議等を通しまして、増額のほうを要請しているところでございます。

**○新垣淑豊委員** ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、84ページに行きます。

こちら事業所へのペナルティーとか、例えば何か反則等々があったところというのはあるんでしょうか。令和3年度で願ひします。

**○普天間みはる障害福祉課長** 障害福祉サービス事業所についてのペナルティーなんですけれども、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法に基づく行政上の措置として、勧告命令、指定の取消し等を行うことができますとなっています。

具体的には、基準に従っていない場合には期限を定めて基準を遵守することを勧告し、これに従わなかった場合にはその旨を公表することができるのか、あとはまた、勧告を受けた後に、その事業者が正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかった場合には、また期限を定めて勧告に係る措置を取るべきことを命令することができるというふうにペナルティーの種類はなっています。

過去5年間なんですけれども、指定取消しはございません。令和3年度もございません。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

じゃあ、経営者以外のところからのお話を聞いたときに、この利用者さんに対しての、例えばグループホームに住んでいて、作業所に移るといような仕組みがあると思うんですけども、そこがしっかりとお勤めをしていないのに計上されているというようなケースも実はあつたりするんだよという話を聞いたことがありまして、こういう話って聞いたことありますか。

**○普天間みはる障害福祉課長** 当課のほうにも、やはり適切な運営をしていない事業者の情報というのは、年間幾つか寄せられてきております。

確かに、基準を満たしていないだとか、利用者に

対するサービスのほうが不適切であつたりとか、今委員がおっしゃるような、利用者のほうがいないにもかかわらず給付費をという案件に対しても、もし発見いたしましたら、適切に指導等を行ってまいりたいと考えております。

**○新垣淑豊委員** 例えばグループホームで、本当は体調が悪くて休みたいけど、給付費に関して言うと、作業所に行かないと出てこないわけじゃないですか。

だから、無理やりにでも、ある意味引きずり出してそこで寝ておきなさいという形でやっている事業所が実はあつたりするといううわさを聞いたことがありますので、ぜひこういうのも——経営からしてみたら、それはもうお金が入る、入らないというのは非常に大きな問題にもなると思うんですけども、その利用者さん、またあと、そこでお勤めをする、支援をされる方々のことを考えると、やっぱりちょっとなということがありますので、例えば無記名で構わないので、ある程度、何かしらの調査をするということをぜひやっていただきたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

**○普天間みはる障害福祉課長** 仮に、委員がおっしゃるような情報が寄せられた場合には、当課のほうも、立入調査など適切な指導を行ってまいりたいと考えています。

あつてはならないことであつて、事業者の質の改善に当課としては努めてまいりたいと考えております。

**○新垣淑豊委員** だからね、情報を寄せるというのは、これももうよっぽどのことなんですよ。

だけど、事前にその芽を潰すために、無記名でも構いません、そういった情報集めをするための——例えばインターネットを活用してアンケートを取るとか、これはぜひやつたほうが良いと思ひます。

駆け込んでくるというのはよっぽどのことなんですよ。

だから、そこをぜひ御検討いただきたいということですけど、いかがでしょうか。

**○普天間みはる障害福祉課長** お答えいたします。

県民の皆様からとか、事業者等からの声について、市町村や適正化運営委員会というところもございませので、そちらのほうと連携しながら適切に拾っていきたいと思ひます。

**○新垣淑豊委員** 分かりました。

今日はもう時間ないんで、これぐらいにしましゅうね。



88ページをお願いします。

精神障害の方々ですけれども、この事業の対象の推移と、あと、地域へ移行した状況ということについて教えてください。

**○普天間みはる障害福祉課長** この精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業の内容といたしましては、長期入院——1年以上にわたって、精神障害者の長期入院してる方の解消を図るための事業でして、この方々の地域移行を促進するという内容になっております。

具体的内容といたしましては、地域体制整備のためのコーディネーターを配置したり、あとは退院意欲の喚起を促す取組の実施だとか、もう一点としては、医療機関の中で、地域援助事業者を出席させてやる委員会がございまして、こちらのほうに、医療機関への補助を行って促進する事業になってます。

沖縄県の精神障害の入院患者については、令和2年6月30日現在で4671名、1年以上入院している入院患者は2703人となっております。

入院患者数は若干減少しているものの、高齢者の65歳以上の入院患者数はちょっと増えているというのが傾向的にあります。

以上です。

**○新垣淑豊委員** 65歳以上の精神障害を有する方が増えているというのは、何か理由というのがあるんでしょうか。

**○普天間みはる障害福祉課長** お答えします。

沖縄県の高齢者人数の増加とともに、それを介護していた家族の高齢化という問題もあるということで、それで退院ができずに長期入院につながっているのではないかとというふうに推測しております。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

これも後日、いろいろと意見交換させてください。よろしくをお願いします。

次に、89ページです。

生活困窮者の自立支援ですけれども、この一般就労に関してですけど、この一般就労をした後の後追いというのはどういう形になってるのか教えてください。

**○金村禎和保護・援護課長** お答えいたします。

まず、生活困窮者への自立支援について申し上げますと、まず、個々の相談所の状況に応じて個別的に支援を実施をしていくというところと、自立につながるまで継続的に実施をするという支援の在り方がございます。

就労支援につながると終結という形になるんです

けど、基本的には全体的な支援期間がどれくらいかということをお願いすると、個別的に支援を行いますので一概に言えないんですけど、おおむね1年以内を目安に支援を行っているところです。大方が3か月から6か月で支援が終結をします。その終結後、3か月を目安に再度現状の確認を行って、その際に支援が必要な状況であることが確認された場合には支援を再開するというを行っています。

以上です。

**○新垣淑豊委員** この支援をリピートして必要とする方というのはどれくらいいらっしゃるんですか。

**○金村禎和保護・援護課長** ちょっとリピートの状況についてはデータは取っていないんですけど、先ほど申し上げた、1年を目安に支援を実施して、困難なケースの場合には、やっぱり2年とか、あと長い方だと5年ぐらい、支援を繰り返すという状況の方もいらっしゃるということです。

以上です。

**○新垣淑豊委員** やっぱり今お話があったように、長期にわたる方、あとまた、ひょっとしたら、一度自立をされていますけれども、また再度、支援が必要になる方というのがいらっしゃると思うんですよ。

これはしっかりどういう状況なのかぜひ確認をしていただいて、その理由も持っていただくと、僕はまた、今後の事業のためになるんじゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。

**○金村禎和保護・援護課長** 1年を超えるケースというのは1割程度ではございますが、委員御指摘のように、何度も支援を繰り返すという状況のある方は、特定の要因があると思いますので、状況を確認しながら対策等を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

これもやり取りをお願いします、後ほど。

次は124ページですけれども、虐待の全体的な件数の推移と、児相体制——数的な推移と併せて、児相の体制ってどういう形で変化してるのかというのを教えてください。

たしか、いろいろ強化されてるという話は以前にも伺ってるんですけども、よろしくをお願いします。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** お答えします。

虐待の件数なんですから、令和3年度に本県の児童相談所が対応いたしました児童虐待相談対応

件数は2509件、これは速報値でございますが、過去最多となっております。

前年度の1835件に比べ674件、36.7%の増となっております。

また、令和3年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待対応件数、これも速報値でございますが、20万7659件、こちらも過去最多となっております。

全国については、前年度の20万5044件と比べ2615件、1.3%の増となっております。

この傾向を受けての児相の体制についてであります。県では、児童虐待相談件数の増加や児童虐待への社会的関心が高まる中、相談所の体制強化に努めてまいりました。

平成17年度から令和4年度までの18年間で、正職員53名、会計年度任用職員56名の合計109名を増員しております。

令和4年度につきましては、コザ児相と中央児相に県職員の再任用の保健師1名を配置したほか、コザ児童相談所に児童心理司1名を増員してございます。引き続き体制整備を図り、虐待防止に努めてまいります。

**○新垣淑豊委員** 全国と比べて件数対比の職員数ってどういう状況なんでしょうか。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** 少し年度の数値が以前で恐縮ではあるんですけども、児童相談所に配置されている児童福祉司について、平成31年4月1日現在、本県は人口約2万8671人に1人の割合の配置で、他方、全国は3万3297人に1人の配置という比率になりまして、多く配置されているというふうに認識しております。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

今、児童福祉司というお話ですけども、職員体制自体ってどうなってるんですか。

要は、職員全員が児童福祉司ですか。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** 主に、児童相談所の構成としましては児童福祉司と、心理司、そして、保護所で児童の直接の世話をします生活指導員、そのほかに、専門員として医師とか保健師とか、その他会計年度任用職員等で、多くの職員で組織を運営しているということになります。

**○新垣淑豊委員** 多分、件数が多くなるとほかの人に対しての負担というのが大きくなると思うので、その辺もちょっと確認したかったんですね。

これはまた後で数字をいただければと思いますのでよろしく申し上げます。

続きまして143ページです。

犯罪被害者支援についてですけども、これは犯罪被害者支援条例の制定されているところというのは県内でどれだけあるか教えてください。

**○奥間政消費・くらし安全課長** お答えします。

現在、県内市町村におかれましては、犯罪被害者等支援に関する条例は制定されていない状況でございます。

市町村においては、犯罪被害者等基本法に基づき、それぞれの地域の状況に応じた施策の実施に主体的に取り組んでいるものと理解しております。

なお、平成30年度までに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が県内全ての市町村に設置されている状況でございます。

**○新垣淑豊委員** 多分、条例制定の要請とかが来てると思うんですけど、これに対する対応というのはどういうふうにしてるんでしょうか。

**○奥間政消費・くらし安全課長** 市町村の条例制定につきましては、犯罪被害者等基本法の趣旨に沿って市町村が主体的に行うものと考えております。

犯罪被害者などが必要なときに必要な場所で適切な支援を受けることができるようにするためには、住民に最も身近な基礎自治体であります市町村の取組が重要と認識しております。

県としましては、沖縄県犯罪被害者等支援条例第12条の規定に基づき、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について、連絡協議会の会議等を通して条例制定に関する情報の提供、技術的な助言、その他の必要な協力を行ってまいります。

**○新垣淑豊委員** 多分、横の連携等々も必要になってくると思うので、これは県のほうがしっかりと主導していただきたいんですけども、これをお願いできますか。

**○奥間政消費・くらし安全課長** 県におきましては、現在、委託事業なんですけれども、沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーを設置しておりまして、こういったアドバイザーの方々に、市町村の巡回訪問とか、市町村の出前講座等を実施して、市町村への積極的な、この犯罪被害者等への支援をしていただけよう連携してまいります。

以上です。

**○新垣淑豊委員** 分かりました。

また、これも当事者の方々といろいろと意見交換させていただく際に、私もぜひ同席させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

あと、最後、147ページですけども、国際相談

の現状を教えてください。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** 本事業は、在沖米軍人、軍属等との間で離婚や親権等の悩みを抱える県内女性などに対する支援体制の強化に向けて、米軍等及び県内の関係機関による連携体制の構築及び相談所設置による面談や同行支援等による相談支援の2つの取組を実施しております。

このうち、相談支援については、本島中部に設置した国際家事福祉相談所を拠点として、電話や面談等により専門アドバイザーや支援コーディネーターが助言や情報提供、同行支援等を実施しております。

令和3年度の相談実績は延べ231件、人数で申し上げますと83人となっております。

**○新垣淑豊委員** 同一の方が繰り返し御相談をされるケースが多いということですね。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** そうでございます。

**○新垣淑豊委員** 分かりました。

ちなみに、これが解決に向かったというのはどれぐらいあるものなんですか。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** 個別の詳細なコメントについてはちょっと控えさせていただきたいんですけども、数というのは恐縮ですが——例えばこのような事例で解決に向かっているというのを少し申し上げます。

在沖米軍人と交際していた方で子供がいらっしゃる、婚姻はしていないというようなケースについて情報収集等を行いまして、また、関係機関等を交えた支援、本人による弁護士への法律相談に同行したり、あと相手が解決に向けて非協力的な場合、軍の上司に対して働きかけるなどの助言指導等を行って解決するというような事案があります。

先ほど申し上げた数字のうち何件が解決に向かったというのは、恐縮ですが、ちょっと手元に数字がございません。

以上です。

**○新垣淑豊委員** じゃあ、そこも確認していただくことと、これ多分、長期にわたることと、急ぎでやらなきゃいけないということがあると思いますので、ぜひそこも、数の件も含めてしっかりと確認をしていただければいいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

**○末松文信委員長** 石原朝子委員。

**○石原朝子委員** まず初めに、令和3年度コロナ感染症対策関連事業——子ども生活福祉部で所管して

いる各施設のほうにその関連予算があったと思えますけれども、その実績と効果というのはどのようになっていますでしょうか。

**○榊原千夏福祉政策課長** お答えをいたします。

まず、令和3年度の子ども生活福祉部のコロナ関連予算でございますが、予算額が約390億円に対しまして決算額が約348億円となっております。

この新型コロナウイルス感染症対策の主な実績と効果でございますけれども、主な事業としまして、生活困窮者の方への支援としましては、生活福祉資金の特例貸付けについて5万6410件の貸付けを行い、決算額が約331億円となっております。

また、新型コロナウイルス生活困窮者自立支援支給事業につきましては、1184件の支給決定を行い、決算額が約2億3000万円となっております。

また、ひとり親世帯に対しまして4990世帯へ特別給付金を支給し、決算額が約4億3000万円となっております。

さらに、就労に意欲的に取り組んでいるひとり親家庭への住宅支援資金貸付事業では231名に貸付けを行い、決算額が約5900万円となっております。

また、事業所等への支援でございますが、介護福祉施設における感染症対策事業としまして、感染者や濃厚接触者が発生した介護サービス事業所等119事業所に対するかかり増し経費の支援や、簡易陰圧装置等の整備に対する支援等を実施しまして、決算額が約3億2000万円。

また、障害福祉サービス事業所等への支援としまして、179事業所に対するかかり増し経費支援を含む合計10事業を実施し、決算額が約1億円となっております。

またさらに、放課後児童クラブ等に対する支援としまして、小学校の臨時休業期間等において、放課後児童クラブを午前中から開所するための補助、また、放課後児童クラブにおける衛生用品購入補助等、放課後児童クラブやファミリーサポートセンターへの支援金として、27市町村に対し約3億2000万円の補助を実施したところでございます。

**○石原朝子委員** 執行率としては、どういう状態でしょうか。

**○榊原千夏福祉政策課長** 執行率としましては約89%となっております。

**○石原朝子委員** この執行率89%に対しましてどのように捉えていらっしゃいますか。

**○榊原千夏福祉政策課長** 子ども生活福祉部ではセーフティネットとしての事業を多く抱えてござ

います。

長引くコロナ感染症の影響に、いろいろな方々の困難な状況にセーフティーネットとしての事業を多く実施することで対応してきたと考えてございます。

**○石原朝子委員** この事業、多岐にわたるんですけども、本当に十分に事業が浸透していたのかなという疑問の部分もあるんですけども、ほぼ89%、主管課としては、効果は得てるのではないかということなんです。

**○榊原千夏福祉政策課長** 不用額というのは生じているところではございますけれども、補助金の目的といたしまして対応できたと考えてございます。

**○石原朝子委員** 分かりました。

ありがとうございます。

では、主要施策の成果表の89ページになるんですけども、再三申し訳ありませんけれども、生活困窮者の自立支援の中の生活困窮者住居確保給付金、これが執行率、ちょっと低いように見えますね。

そして、この課題の中で、北部、離島の潜在的な支援対象者を早期に発見し適切な支援につなぐ体制づくりが必要ということなんですけれども、この204世帯の内訳としましては、どの地域が受給されているのでしょうか、内訳のほうをお願いしたいです。

**○金村禎和保護・援護課長** 県が所管する町村部の204件でございますが、福祉事務所別に申し上げますと、北部福祉事務所が9件、中部福祉事務所が118件、南部福祉事務所が76件、八重山福祉事務所が1件、宮古福祉事務所は0件となっております。

以上です。

**○石原朝子委員** この課題に上げてあります体制づくりというのは、今年度それに向けて何か取り組んでいますでしょうか。

**○金村禎和保護・援護課長** 生活困窮者につきましては、既に顕在化してる場合と、それから見えにくい場合がございます。

ですので、関係機関と連携をして適切な支援につなげる体制づくりが必要であるというふうには考えております。

県として、引き続き関係機関との連携強化、それから、制度の周知強化を図って適正な支援につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○石原朝子委員** 課題に上げたように、やっぱり北部地域と離島のほうは、もっと重点的にまた取り組

んでいただきたいと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

今回、決算書、民生費の老人福祉費なんですけれども、そちらは補正も結構して、そしてまた、流用も結構、増減が多い科目であったんですけども、なおかつ不用額が29億も出る、もちろんこの流用に関しては決められた基準にのっとってやっていらっしゃると思うんですけども、あまりにも多く流用されているようなんですけども、それに対しましてはどのような理由があつてそういった補正も流用も頻繁に起こし、なおかつ不用額を出していくという、その原因となったことを教えていただきたいです。

**○榊原千夏福祉政策課長** 令和3年度の当初予算におきまして、子ども生活福祉部といたしましては、所掌する事項につきまして、年間の所要額を見積り必要な予算を計上したところでございます。

ですが、一方、新型コロナウイルス感染症の対策関連経費ですとか、また、国の経済対策関連経費など、年度途中におきまして緊急に対応を要する経費等がございまして、そのような場合は必要な補正予算を計上し対応してきたところでございます。

予算の執行に当たりましては、法令に則した適正な手続に基づき事務を執行する、また、財源の確保と支出の効率化に努めているところでございますが、予算成立後の事情によりまして、予算に不足が生じた場合は、真にやむを得ない場合に限り、予算の流用により対応をさせていただいているところでございます。

いずれも、必要性、緊急性等を十分検討の上、必要最小限の範囲で対応しているところでございます。

**○石原朝子委員** この予算の流用については、やっぱり慎重にやっていただきたいと思いますし、令和3年度は、コロナ禍の影響もあつて、そういった様々な事業等の影響にもよるかと思うんですけども、流用に関してはやっぱり補正もしっかりありますので、そこら辺をよく見極めた上で予算立てをしていただきたいと思います。

次に行きます。今年に入って認可保育園の保育所の基準、保育士が少ない中において保育所運営をしていたり、また、認可外においてお子さんが亡くなった事例が出てきておりますけれども、県としても、保育所などに関して指導監督をやっていると思えますけれども、令和3年度はどのような実施状況であつたのでしょうか。

○下地努子育て支援課長 保育所等におけます指導監督につきましては、令和3年度、対象施設数は391施設、指導監査件数が341施設となっております。

残りの50施設につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず監査を中止しているところでは。

○石原朝子委員 確認しますと、私立保育園、認可外保育園も実施していないということでしょうか。

○下地努子育て支援課長 ただいま申し上げました数字は、いわゆる保育所等でございます。認可外につきましては、令和3年度は対象施設が390施設、そのうち178施設のほうの立入調査を実施したところでは。

○石原朝子委員 今回、この341施設を令和3年度は実施しておりますけれども、その中で、認可園や認可外の中で、特別に監査をしなければならない施設もございましたでしょうか。

○下地努子育て支援課長 認可園、それと認可外の両方におきまして、いずれの場合も特別な監査は実施されておられません。

○石原朝子委員 特に指導が必要となる施設が1施設もなかったということですね。

○下地努子育て支援課長 県の監査においては、そういった施設のほうは見受けられませんでした。

○石原朝子委員 以前、この質問をしたときに、担当人員が不足をしているという答弁等もありましたけれども、令和3年の担当人員は十分に確保されていたのでしょうか。

そしてまた、指導監督を実施するに当たっての予算額、決算額をちょっと教えていただきたいと思えます。

○下地努子育て支援課長 令和3年度の調査員につきましては、5名でございました。

それと、それに係る予算としまして、その指導員を含めまして、事業費としましては約4億円となっております。

○石原朝子委員 指導員は5人ということですか。

○下地努子育て支援課長 指導員数は5名となっております。

○石原朝子委員 この5人で、この対象施設391施設と認可外で390施設、本当に十分に審査ができるのでしょうか。

○下地努子育て支援課長 先ほど申し上げました5名と言いますのは、認可外保育施設を対象とする担当職員でございます。認可園につきましては、別途4名の職員のほうで監査を実施しております。

また、認可外保育施設につきましては、定数が5名となっているんですけれども、30年、31年度と5名の定数を満たすことができないものですから、そういうこともありまして、現在は各施設に年1回の監査が厳しい状況となっております。

○石原朝子委員 厳しいと言っているけれども現在のうちにこういった県内で事故があったりするわけですよ。

やっぱりそこら辺を踏まえて、しっかりとこの認可園、各認可外の保育施設に関しては指導監督をしっかりと、人員を増やしていただきたいと思えますけれども、担当部長としてはどのようにお考えでしょうか。

○宮平道子子ども生活福祉部長 認可外の立入調査等につきましては、今、課長から説明がございましたとおり、5人ということで体制は整備をしているところではけれども、なかなか専門的な職員の確保が難しいということで、継続的に募集をかけているという状況ではございますが、今3名の体制ということになっております。

先ほど、認可外については立入調査のほかに巡回調査というものもやっております。また、新規で開設したところ等に対しては重点的に巡回調査というところもやっております。巡回訪問ですね。

また、オンラインというシステムも活用しましてやっているとございます。体制が厳しい中ではございますけれども、人員体制を何とか確保して、安全な環境の中で保育が提供できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○石原朝子委員 待機児童を解消するためにも、やはり受入れする施設を安全な施設を確保していただきたいと思えますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○末松文信委員長 比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 お疲れさまです。

よろしくお願ひします。

では、まず最初に、先ほどからあります認可外について主な施策のほうからお聞きしたいと思います。101ページの認可外保育施設への支援事業ですけれども、せんだっては那覇市において死亡事案も発生したことで、認可外の実態というものが多いの方々からどうなってるんだろうというような心配の声も聞かれますので、県としてどうなのかということをお聞きしていきたいと思えます。

まず、この101ページの認可外保育施設への支援

事業ですけれども、事業の効果と課題というところを見させていただいておりますけれども、その中で、特にア、イ、ウの中で、施設を支援をしているものに、給食費や、それから、健康診断、調理員の検便等というのはとてもこれ重要なことだと思っております。まず、102ページの3の事業効果と課題のあのところですけど、それを全体質問する前に、認可外を対象何園というふうに把握されてるんでしょうか。

○下地努子育て支援課長 県に設置届がありました認可外保育施設は、令和3年4月1日で、届出数390件となっております。

○比嘉京子委員 この場合ですね、今186施設に対して行ったということになっていますが、それ以外の施設は自前でやってるということでしょうか。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員が助成されなかった施設はどのように対応しているのかとの補足説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

下地努子育て支援課長。

○下地努子育て支援課長 残りの施設につきましては、自前で実施をしているところでありまして。

○比嘉京子委員 結局、県の予算がこれだけしか取れていないので、順繰り順繰りに、その予算を今年はこの施設、来年はこの施設というような分け方でやってるという理解でよろしいんですか。

○下地努子育て支援課長 全施設を対象として予算は組むのですけれど、その園のほうから申請が上がってこないという状況であります。

○比嘉京子委員 もう一つ気になるころの課題ですけど、給食の充実が図られてきたものの、十分ではない施設があることからということをもう少し詳しく、どのような点が十分でないのか、認識されているのかを伺いたいと思います。

○下地努子育て支援課長 令和3年度の4月1日現在で、企業主導型保育所及び居宅訪問型保育施設を除いた、一般的に認識する認可外保育施設という施設は264施設となっておりますけれども、この補助金の交付を申請した施設数となりますと、186施設となっております。

その点から、本事業の活用について市町村を通じて、県内の認可外保育施設への周知を図って、より制度を活用していただこうと考えております。

○比嘉京子委員 ちょっと答弁が、意図が伝わって

ないかなと思いますけど。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から認可外保育施設の給食の充実が図られているものの、十分ではない施設があるとの課題が挙げられているが十分ではないとは何かとの確認があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

下地努子育て支援課長。

○下地努子育て支援課長 今、県のほうで給食支援とかを実施しているところでもありますけれども、まだ認可園と比べまして、ちょっと給食費の単価が低いという状況があるものですから、そのことについての課題解決等に向けて取り組んでいきたいと思えます。

○比嘉京子委員 とても私が危惧してる点は、保育所の給与目標ってあるんですね。ちょっと専門的になるんですけど、保育所の給食は、1日のこの年代の子供の約何パーセントを昼食とおやつであげなさいというふうに厚労省は決めてるわけです。このことが認可外で守られていない現状があるかと理解しています。そこは、沖縄県として踏み込んで、しっかりと栄養給与目標に沿った献立を、共通でいいので流していくということ、そこを実施してもらおうということ、ぜひ御検討いただきたい。

これは子供たちの成長に著しく影響することで、とても危惧されることです。

○下地努子育て支援課長 今、いただきましたお話も含めて、各認可外保育施設のほうへ、各年齢における必要な栄養分といいますでしょうか、そういったことについて周知してまいりたいと思えます。

○比嘉京子委員 ちょっと部長にお願いしたいんですけど、これすごく大きなテーマなんですね。

今これがしっかりと実施しなければならぬという、ねばならないになってないわけです、認可外では。でも、親は保育園って名前がついてるので、きちんと御飯とおやつをあげていると思ってます。でも、子供たちは3歳までに著しく成長します。この時期に毎日のように欠落していくということは大きなダメージです。そのことを考えると、子供たちの育ちを保障することにはなりません。そのことはとても大きなテーマだし、意識の改善と、保育料を値上げしてでもやらないといけないこと。

そのことを踏まえて、やっぱり沖縄県として重要な課題として取り組んでいく必要があると思っておりますので、ぜひ御検討をお願いしたい。

**○宮平道子子ども生活福祉部長** こちらでまだ十分ではないというところの課題について、先ほど単価が低いというような担当課長からの説明がありましたが、認可と比べて1食当たりの単価が低いということと、あわせて、まだこの補助金自体の活用が行き渡っていないというところも大きな課題であると思っています。なので、市町村を通しての申請という形になりますけれども、より多くの施設が活用していただけるようにということについては、再度、市町村と連携をしていきたいと思っています。

認可外の立入りの際に、献立表の確認とかそういったことはしているかと思えます。ただ、栄養所要量が足りるかかどうかというところについては、先ほども申しあげましたように、私どものほうにもまだ専門の職員の配置はございません。

どのような形でできるのかということについては、少し検討してまいりたいと思います。

**○比嘉京子委員** この給食費については、認可外であろうと認可であろうと、今、食材料費については保護者負担になっているんです。ですから、値上げしてでもいいから、1日しっかり、これは沖縄県が補助するお金ではなくていいと思うんです。子供たちの食費というものに値上げが必要だということで、保護者の理解を得ていくということがとても重要だと思いますので、そこは沖縄県の支出の問題ではなくて、親と保育園の認識と理解の問題だと思いますので、ぜひ前進をお願いしたい。一応、提案です。

非常に大きな提案になりましたけど、次、ウのところ、1点。先ほど390の認可外が対象だということで、そこで指導監督基準を満たす旨の証明書が出されているところが258と書かれているんですけども、後のところの証明書が出せないたくさん理由があると思いますが、主な理由を3つぐらい挙げていただけるとありがたいです。

**○下地努子育て支援課長** 安全関連や健康診断、それと避難訓練、こちらのほうが十分でないこと等から、指導監督基準が満たされていないケースが主な理由となっております。

**○比嘉京子委員** これは非常に命に関わる点で、子供たちの病気の発見にも関わる点なので、ぜひこれは何とかクリアできるように監督指導をしていただければと思います。

その点についての見通しはhowですか。

**○宮平道子子ども生活福祉部長** 立入調査で主に指摘される事項については、先ほど課長が申しあげま

したとおり、3点が主な事項となっております。指導事項のある施設に対しては文書等による改善報告を求めて、改善状況の確認を継続的に行っているところではございます。

認可外につきましては、保育料の無償化、令和6年度実施ということもございますので、それに向けて多くの保育施設がこの基準を達成できるように、集中的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○比嘉京子委員** ともかく、非常に基本的なところで底上げができていないということは、子供たちの育ちや安全や健康に大きく影響してますよね。それが放置されてきたという現状があって、沖縄県はすごく努力してると思うんです、認可外が多いので。

なぜかって、本土の認可外というのはすごく保育料が高いんですよ、認可園より高いんですよ。だから、入れるんですよ。高い保育園だから、その保育方針を受入れて、入れたい人たちが多くいるんですよ。

でも、沖縄の戦後はそうはスタートしてきていないので、行政の力が非常に問われてしまっているということは理解します。

やっぱり今、挙げられたのはちょっと私が予想していた内容ではないほどに深刻かなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。まだ66%ぐらいしかその証書が出されていないということをちょっと確認をいたしました。

次に行きたいと思っています。107ページをお願いします。保育士正規雇用の質問が先ほどもありましたので、そこは省いてお聞きしたいと思いますけれども、とてもこれはスタートアップというか、促すために非常にいい事業ではないかと思えます。詳細として、ある程度、施行されているというふうに見るわけなんですけれども、保育士を非正規から正規にやるときに、どのような金額でどう助成をしているんでしょうか。

**○下地努子育て支援課長** 保育士の正規化につきましては、保育士の正規化をする保育所に対して月額3万、年36万円を支給することになります。年36万ですね、保育所に対して……。

**○末松文信委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から54万円と書いてあるとの指摘があった。)

**○末松文信委員長** 再開いたします。

下地努子育て支援課長。

**○下地努子育て支援課長** 令和3年度は、正規雇用の新規採用の場合は月額2万5000円、それを年間最

大30万円。現在、非正規で働かれている方が正規雇用化された場合、月額4万2000円、年間で50万4000円の支給を園にしているところでもあります。

そちらのほうを受けまして、令和3年度の実績でいきますと、正規雇用化されました職員の平均給与は、年間で54万円の額がアップとなっております。

**○比嘉京子委員** これは県単独の事業でしょうか。

**○下地努子育て支援課長** 県単事業となっております。

**○比嘉京子委員** それで、その1年間といいますか、1年こういうふうには補填をしていって正規化するということで、できたらですね、定着率等を調査をかけていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**○下地努子育て支援課長** 県のほうでは、定着率という形については捕捉はしていないんですけれど、本事業の実施要領におきまして、実施主体は市町村でありますので、市町村のほうで事業実施後2年間、正規雇用化の対象となった施設における雇用状況等の確認を行うこととなっております。

**○比嘉京子委員** やはり県単独で約8000万近いお金を出しておりますので、県としてはその定着がどうなったかということをややはり把握しておくということが大事ではないかなというふうに思っておりますので、市町村からの報告等をぜひ県のほうで受けてほしいと思いますが、いかがですか。手元にありますか。

例えば、223名も増やしたんだと思うとすごく意味のある事業ではないかなと思うんですが、やっぱり報告をいただいて、そのことのきっかけで定着していく、また、正規化していくということを確認することはとても大事なことはないかなと思うんですが、どうでしょうか。

**○下地努子育て支援課長** 今後、この事業の実施状況につきまして市町村のほうから報告を求めることについて検討していきたいと考えております。

**○比嘉京子委員** 今の107ページから113ページ辺りに向けて、保育士確保、それから、離職防止の支援策が3つ並んでいるわけなんですけど、それを総じてちょっと質問したいんですけれど、まず、保育士確保のために沖縄県としては予算をどれくらい使っているのでしょうか。

**○下地努子育て支援課長** 令和3年度における保育士の確保、離職防止に係る当初予算総額は約6億6000万円となっております、待機児童解消の最大の課題である保育士確保するため、市町村の取組を多方面

から支援しているところであります。

**○比嘉京子委員** まとめたいと思うんですけど、保育士を確保するために各県が非常に苦慮しているということ、また、地域間においても奪い合いが起こっているということ、いろいろございましてけれども、保育士が確保できずに待機児童の解消ができないことも、もうずっと明らかになってきているわけです。

その点で、ぜひ沖縄県として動いてほしいことをちょっと提案したいと思うんですけど、何といたっても保育士の確保には配置基準です。子供と保育士の配置基準、それと処遇改善——処遇改善の主な大本は国による公定価格における人件費の問題です。

この2つを1セットに触らないと、ずっとこのことは続いていくと私は思うんですが、部長の認識はいかがでしょうか。

**○宮平道子子ども生活福祉部長** 保育士の確保を図っていく上では、配置基準の見直しであるとか処遇の改善というのは、本当に大きな課題であると思っております。

県としても、全国知事会等を通して要請をしているところではございます。引き続き要請をしていきたいとは思っておりますが、まず、配置基準の拡充は非常に大事な課題だと考えておりますけれども、その前に、今いる保育士の確保というのが非常に大きな課題でありまして、それを満たしつつ配置基準というところが非常に今、苦慮しているところがございます。

**○比嘉京子委員** おっしゃるとおりで、目の前に起こっていることを放置をするわけにはいかないもので、それをやりながらも、できるだけ早く国の配置基準を、改定を求めていくということが、これ全国的にみんなで声を上げていかないとできないことなので、ぜひとも沖縄県は特に大声で言ってほしいなと私は思いますが、いかがでしょうか。

**○宮平道子子ども生活福祉部長** この件につきましては、委員はじめ女性の議員の皆様からも声を上げていただいているということで承知しておりまして、大変心強く思っているところがございます。

県としましても、引き続き全国知事会等と連携しながら声を上げていきたいというふうに思っております。

**○比嘉京子委員** もう一つは、公定価格と言って、国から各保育園にお金が下りてくるわけなんですけれども、その価格の分配の仕方というのにも、やはり沖縄県として声を出していく必要があるんじゃないか



など思っているんですが、その区分の中で、その他の地域になっているということに対しての認識はどうですか。

**○下地努子育て支援課長** 公定価格における本県の場合は、その他地域——8区分の一番最下位ということになっているんですけど、その1級地とか2級地というところは、ほとんど東京であるとか、政令市であるとか、そういう大規模な都市になってまして、それらを除きますと、もうほとんどの自治体がその他の区分という形になっていると認識しております。

**○比嘉京子委員** 何を基にして東京都が高いのかという基準が、基準のベースをやっぱり考えないといけないと思うんですね。

沖縄県は、島国なんで、周りの隣県する県がないんです。そのことは沖縄の不利性になっているわけです。

そこも踏まえて、やはり私は、これは、子ども・子育て会議における公定価格の地域区分、この中に国が定めている中においてこれで私たち了としていいんだろうかと思う部分があります。それが一つ。

それから、やっぱり配置基準を見直さないと、今、配置基準どおりに保育園を運営している園はありません。ほぼゼロです。なぜかという、公定価格には8時間労働として組み込まれているにもかかわらず、保育所は11時間開所しろと言っているわけです。11時間から12時間の労働がある中で、8時間分の人件費しか来ない、しかも、人件費の中で一番低いところに沖縄が置かれている。そのことについても私は精査をする必要があると思います。

そして、この配置基準のゼロ歳が1対3とか、1歳児が1対6とか、2歳児、3歳児が1対20とかということって、これ50年も70年も変わってないんですよ。そういうことを放置してきて、それでいて一生懸命、県単独で6億6000万もかけてるわけですよ。

そのことを私たちは放置をするわけにはいけません。ですから、もっともっと国に対して、8時間労働分しか来ないんだから、11時間、12時間労働は出しなさいと。現場では、皆さんが出してる配置基準では回ってませんと。このことを大きく言わなければ、私はこれもう堂々巡りをやり続けるだろうと、非常に思っています。ですから、小さな声では駄目です。大きな声で堂々と、そして、精査をして——そのために何が重要かということ、やっぱり沖縄県の保育園がこの基準どおりで、保育士を確保しているかどうか、という実態を調べるということがまず必

要ではないかと思うんですが、それをやってはどうでしょうか。

**○下地努子育て支援課長** 現在、各保育所における給与水準でありますとか、そういう調査を今、検討しているところであります。

その調査項目の中に、実際の保育士さんの配置状況とか、そういうことを加えることはできないかとちょっと検討していきたいと思います。

**○比嘉京子委員** ぜひ、実態を把握した上で、実態に合っていないことをしっかり訴えていくということが求められていると思いますので、定数に応じて、何名確保しているのかということの実態調査をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

**○末松文信委員長** 休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時26分再開

**○末松文信委員長** 再開いたします。

玉城ノブ子委員。

**○玉城ノブ子委員** それでは、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

主要施策のまず最初に、89ページの生活困窮者住居確保給付金事業、これは何名かの方が質疑をしていらっしゃるんですけども、私もこれは、大変重要な施策だというふうに思っておりますので、ぜひ御答弁のほう、よろしくお願いいたします。

コロナの影響が続いている中で、生活に困窮している世帯にとっては、非常に大事な支援だというふうに思っております。県民の生活をどう支援していくかということは、今後ともやっぱり重要になっているというふうに思いますので、生活困窮者住居確保給付金、生活困窮者自立支援事業も含めて、それぞれの給付内容と成果と今後の課題についてもお聞かせください。

**○金村禎和保護・援護課長** お答えいたします。

まず、住居確保給付金でございますが、離職等により、経済的に困窮し、住居を失った方、または、失うおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給するものとなっております。

令和3年度は町村分です。支給件数が204件、支給額が約8000万円となっております。住居の確保と就労支援等によって、早急の生活と再建につながっているものと考えております。

それから、生活困窮者自立支援事業でございますが、自立相談支援機関を核としまして、相談支援で

すとか、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、こういったものを実施しております。それから、関係機関と連携して、その他の支援にもつなげていくということをしておりまして、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施しているものであるということです。

令和3年度の実績を申し上げますと、新規相談件数が4953件、プラン作成件数が1041件、就労につながった方が145人、増収につながった方が138人となっております。関係機関と連携した包括的な支援によって、生活困窮者の自立促進が図られているというふうに考えております。

今後の課題でございますが、午前中にも少しお答えをしたんですが、生活困窮者につきましては、既に顕在している場合と、それから見えにくい場合がございますので、関係機関と連携をして適切な支援につなげていく、つなげる体制づくりが必要であるというふうに考えております。ですので、県としましては、関係機関との連携強化ですとか、制度の周知強化を図って、適切な支援につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○玉城ノブ子委員** これは、非常に大事な事業になっていきますので、具体的な関係各機関との連携ということになると、どういうことになりますか。市町村との連携ということになるのでしょうか。

**○金村禎和保護・援護課長** 例えば生活困窮者の中には、複数の困り事を抱えている方々がいらっしゃいますので、先ほどおっしゃった支援事業では、支援できない方もいらっしゃるかと思います。例えば就労につながる場合がありますと、雇用施策関係の事業がありますので、そういったことをハローワークといったところにつなげていく。

あと、貸付制度もございますので、それについては、社会福祉協議会のほうにつなげて、連携しながら実施をしていくということでございます。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ、これはやっぱり、この制度を知らないために、その支援を受けることができなかったということがないように、その対象となる皆さん方のところに、この支援が十分に行き届くような、そういう体制を今後、構築していただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

これは、答弁いいです。

あと、98ページの子どもの貧困対策推進基金事業の実施内容とその成果と今後の課題についてお聞か

せください。

**○仲村卓之子ども未来政策課長** お答えします。

子どもの貧困対策推進基金でございますが、これは平成28年度に総額30億円、6か年を期間として創設されたものでございます。当初、県が3億円、市町村が27億円という配分で、これまで6年間で約25.3億円——内訳で言いますと県が約2.7億円、市町村が22.5億円が執行されてまいりました。

市町村の22億円につきましては、主に就学援助の充実ですとか、放課後児童クラブの利用料の軽減に充てられておりまして、令和2年度の就学援助受給者数は、平成27年度と比べ約5700名増えております。それから、援助率は20.4%から24.1%へと拡充が図られました。それから、放課後児童クラブ利用料についても6年間で延べ9700名の負担軽減が図られております。

課題としましては、小規模離島など、基金交付金が未活用となっている町村に対し、同交付金を活用した子供の貧困対策の推進を促していくことや継続的かつ安定的な財源と言える基金の特性を生かし、新たなニーズ等に対応した貧困対策事業を実施していくことなどと考えております。

この子どもの貧困対策推進基金については、新たに今年度から拡充をしまして、10年間、60億円に積み増ししたところでございます。

以上です。

**○玉城ノブ子委員** 沖縄は子供の貧困率が高いということで、子どもの貧困対策推進基金事業に対する期待もあるし、その役割も大きな役割を果たしているということですので、今後とも、やっぱり事業を継続して、貧困対策をぜひ進めていくということが必要だというふうに思います。

ぜひ、これについても、この貧困対策基金で全ての子供たちのところに支援が行き渡るような対応を今からしっかりと進めていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか、部長。

**○宮平道子子ども生活福祉部長** 今、課長からも説明がありましたとおり、今年度は貧困対策推進基金を60億円に積み増しをしまして、期間を延長して取り組むこととしていただいております。単年度当たりで約6億円で、その半分を市町村支援に充てるということで考えております。市町村の取組もしっかり支援しながら、また、県のほうでは、新たに生じた課題について対応をしていきたいというふうに考えております。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ、これは頑張ってください。

たいというふうに思います。

次、119ページですね。

ひとり親家庭生活支援モデル事業の成果と今後の課題について伺います。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** お答えします。

ひとり親家庭生活支援モデル事業は、通称ゆいはあと事業というふうに呼んでいただいております。

本事業は、平成24年度から実施しており、令和3年度末までに223世帯が自立を実現しております。事業を実施してから現時点において、拠点事務所を1か所から3か所へと増設し、県内各市においても、一括交付金を活用した同様の事業をうるま市、糸満市、石垣市が実施しているところであり、同事業はひとり親家庭への支援において重要な施策の一つであると考えております。

本事業は、地域の中で自立を目指していることから、引き続き各地域の市町村等関係機関との連携が必要と考えております。また、県としましては各市においても同様の事業実施を働きかけることで、県内のひとり親家庭の自立支援の取組のさらなる拡充を図ってまいりたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** 沖縄県としては、町村におけるひとり親家庭のモデル事業、全部の町村に実施をしているということ、これは、非常に高く評価をいたしますけれども、市段階では、糸満市はやっているんですけども、まだまだ実施をしているのは3市だけだということでございますので、これは全部の市で実施を進めていくことができるように、県としては何らかの市との連携というのを取って、市段階でも実施できるようにする必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、やっぱり一定の実績を上げてきているので、このひとり親家庭モデル事業が地域の中でも大きな実績をつくり出しているということがありますので、全市の中で実施することができるように、進めていただくことができないのかなというふうに思うんですが、どうでしょう。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** 那覇市と浦添市と沖縄市については、母子生活支援施設がございまして、そこでこういった親子の自立を支援してございます。ただ、それ以外の市は、母子生活支援施設を持っておりませんので、県としては、そういった市と意見交換したところ、先ほど申し上げました3市については、この事業と類似の事業を実施しているところがございます。

母子生活支援施設もない、この事業も実施してい

ない市については、引き続き意見交換をして、ひとり親の支援を拡充するよう図ってまいりたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ、実績も一応上がっているし、これを活用した県民の皆さんからも非常によかったということでの評価の声も上がっていますので、そういう意味では、全ての市で実施することができるように、今後とも市と連携を取って実施できるように進めていただきたいということを要望して、これを終わります。

あと121ページのひとり親家庭住宅支援資金貸付事業の内容と実施状況とその効果、今後の課題について伺います。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** 本事業は、自立支援プログラムに基づく自立支援を受けながら、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対し、住居の借上げに必要な資金を無利子・無担保で貸し付けるもので、令和3年度から実施しており、同年度は231名に貸付けを行いました。

貸付けは月額4万円を上限に、最長12か月間行い、貸付終了後1年以内に就職、もしくは貸付開始時期より高い所得が見込まれる職業に転職等をし、1年間就労を継続した場合に償還免除となります。

貸付終了後の自立を図ることが重要であることから、引き続き就職や転職等、ひとり親への自立支援プログラムに沿った支援に取り組んでまいります。

以上です。

**○玉城ノブ子委員** ひとり親世帯の場合は、経済的に大変厳しい環境に置かれているというのが現状ですね。ですから、家賃の支援をしていただけたら、自立して何とか生活していけるというひとり親世帯というのがいるわけなんですよね。

私も具体的な相談をいつも受けるんですけども、231件の貸付件数があったとのことなんですけれども、まだこの事業を知らない方もいらっしゃいますので、この支援について一刻も早く対象になっていらっしゃる皆さん方に、これも周知をやっぱり図っていく。この支援を受けて、生活をきちんと、子供たちも含めて一緒に自立して生活していけるような、見通しをつけることができるような状況をつくっていくということは非常に大事ですので、そういう点でのやっぱり周知を図っていくということも大事だろうというふうに思うんですけども、これについて、具体的に皆さん方の今後のこの取組について、ぜひ頑張っていただきたいと思うんですが。

**○宮城和一郎青少年・子ども家庭課長** 委員おっ

しゃるとおり、周知は重要だと思います。関係機関、関係団体と協力して、さらにこの事業を利用していただけるよう、周知に努めてまいりたいと思います。

○玉城ノブ子委員 これですべて終わります。

○末松文信委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 まず、性の多様性の推進事業について、新規事業だったということもありますので、目的、内容、効果、課題まで併せてお願いします。

○島津典子女性力・平和推進課長 お答えいたします。

県では、令和3年3月に、誰もが自分らしく幸せに生きることのできる沖縄を目指して、沖縄県性の多様性尊重宣言——美ら島にじいろ宣言を行いました。

それを受けまして、やはり多様な性の在り方を理解し、性別に関わりなく能力を発揮し、活躍できる社会の推進を図るために本事業を開始しました。

令和3年度は、性の多様性に関する専用相談窓口を開設し、性の多様性に関する理解促進を図るための啓発ポスターの作成、パネル展の開催、新聞広告を活用した周知啓発などに取り組んでまいりました。

こうした取組により、性の多様性に関する県民の理解促進が図られるとともに、性的マイノリティー当事者やその家族などが悩みを抱え込まず、安心して相談できる環境を整えたところです。

今後とも、多様な性の在り方を理解し、互いに支え合う社会づくりの推進に向けて、より多くの県民に対し、さらなる意識啓発を図っていききたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 具体的な運営状況——要するに相談室が設置されましたと、窓口できました。それはどういうふうな形で相談体制とかされているのか伺います。

○島津典子女性力・平和推進課長 実際、そのにじいろ相談窓口はおきなわ女性財団のしているのほうに設置をしておりますして、毎週土曜日に受付時間を設けて相談を受けているところです。

○瀬長美佐雄委員 あと、市町村も那覇市や浦添、豊見城とか、そういったレインボー宣言を具体化する事業に当たっても県がやっぱり一定のイニシアチブを取るという点では、今後どのような動きなんでしょうか。

○島津典子女性力・平和推進課長 男女共同参画計画、我々のその部門によって、市町村連絡会議を毎年開催しております。その中で、やはり性の多様性

に関する事業を各市町村がどのように展開をしているのかというところで意見交換も行っているところです。先行して那覇市、浦添市、宜野湾市などパートナーシップ制度を導入している市町村もございませので、県としても意見交換をしながら検討を進めていきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 じゃあ次、伺います。

「平和への思い」発信事業、これはアジアと交流するという点で、その事業目的や内容、併せて効果、課題までお願いします。

○島津典子女性力・平和推進課長 お答えいたします。

本事業は、沖縄県と同様に悲惨な戦争体験などを持つアジア諸国と日本の学生が共に学び、相互理解を深め、将来の平和構築について考える機会を提供することにより、ネットワークの形成と広く平和のために活動する人材育成を図ることを目的としております。

令和3年度はカンボジア、韓国、台湾、ベトナムはオンライン参加で、広島、長崎、沖縄県の学生は沖縄の会場にて対面で、5か国7地域の学生34名が参加し、5日間の共同学習を実施いたしました。

共同学習を通しまして、沖縄戦や他国の歴史についての理解が深まり、国を超えて同年代の仲間たちが交流し、絆を深められたことが成果であると考えております。

また、令和3年度は参加した学生が作成しました平和学習教材を県平和祈念資料館のホームページで公開をしておりますして、この事業成果を平和教育などに活用していきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 今年度も継続して取り組むということになっているのか、現状を少し伺います。

○島津典子女性力・平和推進課長 今年度も同事業を継続して実施をするところでございます。

○瀬長美佐雄委員 認可外の保育施設に関する支援の新すこやか保育事業については、先ほど京子委員からもありましたので、認可化移行支援事業についての実績等々について伺います。

○下地努子育て支援課長 認可化移行支援事業については、認可外保育施設が認可保育所等へ移行することを促進するため、運営費補助や施設改修に必要な費用の一部を補助する事業となっております。

認可外保育施設の認可化の実績につきましては、平成24年度から令和3年度までの10年間で91施設が認可保育所等へ移行し、5566人の保育定員の確保をしたところです。

○瀬長美佐雄委員 この課題の中に、市町村、事業所、保育士・保育所総合支援センターという記述があります。

この保育士・保育所総合支援センターの運営状況というか取組について説明を求めたいと思います。

○下地努子育て支援課長 保育士・保育所総合支援センターは、県内における保育所入所待機児童の解消を図るため、市町村、保育団体、保育所、認可外保育施設、保育士養成施設等と連携し、保育士の確保、保育所の設置及び認可外保育施設の認可を促進するなど、待機児童の解消に必要な事業を総合的に推進することで設けており、その主な事業としましては、未就業保育士等の就労あっせん事業、労働環境の改善支援事業、保育士等の魅力発信事業という事業を実施しているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 分かりました。

次に移ります。

保育士正規雇用化促進事業について、先ほども議論ありましたが、事業期間が令和3年度までというふうに言っていて、ただ、まだまだ正規雇用化促進は必要だろうと思っていて、今年度、その正規化の取組は別メニューでされているのかどうか、まず、その点も併せて、取りあえずこの事業の成果、効果についての説明を求めたいと思います。

○下地努子育て支援課長 保育士正規雇用化促進事業は、保育士の正規雇用化を促進し、保育士の処遇向上及び定着促進を図ることを目的として実施しております。

本事業の実施により、令和3年度は1人当たり年収が平均約54万円、支援対象施設における正規雇用率は14.8ポイント増加するなど、改善が図られてございます。

本事業は、令和3年度までは県単独事業として実施しておりましたが、令和4年度からは、一括交付金を活用した保育士確保対策強化事業の一環として、引き続き実施し、保育士の正規化に取り組んでまいりたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 保育士のなり手を当然増やす、あるいは、離職しないようにという点では、とても効果があった、正規雇用化促進できたという素晴らしい成果だと思いますが、実態として、保育士の平均給与、そこら辺の水準を一定引き上げるということも大事かと思いますが、その面では、現状の給与水準で正規化のみならず、やっぱり給与を引き上げていくという事業というか、取組について伺いたいと思います。

○下地努子育て支援課長 保育士の給与につきましては、毎年改定される公定価格において、平成27年度以降毎年値上がりしてまいりました。公定価格のほうで非常に上がってまいりました。

それと、平成27年度からは、処遇改善加算という形のほうで、経験年数とかに準じて加算がされるという形が取られてきました。

そういうことを通じまして、この10年間で県内の労働者の給与水準と比較して75%の水準であった保育士の給与水準は、今、85%の水準まで近づいてきております。

今後、この差額を埋めるべく、またさらなる給与の上昇ができるように取り組んでまいりたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 この事業は、平成27年度から始まって、3年度で終了と。平成27年度時点で、例えば正規雇用率は何パーセントだった。

当局としては、今、93まで引き上げてきたということなので、27年度当時の正規雇用率としてはどれぐらいだったのか、確認です。

○下地努子育て支援課長 県内私立保育所の正規雇用化率につきましては、平成27年4月の56.1%から令和3年4月には84.8%に増加しております。

○瀬長美佐雄委員 待機児童解消支援金事業ということで、3年度までの事業でした。これについて言うと、黄金っ子プランとか、様々、待機児童解消という点で目標を掲げて取り組んできたと思いますが、それ全体としての成果、効果というか、実績についてまず確認したいと思います。

○下地努子育て支援課長 県では、平成25年度に待機児童解消支援基金を設置しまして、市町村が実施する国庫補助事業を活用した保育所の整備等を支援してまいりました。

これにより、待機児童数は平成25年4月1日時点の2216名から令和4年4月1日では439人へと大幅に減少しており、待機児童の解消に向けた市町村の取組の加速化が図られたと考えております。

○瀬長美佐雄委員 自治体ごとに言えば、待機児童が解決したというふうな自治体も結構あるかと思います。

現状としては、この自治体数という意味では、どの程度の自治体が解消したのかという点では分かりますか。

○下地努子育て支援課長 令和4年4月1日時点の待機児童数は439名でございまして、待機児童がゼロとなっている市町村は19市町村となっております。

す。

○瀬長美佐雄委員 これについては、自治体名は分かかりますか。

○下地努子育て支援課長 石垣市、宮古島市、国頭村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町となっております。

○瀬長美佐雄委員 後でまた今の読み上げてくれた内容を資料として欲しいのですが、新たな基金事業もスタートはしますが、この中身を見ますと、もう今後は、沖縄振興特別推進交付金のソフト事業や厚生労働省の補助金等を最大限に活用するという点で、新たに今年度から始まった基金ということでは、もう切り離して取り組むということなのか、最後に確認します。

○下地努子育て支援課長 基金につきましては、令和3年度終了しましたけれど、別途ソフト交付金を使いまして、保育士の確保に向けた様々な取組を取り組んでまいりたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 以上です。

○末松文信委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 まず最初に、コロナ関連の予算から聞きたいと思います。

令和3年、子ども生活福祉部の新型コロナ関連予算と実績についてお伺いをいたします。聞き取りの際には、予算の金額、執行金額、主な事業と成果をお尋ねしておりました。

よろしく申し上げます。

○榊原千夏福祉政策課長 お答えいたします。

令和3年度の子ども生活福祉部のコロナ関連予算でございますが、予算額が約390億円、決算額が約348億円となっております。

また、コロナ関連予算の主な事業でございますが、長引くコロナの影響で困窮する方々への支援といたしまして、生活福祉資金貸付事業費で約331億円、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業で約4億3000万円、新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金支給事業で約2億3000万円、また、感染対策関係では、介護及び障害福祉施設に係る新型コロナウイルス感染症対策事業が約4億3000万円となっております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

その前の年、令和2年度との事業の違い、令和3年度はどのような特徴がありましたか。

○榊原千夏福祉政策課長 お答えします。

令和2年度コロナ対策関連経費との比較でございますが、令和2年度コロナ関連決算額約444億円に対しまして、約97億円、22%の減となっております。減の主な内訳ですけれども、まず、生活福祉資金貸付事業費が約41億円の減。

また、介護及び障害福祉施設事業所従事者慰労金交付事業が約22億円の減、また、新型コロナウイルス感染症対策事業が約16億円の減となっております。

主な変更点でございますが、包括支援交付金を活用した介護・障害福祉事業所慰労金交付事業、また、介護・障害等福祉施設への感染対策経費への支援金が令和4年度で終了したところがございます。

○喜友名智子委員 逆に、令和2年度、あるいは3年度から今もずっと継続している主な事業を教えてください。

○榊原千夏福祉政策課長 令和3年度から令和4年度へと継続している事業でございますけれども、生活困窮者自立支援金支給事業は10月末までが申請期限となっておりますけれども、こちらのほうが実施していると。

また、低所得のひとり親世帯の特別給付など、困窮者に対する支援事業を実施してございます。

なお、生活福祉資金の特例貸付のほうを実施してきたところですが、こちらは令和4年9月末で受付を終了してございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

また、令和4年度もどういう形になるのか分かりませんが、恐らく年度ごとに感染状況と、あと、それによる県民生活への影響で、変化に合わせた対応をいただいているものと理解しています。

まとまった数字ありがとうございます。

次が主要施策の成果に関する報告書の67ページの人権啓発活動事業です。

この中で、今、県のほうで進めているヘイトスピーチ規制条例、これも人権分野の施策になるかと思えます。もし、ヘイトスピーチ規制条例が制定された場合、この人権啓発活動では、どのような位置づけになるのでしょうか。

○島津典子女性力・平和推進課長 お答えいたします。

県では、人権尊重思想の普及高揚を図り、県民に人権問題に関する正しい認識を広めるため、法務省からの委託を受け、人権啓発活動を実施しております。

法務省が定めます啓発活動強調事項17項目の中

に、ヘイトスピーチ解消法を含めました外国人の人権尊重についてうたわれておりました、令和2年度に作成しましたパンフレットにおいて、このヘイトスピーチに関することも啓発として含めております。条例制定後は、引き続きこの周知に努めて、啓発を行っていきたいと考えております。

**○喜友名智子委員** この中で、市町村に再委託した啓発事業の内容を詳しく教えてください。特に市町村への予算配分と県との連携がどのような形になっているのかお聞かせください。

**○島津典子女性力・平和推進課長** 市町村においても、それぞれの地域の実情に応じて密着したきめ細かい啓発活動を推進するため、この人権啓発事業を実施しております。

主に、市町村におきましては、人権擁護委員が小学校などへ出向き、配付した花の苗などを子供たちが協力して育てることを通して、人権尊重思想を啓発する人権の花運動が行われております。そのほか、人権啓発講演会や出前講座など、それぞれ地域に密着した事業を行っております。

予算につきましては、各市町村において事業実施計画を策定し、県が取りまとめて、法務省へ予算要求を行っております。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

この67ページの事業の効果、課題のところで、ちょっと気になる記載がありました。

人権啓発をより効果的に効率的に推進とあります。

インターネットで沖縄ヘイトと言われるものが出る今、こういったものをどのように取り組んでいくのか、また、人権啓発には効率的という言葉は取組としてはちょっとそぐわないんじゃないかなと思うんですけれども、どういう意味でこの効率的という言葉を使っていますか。

**○島津典子女性力・平和推進課長** インターネット上の誹謗中傷等への対策については、国においても、プロバイダー責任制限法の改正や侮辱罪の厳罰化など、法的な対策が進められているところです。

この法的な対策に加えて、インターネット利用者の人権意識、モラルやリテラシーの向上が求められております。情報を正しく見極めて、正しく行動できる能力を一人一人が高め、心ない誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者とならないよう、インターネットの適切な利用について普及啓発を実施していくことが重要であると思っています。

県としましても、県民などに対して、正しい情報

を発信していくことが重要であると考えております。

人権啓発活動を効率的に推進していくということにつきましては、人権啓発活動は、より多くの県民の皆様の人権について考える機会を設け、広く啓発することも必要であると考えていることから、多くの人が集まるイベント等を活用し、効果的、効率的に取り組んでいるところです。

そういった意味で効率的という言葉を使っているところです。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

次に進みます。

69ページ、Womanちゅ応援宣言について、この宣言をした事業者や個人の数と件数を教えてください。

**○島津典子女性力・平和推進課長** 女性力推進事業の一つとして実施しております女性のチカラ応援宣言、Womanちゅ応援宣言につきましては、令和4年9月末現在、玉城知事を先頭に県内の様々なリーダー23名の方に宣言をいただいているところです。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

これ、さらにまた人数が増えていけば、より啓発活動につながるかなと思います。

78ページの消費者行政活性化事業について伺います。

昨今、統一教会問題で、改めて、靈感商法あるいはマルチ商法、それから古くからはネズミ講と言われるようなビジネス詐欺の類いの問題が注目されています。

県の消費者センターで、こういった問題、相談件数や被害額は、どういうふうになっていますか、令和3年度で。

**○奥間政消費・くらし安全課長** お答えします。

2012年度から2021年度の10年間で、県消費生活センターが受け付けたいわゆる靈感商法と思われる相談は36件でございます、金額は3000円から数千万円となっております。

また、令和3年度におきまして、県消費生活センターが受け付けたマルチ商法と思われる相談は83件であり、金額は4000円から2800万円となっておりますが、被害額が明らかになっていない事案や契約はしたが購入をしていない事案があるなど、相談内容は様々であり、被害額など、総額については把握していない状況でございます。また、ネズミ講とは、無限連鎖講のことであり、後順位の加入者が支出した

金品を先順位の加入者が受領することを内容とする配当組織で、加入者が無限に増加することが前提となっており、令和3年度において、県消費生活センターには、無限連鎖講と思われる相談はありませんでした。

**○喜友名智子委員** こういった相談があったとき、県はどういうふうに対応をしているんでしょう。

特に、被害者救済の仕組みが、県内でどのように今つくられているのか、お尋ねします。

**○奥間政消費・くらし安全課長** お答えします。

消費生活センターは、商品やサービスの契約をして、事業者とトラブルになったときの相談機関であり、契約相手方への解約、返金を求める自主交渉の方法やクーリングオフの仕方などの解決方法を助言しております。

消費者と事業者との間には情報量、質、交渉力の格差があるため、事案に応じて、消費生活相談員が消費者と事業者の間に入り、あっせんを行うことがあります。

消費生活相談員のあっせんが難航している相談事例につきましては、消費生活センターにおいて、弁護士無料法律相談を実施し、相談者が弁護士から法的な助言を受けることもあります。さらに、対応が困難な事例につきましては、法テラス、沖縄弁護士会などの専門組織を案内しております。

また、相談の主な内容が、生活困窮という場合には、身近な相談窓口であります市町村社会福祉協議会に相談するよう案内するなど、より適切な対応が可能と思われる機関を紹介しております。

以上です。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

詐欺まがいのことは法的に対処する枠組みがもう既にあるかと思います。

ただ、最後に答弁いただいた生活困窮の部分ですね。特に、報道やニュースを見ていると、いわゆる信者2世と言われる人たちが、子供たちが、親が寄附金、お布施の名の下に、お金をどんどん出してしまっただけで、もうお米もないと、腐ったものを食べさせられるというような話も入ってきます。

もうこれ子供の貧困、そのものだと思いますので、ぜひ、もし沖縄にもこういった相談、あるいは相談の背後にこういったことが疑われるのであれば、しかるべきところに、ぜひ県のほうがつないでいただけるような体制を続けてもらいたいと思います。

これは要望です。

すみません、次が81ページ、民生委員活動の推進

です。

先ほど来何名かの委員がお尋ねしている部分を省いて、私のほうからは一点だけ、那覇、南部離島区の市町村ごとの民生委員の不足人数だけ教えてください。

**○榎原千夏福祉政策課長** 市町村ごとに御説明いたします。

まず、那覇市ですけれども136名。すみません、今、お話ししているのは令和4年9月1日現在の数値でございます。

次、久米島町が7名。渡嘉敷村は欠員ございません。座間味村が1名。渡名喜村は欠員ございません。粟国村が2名。南大東村が1名。北大東村は欠員ございません。八重瀬町が3名でございます。

**○喜友名智子委員** 事実確認だけしたかったので、質問は以上です。

次が86ページの地域生活支援事業です。

この中で、専門性の高い意思疎通支援者の育成についてですけれども、不足している背景と理由について、県の今の段階での見解をお聞かせください。

**○普天間みはる障害福祉課長** お答えいたします。

専門性の高い意思疎通支援者として、本県のほうでは手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員、失語症者向け意思疎通支援者養成をするほか、点訳・朗読に必要な技術等の指導を行いまして、これらに従事する点訳・朗読奉仕員の養成に取り組んでいるところです。

手話通訳士さんについて、不足している背景なんですけれども、登録者数は増加しているところなんですけれども、目標値に届かないなど、人材育成に課題があります。全国統一試験に向けて、集中講座を開催するなど、合格率の向上等に取り組んでいるところです。

ただ、意思疎通支援者が少ない理由としましては、障害者に対する県民の理解の不足などが考えられますので、今後は、広報の実施とか、県民向けの手話講座の実施等に取り組んでいって、市町村や関係団体と連携を基に意思疎通支援者の養成に取り組んでまいりたいと考えております。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

今、令和3年度の決算審査なんですけれども、今年の目の前にあるウチナーンチュ大会ですが、恐らくこれだけ参加者がいると障害をお持ちの方もいらっしゃるかと思うんですね。

県のほうでは、こういった海外の方たちが、特にウチナーンチュ大会で海外からの障害者の参加サ



ポートというのは、どういう体制を取っているんでしょうか。

**○普天間みはる障害福祉課長** 委員から御質問があった後、大会事務局へ確認しましたところ、障害のある方から参加希望があった場合は、合理的配慮としまして、必要な物品の準備、手話通訳者等の手配を行う方向で準備を進めているとのことです。

ただ、現在、事務局のほうに多く寄せられている要望というのは、車椅子を利用したいという要望が多いということで、沖縄セルラースタジアム内で必要なスペースを確保しているということです。

**○喜友名智子委員** 分かりました。ありがとうございます。

次が89ページ、生活困窮者の自立支援です。

この中の住居確保給付金なんですけれども、不用額が6000万弱あるのがちょっと気になってまして、申請をして支給されなかった理由、どういったものがあるのか主だったものをお尋ねします。

**○金村禎和保護・援護課長** お答えいたします。

令和3年度におきまして不支給となったのは3件となっております。その理由としては、収入要件を満たさなかったものが1件、資産要件を満たさなかったものが1件、申請書類の不備が1件となっております。

以上です。

**○喜友名智子委員** 給付までの手続プロセスを確認させてください。

**○金村禎和保護・援護課長** 住居確保給付金のプロセスでございますが、まず、自立相談支援機関で相談や申請受付を行いまして、申請書類一式がそろい次第、福祉事務所に送付されることとなっております。送付後、福祉事務所において、審査、支給決定を行いまして、申請者に決定通知書を自立支援機関を経由して送付することとなっております。

実際の給付金の支給については代理納付により賃貸住宅の貸主に支給が行われる流れとなっております。

以上です。

**○喜友名智子委員** 分かりました。ありがとうございます。

生活困窮者の方に御自分の持っている物件を貸しているのかどうかという家主さんからの相談をちょっと幾つかいただいております、こういう県の制度を使っているから大丈夫だよというお話をしたいんですけれども、なかなか制度までつながらないケースも多々あったので、それでお尋ねをいたしま

した。

ありがとうございます。

101ページ、認可外保育施設への支援になります。質問はこれで最後にいたします。

保育士特別配置等支援事業です。年度当初から加配27人というところ、保育士の加配というのは、非常に沖縄で今必要になっている部分じゃないかなと思っています。この保育士の加配27名の方の経緯、どういった内容で加配に至ったのか、ぜひこういったことを広げていただきたいんですけれども、加配をした理由を教えてください。

**○下地努子育て支援課長** 保育士特別配置等支援事業につきましては、認可保育所において、年度途中にゼロ歳児の受入れが可能となるように、年度当初から配置基準以上の保育士を配置し、定員以上の受入れを行った場合に、当該加配保育士の雇用経費を支援するもので、年度途中に増加する待機児童の解消に資することを目的としている事業です。

**○喜友名智子委員** そうすると、保育士比率そのものの改善のために加配をしたわけではなく、年度途中のゼロ歳児を預かるために加配したという理解でいいですね。

**○下地努子育て支援課長** そのとおりです。

**○喜友名智子委員** これも非常に大事な加配だと思います。

ただ、やはり、私も当然、出産して育児する中で保育園に預けたことがあるんですが、お父さん、お母さんは働く事情をお持ちになりつつもゼロ歳児の間は育休という制度があるので、1歳児になってから保育園が見つかりにくいという理由で、ゼロ歳のときから預ける方がまだまだいらっしゃるんですね。

なので、そういったことがないように、やっぱり育休はちゃんと制度をしっかりと利用して、年度途中で預け過ぎることがないような環境整備ができないかなという点と、あとは、加配という点においては、通常の保育士比率を自治体の判断で増やすことが今は可能な運営になっていると思います。

ぜひ、加配の範囲を広げていただくように、こちらでも要望としてお伝えをいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

**○末松文信委員長** 仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員** 皆さんはじめまして。

この9月から文教厚生委員に配属されましたおきな南風の仲宗根悟といたします。

4期目になるんですけれども、文教厚生委員とい

うのが初めて当たります。

何しろ何も分からないですので、とんちんかんな質問があるかもしれませんが、どうぞ真摯な御回答をお願いします。

これまで、総務企画委員会にいたもんですから、去年、令和3年度の補正予算は、全て総務のほうで審査いたしましたけれども、22回でしたかね、補正が組まれて、その多くが商工関係かなど。民生費もかなり補正が組まれているということで、当初予算が900億余りに加えて、補正予算が370億。いろんなやりくりといいましょうか、予備費、あるいは繰越、流用を重ねて1230億を使わないといけない子ども生活福祉部。

総体として、この予算を閉めたときに、どういう自己評価というんでしょうか、子ども生活福祉部として、この予算をどのような形で見ていらっしゃるのか、まずそこからお聞かせいただけないですか。

**○榊原千夏福祉政策課長** まず、令和3年度の子ども生活福祉部の決算状況でございますけれども、大きな特徴といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る事業の執行が大きかったということがまずあるかと思えます。

一般会計の歳出決算額1232億円のうち、390億円がコロナ対策関連でございます。令和3年度には、ただいま委員がおっしゃいましたように数回にわたり補正予算を組み、対応してきたところでございます。

その内訳の主なものとしては、生活福祉資金貸付事業が331億円ですとか、それから、高齢者福祉施設等の感染対策、また、ひとり親世帯生活支援特別給付金の事業が約4億円など、国の予算化を受けてできる限り速やかに対象となる施設ですとか、御家庭、困っている方に支援が届くようにしっかり取り組んできたと考えてございます。

以上です。

**○仲宗根悟委員** 補正が370億あるんですけれども、その中の350億余りが社会福祉総務ということで、恐らく貸付金に多く予算を計上されているのかなというふうに思うんですけれども、その中で、生活福祉資金の貸付けというんでしょうか、どういったメニューがあって、どのような活用がされたのか、この辺をお聞かせください。

**○榊原千夏福祉政策課長** お答えいたします。

生活福祉資金は通常ですと低所得者の方ですとか、障害者、高齢者の方向けに生活福祉資金の貸付けのメニューがございますけれども、今回、新型コ

ロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象を拡充いたしまして、特例として貸付対象を拡充したというところで、令和2年3月25日から令和4年9月30日までの期間、特例貸付というメニューを実施したところでございます。

その中身ですけれども、資金の種類としまして、緊急小口資金、また、総合支援資金というのがございます。緊急小口資金というのが、主に休業された方向けで、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の貸付け、また、総合支援資金と申しますのが、主に失業された方方向けで、生活再建までの間に必要な生活費の貸付けを行うというメニューを実行してまいったところです。

以上です。

**○仲宗根悟委員** 新型コロナウイルスの影響によるものが、令和3年度も非常に多かったというふうに思っているんですけれども、今、貸付対象者のお話が、私自身も勉強不足で、生活困窮者の皆さんですとかひとり親世帯といった方々にも行くのかなと思いましたが、そこはそこでまた別メニューがあって、いわゆる新型コロナウイルスの影響を受けて休業されたとか、収入が著しく減少したとか、困っている方々への貸付けが対象なんだというようなお話を伺いました。

もちろん子ども生活福祉部ですから、人間、生きていく上ではもう手を差し伸べる共助、公助、生活福祉のほうでも最後のとりでという意味では、このコロナで影響を受けた生活がままならない方々への貸付けだと思えるんですけれども、これが、借りたものは返さないといけなくなるわけなんですけれども、その3年度に借りた皆さんが、いつから返済が始まって、いつまでに返さなくちゃいけないというルールがあるかと思うんですけど、その辺のところはどうなっているんでしょうか。

**○榊原千夏福祉政策課長** お答えいたします。

緊急小口資金、総合支援資金ともに、令和4年3月までに貸付けの申請をなさった方は令和5年1月から償還が、返済が始まるということになってございます。

**○仲宗根悟委員** 令和5年からもう返済が始まるということなんですけれども、やはり少しずつ経済回復しつつあるというものの、こういった方々がやっぱり小口資金——20万の最高限度額があるにしろ、この返済には非常に困難を極めないかなというように私自身は考えてるんですが、そういった返済開始に向けて何か支援があるのかなと思うんですけれど

も、こういった対策があるのか、その辺もお聞かせいただけないですか。

**○榊原千夏福祉政策課長** この特例措置におきましては、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の方の償還を免除することができることとしておきまして、生活困窮された方にきめ細かく配慮することとなっております。

免除方法でございますけれども、スケジュールといたしまして、令和4年5月から6月に、この令和5年1月からの償還対象となる借受人全世帯の方へ償還免除の案内を送付いたしまして、6月に前年度の住民税課税状況を確認いたします。この課税状況で、借受人及び世帯主の方の住民税非課税を確認させていただくというところで、その後、6月から償還免除の対象となる方、非課税となる方は償還免除の受付を開始して、今まさに免除の書類審査を行っているところでございます。

**○仲宗根悟委員** 貸付けのメニューなんですけど、新型コロナ特別にこしらえてきた、政府からも補助をいただきながら、補正も組んでやってきたわけですよ。

コロナ以前の従来あるこの小口のものもあるわけですよ。国から特別にコロナで拠出したお金そのものというのが、今後、回復して経済も回復して、貸し付けた皆さんというのは、困窮者でもなくて、一時期仕事がなくなったの対象者だと。この方々が回復して仕事を始めながら返済もしてきたということになると、今度は国のほうが県のほうに拠出したその補助金——返していただいているんだとしたら、国にもどうぞ返してもらえないかというようなことは考えられないのかなと思うんですがね、いかがですか。

**○榊原千夏福祉政策課長** 本則——従来から行っておりました貸付けの部分におきましては、償還金のほうは原資の資金のほうにまた使われていくというふうに承知しておりますけれども、今回はコロナの特例におきましては、これから始まるというところで、私のほうもまだちょっとどういう取扱いになるかということが今はっきり御説明、お答えすることができません。

申し訳ございません。

**○仲宗根悟委員** おっしゃっているのは、従来のものは償還してきたのは、また、貸付資金ということで順繰り順繰り使えるということなんですけど、今回、特例として出てきた令和3年までの分は、しっかり柔軟に使えるような方法で国とやり取りすべきかなと思ってはいるんですけど、その辺どうぞ、部長、

頑張ってくださいね。

以上です。終わります。

**○末松文信委員長** 以上で子ども生活福祉部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入替え)

**○末松文信委員長** 再開いたします。

次に、教育長から教育委員会関係決算事項の概要説明を求めます。

半嶺満教育長。

**○半嶺満教育長** それでは、教育委員会所管の令和3年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しております令和3年度歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

令和3年度の一般会計歳入決算は、予算現額の計521億7415万5676円に対し、調定額は466億6956万224円、収入済額は466億4548万8991円、不納欠損額は0円、収入未済額は2407万1233円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.9%となっております。

以下、款別に収入済額、収入未済額の主なものについて御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料の収入済額は47億8522万8260円で、その主なものは、全日制高等学校授業料であります。

収入未済額43万6366円は、離島児童生徒支援センター使用料であります。

2ページを御覧ください。

(款) 国庫支出金の収入済額は366億9567万2255円で、その主なものは、義務教育給与費、公立高等学校就学支援金、沖縄振興公共投資交付金及び沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入の収入済額は2億3099万969円で、その主なものは、実習生産物売払代、土地貸付料であります。

3ページを御覧ください。

(款) 諸収入の収入済額は5億6179万7507円で、その主なものは、文化財調査受託金、雑入(災害共済給付金)であります。

収入未済額は2363万4867円で、その主なものは、談合認定に係る違約金及び延納利息であります。

(款) 県債の収入済額は43億7180万円で、その主なものは、県立学校の施設整備に係るものでありま

す。

以上が歳入決算状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

教育委員会の合計は、(款)教育費と(款)災害復旧費の合計となります。

それでは、(款)教育費から御説明いたします。

(款)教育費の決算は、予算現額の計1756億2935万6145円に対し、支出済額は1678億1631万7622円、翌年度繰越額は51億6651万2013円、不用額は26億4652万6510円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は95.6%であります。

次に、翌年度繰越額の主なものについて項別に御説明いたします。

(項)教育総務費の翌年度繰越額12億2355万6000円の主なものは、(目)教育振興費の公立学校改築に係る市町村補助事業によるもので、市町村において工法・工期の見直し等の計画変更の内容について、関係者との調整に不測の日数を要したことなどから、やむを得ず繰り越したものであります。

(項)中学校費の翌年度繰越額1億4182万9000円の主なものは、(目)学校建設費の開邦中学校校舎新築工事において、磁気探査により検出された複数の異常点の内容確認及び支持杭の長さ変更に係る調整により遅れが生じたことなどから、やむを得ず繰り越したものであります。

5ページを御覧ください。

(項)高等学校費の翌年度繰越額26億4021万4013円の主なものは、(目)学校建設費の陽明高校校舎改築工事において、当初想定していた土中に擁壁が存在しないことが判明し整備内容を見直す必要が生じ、その内容検討・調整に時間を要したため、年度内の執行が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

(項)特別支援学校費の翌年度繰越額5億8510万3000円の主なものは、(目)特別支援学校費の陽明高等支援学校校舎新改築工事において、当初想定していた土中に擁壁が存在しないことが判明し整備内容を見直す必要が生じ、その内容検討・調整に時間を要したことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

(項)社会教育費の翌年度繰越額5億7581万円の主なものは、(目)青少年教育施設費の玉城青少年の家改築事業において、工事敷地内の樹木の保全に

関する地元自治会との調整及び計画見直しに不測の日数を要したため、年度内での事業完了が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

次に、不用額の主なものについて項別に御説明いたします。

1ページ前の4ページを御覧ください。

(項)教育総務費の不用額5億6198万4455円の主なものは、(目)教育振興費のバス通学費等支援事業において、バス利用回数が当初の見込みを下回ったことによるものや、グローバル・リーダー育成海外短期研修事業において、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン等を活用した代替研修を実施したことによるものであります。

(項)小学校費の不用額2億3183万6858円の主なものは、教職員給与費の執行残であります。

(項)中学校費の不用額2億6804万355円の主なものは、同じく教職員給与費の執行残であります。

5ページを御覧ください。

(項)高等学校費の不用額8億3789万8352円の主なものは、(目)教育振興費のスマート専門高校化促進事業の執行残及び(目)高等学校総務費の教職員給与費の執行残によるものであります。

(項)特別支援学校費の不用額3億6924万2585円の主なものは、特別支援学校施設改装・改修事業費及び教職員給与費の執行残であります。

(項)社会教育費の不用額1億7619万1695円の主なものは、(目)文化財保護費の文化庁国庫補助事業費で進めております円覚寺三門の復元整備において、施工箇所の地形や台風対策等の課題により、工事の計画に変更が生じたことによるものであります。

6ページを御覧ください。

(項)保健体育費の不用額2億133万2210円の主なものは、(目)保健体育総務費の県立学校等感染症対策事業における新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品購入費の執行残によるものであります。

以上が(款)教育費の決算状況であります。

次に、(款)災害復旧費について御説明いたします。

(款)災害復旧費の決算は、予算現額の計1億1569万9000円に対し、支出済額は5191万9000円、不用額は6378万円となっております。

不用額は、幸いにも当初の想定より学校施設の災害が少なかったことによるものであります。

以上が教育委員会所管の令和3年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、教育委員会関係決算事項に対する質疑を行います。

それでは、残り時間、しっかり把握しながらお願いします。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 よろしくお願ひします。

令和3年の教師の案件で自殺者が出るという事案が発生したと思うんですが、これについて第三者委員会が設置されていると思うんですが、その報告、毎回求めてるんですがなかなか出てこない。現況を教えてください。

○崎間恒哉県立学校教育課長 ただいま知事部のほうで再調査委員会が開かれているところです。

教育委員会としては、再調査委員会からの求めに応じて、調査対象者に対して、学校を通して郵送による依頼を發出しているところです。それを個別に協力できる方が第三者委員会からの聴取にお答えしているという状況であります。現在はそういう状況になっています。

○小渡良太郎委員 現時点、教育委員会が調査をする側ではなくて、調査に協力する側ということで理解してよろしいですか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 現在、協力する形を取っております。

○小渡良太郎委員 委員長、これは教育委員会に聞くあれでもないの、総括質疑で確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から小渡委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説

明するよう指示があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 知事部局が所管としてやっているということなので、知事に現況確認、この事案の取組と、あと、全体的な部分ですね。

教育委員会の手から離れた以降のことを確認させていただきたいと思ひます。

○末松文信委員長 ただいま提起ありました総括質疑の取扱いについては、明10月21日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

それでは、質疑を続けます。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 主要施策の成果に関する報告書の403ページの学力向上学校支援事業に関してなんですが、小・中・高でそれぞれ学力向上、この事業は小中かな、以前も学力の向上が課題だという話ありましたが、その取組についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○宮城肇義務教育課長 よろしくお願ひします。

学力向上については、市町村教育委員会及び学校への訪問、この事業にあります学校運営アドバイザー派遣により授業改善を今推進している状況であります。

○小渡良太郎委員 効果の中で、小学校は全国水準を維持し、中学校は全国との差を縮小している。

若干、小学校は上がってきてるんだけど中学校はちょっと足りないという形で書かれているんですが、小学校と中学校で、この最近の推移ってどうなってるのか教えてください。

○宮城肇義務教育課長 小学校は全国水準維持をずっと続けているという状況です。

中学校の場合は、若干、平均に対してやや差を詰めながら推移をしてきているところですけど、今年度に関しては少し落ちてしまったという状況です。

○小渡良太郎委員 単年度で、小学校、中学校の差が出るというのは多少理解できるんですが、推移として、小学校は平均を超えるけど中学校はなかなかという部分になると、小学校で平均超えた方々も中学校に行ったら平均を超えられないということが言えるのかなと思ひます。

であるんだったら、学力向上をしっかりとやるんだったら、特に中学校ですね、力を入れていくという必要があると思うんですが、見解をお聞かせください。

○宮城肇義務教育課長 この事業の中にもありますが、学力向上、学校訪問、そして、もう一つは…。

中学校では今、教員アドバンス事業の中で国語、数学、英語の担当者を対象とした授業力アップ研修会を特化して行っております。

今年度はまた、小・中の算数・数学、この事業を今、立ち上げて推進している状況です。

○末松文信委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 お願いします。

397ページですが、就職活動キックオフ推進事業です。これですね、就職後の追跡調査の状況を教えてください。

○崎間恒哉県立学校教育課長 キックオフ研修会に参加した生徒の追跡調査を申し上げますと、平成30年3月卒の生徒の就職後の3年以内の離職率が29.3%になっております。

ちなみに、同年度の全国平均が36.9%ということで、このキックオフ研修会に参加した生徒に関しては7.6ポイント、離職については低くなっているところでもあります。

○新垣淑豊委員 この事業に参加していない方々の追跡とかというのはされているのでしょうか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 県立学校教育課としての調査ではなくて、沖縄労働局のほうで取りまとめたものがありまして、沖縄県内の新規高卒者の3年以内の離職率というのがあります。

これにつきましては、同じく平成30年3月の卒業生に対しては50.6%というふうになっております。

以上です。

○新垣淑豊委員 大分2割ほど違う状況ですので、ぜひこういった事業はしっかり広げていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次、403ページ、学力向上学校支援事業ですが、各中学校での定期テストの作問について、テストの内容がそれぞれ変わると学校での成績がその学校単位によって違って来るんじゃないかということで、そういった意見を聞いたことがあるんですけど、その辺りってどのようになっているのか教えてください。

○宮城肇義務教育課長 現在中学校では、学習指導要領が育成を目指す資質能力、この定着状況を図る一つの方法として授業等で取り組んだ内容を定期テスト、単元テスト等で授業者が作成して実施していくということでもあります。

定期テスト等を全県的に統一することというのは、学校間の差の解消などある一定の効果は見られると思いますけど、授業者間あるいは学校間での授業の進度、あるいは採用している教科書の教科配列とかいろんなものを勘案しますと、実施日の調整、問題の管理など様々な課題が想定されるというふうで考えております。

教育委員会としましては、知識のみを確認するのではなく、学習指導要領が目指す資質能力が身についたかを確認できるテストへの改善を研修等を通して推進しているという状況です。

今後も、学校とか市町村教育委員会と連携し、取組を進めていきたいと考えております。

○新垣淑豊委員 ふだんの確認テストとか、小テストみたいなので、それは学校のそれぞれの進め方とかを確認するという手もあると思うんですね。

その代わり、期末と中間テストとかというのであれば、そこはもうある程度ここまで進んでるよということが、これは共通していないといけないと思っているんですけども、その点いかがですか。

○宮城肇義務教育課長 先ほど申しましたけれども、そこで若干のずれが生じてきます。

その修正というのは、やっぱりなかなか難しい状況なので、ここはこれからまた考慮しながら考えていけないといけない部分かなと考えております。

○新垣淑豊委員 あともう一つですけど、これもちょっと意見としていただいたのがこういった作問に関して、もう模試のような感じになってしまうんですけども、外部に委託すると大分教員の負担というのも減ってくるんじゃないかという御意見もいただいたんですけども、この点はいかがでしょう。

○宮城肇義務教育課長 外部委託ということになりますと、やっぱりいかんせん、予算を獲得していかないといけないですから、そこはちょっと検討を要するところかなと考えております。

○新垣淑豊委員 分かりました。

じゃあ、次に行きます。

405ページの少人数学級の推進ですけれども、少人数学級にすることで教員が必要になってくると思うんですね。今でもちょっと足りないと、学級担任が不足してるという状況ですけれども、今後の採用計画について教えてください。

○安里克也学校人事課長 少人数学級についてですが、まず、教育委員会では令和3年度に35人学級を中学校2、3年生まで拡大したところでもあります。

現在、小学校1、2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生で35人学級を実施しております。

さらなる少人数学級を推進する場合、教室や教員の確保が課題となってきます。

県教育委員会としましては、今後の教員の採用計画については、正規教員の採用者数を増やす取組を実施しており、令和5年度以降も引き続き教員の採用に努めてまいります。

**○新垣淑豊委員** あわせて、410ページです。特別支援学級があると思うんですけども、特別支援学校、それと学級、通級を含めて、特別支援が必要な生徒数の推移と、その教員数の推移も教えていただいていますか。

**○安里克也学校人事課長** 県立特別支援学校の児童生徒数及び教員数の過去3年間の推移につきましては、令和元年度の児童生徒数2388人、教員数1293人に対し、令和3年度は児童生徒数2485人、教員数1354人となっており、児童生徒数が97人増、担当教員数は61人増となっております。

公立小中学校の特別支援学級の児童生徒数及び担当教員数の過去3年間の推移につきましては、令和元年度の児童生徒数6365人、担当教員数1288人に対し、令和3年度は児童生徒数8305人、担当教員数1621人となっており、児童生徒数は1940人増、担当教員数は333人増となっております。

また、公立小中学校の通級指導教室の児童生徒数及び担当教員数につきましては、令和元年度の児童生徒数が1584人、担当教員数が88人に対し、令和3年度は児童生徒数2186人、担当教員数121人となっており、児童生徒数は602人増、担当教員数は33人増となっております。

以上であります。

**○新垣淑豊委員** これ結構ここの期間でも増えてますけど、10年前と比べたらどういう感じになってますか。

**○安里克也学校人事課長** 申し訳ございません。

10年前の数値についてはちょっと持ち合わせておりません。

**○新垣淑豊委員** この数値の変化についてまた後日頂ければありがたいですね。

じゃ、あわせて、今もう本当に教員数が非常に増えてたり、対応する——多様化というのも出てきていると思うんですけども、教員の休職とか離職とかを含む欠員に対するの対応というのが非常に大きな課題となっていると思うんですけども、今回、この

主要施策の中には教員に対してのフォローするという事業が入ってないんですよね。この点はどう考えてるんですかね。

**○安里克也学校人事課長** 確かに今、委員御指摘のとおり、主要施策の中には、教員の健康管理などに対する事業というものは入っておりませんが、教育委員会としましては、施策以外に教職員のメンタルケア及び休職者に対する療養支援などの健康管理に取り組むことが重要であると考えております。教職員のメンタルケアとして、例えばセルフケア・ラインケアの研修会、精神科医及び公認心理師による相談、復職後の訪問による相談支援、県立学校職員への随時の相談対応、また、新採用職員でありますとか、初めて離島・僻地へ異動した教職員に対しても相談事業などを行っておりまして、こういった取組でケアを行っているところであります。

以上であります。

**○新垣淑豊委員** なので、主要というところに、これは位置づけるべきだと思っております。だから、それを明確に打ってあげることで職員の方にも、やっぱりそこはちゃんと見てくれているんだということが通じると思うんですね。ぜひこれはやっていたきたいなと思っております。

これ要望です。

あと、続きますけれども、424ページ、給付型奨学金なんですけれども、これ支援できている生徒さんの数は分かるんですけども、どれぐらいの申込みがあるのかというのをちょっと教えていただけますか。

**○大城勇人教育支援課長** お答えいたします。

令和3年度の支援状況でございますが、平成28年度から令和2年度までに採用した82名の奨学生に7万円の月額奨学金と、令和3年度に新たに採用した25名の奨学生に入学支度金を支給しております。応募状況につきましては、101名の応募があり、所得要件を満たさない8名を除く93名が最終の候補者として決定しております。このうち、進路変更や国の修学支援新制度を利用する等で54名が候補者から外れたため、最終的には39名の候補者の中から25名を奨学生として採用しております。

**○末松文信委員長** 石原朝子委員。

**○石原朝子委員** 令和3年度の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通常の事業が縮小したり、未執行事業もあったのか、あるのであればお聞かせいただきたいと思っております。

**○諸見友重総務課長** お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための移動制限等によりまして、部活動の大会等が中止となった、あるいは各種会議等の実施方法をオンライン方式に見直して実施をした事業などがございます。

また、高校生を海外に派遣する事業を中止したものの、あるいはオンライン等を活用した代替研修を実施した事業もございました。

ただ、事業そのものを全く実施しなかったというものはございません。

○石原朝子委員 分かりました。

それと、令和2年度よりGIGAスクールは前倒しでオンライン事業の導入を図っておりますけれども、令和3年度までその事業の整備に当たっていたと思いますけれども、令和3年度はどういった事業を展開しましたでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 令和3年度、主な事業として取り組みましたのが、低所得世帯向けの貸出用端末1万650台を各学校に整備したところでございます。

○石原朝子委員 このGIGAスクールに関する事業なんですけれども、令和2年、令和3年度と、予算額と決算額を、もし分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○大城勇人教育支援課長 すみません、今、令和2年、3年の手持ち分がございませんので、後ほどまた提供させていただければと思います。

○石原朝子委員 よろしく願いいたします。

コロナ関連によって、教育委員会が所管をしています中において、令和3年度のコロナ関連予算、決算、不用額と、そういうのが全体的なものが分かるのであれば、そこら辺また御答弁お願いします。

○諸見友重総務課長 令和3年度の教育委員会のコロナ対策関連予算であります。予算額としては9億2615万2000円であります。

決算額が6億6608万円となっております。

不用額が2億6007万2000円となっております。

執行率は71.9%であります。

以上です。

○石原朝子委員 この不用額の理由をお聞かせ願えますか。主にどういった事業で、このように不用額が出たかですね。

○諸見友重総務課長 一番不用額が大きかったのは、県立学校等感染症対策事業が不用額が8987万9000円でありました。

その理由としては、入札残であるとか等の執行残であります。

○石原朝子委員 この感染対策事業はどういった内容でしょうか。

○城間敏生保健体育課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の教育活動継続に際して、安全な環境下で子供たちの学びの充実を図り、感染拡大のリスクを最小限にし、児童生徒及び教職員等の感染対策を強化するため、まず1つ目として、必要となる保健衛生用品——消毒液でありますとか、あるいは非接触型体温計等の購入経費、それから2つ目に、教職員の負担軽減を図るため、教室の清掃、消毒作業を外注するための委託経費、3つ目に、教室等における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター及びCO<sub>2</sub>モニター等の購入経費、そして、4つ目に、感染防止徹底のため、保健室等の衛生環境の向上に必要な備品等を購入する経費等を支援する補助事業であります。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

○諸見友重総務課長 コロナ関連予算の中で不用額が最も大きいのは今、保健体育課長が説明したものと先ほど申し上げましたけれども、一番大きなものは高等学校教育用のコンピューター整備事業費でありまして、この不用額が1億3183万1000円であります。

申し訳ございませんでした。

○大城勇人教育支援課長 ただいま総務課長からお話のありました高等学校教育用コンピューター整備事業は、先ほど御説明させていただきました低所得世帯端末1万650台の入札残の結果でございます。

以上です。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

主要施策の報告書、成果表からちょっと探すことできませんでしたが、国の100%補助の就学支援金等支出事業の事業内容と事業実績と効果というのを教えていただけますか。

○大城勇人教育支援課長 お答えいたします。

就学支援金等支出事業は、主に高等学校等就学支援金を支給することにより、一定の収入額未満の世帯に対して高等学校の授業料の実質無償化を図る事業であり、全国の制度となっております。

令和3年度において、県立高校の全日制課程及び定時制課程で受給資格認定を受けた生徒は3万6201人で、在籍生徒数4万228人に対し、約9割の生徒の授業料の実質無償化が図られ、保護者の経済



的負担軽減となっております。

令和3年度の就学支援金等支出事業の執行率は99%となっております。

以上です。

○石原朝子委員 ちなみに課長、予算額と決算額を教えてくださいませんか。

○大城勇人教育支援課長 最終予算額41億8116万7000円に対し、決算額41億4135万9000円で、執行率は99%となっております。

○石原朝子委員 この事業は公立、県立、私立高校にも適用するのでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 国の制度そのものは、私立も公立より増額した形であるんですけども、この事業に関しては公立分だけでございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、石原委員からこの事業に関して私立は該当しないのかという確認があり、執行部からこの事業は公立分だけで、私立は総務部の所管で予算措置が別となるとの説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

石原朝子委員。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

最後になりますけれども、教職員の住宅管理運営費とか教職員の住宅耐震等対策事業の令和3年度の実績と効果をお願いいたします。

○安里克也学校人事課長 教職員住宅に関する事業として、令和3年度は、教職員住宅管理運営費において、教職員住宅の管理や維持補修等を実施し、教職員住宅耐震等対策事業費において耐震改修工事や解体工事を実施しております。

これらの事業の実施により、教職員住宅の安全性の確保や居住環境の改善が図られたものと考えております。

以上であります。

○石原朝子委員 当初予算の説明のときに、耐震、2施設を実施すれば、全ての教職員住宅の完了がされるという答弁があったかと思うんですけども、施設数としては全て耐震化は終わったのでしょうか。

○安里克也学校人事課長 平成30年度以降、耐震性能が低いと診断された住宅14棟について耐震補強及び改修工事を実施しております。現在、13棟の工事が完了しております。残り1棟につきましては令和3年度は入札不落となりまして、令和4年度へ繰り越しを行っております。この分につきましては、

令和4年6月から工事に着手しており、これで完了ということになります。

以上であります。

○石原朝子委員 確認しますと、14施設のうち13施設は令和3年度で完了し、あと1施設は現年度で行っているということでしょうか。

それで全て完了ということですね。

○安里克也学校人事課長 今、残り1棟の工事に着手しているところであります。

以上であります。

○石原朝子委員 分かりました。

ありがとうございました。

○大城勇人教育支援課長 すみません、先ほど、公立学校というお話をしたと思うんですけども、県立学校の言い間違いでございます。

失礼しました。

○末松文信委員長 比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 では、先ほど新垣淑豊委員からもありましたので、その質問は省いてお聞きしたいと思います。

この沖縄県が独自に取り組んできた小1の少人数学級から、今年で中3まで行くことができたということ、とても高く評価しています。

単独として都道府県として、私は本当に立派ではないかなと思います。

その理由として、ここに挙げられているように、やっぱり児童生徒の基本的な生活習慣や規範意識、それと学力の問題だということの目的があるんですけども、まず効果について皆さんの実感をお聞きしたいと思います。

○安里克也学校人事課長 少人数学級の実施による効果、成果といたしまして、まず1つ目には、学習規律の定着や児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実を図ることができたこと。

それから、2つ目に学級の児童生徒数が少人数となったことで一人一人に目が行き届くようになり、問題行動を未然に把握できるなど、子に応じた対応ができるようになったことが挙げられます。

以上であります。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

では、課題のほうに書いてある教室と教員の問題ですけれども、もう少し詳しくお願いします。

○安里克也学校人事課長 令和4年度ですが、少人数学級を実施できていない学校についてでございますが、小中学校合わせまして16校、20学級でございます。

なお、16校、20学級では少人数学級が未実施となっ

ている理由につきましては、全て教室不足によるものとなっております。

委員から今、お話がありましたとおり課題として認識しております。

以上です。

**○比嘉京子委員** その解消の可能性というのはどうでしょうか。

**○安里克也学校人事課長** 教室不足の解消に向けた学校の施設整備についてであります。市町村立であります。施設整備については市町村で整備を行うということになります。市町村教育委員会とのこれまでの意見交換の中では、市町村においては中長期的な児童生徒の推移でありますとか、学校の通学区域内において公営団地の建設や住宅地の開発の状況、今後数年間の人口動態の動き、それから校区の見直しや分離校の設置、こういったものを総合的に勘案しながら、施設整備を検討しているというふうにお伺いしております。市町村との連携といえますか、そういった話合いが必要なのかなと思っております。

以上であります。

**○比嘉京子委員** 先ほど効果についてお聞きしたわけなんですけれども、これだけ効果があってということを見ると、やっぱり教育の機会均等という面からも、そういうある意味で教室が足りないために配置ができないということも放置していくということにはならないと思っておりますので、やはりここは、中長期的って言ったら今後開くかもしれないとか、いろんなことがあるかもしれませんが、今、仮設でも何でも対応をしていくというぐらいの考え方がないといけないのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

もう少し、市町村に強力で教育——この子どもたちにとっての今は待たないんだという共通理解を持っていただいて、それを1日も早く解消をしていくという方向性というものの意見交換はなされているのでしょうか。

**○安里克也学校人事課長** 先ほども答弁させていただきましたように、施設整備につきましては、市町村教育委員会において実施しているところであります。市町村教育委員会においては、地域住民、関係者との間で様々な形で調整が行われているものと考えております。

今後とも市町村教育委員会と引き続き意見交換を行いながら、適切に推進していけるように促してまいります。

以上であります。

**○比嘉京子委員** ぜひ、そこは環境的にこうだからこうということの子供たちに押しつけるのではなく、やはり私は大人たちとしては、やっぱり教育を受ける権利といいますか、機会の均等といいますか、そういうことに効果がこれだけ言われているわけですから、漏れていることを放置しないという、そういうような気概が必要だと思いますが、教育長いかがですか。

**○半嶺満教育長** ただいまの少人数学級の成果についても、御報告させていただきまして、やはり一人一人にしっかりと目が届いて、きめ細かな指導ができるという意味では、非常に効果があるというふうに思っております。

ただ、これから今後進めていく上では、今いろいろ教室の問題、実はまた、教員の定数の問題もごございます。そういった様々な課題がありますので、教育事務所単位で、実は各市町村の教育長と定期的に話合いを持つ場、機会を設けておりますので、その中で今あった教室の問題についても、今後どういった方法が取れるのかということもしっかりと話合いをしながら、課題の整理をしっかりしていきたいと思っております。

**○比嘉京子委員** では、437ページのほうに行きたいと思っております。

これは今年度で一応、終了といいますか、区切りになっているような事業ではないかと思うんですけれども、その後の展開といいますか考え方はどのようになっているのでしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** この事業は本年度終了となっておりますけれども、市町村の幼児教育における自立を軌道に乗せるため、令和5年度以降も国の予算を活用して、県の幼児教育アドバイザーを活用した事業を継続していく予定でございます。

この国の補助金制度を活用して、市町村における退職教員を幼児教育アドバイザー、または幼小接続アドバイザーとして配置を進めていき、そして市町村幼児教育担当者会や幼児教育連絡体制推進研修会の実施により、課題や情報の共有を図るとともに、研修会支援や園訪問の周知を図っていきたいと考えております。

**○比嘉京子委員** これからも継続していくと捉えてよろしいのでしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** 今、委員のおっしゃったとおり、継続していくという考えでよろしいです。

**○比嘉京子委員** 当初、スタートしたときに、41市

町村の中に幼児教育の担当部署をつくっていくということがあったと思うんですが、現時点で幾らの市町村が幼児教育を担う部署として設置されているんでしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** 幼保一元化や担当者の配置などは、何らかの形で幼児教育の取組が進んでいる自治体は20市町村であります。

**○比嘉京子委員** まだ、まだって変ですけど、道半ばのような気がするんですが、その設置がなかなか進みづらい理由は何でしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** 予算的な確保と、また人材のほうも十分ではないというところでもあります。

**○比嘉京子委員** 人材でいうと、どういう問題があるんでしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** まず、本務職員が少ないところから、教育委員会のほうへの指導主事としての派遣ができないというところもあると思います。

**○比嘉京子委員** これは幼稚園教諭の本務職員が少ないということの意味でしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** はい、そういうことでございます。

**○比嘉京子委員** これは本当に重大な問題だなと思うんですけども、かつて私が交付金で幼稚園教諭に幾らぐらい国から交付をされているかを調べたことがあります。たしか500万、560万とかぐらいだったと思うんですね。その中で市町村が本務職員を置かないで、ずっと臨時を置き続けてきて、これぐらいの金額で2人ぐらい雇用できるんじゃないかというようなことをずっとやってきたわけですよ。そのツケが今、来ていると思います。

これについてはどのように解消なさるんでしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** 今、委員のおっしゃったことは、県としても課題として考えております。

これからも市町村と連携等もしながら進めていければいいかなと考えております。

**○比嘉京子委員** 効果の2番目についての御説明をお願いします。

**○宮城肇義務教育課長** この事業の成果についてお答えします。

成果としましては、県の幼児教育センターとしての機能が周知され、多くの幼児教育施設や市町村からの訪問や研修の依頼が増えてきております。

それに伴い、幼児教育施設における要領指針を踏まえた実践が広がるなど、県全体の幼児教育の質が

向上してきております。

**○比嘉京子委員** この2番目に皆さんが書いてくださった、幼児教育要領と、それから保育所保育指針——指針とか要領というものの勉強会を重ねていくということは、非常に重要なことだと思うんですね。なぜかというところ、正規雇用が少なくなって、退職で辞めていったら次が続いていないんですよ。その次がないんですね。そういうこともあって、このことで幼児教育が非常に遅れているわけです、本県が。先ほどの基本的な生活習慣の問題が学力向上のところに小人数にあったと思うんですが、そこにそのままつながっているということを考えると、これはとても重大な局面だと思いますけど、ぜひ継続をしていただきたいことと、もう一つは、学校教育研究センター辺りで、やっぱり幼児教育の指導主事の養成をぜひ強化してほしい。

最後に、これを申し上げて提案をさせていただきます。

**○末松文信委員長** 玉城ノブ子委員。

**○玉城ノブ子委員** よろしくお願いたします。

最初に、もう何名かの方が質疑はしているんですけども、非常に大事ですので、405ページの少人数学級について、その実施の成果と課題について、まず最初に伺います。

**○安里克也学校人事課長** 県教育委員会では、令和3年度に35人学級を中学校2、3年生まで拡大したところであり、現在小学校1、2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生で35人学級を実施しております。

少人数学級の実施による成果といたしましては、学習規律の定着や児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実を図ることができたことや、学級の児童生徒数が少人数となったことで、一人一人に目が行き届くようになり、問題行動を未然に把握することができるなど、子に応じた対応ができるようになったことなどが挙げられます。

今後の課題といたしましては、さらなる少人数学級を推進する場合、教室や教員の確保が必要になってまいります。

以上であります。

**○玉城ノブ子委員** 少人数学級の実施については県が本当に積極的な対応をこれまでなさってきたということで、私もこれ非常に評価するものであります。

今、課題となっている教員の確保について、これは本当に具体的にね、もう真剣に考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんです

けれども、この教員の確保の問題について皆さん方のこれからの取組について、考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**○安里克也学校人事課長** 教員の採用に当たりましては、毎年度、教員選考試験を実施して採用を行っているところであります。

この選考試験の実施の在り方について、毎年いろいろ見直しを行っているところであります。令和4年度実施試験に当たりましては、まず新規採用の教職員については、初任者研修というものが必要であるというところで、この初任者研修の部分を、どのように解決していくかというようなことの観点から、例えば県外で現在、公立学校で本務で勤務している教職員で5年以上経験のある方については、初任者研修が要らないであろうというようなところで、今年度から実施しております。

こういったような取組を今後も引き続きどのような形でできるか検討を進めながら解決につなげていきたいと思っております。

以上であります。

**○玉城ノブ子委員** 教育現場で今起きている多忙化の問題、これをやっぱり、解決していくということは非常に重要だと思うんですね。そのためには、今の非正規雇用の教員の先生方をやっぱり正規の教員にしていくと。教育として保障をしていくということが必要だし、やっぱり基本的に教員の定数を増やしていくということをする必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○安里克也学校人事課長** 教職員の定数につきましては、いわゆる義務標準法で定められておりまして、定数の拡大につきましては、今後とも全国都道府県教育長協議会を通しまして、国に要望してまいりたいと思っております。

以上であります。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ、これはやっぱり現場の教員の多忙化を解消していく上で必要な対策をぜひ進めていただきたい。

少人数学級にしていくことも、やっぱりきめ細かな指導、行き届いた教育を子供たちに実施をすると同時に、先生方にとっても非常に大事なことになっていくんだろうというふうに思うんです。今の多忙化を解消していくためにも、少人数学級をやっぱり計画的に進めていくということが非常に大事じゃないかと思いますが、どうでしょうか。

**○安里克也学校人事課長** さらに少人数学級の推進につきましては、これまでの少人数学級の効果検

証を行いつつ、課題もありますことから慎重に検討してまいります。

以上であります。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ積極的に進めていただきたいと思っております。

時間がないので、413ページのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状況と相談実績、その効果と課題について伺います。

**○宮城肇義務教育課長** 令和4年度は計128人のスクールカウンセラーを任用し、小中学校、高等学校の全校に配置を行っております。

効果としましては、カウンセリングを必要としている児童生徒、保護者、教員への専門的な助言を行うことで改善につながっております。

今後の課題としましては、専門的な知識を持った有資格者のさらなる人材確保が必要であると認識しております。

**○玉城ノブ子委員** 私はそのためには、今やっぱり非正規雇用になっている——正規雇用と非正規雇用の配置状況をちょっと伺います。

**○宮城肇義務教育課長** 正規職員につきましては、文部科学省が将来的には正規の職員として規定することを検討するとの考えを示しておりますので、県としましても国の動向を注視していくとともに、引き続き全国都道府県教育長協議会を通してスクールカウンセラーの正規配置を要望していくところです。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ、やっぱり正規雇用者を増やすということが非常に大事じゃないかと思えます。先ほど話があった、専門的な知識を持った有識者の人員確保についても今後の計画として、具体的にやっぱり進めていく必要があるというふうに思いますがどうでしょうか。

**○宮城肇義務教育課長** 今、委員のおっしゃったとおり、これからも全国都道府県教育長協議会を通して、スクールカウンセラーの正規配置、これを要望して続けていきたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** すみません、時間がないので423ページのバス通学費等支援事業について、この実績と効果、課題について伺います。

**○大城勇人教育支援課長** お答えいたします。

国公立においては、令和3年度は4111名を認定しており、決算額は3億1771万1000円となっております。

本事業により、従来の通学費相当分を学用品の購入や部活動の費用に充てるなどの経済的な負担軽減

のほか、アルバイトを減らすなどの効果が見られていると思っております。

制度のさらなる拡充につきましては、令和5年から遠距離通学等で通学費が高額となる生徒への支援に向けて、関係部局と調整を行っているところです。

**○玉城ノブ子委員** ぜひこれは多くの県民の皆さんから大変喜ばれているんです。これをやっぱりこの支援を拡充してほしいという要望もかなり強いですよね。非課税世帯というのを勘案して拡充してほしいというのを要望が強いので、ぜひこれについても検討をしていただきたいと思います。いかがですか。

最後に教育長。

**○半嶺満教育長** 先ほど教育支援課長から説明がございました。

今後さらなる拡充に向けて、令和5年度は遠距離通学での通学費が高額となる生徒の支援に向けて今、関係部局と調整をしているところでございますので、これをしっかりと進めていきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** ぜひよろしく願いいたします。

**○末松文信委員長** 瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** お願いします。

成果の401ページ、SDG s 達成のための教育推進ということで伺いますが、まず、新規ですし、事業の目的・内容で取り組んだ効果、課題について伺います。

**○大宜見勝美生涯学習振興課長** よろしく願いいたします。

SDG s 達成のための教育推進事業ですが、こちらは、持続可能な開発のための教育の周知を図ることを目的に、学校関係者、社会教育関係者を対象にした研修会の実施、研究指定校の設置、イベント等を実施し、普及啓発に係る取組を行っております。

効果についてですけど、指定校の設置や研修会を通して、教師や生徒の課題意識が高まり、SDG s の視点で主体的な活動ができるようになってきたという報告を受けております。

SDG s 実現の担い手の育成につながっていると考えられます。

今後もSDG s 達成のための教育の実践校を増やし、2030年のSDG s 達成目標に向けて意識を高める必要があると考えております。

**○瀬長美佐雄委員** このESDということも、よく理解できませんが、研修そのものは、どのような内容になるのか伺います。

**○大宜見勝美生涯学習振興課長** ESD自体がSDG s 達成のための教育ということで、こちらのESDの研修会自体は、平成25年度から次代を担う青少年育成推進事業ということで、教職員向けにESD研修会をずっと開催しております。

平成30年度から、持続可能な開発のための教育推進事業ということで、30年度から令和2年度までは、先生方向けのESD研修会の開催と、あと、そこから指定校の設置、また、大会等も実施しております。ESD研修会は、教員向けの研修になっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** SDG s を推進するという民間のいろんな団体との関わりを進めているとは思いますが、それについての関連性とか、学校教育に絞らないで、実際にやっている外部団体とか、民間、あるいは経営団体、そこら辺との連携も視野に入れた発展性があるのかどうか確認します。

**○大宜見勝美生涯学習振興課長** 令和3年度のSDG s の事業で委託事業を実施しております。そちらの委託事業者のほうで……。

SDG s は、県の企画部のほうも進めておりますので、そちらのほうで県全体の企業連携は強く進めていると思うんですが、教育委員会のほうの委託事業のほうでも、企業さんのリストも学校に配るとか、何かあれば、SDG s を推進している企業のほうに声かければ、学校のほうにいらしていただいて、連携しながら進めるということができるよう、登録もされています。

**○瀬長美佐雄委員** 期待していますので、ぜひ推進をお願いします。

次は「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業について何点か伺います。

まず、事業の目的・内容、事業効果、課題について伺います。

**○大宜見勝美生涯学習振興課長** 「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業ですが、こちらは、県民や世界のウチナーンチュに琉球・沖縄の歴史と文化を継承することを目的としております。

内容としては、県立図書館郷土資料フロアの移民資料コーナーの充実等により、本県独自の歴史・文化の価値を国際的に発信しております。

効果としては、県内外の県系移民関係資料の収集等を通して、琉球・沖縄の歴史・文化の継承、発展及び沖縄の魅力を発信する人材の育成が図られたと考えております。

課題は、移民開始より100年経過していることから、移民関係資料が散逸の危機に瀕しており、現地での資料調査・収集を急ぐ必要があると考えております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 決算実績の(2)の移民ルーツ調査61件とあります。

これの具体的な内容について伺います。

**○大宜見勝美生涯学習振興課長** 概要として、移民ルーツ調査とは、移民1世の氏名などから、渡航先、出身地、生年月日、渡航年月日などの情報を依頼者に提供しております。移民ルーツ調査の件数なんですけど、令和元年度が451件、令和2年度が42件、令和3年度が61件となっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** この関わりで、世界のウチナンチュ大会が始まります。世界から、そういったルーツを探してくるというような方々もいらっしゃるのかなど。

今年度の取組として、この世界大会との関連性——事業推進という観点では取り組まれているのかどうかの確認です。

**○大宜見勝美生涯学習振興課長** 今年度の第7回世界のウチナンチュ大会——今月行われますが、こちらのほうでは大会会場のセルラーパーク那覇と県立図書館内の2会場で、渡航記録データベースの照会と、移民一世ルーツ調査を行います。これは、2016年の第6回世界のウチナンチュ大会でも移民ルーツ調査ブースを設置して、そのときは273件の調査を受け付けましたので、今年度も同じように2か所の会場で実施する予定です。

**○瀬長美佐雄委員** 国際発信事業とうたわれているので、実態としての調査活動と同時に、調べ上げたものをデータベース化して発信していると。広く世界からアクセスできるようにできるといった構築も併せてやっているという理解でいいのでしょうか。

**○大宜見勝美生涯学習振興課長** これまで調べたデータを発信するというはやっていませんが、先ほどのルーツ調査で、今年度、世界中のどこからでも簡単にアクセスができる多言語データベースを構築しまして、ホームページにアップしております。沖縄から初めて海外に渡った1900年から1937年までの約5万件の渡航記録を基にデータベースを作成しております。渡航先、氏名、年齢、本籍地、戸主名、旅券発行日などから、それぞれがインターネットで検索できるようになっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 世界のウチナンチュ大会と同時に、世界のウチナンチュネットワークの構築と。この取組もある意味で世界のウチナンチュからすると、とても貴重な取組だし、欲しいデータであったりと。そういう意味で言うと世界のウチナンチュネットワークを構築すると、そのセンターが欲しいという関係者がおります。そういったネットワーク構築の観点からの他部署との連携とか取組、意見交換、それはされてるのかどうかを伺います。

**○大宜見勝美生涯学習振興課長** 申し訳ありません、今のは県立図書館の状況でして、委員がおっしゃっている連携はちょっと図書館でやってませんで、すみません、当課でもやっておりません。

**○瀬長美佐雄委員** 教育長に伺えたらと思います。

世界のウチナンチュを迎えるに当たって、各学校単位では移民の歴史とか、それぞれの地域との関わりで、学校の中でも総合学習とかいろんな学習されていると思うんで、それを通してやっぱり世界のウチナンチュのネットワーク——皆さんが求めているこの施設や部署、そういったものに対しては、教育委員会もある意味で関与する必要もないのかなど思っていて、問題意識はどうでしょうか。

**○半嶺満教育長** 前回のウチナンチュ大会においても、この移民ルーツ調査のブースを設置をしまして、海外から参加者の方々の調査を受け付けたりして情報提供しているところでもありますけれども、今回のウチナンチュ大会においても、大会会場のセルラーパーク那覇と県立図書館内の2会場で渡航記録データベースの照会及び県民一世ルーツ調査等を行っております。このウチナンチュ大会においても、こういうブースを設けて、そういった方々の受付をしながら、他の部署とも連携しながら、今ウチナンチュ大会の中でもそういうルーツの調査等の提供は予定をしているところです。

その視点でよろしかったでしょうか。

**○末松文信委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、瀬長委員から、事業についてではなく、ウチナンチュネットワーク構築のため、センター設置の要望があるが教育長としての見解を聞きたいとの説明があった。)

**○末松文信委員長** 再開いたします。

半嶺満教育長。

**○半嶺満教育長** 申し訳ございません。

今、こういう動きがあるということでもありますの

で、教育委員会としても、関係部局と連携しながら、どういった取組ができるか、しっかり検討していきたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 よろしくお願ひします。

留学生とか、県系子弟という形での、そういった交流事業とも兼ね合ってくるという観点を、ぜひ指摘したいと思ひます。

最後に、教職員の病休とかの状況、それに対する対応についてを伺ひます。

○安里克也学校人事課長 教育職員の病気休職者数は、令和元年度419人、令和2年度389人、令和3年度398人となっております。

県教育委員会としましては、休職者に対する療養支援等の職員の健康管理及びスクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置等の業務改善に取り組んでいるところであります。

引き続き教職員が健康で働きやすい環境の整備に努めてまいります。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 様々取り組まれていると。

でも、抜本的に改善できてないという状況の推移だと思うんですね。

それで、そもそもやっぱり根本原因——何をどうすれば解決するんだろうという点で、どういう見解をお持ちか伺ひます。

○安里克也学校人事課長 病気休職者、精神性疾患についてであります。教職員の職務内容に起因するものだけではなく、家庭の状況ですとか、生活環境など、原因が複合的になっていることが多いと考えております。

ただ、本人及び関係者への原因究明調査についてであります。病状への影響も懸念されることから、慎重に対応すべきであると考えております。

教育委員会といたしましては、引き続きメンタルヘルス対策として予防事業、相談事業、療養、復職支援などを行ひまして、メンタル不調や再発防止に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 負担軽減、あるいは教師のゆとりという点では、本当に総合的な対策を打つ上で、やっぱりそういった機会をつくって、現場の皆さんとの意見交換を基に取り組んでいくということができないのか、あるいはやっているのか伺ひます。

○安里克也学校人事課長 教育委員会では、庁内に業務改善推進委員会を設置してございまして、教職員の業務改善についての取組を検討しているところで

あります。

また、職員団体との定期的な意見交換を実施し、教職員の勤務状況や業務改善に係る要望等について情報共有を行っているところであります。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○末松文信委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 よろしくお願ひします。

最初に、令和3年度の教育委員会の新型コロナ関連予算と実績について伺ひます。

先ほど、予算の金額と決算は石原朝子委員の質疑で答弁いただいたので、令和3年度の主な事業が、令和2年度とどのような変化があったのかということをお教えください。

○諸見友重総務課長 令和2年度のコロナ対策関連、教育委員会の関連予算ですが、予算額は9億3316万6000円です。

決算額が8億5493万1000円、不用額が7823万5000円、執行率は91.6%です。

令和2年度と3年度で異なるところは感染症対策のためのスクール・サポート・スタッフの配置であるとか、学びの保障のための学習支援員の配置等の事業については、これは令和2年度のみ国庫補助金の増額による配置であったため、令和3年度については実施はしていないというところであります。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

主要施策の資料のほうの402ページ、教員グローイングアップ事業になります。事業の目的と内容が、法定研修——初任研と10年研と、どういう位置づけの違い、目的の違いがあるのかお尋ねします。

○宮城肇義務教育課長 お答えします。

この事業と、法定研修との違いです。

教育公務員特例法に基づき、沖縄県教育委員会が、教職員に行っている初任者研修や中堅教諭資質向上研修などの法定研修は、服務、教科等の指導方法、教育相談など、教員として必要な資質の向上を目的とした基本的研修となっております。

一方、本教員グローイングアップ事業で行う研修は、中学校の国語科、数学科、英語科の教諭や授業改善を推進する校内研修主任など、授業改善のリーダーを育成する専門研修となっております。

○喜友名智子委員 執行率が50%少しなんですけれども、これはなぜでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 計画どおり研修会を実施したところではあります。コロナ禍におけるまん延

防止措置の実施等で、全36回を——参集型は36回計画しておりましたが、16回はオンラインへ変更して、その結果53.6%の執行となっております。

○喜友名智子委員 これは、コロナのせいでは先生たちが大変だったせいですかね。欠員が増えていることと関係ないかどうか、確認させてください。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、喜友名委員から教員が欠員のカバーで忙しく行けなかったなどの理由があるかとの補足説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

宮城肇義務教育課長。

○宮城肇義務教育課長 欠員の補充ではなくて、研修は実際に行われておりますけど、普通旅費等の減が生じたということで、執行が53.6%となっております。

○喜友名智子委員 分かりました。

先生方からはもう忙しくて、とにかく先生を増やしてくれというシンプルな要望が非常に多いので、執行率の低さがこういった欠員をしている先生方のカバーのせいで、多忙でできなかったのかなということを懸念していましたが、一応背景は違うということは理解しました。

397ページの就職活動キックオフ推進事業です。これ事業を実施した高校が何校だったか確認させてください。50名配置とありますが、1校につき1名だったのか、1校に複数名配置だったのか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 令和3年度は、全ての専門高校20校及び就職希望の多い普通高校23校、定時制課程6校、合計49校に50名の支援員を配置したところです。

普通高校のうち、配置校決定時点で就職希望が1番多かった高校1校に2名を配置したということです。

○喜友名智子委員 この就職支援員の方がどういった方なのか、スキルや経験、業者に委託しているのかどうか等々教えてください。

○崎間恒哉県立学校教育課長 支援員につきましては委託ではなくて、会計年度任用職員として採用しております。

配置校が決まった学校において、ハローワーク求人を通して公募し、書類審査、面接等を通して、各学校で選考する形を取っております。採用に際しての要件としましては、3点挙げておまして、高等学校卒業以上、2つ目が基本的なパソコン操作ができる、3つ目が教育機関での就職支援業務の経験ま

たは採用人事に関する民間企業での経験、もしくは採用人事に関する知識のある者というふうにしております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

次、最後の質問になります。

399ページで、現時点での事業実施内容と今後の活用方法の方向性だけ御答弁をお願いします。

○瑞慶覧勝利文化財課長 お答えします。

琉球王国の外交文書集である歴代宝案編集事業では、令和3年度までに漢文で書かれた校訂本全15冊と、これを読み下した訳注本全15冊の編集刊行を終えたところです。

令和3年12月からはインターネット上に琉球王国交流史デジタルアーカイブを開設し、刊行した歴代宝案を中心とする資料の画像データや、テキストデータの公開を開始しております。活用方法としましては、小・中・高の社会科、地理歴史科あるいは総合的な学習の時間、総合的な探求の時間などの教育活動の中で、琉球の伝統文化について学んだり、海洋王国として栄えた琉球の姿を交易品の記録から考察するなど、主体的に学ぶ教材となることを考えているところです。

以上です。

○末松文信委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくをお願いします。

最後だと、どうもプレッシャー感じて。

1点だけで結構です。

日頃気になって、小中学校の児童生徒の不登校の問題なんですけれども、今回、令和2年、3年とコロナの影響もありながら、休校ですとか、学級閉鎖、学校閉鎖というのも相まって、この不登校が増えたんじゃないのかなという気がするんですね。

市町村単位でもこの取組はされていると思うんですけれども、本県の教育委員会の中でこの問題をどう取り扱って、学習支援ですとか、あるいは居場所づくりですとか、どういった取組がされているのかですね。

これだけです。

よろしくをお願いします。

○宮城肇義務教育課長 30日以上欠席している不登校児童生徒は、令和2年度、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、小学校では1556名、中学校では2066名、高等学校では797名となっております。

登校できない児童生徒については、担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小



中アシスト支援員、教育支援センター等と連携しながら、相談や学習支援及び登校支援を行っております。

また、登校はできるが教室に入れない児童生徒については、保健室や教育相談室などで、担任や養護教諭、教育相談担当教諭による支援を行っております。

なお、県教育委員会では、市町村教育委員会と連携し、校内自立支援教室事業を令和4年度より立ち上げ、校内の空き教室に支援員を配置し学習支援を行っております。

さらに、在宅の不登校児童生徒に対しても、ICT機器を活用した学習支援に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、今後とも不登校児童生徒の社会的自立に向け、個々の児童生徒の状況に応じた支援に努めてまいります。

**○仲宗根悟委員** 今、数を示していただきましたけれども、結構な数があるんだなという印象なんですけど、それで、ひきこもりの方々のケアも、しっかりと学習支援されているというようなお話でした。

登校はできるけれども教室に入れられない子供たちがいると。そういったのは、保健室なりやっているというようなお話ですね。私も聞いたところによりますと、役場の中の教育委員会の一角の部屋を借りて、そこで学習支援をしているケースもあるというふうに聞きました。

私は誑谷に住んでいるんですが、目の前が畑で圃場なんです。時々、那覇市の教育委員会のワンボックスカーというんでしょうかね、それが四、五台連ねて、子供たち乗せてくるんですよ。教育委員会でこの畑の圃場を借りているんでしょうね。そこでジャガイモを植え付けてみたり、時々雑草を刈取りに来る子供たちがいるんですけども、時々何事かなと見ているんですが、恐らく不登校の子たちを預かってやっているんだろうなと。担任の先生方に聞いたら、挨拶しなさいとかこう言ったら、にこにこしながら挨拶も非常に上手な子たちなんです。この子供たちがどうして教室でみんなと一緒に学習ができないのかと不思議なくらい、非常に明るくて、伸び伸びとして作業をやっている風景を見たことがあるんですが、そういった形で、団体と溶け込みながら、登校しながらというふうになるんでしょうけれども、この子供たちは特別なメニューで学習をしているのか、そしてある年齢が来ますと卒業になるわけですから、そのとき、この子供たちは認定が可能なの

かどうか、その辺もお聞かせ願えませんか。

**○宮城肇義務教育課長** 今、委員の会われた子供たちというのは、適応指導教室で学ばれていると思います。

これは、このカリキュラムのまま学習指導要領にできるだけ合わせるような形でやっていますけど、それぞれの特徴があるということです。

卒業の認定に関しましては、校長との面談等いろいろありますので、それを基にしながら、いろんなものを多角的に判断しながら校長先生のほうで卒業認定をしていくという形になってきます。

**○仲宗根悟委員** ありがとうございます。

喜友名委員の部分を差し上げますので、終わります。

**○末松文信委員長** お疲れさまでした。

以上で、教育委員会関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**○末松文信委員長** 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

皆さん大変御苦労さまでした。

次回は、明10月21日金曜日午前10時から委員会を開きますので、よろしくお祈りします。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信

令和4年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月20日（木曜日）  
開会 午前10時1分  
散会 午後3時35分  
場所 第2委員会室

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長	島袋善明君
土木総務課長	新垣雅寛君
道路街路課長	砂川勇二君
道路管理課長	下地英輝君
河川課長	波平恭宏君
海岸防災課長	前武當聡君
港湾課長	呉屋健一君
都市計画・モノレール課長	仲厚君
都市公園課長	仲本隆君
下水道課長	上原正司君
住宅課長	仲本利江さん

本日の委員会に付した事件

- 令和4年第6回議会認定第1号 令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について（土木建築部所管分）
- 令和4年第6回議会認定第5号 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第12号 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第15号 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第16号 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第17号 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第18号 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第24号 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出席委員

委員長	瑞慶覧 功君
副委員長	下地 康 教君
委員	仲里全 孝君
	座波 一君
	呉屋 宏君
	照屋 守之君
	玉城 健一郎君
	島袋 恵祐君
	比嘉 瑞己君
	崎山 嗣幸君
	新垣 光栄君
	金城 勉君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和4年第6回議会認定第1号、同認定第5号、同認定第12号、同認定第15号から同認定第18号まで及び同認定第24号の決算8件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決算事項の概要説明を求めます。

○島袋善明土木建築部長 令和3年度土木建築部の一般会計、下地島空港特別会計をはじめとする6特別会計及び企業会計である流域下水道会計における歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

ただいま表示同期しました歳入歳出決算説明資料（土木建築部）を御覧ください。

それでは、説明資料1ページを御覧ください。

企業会計を除く土木建築部の歳入総額は、予算現額（A）1013億4467万4265円に対し、調定額（B）703億475万5666円、収入済額（C）696億283万7876円、収入未済額（E）6億2571万9510円であり、収入済額の調定額に対する割合、収入比率は99%となっております。

また、不納欠損額（D）は7619万8280円となっております。

2ページを御覧ください。

歳出総額は、予算現額（A）1146億5117万8982円

に対し、支出済額（B）801億7227万7147円で、支出済額の予算現額に対する割合、執行率は69.9%となっております。

繰越額（C）は319億6087万9201円で、繰越率は27.9%となっております。

不用額（D）は25億1802万2634円で、不用率は2.2%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額（A）997億7808万1332円に対し、調定額（B）685億3664万5423円で、収入済額（C）678億5760万6612円、収入未済額（E）6億284万531円であり、収入比率は99%となっております。

また、不納欠損額（D）は7619万8280円となっております。

収入未済及び不納欠損の主なものを款別に見ますと、(款)使用料及び手数料の収入未済額が4億7553万5733円となっており、収入未済の主な理由としては、県営住宅使用料の滞納によるものです。

また、(款)使用料及び手数料の不納欠損額が5247万824円となっており、不納欠損の主な理由としては、県営住宅使用料未収金の時効援用によるものです。

続きまして、4ページを御覧ください。

(款) 諸収入の収入未済額は1億2730万4798円で、収入未済の主な理由としては、談合問題に係る違約金の未収金によるものです。

また、(款) 諸収入の不納欠損額は2372万456円で、主な理由としては、談合違約金の時効の援用によるものです。

続きまして、5ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）1130億8458万6049円に対し、支出済額（B）788億4174万2876円で、執行率は69.7%となっております。繰越額（C）は318億3887万6201円で、繰越率は28.2%となっております。不用額（D）は24億396万6972円で、不用率は2.1%となっております。

繰越しの主な理由としましては、計画の変更や関係機関等との調整の遅れ等であります。

また、主な不用の理由としましては、(目) 港湾災害復旧費において、軽石の回収量が当初見込んでいた量より少なかったことによる不用等があります。

続いて、特別会計の決算について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）4億2534万6253円に対し、調定額（B）3億7553万1729円で、収入済額（C）も調定額と同額であります。

続きまして、9ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）4億2534万6253円に対し、支出済額（B）3億7372万521円で、執行率は87.9%となっております。繰越額（C）は1380万円で、繰越率は3.2%となっております。不用額（D）は3782万5732円で、不用率は8.9%となっております。

繰越しの主な理由は、航空灯火更新実施設計業務委託の設計調整の遅れによるものです。

不用の主な理由は、医療資機材搬送車庫新築工事に係る入札残によるものです。

10ページを御覧ください。

次に、宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）4億1517万4000円に対し、調定額（B）4億3218万1827円、収入済額（C）4億1659万3058円、収入未済額（E）1558万8769円であり、収入比率は96.4%となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

続きまして、11ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）4億1517万4000円に対し、支出済額（B）が4億457万6924円で、執行率は97.4%となっております。繰越額（C）は1049万6000円で、繰越率は2.5%。不用額（D）は10万1076円で、不用率は0.1%となっております。

繰越しの主な理由は、給水給電施設更新の仕様等詳細について、港湾利用者及び関係機関との調整に不測の時間を要したことによるものです。

12ページを御覧ください。

続いて、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）2億4331万3000円に対し、調定額（B）1億9808万2747円、収入済額（C）も調定額と同額であります。

続きまして、13ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）2億4331万3000円に対し、支出済額（B）が1億7886万3185円で、執行率は73.5%となっております。繰越額（C）は5000万円で、繰越率は20.5%。不用額（D）は1444万9815円で、不用率は6%となっております。

繰越しの主な理由は、荷さばき地舗装工事について、国との調整に時間を要したためであります。

14ページを御覧ください。

続いて、中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）2億1841万7280円

に対し、調定額（B）3億4153万483円、収入済額（C）3億3424万273円、収入未済額（E）729万210円であり、収入比率は97.9%となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

15ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）2億1841万7280円に対し、支出済額（B）が1億6177万6573円で、執行率は74.0%となっております。不用額（D）は5664万707円で、不用率は26.0%となっております。

不用の主な理由は、不法投棄等に対応するためのフェンス設置工事について与那原町との調整により、計画の見直しを行ったことによるものであります。

16ページを御覧ください。

続いて、駐車場事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）5377万6000円に対し、調定額（B）2億1352万2585円で、収入済額も調定額と同額となっております。

17ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）5377万6000円に対し、支出済額（B）が610万638円で、執行率は11.3%となっております。繰越額（C）は4342万3000円で、繰越率は80.7%。不用額（D）は425万2362円で、不用率は8.0%となっております。

繰越しの主な理由は、照明設備の改修工事について、取替用照明器具が品薄であることによる工期延長に伴うものであります。

18ページを御覧ください。

続いて、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明いたします。

歳入が、予算現額（A）2億1056万6400円に対し、調定額（B）2億726万872円で、収入済額も調定額と同額であります。

19ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）2億1056万6400円に対し、支出済額（B）が2億549万6430円で、執行率は97.6%となっております。繰越額（C）は428万4000円で、繰越率は2.0%となっております。不用額（D）は78万5970円で、不用率は0.4%となっております。

繰越しの理由は、泡瀬人工島内における土砂の移動計画について、本計画と連動する国の埋立工事の遅延が判明し、年度内完了が困難となったことによるものであります。

最後に、流域下水道事業会計については、令和2年度から地方公営企業法を適用しまして、公営企業会計に移行していますので、沖縄県流域下水道事業会計決算書に基づいて御説明いたします。

ただいま表示同期しております、沖縄県流域下水道事業会計決算書を御覧ください。

それでは、決算書の1ページを御覧ください。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計115億4131万2000円に対して、決算額は114億3941万4749円で、予算額に比べて1億189万7251円の減収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少等によるものであります。

次に、支出の第1款流域下水道事業費用は、予算額合計が115億267万5000円に対して、決算額は107億3744万9904円で、不用額が6億7443万2196円となっております。

不用額の主な理由は、第1項の営業費用における委託料及び減価償却費の減少等によるものであります。

2ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計96億338万985円に対して、決算額は72億5194万61円で、予算額に比べて23億5144万924円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したこと等によるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計112億3055万7800円に対して、決算額は85億778万7709円で、翌年度への繰越額が25億952万4401円、不用額が2億1324万5690円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第1項の建設改良費において、工事実施に際し、計画変更の検討や関係機関との協議等に不測の日数を要したことによるものであります。

また、不用額の主な理由は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

3ページを御覧ください。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明いたします。

1の営業収益49億6801万6420円に対して、2の営業費用は100億4421万7799円で、50億7620万1379円の営業損失が生じております。

4ページを御覧ください。

3の営業外収益59億7236万914円に対して、4の営業外費用は3億8万9959円で、右端上から1行目に

なりますが、56億7227万955円の営業外利益が生じており、経常利益は5億9606万9576円となっております。

5の特別利益を加味した当年度の純利益は5億9818万4193円となり、この当年度純利益が当年度末処分利益剰余金となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高192億5614万6319円に対し、当年度変動額が5億9818万4193円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は198億5433万512円となっております。

6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書について御説明いたします。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高5億9818万4193円の全額を今後の企業債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、減債積立金に積み立てることしております。

7ページを御覧ください。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部については、最下段になりますが、資産合計1488億3728万9063円となっております。

9ページを御覧ください。

負債の部については、右端上から2行目になりますが、負債合計1289億8295万8551円となっております。

資本の部については、右端下から2行目になりますが、資本合計198億5433万512円となっております。

負債資本合計については、最下段になりますが、1488億3728万9063円となっております。

なお、10ページ及び11ページは決算に関する注記、また13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。

**○瑞慶覧功委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に関する決算事案でありますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際に

その旨を発言するものとし、明10月21日、当委員会の質疑終了後に改めて、総括質疑とする理由の説明を求めることにいたします。

なお、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で説明資料の当該ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに土木建築部関係の決算事項に関する質疑を行います。

仲里全孝委員。

**○仲里全孝委員** 既に質問取りなど、皆さん調整をされていると思っておりますけれども、令和3年度沖縄県内部統制評価報告書の中で7ページをお開きください。

県管理施設における死亡事故の発生について、何点か確認していききたいと思います。

令和3年5月、土木建築部が所管する本部港内の施設において、鉄製の扉が倒れ、その下敷きとなって作業員が死亡する事故が発生しました。事故の要因については警察による捜査が行われているとありますけれども、県の関わりをお願いいたします。

**○呉屋健一港湾課長** 令和3年5月に本部港にある上屋で鉄製の扉を操作した作業員が、倒れた扉の下敷きになりまして亡くなる事故が発生しております。

事故の発生原因については、ただいま警察のほうで捜査を行っているところであります。

**○仲里全孝委員** その中身を、私は今までの答弁で

把握はしているんですけれども、その県と県警の間わりは何かないですか、協力体制だとか。

○呉屋健一港湾課長 警察のほうからは捜査の協力ということで、事故の直後に捜査協力が行われておりまして、それ以降、特に警察のほうからはこちらに情報の提供とか、そういうのはございません。

○仲里全孝委員 警察のほうからは受けていないという御理解でよろしいでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 警察のほうからは、捜査以降特にこちらにいろいろな資料要求とか、そういったものは今のところございません。

○仲里全孝委員 この件については、重大な不備の該当性にコメントされております。本部港の管理に関する課題が指摘されておりますけれども、内容を紹介してください。

○呉屋健一港湾課長 これは調査委員会の報告書になりますけれども、沖縄県も本部町も本件入り口扉の傾倒のリスクを認識しておらず、入り口扉の使用禁止等の措置も取られていなかった。また、使用者も傾倒リスクの認識が不十分であり、被害者ら従業員に対し、本件入り口扉の開閉に関する注意喚起を行っていなかったというふうになっております。

○仲里全孝委員 それですね、私もホームページで確認しました。今回の事故の原因、抜本的な原因は指摘されていないですか。

○呉屋健一港湾課長 いろいろな要因があるかと思えますけれども、最終的に検討委員会の報告書において、本件事故は多くの人為的ミスが幾重にも重なった結果発生した事故と結論づけております。

○仲里全孝委員 人為的とか、そのもろもろ運用とか、私はそれを確認してるわけではありません。今回の事故の要因は何だったんでしょうかということなんです。もう1年過ぎていきますから、皆さんはいろんな形で調査されていると思うんです。その事故の要因は何だったんでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 報告書の結果にはなるんですけれども、本件事故の要因については、左側扉が傾倒の危険性が高い状態となった原因の特定は容易ではないと結論づけております。

○仲里全孝委員 是正の状況において、皆さんは修繕されているんですよ。修繕等の対応を必要とする場合、連絡体制を明確にしました。第三者被害が想定される危険箇所について早急に応急措置を行う。どこだったんですか、それ。

○呉屋健一港湾課長 報告書によりまして、要因は様々になっておりまして、人為的な要因が幾重にも重なったということになっておりますけれど

も、その具体的な内容になりますけど、要因といたしましては港湾管理についての全般と設計、施工管理の問題やら、建築物管理の問題、あとは使用上の問題など、複数の問題が重なっているということになっております。

○仲里全孝委員 その問題は分かるんですよ。

委員会だから何が原因だったのかなど、そういう問題点があるのは知ってるんですよ。何が原因だったんですか。県の施設で作業員が亡くなっているんですよ。それは明らかにしないとイケないんじゃないですか。

○呉屋健一港湾課長 要因については、やはり本件の事故は多くの人為的ミスが重なった結果というふうになっておりまして、そういう結果がある中で事故の原因については警察のほうで今捜査を行っているところであります。

○仲里全孝委員 皆さんは、県の施設で死亡事故が起きて、何が原因だったのか確認しないんですか。我々、県警がね、今捜査中というのは分かっているんですよ。沖縄県が管理する施設で死亡事故が発生したんですよ。それ検証しないんですか、確認しないんですか。

○呉屋健一港湾課長 それで、我々のほうも、この上屋の事故に係る再発防止検討委員会を設置しまして、このような結論というか、どのような管理がなされてきたかというようなものと結論を得まして、本件の事故は多くの人為的ミスが幾重にも重なった結果というふうになっております。

やはり、事故の原因、詳細については警察も捜査を行っているところでありますので、その結果を待ちたいと思います。

○仲里全孝委員 再発検討委員会、設置してるの分かるんですよ。事故が発生して1年もたっているんですよ。我々、地元に戻ってどういうふうに説明するんですか。事故の前、本部町から県のほうに何件か修繕の要望があったと思うが、説明してください。

○呉屋健一港湾課長 連絡が来たのが、令和2年1月23日に連絡をいただいております。

○仲里全孝委員 要望内容を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 本部町からメールにて、北部土木事務所港湾課宛て、上屋扉に関わる依頼がありました。

その具体的な内容といいますのは、雨水がたまりやすく、経年劣化、潮風による腐食があると。現在、無理やり引っ張って開閉し、かなりの荷重がかかる箇所であるということと、あと、修繕は大規模な作業になることが予想されるということで連絡を受け

ております。

○仲里全孝委員 それが事故の原因だったんじゃないですか、課長。

○呉屋健一港湾課長 修繕要望としてこのようなことが上がっておりますけれども、原因というのは、やはり特定がなかなか難しく、警察の捜査を待ちたいと思います。

○仲里全孝委員 劣化の要因教えてください、内容を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 鉄製の扉であって、また上屋そのものも鋼材、コンクリート等で使われてますので、この港というかなり厳しい環境状況に置かれるところがありますので、それなりに劣化、腐食等は進行していくものと考えられます。

○仲里全孝委員 何が劣化されてましたか。

○呉屋健一港湾課長 引っ張ってもなかなか扉が開閉しにくいというお話がありましたので、この扉を支えるレールというか、その辺のボルトとか、いろいろ、下の部分のレールとか、その辺に不具合があったものと考えられます。

○仲里全孝委員 課長、そこなんです。機能してない。倉庫のドアとして機能してなかったんです。その当時、皆さんが報告を受けて、現場へ行って、使用禁止ですよ、しばらく使わないでくださいと。そういう、皆さんの対応ができていれば、事故は防げたんですよ。

○呉屋健一港湾課長 委員おっしゃるようなこともあろうかと思いますが、やはりこの事故の要因、これについては報告書にもありますとおり、沖縄県も本部町も本件入り口扉の傾倒のリスクを認識しておらず、入り口扉の使用禁止等の措置も取られていなかった。また使用者も傾倒リスクの認識が不十分であり、被害者ら従業員に対し、本件入り口扉の開閉に関する注意喚起等を行っていなかったと、本件事故は多くの人為的ミスが幾重にも重なった結果というふうに結論づけております。

○仲里全孝委員 大きな人的ミスって、町から記録もあるんですよ、皆さんに修繕をしてくれと。何で対応しなかったんですか。

○呉屋健一港湾課長 4月20日の現場確認時点では、職員もこの傾倒の危険性の認識がなかったということになります。

○仲里全孝委員 再度確認するんですけれども、町から県のほうに修繕の要望がありました。それはいつだったのか。県がアクションを取ったのは、どのようにアクションを取ったのか。すぐ現場踏査したのか、どの部署で行ったのか。教えてください。

○呉屋健一港湾課長 令和2年1月にメールが本部町からありまして、そのときに現場確認して、実際この認識ができなかったということになりますけれども、3年4月に、また北部土木事務所へ上屋扉のレールの調子が悪いと、開け閉めがしづらく補修してほしいということの依頼がありまして、翌日の20日には、北部土木事務所の職員が現場を確認しております。

○仲里全孝委員 要望を受けて現場踏査しました、現場確認しました。その時点でなぜ把握できなかったんですか。

○呉屋健一港湾課長 先ほど、私が2年1月にはという話をしましたが、そのときに現場には行っておらず、3年4月に現場を確認しております。

○仲里全孝委員 委員長、休憩をお願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から令和2年1月に町からメールを受けた後、現場には行っていないのかとの確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

呉屋健一港湾課長。

○呉屋健一港湾課長 その後、4月に現場に行っております。令和3年4月に連絡があった際に、4月20日に北部土木事務所の職員が現場を確認しております。

○仲里全孝委員 4月であっても、現場確認したという事実があれば、把握はできるんじゃないですか。

○呉屋健一港湾課長 4月20日に現場を確認したときには、傾倒のリスクまでは認識はしていなかったんですけれども、修繕するということで調整を進めていこうということになっております。

○仲里全孝委員 ちょっと、再度確認させてください。どの部署で現場を確認したんですか、誰が。

○呉屋健一港湾課長 20日には、北部土木事務所の職員が現場を確認しております。

○仲里全孝委員 委員長、この件、非常に疑問な点があります。どうか総括質疑へ、要調査事項として上げてください。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から仲里委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 委員長、この件については、県全体で重大な不備の該当性があるというふうに知事部局のほうからも上げられております。



ぜひ、知事本人にこの問題点を上げるために、総括質疑へ要調査事項として上げてほしいです。よろしくお願ひします。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 以上です。

○瑞慶覧功委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 今の本部港の件に関して、もうちょっと私のほうからも疑問点を質疑したいと思ひます。

この本部港の事故が起こった施設に関しては、県の施設というふうになっていると思ひられますけれども、これは本部町にその施設管理が委託されているというこの理解でよろしいでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 本部町への権限移譲についてなんですが、権限移譲ということで、市町村への権限移譲は地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとするものであるということ、本部港の管理については、沖縄県港湾管理条例第31条に基づき、本部町に権限移譲されております。

○下地康教委員 これ、権限移譲という形になっていますけれども、これは管理委託をするということではなくて、権限移譲というやり方でやっているんですか。

○呉屋健一港湾課長 権限を移譲しております。

○下地康教委員 権限移譲ということですが、例えば、施設が破損したりとか、従来の機能を保てないというふうになった場合、修繕という形になるはずなんですけれども、この修繕の規模ですね、その修繕の大きさ、そういったのはどのようになっていますかね。

つまり、この程度の金額であれば、権限移譲された本部町が修繕をしますよとか、それ以上の費用であれば、県にその費用を賄ってもらおうというようなことが、そういう約束事が、取決めがあったのかどうか、それをちょっと確認したいと思ひます。

○呉屋健一港湾課長 沖縄県の港湾管理条例及び沖縄県港湾管理条例施行規則に基づき、軽微な修繕については本部町が実施すべきということでの認識で我々は考えております。

○下地康教委員 この軽微の範囲というのを聞かせてください。

○呉屋健一港湾課長 軽微な修繕というものは本部町の業務範囲なんですけれども、これについてはきちりとした明確な線引きというのはされておりました。

○下地康教委員 これ、おかしくないですか。権限移譲をされているということですが、じゃあどこまでその修繕も含めてですよ、権限移譲されているのかと。軽微と言っておりますけれども、これどこまでの範囲かということですね。

○呉屋健一港湾課長 日常の管理で必要となるものについては、市町村でやっていただいているんですけれども、明確な線引きというのがないので、それぞれケース・バイ・ケースで協議してやるということになります。

また、大きい修繕についても報告を受けて、それで協議をしていくということにしております。

○瑞慶覧功委員長 ちょっとすみません。聞き取りづらいで、もっとマイクですね、聞き取りづらいで。

○下地康教委員 はっきりしゃべってもらえますか、聞き取れるように。

○呉屋健一港湾課長 ケース・バイ・ケースになるということがあります。

○下地康教委員 その権限移譲をするということですが、その施設がちゃんと機能するこの目的ですよね、施設の。

例えば、今回の場合は倉庫ですね。この倉庫というのは、あるものをいろいろ港湾の物資を入れたり出したりするために保全をしたりとかそういった形ですから、例えば雨漏りであったりとか、あとドアの開閉であったりとか、それがその施設の機能をしっかりと保持するということですね。だから、そういった施設の機能が損傷をしたりとか、修繕が必要であるとか、そういったものが非常に重大な事項ではないですか。どうですか。

○呉屋健一港湾課長 委員がおっしゃるように、上屋の扉とか屋根とか、そういったものというのは上屋の機能を、物流という意味で非常に重要な位置を占める部分の部材、機能でありますので、それについては非常に重要なものとなっておりますと考えております。

○下地康教委員 今回の修繕はこれ軽微なものではないという、そういうふう理解をしているという認識でよろしいですか。

○呉屋健一港湾課長 それは、軽微なものには該当しないと考えております。

○下地康教委員 つまり、権限移譲された本部町の

職員が、現場から県に対して再三、この修繕を依頼をしているということにもかかわらず、皆さんはその対応が非常に遅かった。これは今、お答えしているように、重大な修繕であると、機能保全するためにですね。そういうことに該当するにもかかわらずですよ、皆さんの対応がなぜ遅かったんですか。

**○呉屋健一港湾課長** 沖縄県も本部町も本件入り口扉の傾倒のリスクを認識しておらず、入り口扉の使用禁止等の措置も取られていなかったと。また、使用者も傾倒のリスク認識が不十分であり、被害者ら従業員に本件入り口扉の開閉に関する注意喚起は行っていなかった。

**○下地康教委員** さっきお答えした重要な修繕だと認識をしていると言いながら、何で今認識をしていなかったという話をしているんですか。

**○呉屋健一港湾課長** 部材そのものは構造物として非常に大事な部分であるというのは認識はしておりますけれども、入り口扉側が傾倒するというリスクまでは認識できていなかったということになります。

**○下地康教委員** いや、僕は傾倒するとか、そういったことを言っているわけじゃないんですよ。

つまり、この上屋という施設がその機能をしっかりと活用するためには、運営していくためには、その修繕なりしなければならぬと。重要な修繕であるというふうな今、認識をしていると言いましたよね。

であるならば、それが傾倒するとかそうではなくて、その破損をしている状況が現場で確認されているわけですから、それを復元する、元の機能に戻すと。これは傾倒とか事故が発生するおそれがあるとかそういう話ではなくて、もうそもそも目視でそれが破損をしているということが分かれば、これ重大な事故に結びつくという、普通、これ中学生でも分かるんじゃないですかね。その目視でもって危険性が、危険な事故が発生するというようなことが予測されていたわけですからね。それがなぜその対応が遅かった。認識がなかったというのは、さっき言っていることと、今の答えと全く違いますね。どうですか。

**○呉屋健一港湾課長** 3年4月に現場に行った際に、異常があるということの認識がありまして、それを修繕する予定で業者等の見積りを取るなどの作業はしておりました。

**○下地康教委員** もうこの件に関しては最後に指摘をして終わるんですけども、要するに、施設の機能が保てないその破損状況であるという認識をしながら、それに対応するその対応速度と申しますか、

その対応が遅かったということで今回の事故が発生した。これ非常に重大なことだというふうに思いますので、先ほども全孝委員のほうからありましたように、これは総括質疑に値するというふうに指摘をしておきます。

それともう一つ、1点だけこの件に関して。

この見舞金というのは、その家族のほうには支払われているのでしょうか。要するに、見舞金は支払われているのかどうか確認をしたいんですが。

**○呉屋健一港湾課長** 支払いはしておりません。

**○下地康教委員** この事件に関しては原因がまだ確定されていない、警察の捜査がまだ終わっていないということで、結論が出ていないということではありますけれども、やはりこの県の施設において、そういう事故が、死亡事故が発生したということで、やはり知事は何らかの見舞金、これ金額は皆さんの中で内規があるのかどうか知らないんですけども、それやるべきじゃないかなというふうに思いますけど、どうなんですか、部長。

**○呉屋健一港湾課長** 遺族への補償を検討するに当たっては、県並びに他関係者の責任の所在について、警察の捜査状況に留意しつつ、本部港上屋事故に係る再発防止検討委員会の報告内容についても精査しながら、法律相談を行いながら対応について検討しているところであります。

**○下地康教委員** 私は、補償金ということじゃなくて見舞金と言っているんですね。この遺族に対する管理者の思いといいますか、そういった制度みたいな、制度といいますか、何かその支出できるような項目というのはありますか。

**○呉屋健一港湾課長** 委員がおっしゃったような見舞金というようなものが、実際に制度上できるのかどうかというのは、今後確認していきたいと思えます。

**○下地康教委員** ぜひこの見舞金ということ、何らかの形でやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に行きたいと思えます。主要施策の成果に関する報告書の374ページ。これは無電柱化推進事業ですけれども、県内で6路線、今回実施したということですけども、その6路線を教えてください。

**○下地英輝道路管理課長** 無電柱化事業においては、宮古管内での国道390号や平良久松港線、保良西里線等の6路線で実施しております。宮古管内以外におきましては、本部町の114号線、あとはうるま市の県道16号線、あと那覇市の那覇糸満線、あと石垣市の390号線でございます。

○下地康教委員 執行率が77%ということで、これちょっと低いんじゃないかなと思うんですけど、それはどうですか。なぜ77%までしか行けないのか。

○下地英輝道路管理課長 執行率が77%ということですが、執行上の課題というところでは、電線管理者等と引込管路——需要者につなぐ引込管路であるとか、あと地上機器の設置位置の調整に時間を要すること等が挙げられまして、やむを得ず繰り越す場合がございます。

○下地康教委員 これ無電柱化事業の大まかな計画というんですかね。これどのぐらい先までその計画はあるんですか。

○下地英輝道路管理課長 無電柱化事業の推進は、道路の防災機能の向上や良好な景観、住環境の形成等を目的に、緊急輸送道路を中心に今、整備に取り組んでいるところでございます。

推進に当たっては、道路管理者と電線管理者等で構成する沖縄ブロック無電柱化推進協議会という場で、無電柱化する区間の合意が必要になっているところで、この合意を基に沖縄県無電柱化推進計画を立てて進めていくというところでございます。

○下地康教委員 この無電柱化事業というのは、その事業を導入する路線というのは、例えば景観が非常に重視される路線だと思うんですね。例えば、観光に資するような道路であるとか、それとか交通量が多いであるとかだと思うんですけども、これは、やっぱり電線管理者との協議が非常に長引く傾向があるんですね。ということは、この路線に入る前の調査、協議、そういったものをしっかりと事前協議を進めることで、事業に入った場合、予算がついた場合、執行率を上げていくということになると思うんですけども、その事前協議のやり方、そういうものはどうなっていますか。

○下地英輝道路管理課長 区間の合意がされまして、これまた指定してという形になりますが、事前協議という形で入ってまいります。事業の推進、設計を行って工事に着手していきますけども、その工事の中では、執行率向上や工期を短縮するために、発注側ではゼロ県債だとか、そういったものとかを活用して、調整期間の確保や施工期間の平準化、そういったものに取り組んでいるというところでございます。

○下地康教委員 この事業で執行率を上げるというのは、もう事前協議にかかっているはずなんですね。だから、その事前協議をしっかりと行うことでこの執行率が上がってくると思いますので、この事前協議の、例えばチェックリストとかそういったものをしっかりとつくってその事業化もする——実施設計、要

するに現場に工事が入る前にそれをしっかりやるシステムをつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 座波一委員。

○座波一委員 成果報告書の362ページ、渋滞ボトルネック対策の部分です。

これは慢性的な交通渋滞の解消ということで、平成29年度から令和3年度までの事業区間で、終了とされたと思うんですけど、これまでのその実績、どういふところの解消に取り組んできたか示してください。

○砂川勇二道路街路課長 令和3年度までの改良箇所ですけども、累計で37か所やっております。

平成27年度に楚辺入口の対策工事から始まりまして、3年度真地交差点等を含む37か所で対策工事を実施したという状況でございます。

○座波一委員 この交差点の渋滞解消というのは、非常に沖縄にとっては有効的な事業だと思います。

だからこれを、本当に交差点改良というのは必ずしも道幅を拡幅する、全線拡幅しないでも取りあえず交差点を改良しておけば、何とか流れをよくすれば、全線のこの幅員を広げるほどのことにはならないということにもなるから、今後もそういったものはどんどんこの改良事業という、全線の改良じゃなくて、交差点の改良事業として県が位置づけるべきだと思っております。

だけど、これは令和3年で終わるんですか。

○砂川勇二道路街路課長 令和3年度で終了ではございません、継続してやっていくと。渋滞対策推進協議会というところで渋滞箇所というのを選定していきまして、その中で引き続き事業としては継続していくという流れになります。

○座波一委員 気になるのは、この課題として夜間工事や苦情対応等が非常に条件面が厳しいということで、不調不落が起こるといふふうにかかれていますが、これはどういう意味でそれ書いたのか。非常に執行率が悪くなっているのか、不調不落というのはどの程度起こったのか。

○砂川勇二道路街路課長 そういふことで不調不落となることがあるということで、一応課題として挙げておりますが、申し訳ありません、不調不落が何件かとか、ちょっと今現在、集計を手元に持っておりますが、ボトルネック対策につきましては、渋滞交差点の交通容量の拡大ですとかそういうのを目的に実施しているんですけども、工事の実施に当たりましては公安委員会との協議ですとか、道路占

用者、あと交通管理者、信号機とかの占用物件の移設工事を事前にしっかり行っておりまして、また発注に際しては複数の箇所をまとめるとかいろんな工夫を行って発注しておりまして、令和3年度につきましては順調に工事が進んだというところでございます。

先ほど申しました37か所で着手しておりまして、34か所の対策工事が現時点で完了しております。現時点ではこれまでちょっと遅れたりとかいうこともございましたが、おおむね計画どおりに整備が進んでいるという認識でございます。

**○座波一委員** この理由に、この夜間工事や苦情対応があるからかなり厳しいという、非常に不安定な表現をするから、ちょっと大丈夫かなと思うんですよ。そういったものは、これは現場の厳しさというのが多々あることだし、そういったことがあったにしても、やるべきことはやるというふうにやってくださいね。お願いします。

次に388、下水道もこちらですよ。下水道の事業ですね、これは沖縄県のちゅら水プランが令和7年までに進められるように市町村に指導しているはずですが、これの財源はどのように指導していますか。

**○上原正司下水道課長** 下水道整備の財源ですけど、通常はハード交付金を充ててやっておりますが、近年ハード交付金の減少がありますので、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を使うように市町村に促しているところでございます。

**○座波一委員** 推進交付金を使うようにというふうに指導をしていると言うんですけど、当初の予定ではハード交付金。このハード交付金とこの推進交付金の補助率はどうなっていますか。

**○上原正司下水道課長** 下水道の管渠整備における交付金率についてですが、ハード交付金では10分の6——6割。地方創生汚水処理施設整備推進交付金では2分の1——5割となっております。

**○座波一委員** これまでに、何年間もこのハード交付金でそれをやるようにというふうな事前協議も含めてやれていたものが、この2分の1の交付金に代わってこの市町村は非常に苦勞をしているんですよ。これが非常に大きな負担になっている。それについては認識していますか。

**○上原正司下水道課長** 10分の6と2分の1ということで、10分の1、約1割ですね、差があります。しかし、国庫の裏負担分の起債を使用することで交付税措置があることから、市町村の負担は実質5%の増となると考えております。

**○座波一委員** 国庫の後日のこの処理で賄うといっ

たって、現実、当面のその負担が出ていく、10%も増えるわけだから、厳しいんです、この市町村は。そこはもう紛れもなく、ハード交付金の弊害が下水道整備事業、市町村の整備事業に本当に影響しているということが、もうしっかり表れているんですね。これがいわゆるハード交付金が厳しくなったというのが問題であるということなんです。

そして、幹線の整備なんですけど、例えば南城市の大里地域は、この広域に入っていくわけですけども、西原の処理場に向かうためにはどうしても与那原を通らないといけない。

その与那原を通すこの工事、800メートル幹線工事があるものを、これは本来、県がやるべきものじゃないかと。その南城市がこの与那原側の部分に入って行って、800メートルも工事するというのは、もう管理も含めてちょっとこれはあまりスムーズにいかないですよ。そういうところはどうなんですか、幹線工事の問題。

**○上原正司下水道課長** 下水道事業は、地形的な制約などがあることから、市町村の行政区域を越えて、下水を流下させる場合があります。これでも多くの市町村において隣接し合う区域の汚水処理を受けると、協力して進めております。

**○座波一委員** だから、この分は幹線じゃないんですか。

**○上原正司下水道課長** 南城市の大里についても幹線整備ということになっておりますが、当初計画になかったところの、今回追加でやるということで、県の下水道幹線については幹線整備が終わっておりますので、これは追加ということで南城市のほうで幹線を下水道の幹線まで引いてもらうということになっております。

**○座波一委員** いや、だから県がやるべき幹線の整備を追加したわけだから、県が引き続きやるべきじゃないですか。

**○上原正司下水道課長** 今申しましたように、南城市のほうで、今回大里地区を追加ということでやっておりますので、それについて南城市のほうで複数ルートを検討しまして、与那原町内を通過するルートで決定した後、令和元年度都市計画決定をし、下水道事業への変更を行っております。

**○座波一委員** 分かりやすく言えば、後から追加したものは自らやりなさいという意味ですか。

**○上原正司下水道課長** 流域の下水道幹線の整備に当たりましては、2市町村をまたぐ幹線を引いていきますので、今回の全体計画の中では与那原町を通過して南城市というふうに幹線整備は終わっております。

今回、南城市だけの幹線となっておりますので、そこはそこの市町村において幹線整備をするものと考えております。

**○座波一委員** そうは言っても、この800メートルに及ぶこの工事をね、この隣の町をやってやるという工事は、そこの議会の同意も得られにくいという状況があるんです。これは、こういったものは、県がやるべきなんですよ。この幹線の整備という、この前提にしてですね。そうは思いませんか。

**○上原正司下水道課長** 県が整備する流域下水道は、先ほど申し上げたように、2以上の市町村の区域における下水道であります。

南城市も構成員を含む中部流域下水道では、全ての流域幹線の整備をもう既に完了していることから、県が大里地区の汚水を排除するための幹線を整備することは整備基準上、該当しないものため厳しいものと認識しております。

**○座波一委員** そうは言ってもなかなか進まないという状況もありますから、県のこの助言、アドバイスはしっかりやってほしいと思います。

次に、360ページのハシゴ道路ネットワークの構築事業です。

地域高規格道路である南部東道路の令和3年度までの執行率、そしてまた完成目標が令和8年であったわけですが、この完成目標については変わらないのか、これ確認をお願いします。

**○砂川勇二道路街路課長** 令和3年度末の進捗率ですけれども、事業費ベースでいきますと約45%となっております。

完成の目標ですけれども、現時点では令和8年度の暫定供用を目指しております、区間2と区間4の整備を推進しているところでございます。

**○座波一委員** 45%、半分いったかどうか。あと4年間で完成する予定ということなんですけど、かなりのハイペースが必要なんですよ。だから、そこを地元がもう本当にこのまちづくりの主な要因として、この南部東道路のその早期供用をお願いしているわけですけれども、地元からはもう国直轄にしてでも早期完成を望むという、そういう声が出ているわけなんです。議会からも陳情も出ているわけですが、そういうことについて早期化を望む声というのは、もちろん執行部には届いているかと思いますが、それについてどう思いますか。どのように早期化するか。

**○砂川勇二道路街路課長** 直轄事業化という話は、地元南城市からも要請がございます。直轄事業化ということになりますと、一般国道の指定区間という

のに指定して国が事業を行う——要するに、県道を廃止して国道に指定するというものが必要になります。それに関しまして、道路法に基づく指定の要件等がございます、総合事務局のほうもハードルが高いということは申ししているところでございます。また、国道に指定しても、その事務手続等でやはり数年かかるであろうということも見込まれますので、早期事業の促進という意味では、その手続を考えますと、早くなるというのはちょっと難しいという話を聞いております。

早期事業の完成に向けましては、今、沖縄総合事務局と意見交換を行わせてもらっておりまして、ジャンクション部分の工事等について総合事務局のほうでお願いできないかというのを、ちょっと今相談しているという状況でございます、県としましても早期の供用に向けて努力はしていきたいと考えております。

**○座波一委員** 今、課長がおっしゃっている、この空港自動車道との直結部分のジャンクションも同時に令和8年に完成という目標に向かって、ぜひとも国との協力も得ながら連携して進めていただきたいと思っております。

そして、これ、この高規格道路だけじゃなくて、はしご道路事業全て、全般的に言えるのは、やっぱり土地の用地取得がほとんど影響している、順調じゃないというか、これが問題だというのがあるわけなんですけども、ところでこの土地のね、収用法適用も視野に入れているということではあるんですけど、実際にこれ、収用法適用はそんなに時間かかるんですかね。やってるんですか、実際には。

**○砂川勇二道路街路課長** 土地収用手続に関しましては、めどとしまして、全体の区間で土地の収用が80%ぐらい以上は完成、取得が進んでいるというような要件もございますが、収用自体はいろいろ調査等を行いまして、収用裁決申請書というのを土地収用委員会に提出する必要がございます。標準的に言いますと、それから、案件にもよりますが、二年程度は要しているというのが現状でございます。

適用なんですけども、はしご道路で申しますと幸地インター線ですとか、南部東道路でも今、手続を進めております。こういった形で難航している箇所については、交渉を重ねつつ、やはり厳しいというところは、もうその手続に移行しているという状況でございます。

**○座波一委員** もう、この事業は進んでいるわけですので、やはりもう、ある意味この土地収用法適用はちゅうちょすることなく、これは進めていくべき

だと思いますよ。これは今、世の中の流れがその方向に向かっているんじゃないかなと思っていますが、ぜひともよろしくをお願いします。

先ほどの下水道整備事業なんですけど、八重瀬町のほうが、公共がないんですよね、下水道が。そういった相談というのは受けていますか。

**○上原正司下水道課長** 八重瀬町のほうについては、昔の東風平と具志頭ですか、具志頭のほうで集落排水のほうを整備しております、東風平のほうでは当初、単独公共下水道を計画しておりましたが、やはり厳しいということで取りやめになっております。それで合併して、今、現状としましては農業集落排水で整備することとなっております。

**○座波一委員** 八重瀬全体、旧東風平部分も、この集落につなごうという考えですか。

**○上原正司下水道課長** 旧具志頭については、農業集落排水でございますが、東風平についても、おおむね浄化槽の整備がメインとなっております。

**○座波一委員** じゃあ、個々の住宅や施設、企業も自らの自己浄化槽で対応していくという方針なんですか。

**○上原正司下水道課長** 八重瀬町におきましては、今下水道整備は計画されておられませんので、農業集落排水が現状整備された箇所のみで、今後残りの区域については浄化槽の整備で進めていくということです。

**○座波一委員** あのね、この南部地域では、この八重瀬だけが公共につなげないんですよね。これ、近隣の町村と調整して集約していくのは、県の役目じゃないかなと思うんですけどね。おのおのでは、これ調整できませんよ。どうですかね、これ。あの八重瀬町が、単独の浄化槽で対応してくるなんて、ちょっとこの今の時代考えられないんだけど。ちゅら水プランからいうと、もう外れてるということか。どうですか。

**○上原正司下水道課長** 南部地域につきましては、集落がまばらにあるというか、そういう形の地形になっておまして、南部地区で処理場を持ってやっておりますのは、糸満市が処理場を設けて公共下水を行っております、ほかのところについては、旧玉城とか、知念村、具志頭とかそういうところで、農集落排水の処理の整備のほうで進めてきています。

**○座波一委員** だから、県が率先して技術的なアドバイスも含めて助言して、他の広域との合併とかそういうことを進める必要があるんじゃないかなというのが趣旨ですが。

**○上原正司下水道課長** 現在、ちゅら水プランの見

直しを行ってるところですけど、八重瀬町におきましては、八重瀬町から先ほど申し上げた農集落排水の整備と、浄化槽の整備で進めていくということになっております。

**○座波一委員** 以上です。

**○瑞慶覧功委員長** 呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員** さっきの仲里全孝さんの議論。これを視点を変えてちょっと話をしたいんだけど、部長はどう認識しているの。令和3年度の沖縄県内部統制評価報告書、これはどこが出しているのか。

**○新垣雅寛土木総務課長** 総務部が作成しているところでございます。

**○呉屋宏委員** これにも書いているけど、そのとおりですね。

僕はね、ただこの内部統制報告書を皆さんに共有してほしいんだけど。ここ見てください。この重大事案が、重大な不備が4つ報告されてる。これ公文書の紛失だとか、あるいは濃厚接触者なのにしょっちゅう飲み歩いている職員だとかね。だけど、一番の問題はね、これは最後に書かれてるこの本部港の問題なんですよ。

この本部港の問題は、さっき議論してるからいいんですよね。これを受けて、1人亡くなってる。その次のページ、8ページ開けてみて。そこに何て書かれてるかというとな、全庁的な内部統制評価。下から2行目に、整備上、運用上重要な不備は認められませんでしたと書いているわけ。これ、人1人亡くなって重要な事案ではないの。あなた方に説明する話じゃないから、これ監査に言ったってね、監査でもできないんだよ、これ書いたのは総務部だから。だから、知事を含めてこれはぜひ問題提起したいと思っていますので、要調査として総括質疑をさせてほしいと思っています。

**○瑞慶覧功委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から呉屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

**○瑞慶覧功委員長** 再開いたします。

呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員** これについては、この内部統制評価報告書は誰が書いたのか。

そして、なぜこういう8ページの全庁的な内部統制評価が、こういうふうには整備、運用上、重大な不備は認められませんでしたというこの一言が出てくるのかというのを、知事を含めて、総務部含めて質問したいと思っています。

**○瑞慶覧功委員長** ただいま提起のありました総括

質疑の取扱いについては、明日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 それでは、成果に関する報告書の373ページ。

この住宅問題。これ前から僕やっているんだけど、この事業、この居住支援協議会というのは何をしているんですか。

○仲本利江住宅課長 沖縄県居住支援協議会は、低所得者や高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する者に対して、民間賃貸住宅に円滑に入居できるように推進する組織であります。

○呉屋宏委員 これ、うまく生かされているんですか。どこでやっているんですか、この事業は。

○仲本利江住宅課長 居住支援協議会の活動の内容でございますが、主に行っているのは、あんしん賃貸支援事業といいまして、この住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居を希望する際に相談窓口というものをっております。

○呉屋宏委員 僕が聞いているのは、どこの市町村が主にやっているんですか。

○仲本利江住宅課長 居住支援協議会は今のところ沖縄県で設立していきまして、市町村単位での協議会は今のところはございません。

○呉屋宏委員 僕が言いたいのは、これどういふことかという、これ900万ぐらいでしょう。多分、これ民間の人がアパートを借りることができないところに対してそれで支援しているということだよ。僕は前から本会議場でも言っているんだけど、あなた方これで過疎対策はできないの。

○仲本利江住宅課長 居住支援協議会が対象としていますのは、低所得者、高齢者、あと障害者、また子育て世帯等です。通常の民間の住宅に入りづらい居住者に対しての支援でございますので、これと過疎対策とはちょっと目的を少し異にするものだというふうに理解しております。

○呉屋宏委員 僕が言いたいのは、あなた方のものはほとんど人がいっぱいいるところに対策してるんだよ、全部。だから県営住宅造るんでしょう。こういうのも全部、過疎でやっているのってやっていないよ、こんなの。ほとんど那覇から、人が多いところ、南部まで、この一帯だ。あれもそうなんだよ、多分、この372ページの、これ住宅ストック活用市町村助成支援事業。この11市町村ってどこの。

○仲本利江住宅課長 宜野湾市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、伊江村、読谷村、与

那原町、南風原町、八重瀬町の11市町村となっております。

○呉屋宏委員 この中で過疎化しているのはどこね。

○仲本利江住宅課長 伊江村と宮古島市となっております。

○呉屋宏委員 これは、ほとんどそこの住民がたくさんいるところじゃないの、まだ。僕は、皆さんが本当に振興策をやると言うんだったら、本当はあなた方とその過疎対策が一体に組まなければいけないと思っている。これは本会議場でも何度も話をしてきた。

次、次年度のものにこの過疎対策で、皆さん住宅課がセットするつもりはありますか。

○仲本利江住宅課長 過疎対策につきましては、過疎法に基づいて行う事業もございまして、移住を進める目的の場合は企画部、公営住宅の趣旨に沿ったものについては土建部というふうに考えておまして、また、民間の活用ということに関しては、こういったストック活用であったり空き家対策であったりというものがございますので、そういったところに取り組んでまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員 住宅課が移住促進やるだとか何とかという話だけど、国頭だとか東だとか、そこに借りられる住宅があるの、そもそも。どんなして移住をさせるの。

○仲本利江住宅課長 移住に関しましては、我々がちょっと持っている事業ではちょっと厳しいかなと思っております。移住促進に関しては企画部のほうで行っております。

○呉屋宏委員 僕の質問聞いていますか。あなた方は過疎対策をやっている課と共同でこういう事業をするつもりはないのかと聞いてるんだよ。

いつまでもあなた方は自分たちの範疇だけでやる。住宅造るのはあなた方、しかし、移住をさせようとするのは過疎対策の課だ。過疎対策で移住させようと思っても、そこにおうちがあるの。誰がやるの、これ。だから、あなた方とタイアップしなければ、過疎なんていうのは絶対に対策できないんだよ、だから聞いているのよ。部長、対策するつもりはありますか。

○島袋善明土木建築部長 呉屋委員から御指摘のとおり、名護以北のヤンバル3村をはじめとして、今、御指摘のとおり、民間住宅、アパートは当然ないよねというお話だと思います。ぜひ我々も企画部が離島過疎地域の指針等をつくって、音頭を取ってやってはいますけれども、我々、土建部、住宅を所管する部局としては当然連携してやっていきたいと考え

ております。

**○呉屋宏委員** これですべてやっていただきたいと思いません。僕は昨日決算にも出ただけで、これから質問するのは360ページのハシゴ道路ネットワーク、さっきも議論がありました。これ、昨日僕は監査の中で質問したのが、いいですか、これからの振興策はあと10年しかない。この10年で僕は本当に終わると思っている。だけど、あなた方が県道を造ろうと思ったって、9対1でできるのはもう10年ぐらいなんだよ。つまり、この10年間で道路を完成させなければ大変な状況が起こる。これ、それぐらいの危機感を持ってやらないといけないんだ。相変わらず、全然そこに視点がいかない、県は。あなた方が持っている予算は、この倍にしないといけないぐらいの事業が目の前にいっぱいあるんだよ。職員もこれから、今、1.5倍ぐらいにしないと間に合わないよ。そういう危機感がないから、僕は皆さんに言っているんだよ。このハシゴネットワークなんていうのは、あなた方が計画したものが本当にできるの、そこまでに。

**○砂川勇二道路街路課長** 10年間でということですけども、予算要望に当たりましては、実際についている額の2倍とか3倍とかを一応要望して、関係要路のほうに要請をやっているんですけども、実際予算額が現状の状況になっているという状況でございまして、土建部としましても、渋滞対策は重要と考えておりますので、これからも予算確保に努めて事業の進捗を図っていききたいというふうに考えております。

**○呉屋宏委員** 委員長、これぜひ総括質疑に持っていかせてください。これね、あなた方に言ったって無理だよ。これね、知事に言って予算をそこに付けるとやらない限り、あなた方が幾ら言ったって総務とかかけあったって、総務ははじくよ。昨日、審議して分かったんだけど、基金だけで幾らある、1500億。こんなに自分たちのポケットにお金入れといてさ、あの酪農組合一つ片づけ切れないんだよ。こんな話っていうのはないよ。本当に危機感を持っているんだら、そこに充当しなければいけないよ。

だから、僕らがあなた方に幾ら言ったって、あなた方が答えるのは予算がないとしか答えられないんだよ。ということは、あなた方の上にこれを進言しなければいけないので、この渋滞状況を、ぜひ知事に現状を総括質疑としてさせてください。

**○瑞慶覧功委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から呉屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

**○瑞慶覧功委員長** 再開いたします。

呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員** これは県の三役プラス総務部長だ。この方々に今の渋滞の状況、それを総括で質疑をさせてほしいと思っています。

**○瑞慶覧功委員長** ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質問を続けます。

呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員** 最後にしますけれども、これちょっと趣旨から外れる離島だと思うんだけど、396ページ。定住を支援する道路整備について。

これ総予算25億、決算額17億と言っているんだけど、主に何に使っているのか。

**○砂川勇二道路街路課長** 報告書のほうにも目的内容を記載しておりますが、主に離島をですね、離島の自立的な地域づくりと定住支援を図るため、地域特性に応じた道路整備を推進するとともに、空港、港湾、漁港等の交通拠点間を相互に連結させるための整備を実施するという目的で実施しております。

**○呉屋宏委員** いや、だから具体的に何をやっているのか。

**○砂川勇二道路街路課長** 離島における県道の整備でございます。

例えば、石垣空港線でありますとか、平良下地島空港線ですとか、その離島における県道の整備を実施しております。

**○呉屋宏委員** これ私はね、これまでずっと政治に関わってきて感じているのは、皆さんが行政を行うときに一番やりやすいのは、住民を1か所に集めて行政することなんだよ。つまり、過疎は増やしてね、どんどん過疎化させて那覇を中心としているところにいっぱい人を集めたら、これは行政やりやすいですよ。だから、経常収支比率とか、構成比なんかも、嘉手納なんか非常に低いじゃないですか。これ何かと言ったらね、全島の83%が基地に取られてるから、17%しかないんだよ。学校も一つ造ればいい、ごみを収集するのも簡単だ。こういうようなことを考えていけば、あなた方が今やっているのは理解もできる。本当にこれでいいのか。やる気がないのかなど、僕はね、とつても思ってるからこういうような、もっと過疎化をさせないような——これは離島かもしれないけど、離島以外もね、この道路を使う気はないのか。この事業を使うつもりはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○砂川勇二道路街路課長** 重要施策としては、ここ



で離島の事業として挙げているんですけれども、沖縄本島内につきましては、364ページの生活に密着した道路整備事業というところで沖縄本島内の県道の整備、こちらのほうに入っております。

○呉屋宏委員 じゃあ、具体的には、後ほどまた話を聞かせてください。

最後と言ったんだけど、1つ忘れていたので366ページ。これね、都市公園整備事業。これ特に僕が気になっているのは、中城城址公園なんです。これ当初の計画の完成はいつだったんですか。

○仲本隆都市公園課長 中城公園につきましては、平成9年に都市計画決定をしております、その同じ年に都市計画事業認可ということで事業を開始しております。

これまでに6回ほど事業期間を延伸しております、今現在の事業期間の完了の予定は令和6年となっておりますが、今、完了時期につきましては、令和10年頃をめどに、今後、進捗状況等もございますので事業期間の延伸を検討をしているところでございます。

○呉屋宏委員 いいですか、課長。これにはね、上から4行目に事業期間、昭和47年からと書いてあるよ。違うの。

○仲本隆都市公園課長 重要施策の366ページにございます、昭和47年度からというのは、県営公園、ほかにも幾つか事業をやっておりまして、その復帰当時からやっている公園は昭和47年からということになっております。中城公園につきましては、平成9年からの事業実施ということでございます。

○呉屋宏委員 何年たっているの。

○仲本隆都市公園課長 今現在でいきますと、事業着手から25年経過しているところでございます。

○呉屋宏委員 別に皆さんをいじめるつもりでやっているわけではありませんから、こういうことも最後にさせてもらいたいんですけど、実はね、この事業目的の中に災害避難場所だとか、環境緑地だとか、レクリエーション活動の場として都市公園を整備してきたということがあるわけですよ。

中部っていうところはどこかというところは、御承知だと思いますよ。これだけの人数が——55万人ぐらいですか、そこにいて、なおかつ基地でね、そのスペースを取られ、我々がね、憩いの場所を感じるところがない。レクリエーションすらやるところが、なかなかない。だから、そういうところをね、真剣に皆さんがこの目的と内容を書いているとおりにやっただけならば、そういうふうには思っているんですよ。だから、急いで完了させろとは言わないけれども、ぜひここはね、しっかり皆さん

の肝に銘じながらこの事業はやってください。

そして、たしか平成十二、三年だったかな。稲嶺恵一さんが知事になったときに言ったのが、選択と集中と言った。今、選択と集中になっているの。28年間事業をだらだらだらだらやるんじゃないで、選択してここは大事だからここを徹底的にやろうというようなことも含めて、もう少し考えるべきじゃないのかなと僕は思っているんですけど、課長はどう思っているのか。

○仲本隆都市公園課長 先ほども少し御説明しましたけれども、県営の都市公園整備事業というのは県営9公園実施しております、そういった中で、例えば社会資本交付金でありますとか、ハード交付金というそういった事業を、各地域ごとでそれぞれの事業計画に基づいて、毎年の事業費の配分をやっているところをございまして、引き続き中城公園も含めまして早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○呉屋宏委員 最後です。これね、さっきも言った道路の問題も含めてね、我々土木委員会のほうから、これはね、全てさっきの渋滞問題に含めてさせていただきます。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 まず初めに、午前もありましたけれども、本部の上屋倉庫の死亡事故の件ですけれども、ちょっと確認をしたいんですけど、この本部から皆様方に改善要請があったのが令和3年1月22日。これでいいんですか。

○呉屋健一港湾課長 令和2年1月23日に、本部町からメールにて北部土木事務所港湾課宛てに依頼がありました。

○照屋守之委員 令和2年の次に、令和3年4月20日に現場視察に行ったということですか。

○呉屋健一港湾課長 令和3年4月20日に、北部土木事務所職員が現場を確認しております。

○照屋守之委員 1年以上改善要請に応えなくて、令和3年4月、1年以上たっていますよね。そこで現場視察に行ったというのは、どういうことですか。

○呉屋健一港湾課長 令和2年1月23日にメールで連絡、依頼がありまして、その後、令和3年4月19日に本部港の管理事務所から北部土木事務所へレール

の調子が悪いということで、また依頼があったと。その翌日に、北部土木事務所職員が現場を確認しております。

○照屋守之委員 事故はいつ起こったんですか。

○呉屋健一港湾課長 令和3年5月27日に発生しております。

○照屋守之委員 土木環境委員会で現場視察に行ったら、向こうの県の職員が言うには、もう改善する業者が決まっていたと。業者が決まって、現場に入る調整をしてる間に、この事故が起こったという説明をしていましたけど、これ間違いありませんか。

○呉屋健一港湾課長 4月21日に近隣の工事をしてきた業者に見積りの作成を依頼しております。

○照屋守之委員 もう少し丁寧に説明してくださいよ。私が言ったのは、見積りの話はしてませんよ。ちゃんとそれやってるのですかという。

○呉屋健一港湾課長 失礼いたしました。令和3年4月21日に近隣の工事をしてきた、受注していた業者に見積りの作成を依頼しております。

そのところ、修繕の工事の対応可否について相談をしたということであって、そのときに即答ができないということでありまして、新規発注では時間がかかるということから、6月末に新規契約予定の工事に対応することにしたということになります。

○照屋守之委員 今、何で、業者が決まって、その日程調整だっていう部分、我々聞いてたんですけど、その対応ができなくて、6月以降に現場修繕するという、そういうふうに意思決定したんですか、県は。

○呉屋健一港湾課長 4月23日に見積りの依頼をしたのですが、この業者がなかなか対応できないということであったので、6月末に契約予定の工事に対応することにしたということになります。

○照屋守之委員 それで、5月27日に事故が発生した。何をやっているんですか、これ。ですから我々現場を土木環境委員会で見に行き、そういう説明を受けて、そうだったらこの扉の前は安全策をして、安全対策をすれば、それは使わないで済むような、そういうふうなものもできたのに、それもやらない、修理もしない、安全対策もしない。こういう行政がありますか。どうですか。

○呉屋健一港湾課長 修繕することで予定しておいて、業者を決める過程で発生した事故ということになります。

○照屋守之委員 いや、ですから、これ死亡事故ですよ。県民がこの事故で亡くなったんですよ、県の所有する、県の管理する物件でね。

令和2年1月23日に改善要請が出て、1年以上そ

の現場も見ないでね、令和3年4月20日は現場視察に行き、そこですぐ対応すればいいのに、業者も決めないで6月から修理する、新年度予算で。5月27日に事故起こったわけでしょう。こんな行政の取組がありますか。これ、知事、副知事も現場に行っていますよね。いつ行っていますか。

○呉屋健一港湾課長 令和3年7月15日に当時の副知事が現場を視察しております。

○照屋守之委員 それで、副知事からどういう指示を受けてますか。

○呉屋健一港湾課長 副知事から原因究明、再発防止に向けて取り組むように指示を受けております。

○照屋守之委員 この原因究明ですけれども、なぜ原因究明の委員会ではなくて、再発防止の委員会なんです。何で再発防止の委員会にしたんですか。

○呉屋健一港湾課長 まず、原因究明には再発防止をすることも兼ねておりますので、それで原因究明もできるということもありますし、また、詳細な原因については警察の捜査の中で明らかになってくると考えております。

○照屋守之委員 原因究明がなければ、再発防止もありませんよ。同時にやると言っていますけどね、再発防止というのは、この再発を防止することですよ。原因究明は、この原因を究明することですよ。原因究明がなければ再発防止も本来ないんだけど、あえてそれもしないのに再発防止委員会を立ち上げてやるというのは、これ非常におかしいやり方ですよ。説明してください。

○呉屋健一港湾課長 再発防止の委員会になるんですけれども、その中では事故の発生を踏まえて、事故に至った要因を整理分析して、港湾施設における事故の再発防止や管理体制の在り方を検討するために設置されておりまして、その設置目的ののっとって実施されております。

○照屋守之委員 ですから、これは原因究明が先ですよ。何で死亡事故が起こったのか、何でそれにどういう要因があったのかということをもまず究明して、それが分かった後に再発防止でしょう。皆さん方、この再発防止というのは誰のためにやっているんですか。この再発防止検討委員会、どういう、誰のためにやっているんですか、何の目的があるんですか。

○呉屋健一港湾課長 施設の安全な運用が可能となるような目的で設置しております。

○照屋守之委員 施設の安全な運用でしょう。今問題になっているのは、何で死亡事故が発生したかというのが問題ですよ。県民が亡くなったんですよ、これが先ですよ。施設の安全な運用じゃないですよ。

まずその原因をしっかりと究明して、その後、再発防止というのはそれに沿った形で、死亡事故を起こさないような形で役所の体制も考える、いろんなことを考えるというのが再発防止で、施設の安全な運用するために再発防止検討委員会ですか。おかしくないですか。何でこういうやり方するんですか。

○呉屋健一港湾課長 先ほども申し上げましたけれども、事故の発生を踏まえて、事故に至った要因を整理分析し、港湾における事故の再発防止や管理体制の在り方を検討するために設置されておりまして、原因の究明はこの中で事故に至った要因を整理分析することを基につなげていくものと考えております。

○照屋守之委員 逆ですよ、原因をしっかりと解明して、究明して、その後から再発防止という手順ですよ。首里城もそうでしたよね、再発防止のその検討委員会。ですから、今の県政のそういうふうなトラブル事故の対応は、これは県民の立場からすると納得できませんよ。死亡事故ですよ。先ほどもありましたけど、ぜひこれは知事をお願いをしたい。取り計らいをお願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 これは県知事に、県の責任と、先ほどもありましたけれども、これだけ時間がたって、遺族に対して何も無い。せめて見舞金、そういうふうなことをやっぱりしっかりと対応してもらいたい。そのために、知事に直接お伺いしたい。よろしくをお願いします。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明日の委員会質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 次に、成果報告の355ページです。中城湾港の整備、泡瀬地区の。国、県の埋立事業が進まないで工期が延長されたというふうに聞いております。その経緯、まず御説明願えませんか。

○呉屋健一港湾課長 今、委員から質問があった、工期が延長されたその経緯ということなんですけれども、国の埋立工事の進捗に合わせて、工事工程をまず組む必要があります。埋立ての申請の環境の配慮事項として、海上工事の施工期間に制約ですね、

4月から7月の海上工事の制限があります。そういうこともありまして、事業期間が長期間となっているということでもあります。

○照屋守之委員 国の埋立事業が遅れているということですか。これ、県の埋立事業もありますか。

○呉屋健一港湾課長 国の埋立工事の進捗に合わせて、県は工事をする必要があるということでもあります。

○照屋守之委員 ということは、国の埋立事業が遅れているから工期も延長したという、それでいいんですか。

○呉屋宏委員 単純にそういうことにはならず、国の埋立工事に合わせてやる必要もありますし、我々の工事そのものも、この環境への配慮というのがありますので、両方にかかってくるということになります。

○照屋守之委員 じゃあ、県の埋立事業が遅れているというのはどういうことですか。

○呉屋健一港湾課長 県の工事、埋立ての部分が遅延しているということに関しては、同じようにそういうふうな、4月から7月の海上工事の制限というものが大きな要因ということになります。

○照屋守之委員 何で、4月から7月の海上工事、いろんな環境への配慮というのは発注前から分かっていることでしょうか。何でそれを理由に、工期が遅れるというのは理由にならないんじゃないですか。

○呉屋健一港湾課長 実際のところ、工期の設定はするんですけれども、その期間が工事ができないということで見込まれている部分もありますけれども、それ以外にも台風が来ると当然、海上工事になると直接工事ができないと、うねりの影響を受けて長引くということも多々ありますので、一概にはそれだけが原因ではありませんけれども、4月から7月までのこの制限がかなり効いているということでもあります。

○照屋守之委員 どのぐらい予定が遅れたんですか。何年間延びていますか。当初予定と工期延長の期間を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 港湾改修事業でありますと、平成26年からになっておりまして、現在のところ、護岸を囲んでいくところでいきますと11年までの期間になります。

○照屋守之委員 当初予定は何年でしたか。令和7年でしたか。

○呉屋健一港湾課長 埋立てのことにに関してであれば、現在の埋立申請上の工事の期間というのは令和7年というふうになっておりまして、それを、これ

からになりますけれども11年まで延伸の手続を取るということになります。

○照屋守之委員 4年間も遅れているのはおかしいですよ。今の、先ほどの説明ではつじつまが合いませんよ。そういうのも含めて工期というのはつけられているのに、4年間の工期延長、これだけ長い時間延長するってありますか。これは、こういうふうなことをやると、地元の自治体も含めて非常に不安を覚えるわけですよ。この成果報告に、沖縄振興公共投資交付金と社会資本整備交付金の財源によって整備が進められているということですよ、この事業ね。これ、埋立事業の財源はどれを使ってるんですか。

○呉屋健一港湾課長 355ページに記載しております事業とそれぞれのお金、財源ですけれども、沖縄振興公共投資交付金、港湾と書かれている部分は、ここにありますように泡瀬地区において養浜、護岸工事及び環境監視等の調査を行ったとありますとおり、この予算でもって埋立てを行っている。

もう一つ、下段のほうにございます社会資本整備総合交付金、これについては、県道20号線泡瀬工区ということで、橋梁の予算になっております。

○照屋守之委員 この国がやってる埋立ても社会資本整備総合交付金ですか。

○呉屋健一港湾課長 国が行っているもので国直轄事業になりますので、これとまた別の、これは県事業というふうになりますので別事業となります。

○照屋守之委員 県の埋立事業は、沖縄振興公共投資交付金ですか。埋立てですよ、埋立て。

○呉屋健一港湾課長 埋立てについては、この沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金になります。

○照屋守之委員 これが、いわゆる沖縄振興の一括交付金の中の予算になるわけですか。

○呉屋健一港湾課長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 そうであれば、この沖縄振興の予算、県が要求した予算が減らされてきてますよね。本来はこういうふうな埋立事業に、振興交付金は、何とでもこの東部海浜事業も含めて、これ長年にわたるそういう事業だから、県が強くお願いすれば、この埋立ての沖縄振興公共投資交付金——県事業分はこれでもらえるんじゃないですか。要求してないんですか。

○呉屋健一港湾課長 我々も、スケジュールを組みまして、それに基づいて予算要求をしているところでございます。

○照屋守之委員 何で取れないんですか。どういう

ことですか、予算確保できないというのは。

○呉屋健一港湾課長 我々は必要な額を要求しているところでございます。

○照屋守之委員 部長、ですからね、これ、皆様方が沖縄振興の予算をつくって知事を先頭に3000億も3600億も出すんだけど、国はどんどん向こうの裁量で削減されて、挙げ句の果ては、令和4年度は3600億から2608億でしょ。今度は3200億出して、今2800億ぐらいですよ。年末になると、これ幾らなのか分かりませんよ。何でこんなことさせるんですか。これだけ重要なものをね、予算を、せっかくほかの補助事業で、沖縄だけ特別に予算に含まれているものを、まさにこれを、県を挙げて、県知事を先頭にして確保するのが沖縄県政の務めなんじゃないですか。部長、どうですか。

○島袋善明土木建築部長 委員御指摘のとおり、平成26年度をピークにして、一括交付金、特にハード交付金の部分について、毎年減額措置化されてきているという現状でございます。

令和5年度の予算要望につきましては、知事を筆頭に、8月に内閣府をはじめとする各省庁、そして県選出国会議員等々に、関係要路に要望して、所要額の要望をしてきたところでございます。

ただ、やはり内閣府の概算要求としては、ハード交付金は今年度、令和4年度並みというところでございますが、12月に向けてさらに一層の上積みはどうにか頑張るよう、我々も知事と、あと関係市町村長と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○照屋守之委員 ですから、今まで皆様方が国に要求するのは、国からもらって当たり前という、その世界でやっているから、要求しても出さないのは国の責任だということに今なってるわけですよ。そうじゃなくて、沖縄振興の一括交付金というのは、沖縄だけ特別ですよ。10年単位でそういう、我々は仕組みをつくって要求してきた。それは、国をしっかり説得できるようなものを県が示さないといけないんですよ、県の熱意ですよ。それが無いから、向こうの内閣府に行って、3600億のものが2680億になるわけでしょう。今回だって全く一緒じゃないですか。ですから、ぜひ知事を先頭に、この事業の重要性をしっかりと訴えて、予算確保をよろしくお願ひします。

○瑞慶覧功委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 すみません、今日ちょっと何個か通告していたんですけど、申し訳ない、1点だけ質問させてください。

国道、県道の道路の看板なんですけれども、ちょっと経年劣化で文字が見えなくなっているのが複数見

当たるんですね。そういったものというのはどういったふうに改修しているのかということと、今回こういった予算というのは配置されていないのか。その辺り、御説明お願いいたします。

○下地英輝道路管理課長 案内標識の経年劣化の対応ということでお答えいたします。

道路におけます道路標識修繕につきましては、日頃の道路パトロールや、点検結果に基づく長寿命化修繕計画の策定に向けて取り組んでいるところでございまして、劣化状況や倒壊のおそれがあるなど、危険性の高い箇所を優先に実施しているところでございまして、ハード交付金の交通安全等で実施しているところございまして、確かに標識が見えなくなったりというのは、私のほうもちょっと、例えば現場が、そういうのが出てきているなど感じております。

今後、起債事業の活用をする中で必要額の確保に努めて、対策を実施していきたいと考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

もし、これまでの予算のものというの、後で資料か何かで頂けたら幸いですので、よろしく申し上げます。

観光立県ですので、やっぱりあれが、コロナでちょっと人がいなかったからまだよかったと思うんですけども、今もう、コロナでもどんどん人が来る状況になっているので、看板というのは、やっぱりみんな、観光客もよく見ているものだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 成果のほうから、ちょっとすみません、ページ前後するんですが、362ページの渋滞ボトルネック対策ですが、先ほども別の委員から質問があったんですけども、私からも。この令和3年度、2021年度でこの対策事業を実施した中身をちょっと教えてください。

○砂川勇二道路街路課長 渋滞ボトルネック対策の工事ですけども、令和3年度は、前原交差点ですか大湾交差点とか、合計13か所で工事を実施しております。

○島袋恵祐委員 13か所、工事实施したと。この渋滞対策推進協議会、定期的に開催されていると思うんですけども、このボトルネック事業をやって、主要渋滞箇所というのもその中で指定されていると思うんですが、解除された数とかというのも分かれば教えてもらっていいですか。

○砂川勇二道路街路課長 各道路管理者によって対策工事が実施されるんですけども、令和3年度ま

での対策で、今年度主要渋滞箇所の指定が11か所で解除されておりまして、全部で28か所、これまで解除されたという実績になります。

○島袋恵祐委員 やっぱり効果が出てきている、この事業なのかなというのを思っていますし、引き続き継続してこの事業をやるといってお話も先ほどありましたので、ぜひ引き続き頑張ってもらいたいことを思います。

次ですけれども、381ページの河川改修事業ですが、まず2021年、令和3年度にこの事業で完了した工事等がありますでしょうか。

○波平恭宏河川課長 事業箇所として、事業自体が完了したという河川はございません。

○島袋恵祐委員 ちょっと執行率等も見ると56.2%ということで、何か低い執行率になっているのかなと思うんですけども、何か理由とかがあるのかなと思って、教えてください。

○波平恭宏河川課長 すみません、先ほどちょっと事業完了した河川はないというお話をさせてもらったんですけども、今年度の年度に限った事業で言いますと、繰越ししていない箇所もございまして、繰越しが発生していない河川につきましては、我部祖河川、与那原川、川崎川、安里川、謝名堂川の5河川については、繰越しはございませんでした。

○島袋恵祐委員 ちょっと個別の川はまた後で聞きたいんですけども、この56.2%の執行率になっているんですけども、低いなど、やっぱり数字見ても思うんですけども、何か理由があるのかなと思って、教えてください。

○波平恭宏河川課長 河川改修事業の場合、ちょっと事業の特性としまして、上流側を先に改修してしまうと下流側の洪水を助長してしまうことになったり——基本的には下流から順次整備する必要があります。

工事着手箇所、あと、用地交渉の順番にも制約がありまして、さらに河川に架かる橋梁の架け替えですとか、あと道路管理者との費用負担協議、あと米軍施設内を流下する河川が多くて、返還、あと共同使用に向けての協議に時間を要するということが繰越し、執行率が低い原因になっているのかなと考えています。

○島袋恵祐委員 いろいろ理由がある中で、やはり工期どうしても延びてしまうとか、そういったものもあるのかなと思うんですけども、この改修事業というのはいろんな洪水とか、災害に備えるとかも未然に防ぐということでも大事だと思うので、やっぱり工期のほうきちんとやってもらいたいというこ

とは要望したいんですが、先ほどちょっと繰越してない箇所です。与那原川の話があつたんですけども、与那原川のほうは、もう今のところ事業としては、工事はもう前年度で完了したということの理解でいいんでしょうか。

**○波平恭宏河川課長** 与那原川につきましては比謝川の支川になっておりまして、比謝川の改修が上流側に到達するのを待っている状況で、与那原川の計画に当たっては米軍施設内、嘉手納弾薬庫地区のこの移設計画にちょっと影響されるところで、今現在この米軍のほうでこの施設の配置計画をしているところで、今、与那原川については工事着手ということではなくて、設計を検討しているという状況です。

**○島袋恵祐委員** はい、分かりました。ちょっとここもね、すぐ大雨が降ったらやっぱり洪水が起きるところでもあるので、ちょっとまた引き続きいきたいんですけども、すみません、あと2つ、白比川と、あと小波津川の今、状況をちょっと教えてください。

**○波平恭宏河川課長** まず、白比川につきましては、令和2年3月末に基地が返還されまして、土地の引渡しに向けて沖縄防衛局さんのほうが支障除去を行っているところです。

引渡し前に承諾を得まして、河川工事自体には着手している状況です。

令和3年については、この承認の手續に時間を要したために、令和3年度の工事が繰越しとなりましたが、令和4年の6月にこの工事が完成しております。令和4年度予定工事もう既に8月には契約済みで進めているところでございます。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。小波津川についてはどうですか。

**○波平恭宏河川課長** 小波津川につきましては、河口部から西原町役場付近までの1.7キロメートルが概成している状況で、令和3年度につきましては護岸工事2件と、あと西原町の橋梁の下部工工事を実施しておりましたが、ちょっと工事が錯綜して、施工スペースの確保等で、あとまた台風の影響もありまして工事が繰越しとなりました。しかし、その後繰り越した工事、令和4年の7月に完成しております。今年度予定しています護岸工事についても6月に契約済みとなっております。

**○島袋恵祐委員** はい、分かりました。引き続き工事が必要なところもありますし、今申し上げた川以外にも事業をやっているところもあると思うんですけども、ちょっと皆さんに引き続きの頑張りをお願いしたいと思います。

次ですが、375ページ、道路防災保全事業についてですけども、これもこの令和3年度ですかね、2021年度に事業が完了した箇所があれば教えてください。

**○下地英輝道路管理課長** 道路防災保全事業ということでございますが、375ページ中段に書いてありますように、橋梁補修事業と災害防除事業を実施しているところがございます。橋梁補修事業につきましては、八重瀬町的那覇糸満線や、竹富町の白浜南風見線等を実施しているところがございます。あと、災害防除につきましては、沖縄市比屋根の沖縄環状線ののり面補強であったり、あと、南風原知念線、南城市玉城なんですけれども、その辺ののり面の抑止をしているところがございます。記載のとおり、橋梁補修につきましては県内15路線、災害防除についても県内15路線について対策を行っているところでございます。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。ちょっと個別の箇所になるので、先ほど課長からの答弁もあり、県道85号線についても、前回の決算ですとか、委員会等々でも質問しているんですが、今この道路線が見えなくなっている箇所もあるというところで、その辺もこの年度のときに、じゃあ修繕しているのかどうか、ちょっと教えてください。

**○下地英輝道路管理課長** 県道85号線——沖縄環状線における区画線の修繕というところがございますけれども、区画線の整備につきましては、日常の道路パトロール等により劣化状況を把握し、白線が視認できないなど、道路交通に支障となる箇所を優先的に実施しております。令和3年度は沖縄アリーナ完成に伴う交通量の増加を踏まえ、県道85号線——沖縄環状線の沖縄南インターチェンジから山内交差点付近について実施したところでございます。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。現在も、結構今お話された区間は整備したというのはあるんですけども、例えばこの江州中原からこの下に、イオンのほうに下っていくこの通りも、線がやっぱり夜、もう見えなくて、結構、特に雨とか降ったら見えなくなっている状況で、そこも修繕してもらいたいというのがありますし、あとは、このアワセベイストリートですよ、この泡瀬の海岸線、海邦町の。そこがやっぱり地盤が沈下しているところがあって、雨降ると、もう水がたまるんですよ。もう結構、反対側の道路に水がかかったりとかで、歩行者に水とかそういった状況もあって、皆さん御存じだと思うんですけども、やっぱり直すところはいっぱいあるなと思っていますので、ぜひそういったところをき

ちんと一つ一つ直していただきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

**○下地英輝道路管理課長** 今、委員御案内の箇所につきましては、今年度はサンエー具志川メインシティ辺りの江州中原交差点付近から、具志川イオン前原交差点付近について工事に着手しているところがございます。沖縄環状線ですが、交通量も多く優先度が高いと認識しております。

引き続き道路パトロール等を実施し、必要な対策を実施してまいります。

また、水たまりがひどいということも、引き続き確認、パトロールで現場確認し、起債事業等も活用して必要な対策を実施していきたいと考えております。

**○島袋恵祐委員** はい、ぜひよろしく申し上げます。

最後ですけれども、372ページですが、住宅ストック活用市町村助成支援制度ということで、これ令和3年度から新規になっているんですけども、事業の概要をまず教えていただけますか。

**○仲本利江住宅課長** 沖縄県住宅ストック活用市町村助成支援事業とは、住宅の質の向上及び住宅投資による県内経済の活性化を目的としております。民間が実施する省エネ、バリアフリー化工事、改修工事のリフォーム支援として、戸当たり10万円を補助限度額として市町村に対して県が支援をしております。

**○島袋恵祐委員** 実際この1年、実績というのはどうなっているのでしょうか、教えてください。

**○仲本利江住宅課長** 同事業の令和3年度の実績は、11市町村が実施しておりまして、県は224件、1166万9000円を支援しております。

**○島袋恵祐委員** これも住宅リフォーム制度、すごくいい制度だなと思って、ぜひもっと拡充してもらいたいという立場で質問しているんですけども、このリフォームするに当たって、業者の皆さんを、やっぱり地元の企業には、優先してきちんとやってもらいたいと思います。その辺はどうなっているかというのとは分かりますか。

**○仲本利江住宅課長** このリフォームの補助要綱といますのは、各市町村のほうで定めておりまして、地元にある施工業者を条件とする市町村がほとんどであります。

**○島袋恵祐委員** ぜひ、やっぱり地元業者の皆さんに本当に発注するという制度で、すごくこれはいいと思うんですけども、その経済波及効果というのですかね、そういったものも皆さんのところで調べて分かりますか。

**○仲本利江住宅課長** 令和3年度は県が補助した1166万9000円に対しまして、民間事業者が実施した総工事費というものが約2億2000万ほどございます。ですから、県が補助した金額に対して約19.1倍となっておりますので、経済効果があるものと考えております。

**○島袋恵祐委員** 地元業者優先に発注して、このようにまた地元の企業の皆さんがこのような経済波及も出ているということで、この事業、いろんな意味でも必要だなと思うのですが、今、市町村、徐々に拡大していると思うんですけども、今後皆さんの展開としてもっとこの制度を拡充する必要があると思うんですけども、どういうお考えを持っているのでしょうか。

**○仲本利江住宅課長** 助成の対象の拡大につきましては、前回、従来令和2年度まで実施していたリフォーム市町村助成支援事業というものがございましたが、これは省エネとか、バリアフリーが主でございましたが、今回の子育て支援と、あとテレワーク推進改修工事というものも加えまして、助成の内容を拡大しているところでございます。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。ぜひその拡充と、また多くのやっぱり件数がある制度を利用できるような、そういう拡充も含めて皆さん頑張ってもらいたいと思いますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

**○瑞慶覧功委員長** 比嘉瑞己委員。

**○比嘉瑞己委員** 最初に、公営住宅整備事業をお願いします。

県営住宅の整備だと思います。最初に、昨年度の実績を教えてください。いろいろ工事をやったと思うんですけども、それによって新規の戸数はどれくらい増えたのかを教えてください。

**○仲本利江住宅課長** 昨年度は平成26年から第1期工事に着手しました県営大謝名団地建替事業が完了しております。従前の住戸300戸から32戸増やして、全体で332戸整備しております。

県営住宅は何期にもわたって工事をしますので、最終年度にしか最終的に何戸増えたというのが出てこないものですから、令和3年度で事業が完成したというものは大謝名団地のみとなります。

**○比嘉瑞己委員** ちょっと、そのタイムのあれがあると思うんですけども、その県の方針としてこれからこの県営住宅とかこの公営の住宅をどれくらい増やしていきたいのか。この計画、これまでの何年前に比べると、どれくらい増えたというのが言えま

すか。

○仲本利江住宅課長 申し訳ないです。詳細な、ちょっと今、手持ちのデータは持ってありません。

○比嘉瑞己委員 聞き取りでいろいろやったつもりだったんですけれども、県の大きな方針としては持っていないんですか。この年間どれくらい増やしているという。

○仲本利江住宅課長 県では沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画というものを定めておりまして、今現在の計画では令和3年から令和12年の10年間に20団地の建て替えを計画しております。建て替え前の3776戸から309戸増戸する予定としておりまして、最終的には3977戸を整備する予定となっております。

○比嘉瑞己委員 大体10年間で300戸は新しく増やしたいという意味だと理解していいですか。

○仲本利江住宅課長 はい、そのとおりでございます。

○比嘉瑞己委員 私たち、議員していると、その県営住宅に入居したいという相談はよく受けるわけなんですけれども、その沖縄県のこの県営住宅の戸数は、人口当たりの全国と比較して多いのか少ないのか、どういった位置にありますか。

○仲本利江住宅課長 人口当たりの県営住宅の戸数というものは、ちょっと統計がないものですから、その代わりに、総世帯数に対して県営住宅の管理戸数の世帯数が占める割合については、データを持っております。今、県営住宅の管理戸数の世帯数、総世帯数に占める割合といいますのは、沖縄県は2.55%となっております。全国平均は1.5%となっております。都道府県の順位では、東京都、大阪府に次いで3番目に高い割合となっております。

○比嘉瑞己委員 全国で3番目に県営住宅が、割合としては多いという数字なんですけれども、意外な気がしました。

視察とかで本土へ行くと、相当マンモスの団地群を見ると、沖縄は遅れているのかなと思ったんですけれども、全国3位ということでした。一方で、ただもう毎年のように相談が寄せられるわけなんですけど、この入居に対する応募倍率というんですか、これについては沖縄県、高いんじゃないかなと思うんですけれども、この比較ってできますか。

○仲本利江住宅課長 応募倍率については、県の倍率は把握しておりますが、全国比較というものは今ちょっと手元に持ってはございません。

○比嘉瑞己委員 沖縄県は何倍ですか。

○仲本利江住宅課長 令和3年度の倍率は5.7倍となっております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。県営団地だけでもこれぐらい高くて、また市営団地も町村の団地も倍率高いと思うんですね。やっぱり全国3位に多いと言われていても、これだけニーズはある。やっぱり県民所得が一番低いという沖縄県ですから、そうした事業というのはやっぱり高いんだと思います。なので、しっかりと10年間で300戸増やすというのが多いのか少ないのかというのは引き続き研究したいと思います。

次の事業で、先ほど、呉屋委員からも質問ありましたけれども、沖縄県居住支援協議会への推進の補助金ですね。まず、これの昨年度の実績、昨年度というかこの事業の実績がありますか、この間。

○仲本利江住宅課長 沖縄県居住支援協議会では、あんしん賃貸支援事業というものを行っておりまして、高齢者等に対する民間賃貸住宅への入居の相談の実績は令和3年度が117件となっております。

○比嘉瑞己委員 聞き取りのときでは平成29年からやっていて、大体それぐらい年間の実績があると聞いたんですけれども。お持ちですか、ちょっとこれまでの実績が分かれば教えてください。

○仲本利江住宅課長 29年度は10月から始まっております。29年の10月から令和3年度までに相談件数は803件となっております。

○比嘉瑞己委員 これは民間のアパートとか入りたくても、なかなか高齢者だったり、障害をお持ちの方というのが入居を拒まれるケースがよくあります。そういったのをマッチングしていくという事業だと聞きました。本当に求められている制度だと思います。呉屋委員も指摘したんですけど、窓口がどこかというのがまだまだ県民には知られていないと思いますので、その周知の方法については改善を求めています。

一方で、先ほど県営住宅の話して、市議会議員の時代からもっと団地を増やしたらと言ったけど、やっぱり自治体にとってはお金もかかるし、時間もかかるという課題があります。一方で、民間のアパートで、もう沖縄の古いアパートとかが増えて、入居募集しても入ってくれないって、また大家さんの悩みがあるんですね。こういった公営住宅を増やすのも大切だけれども、この今ある民間のアパートの活用、こういったマッチング事業もやっているわけですから、そういったところにも目配りをしていくことが大切だと思うんですけれども、沖縄県として何かありますか。

○仲本利江住宅課長 要支援世帯に対する住宅の需要に対して、やはり公営住宅だけでは賅えない部分



がございます。

一方で、民間の賃貸住宅は空き家も生じている状況がございますので、住宅のセーフティーネット制度の登録の拡大を進めていきまして、賃貸住宅のオーナーや不動産関係の方々に対して、制度の情報を分かりやすく提供していきたいと思っております。

**○比嘉瑞己委員** この報告書にも名前があったんですけど、この住宅セーフティーネット制度っていうのは、どういった事業で、実績とかがありますか。

**○仲本利江住宅課長** 住宅確保、要配慮者の入居を拒まない住宅、登録住宅を登録したり、あと入居者の家賃低廉化に対する費用の助成制度とかそういった制度がございます。

**○比嘉瑞己委員** これは入りたいという入居者ではなくて、大家さんに対する支援の事業なんですか。

**○仲本利江住宅課長** 事業者に対する支援となります。

**○比嘉瑞己委員** こうすれば貸し手である大家さんにとってもすごくプラスだし、入りたい人にとってもプラス、もうみんなが助かると思うんですね。先ほどの島袋委員が言っていた、そのリフォーム助成制度とかも組み合わせれば、本当にこれからのこのSDGsの時代と言われる中で、こういった組合せでちゃんと住居を確保していくという視点が大切だと思います。その点はまた来年度に向けても頑張っていたきたいなと思います。

最後に、港湾関係について。昨年の暮れの地元新聞の報道で、県が管理するこの金武湾港、金武の港で、辺野古の海上警備をしている会社が不法に使用していたということが大きく報道されていました。その点の経過について教えてください。

**○呉屋健一港湾課長** 今委員がおっしゃった件なんですけれども、経緯についてなんですけど、北部土木事務所において、金武湾港の金武地区の現場確認の際に県の許可なくプレハブを設置して、駐車場として利用していると。あと物揚場が使用されていることを確認しております。その後、周辺利用者等への情報収集を行った結果、当該警備会社による使用であることを確認しております。

北部土木事務所においては、令和3年12月2日に同警備会社を北部土木事務所に呼んで、即時に使用を停止して撤去するよう口頭指導を行い、また12月9日には文書指導を行っております。翌日12月10日に現場確認を行ったところプレハブ等が撤去されていることを確認しております。

**○比嘉瑞己委員** これプレハブだけでしょうか。

**○呉屋健一港湾課長** プレハブ等が撤去されていることを確認しております。

**○比嘉瑞己委員** 港湾行政の関係で聞いているんですけど、岸壁の使用ということも指摘されていたと思うんですが、その点は問題なかったんですか。

**○呉屋健一港湾課長** 岸壁の使用等の手続がなされておりました。

**○比嘉瑞己委員** 無許可で県の港を使用、無許可でずっと使っていたわけですよね。この岸壁使用についてはどこまで把握していますか。

**○呉屋健一港湾課長** 現在、北部土木事務所において現場確認を行うとともに、警備会社及び金武町への聞き取りを行って、使用期間であったり使用面積などの事実関係、この辺の整理を進めているところです。

**○比嘉瑞己委員** この岸壁の無許可の使用というのはどれくらい前からやられていたんですか。

**○呉屋健一港湾課長** その辺のことを現在事実確認を行っているところであります。

**○比嘉瑞己委員** 報道が昨年12月だったと思うんですが、もう決算の時期です。それでも全然進まないんですか。

**○呉屋健一港湾課長** 現在聞き取り等を進めて、使用期間、使用面積などの事実関係の整理を進めているところであります。

**○比嘉瑞己委員** 4年間無許可で港を使っていたわけですよね。管理しているのは北部土木事務所だけど、県でもあるわけですよ。これは国の重要港湾としても位置づけられている大変大事な港だと思うんですけども、県の指導の在り方ってこういった形でいいんですか。ずっと調査をしているので報告が来ていますけれども、何らかの条例にのっとった過料だったり、いろいろな罰則があると思うんですけど、条例上はどういうふうになっているんですか。

**○呉屋健一港湾課長** まずは事実関係ですね、それを明確にしないことにはちょっと前に進めませんので、使用期間や使用面積などの事実関係、これの整理を進めていきたいと考えております。

**○比嘉瑞己委員** 本来であれば、どれだけの収入になる予定ですか。

**○呉屋健一港湾課長** そういう使用料の算定においても、使用期間とか使用面積、あとは面積単価等になりますので、その辺も事実関係が明らかにならない限りは算出がちょっとできないということになります。

**○比嘉瑞己委員** これは決算審査ですから、それで私、決算書で見ているんですけども、例えば過料

だったり、その使用料として入ってくるのか分からないんですけども、これ大事な決算審査においてまだ調査中ですという報告は、私とても不誠実だと思いますよ。部長、これずっと調査が続いていて、もう半年以上たっています。今後これについてどういうふうに取り組んでいきますか。

○島袋善明土木建築部長 今、課長から答弁をさせていただきましたが、やはり事実関係の確認が、まず前段に来るというところで、港湾の管理条例等関係法令に基づき適正に今後対処していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 確認なんですけど、この事業者は他の県の管理する港湾を現在使用中ですか。

○呉屋健一港湾課長 この警備会社が今、岸壁を使用しているかどうかはちょっとこの場ではちょっと確認しないと回答ができません。申し訳ありません。

○比嘉瑞己委員 これだけ違法行為を長年続けていたわけですから、しっかりとチェックをして、厳正に対処をしてほしいと思います。大変重大な問題だと思うんですよね。本来入るべき私たちの県の歳入予算が入っていないわけですから、一日も早く解明して、ちゃんとした条例に基づく対応を求めたいと思います。部長、いま一度、この問題に対しての部長の見解を教えてください。

○島袋善明土木建築部長 事実確認をした後、沖縄県の港湾管理条例に基づいて適切に処理を考えております。

○比嘉瑞己委員 終わります。

○瑞慶覧功委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 成果報告書の366ページの都市公園課のところを伺いたいと思います。

都市公園の整備事業なんですけど、奥武山の運動公園なんですけど、かつて御承知のように、若夏国体とかね、主会場として多くの運動施設というのか整備されてきているようなんですけど、主会場の陸上競技場はJ1サッカースタジアムを建設するという、取り壊される予定でありますけど、しかしJ1スタジアムの予定も不透明になってしまっていて、現状の競技場なんですけど、トラックも、私現場を見たんですけど、草が生えたりね、ほとんど遊休化をしているのかなと思ったんですけど、まずはそこの奥武山の運動スポーツの施設としての競技場、これ基本構想の中で陸上競技場がどう位置づけられたのかについてちょっと伺いたいと思います。

○仲本隆都市公園課長 まず奥武山公園について少し御説明しますが、琉球政府時代から都市計画決定されていて、整備されている公園でございま

して、復帰記念の若夏国体に向けて体育施設、体育館とか、今おっしゃられた陸上競技場とか、そういったものが整備されてきて、現在に至っているというような状況でございます。

基本的には、今現在は、この奥武山運動場ということで、奥武山公園とは別に、体育施設という位置づけで文化観光スポーツ部のほうで所管をしている施設でございます。

○崎山嗣幸委員 この陸上競技場はもう取り壊されて、J1サッカースタジアムを造るといふことの予定は間違いはないんですよね。

○仲本隆都市公園課長 文化観光スポーツ部に確認しましたところ、スタジアムの整備については財源の確保や計画地の法規制など、様々な課題があるが、それらの解決に向けて取り組むとともに、今後のスケジュールを整理しているところであるとのことです。

○崎山嗣幸委員 もうこれは御承知の数年たっているんで、ほとんど進捗が見えないということもあって、現在はこの陸上競技場を奥武山運動公園はあるということになってるわけですね。それで、管理もしていると思うんですが、ここの今の陸上競技場の使用頻度、使用実績は報告してくれますか。この数年でもいいし。

○仲本隆都市公園課長 こちらも文化観光スポーツ部に確認しましたところ、奥武山陸上競技場は、現在、陸上競技の練習のほか、サッカー大会やグラウンドゴルフ大会等に利用されていると。管理については、毎月1回から2回の芝刈り作業を実施し、安全利用に努めている。また、今後のスケジュールにつきましては、J1規格スタジアムの建設までの間、安全確保やサービス提供のための必要最低限の修繕等を行っていくこととしているとのことです。

○崎山嗣幸委員 この現場は、もうトラックはほとんどここで競技大会が開かれないう状況だと思うんですが、もうここはトラックそのものが草も生えているし、とてもじゃないけれども公式な陸上競技で使える状態ではないんだけど、サッカー場ができるまでの暫定期間というのは、どれぐらい、普通は5年か10年かというスパンというのはあるんですか。

○仲本隆都市公園課長 先ほどの答弁と繰り返しになってしまいますが、文化観光スポーツ部においては、今後のスケジュールを整理しているところであるとのことであります。

○崎山嗣幸委員 結局、那覇市における陸上競技

場は唯一そこだけなんですよね。そこを取り壊すといふことの計画は、この間、多分にね、サッカーのほうに人気があるからといふことでJ1サッカースタジアムを持っていこうといふことの基本構想だと私は思うんですが、では、この見通しもないまま、ずるずると陸上競技場が今放置といふのかね、老朽化して、トラックも整備もされないという状態が、いいのかっていふことを含めてね、公園の一体管理してるものとして、やっぱりよくないのではないかと私は思うんですが、そのままの状態、今、グラウンドゴルフとか幾つか使っているようなんですが、その種のものじゃないでしょう、第2種の陸上競技場として、そこで公式な競技大会も開催されないといふ中での皆さんのこの位置づけでは私ないと思うんですが。この陸上競技場は。そこは、そうであれば暫定的にといふのか、整備をするかね、あるいは何ていふのか、いつまでにJ1ができるのかどうか含めて見通さないと、放置状態ではないかと私は思うんですけど。そうじゃなければ、整備をするとかやって、ある程度、陸上競技場使えるようなことにしたほうがいいのではないかと私は思うんですが、それはどのように考えていますか。

**○仲本隆都市公園課長** 度々で申し訳ないですけど、所管の文化観光スポーツ部においては、県においては県内唯一の施設や国体等の公認基準を満たす必要のある施設など、県において整備することが効率的な施設について整備することを基本的な考え方としています。民間や市町村との役割分担も踏まえつつ、スポーツ施設の整備を行っているというふう聞いております。

**○崎山嗣幸委員** 決算なので、私たちはこの運動公園の中に、主会場と陸上競技場があったりね、野球場があったり、庭球場あったりするんですが、やっぱり従来は運動公園の中に陸上競技場があるというのが大体あったんですが、でもこの場所の関係もあると思うんですが、今この状態の中で陸上競技場が消えていくという那覇の中である場合については、もう暫定にしろ、これが今言われていること自身が、じゃあ那覇で陸上競技場がなくなると、競技が行われなくなると、そういうことであるならば、これ何ていふのか、広域にして隣市町村と一体となって開催をしていくのかね。あるいは、そうではなくてね、スタジアムは造れないけれども、トラックは運動公園の中に造っていくといふのか、トラックだけね、陸上競技の選手のために。そういう工夫といふのは、皆さんの責任としてね、今、奥武山公園の中にウォーキングする2キロのコースありますよね。そういっ

た意味のコースを整備をしてね、これが競技的なものが100とか200とかといふことも含めて考えることが、やっぱりこれだけの那覇市民の陸上競技者の皆さんに対する、需要に対する私は応えるべきだと思うんですがね。

じゃないと今ね、豊見城へ行ったり、浦添でしょ、あと県総ですよ、沖縄市までしかやらないし、今は。そういったことを含めて考えるならば、今のこの現状といふのかな、サッカースタジアムできるまでずっと放置状態ですかについては、陸上競技をやっている人たちからも問題は起こっているわけです、これは。その辺は、これまでのさっきから言っているように、若夏国体からいろんな競技場が奥武山で開催されたことからするならば、そっと消えていくといふことは問題あるのではないかと思うんですよ。そこはどんなですかね。

**○仲本隆都市公園課長** 度々ですけれども、所管の文化観光スポーツ部によれば、特に那覇市内から陸上競技がなくなるということについてですけれども、那覇市からは陸上競技場がなくなった後の練習場所等については、南風原町などの近隣自治体の陸上競技場を市民が利用する広域的な連携を図ることを検討していると聞いております。

**○崎山嗣幸委員** これさ、各市町村それなりの、何ていふか、需要があるんであって、南風原で使ってくれと言ったってね、そういうわけにいかんと思うんですよ。広域化するならばね、県も那覇市も南風原も一体となって使うんだったらいいんですけども、那覇市でそういう競技場ができなくなって、南風原で使わせてもらうというのが、これしっかり協定を結んで、共通仕様になってるのかどうかは明確になっているんですか、これ。南風原のこれを使わせるというのは。

**○仲本隆都市公園課長** この話合いの詳細については、申し訳ありません、把握してございません。

**○崎山嗣幸委員** スポーツ全般といふのは文化観光スポーツの担当にも入ると思うから、私が聞いているのは運動公園の管理はもう土木の所管のものだから、この中における運動公園としての陸上競技と合体してやる方法についてはね、皆さんとしての管轄でできるのではないかと私聞いているので、今は奥武山公園の中にある陸上競技場があるわけですよ。それは皆さんの範疇の中でね。それが今、J1はできないと。でも、ここは使えない状態であるといふことを含めて、幾らこれが文化観光スポーツのほうに任せると言ったら、老朽化しているあの施設が、そのまま公園の中にあるということ自身は、皆さん

も責任あるのではないかと私は思っているのですが、これはさっきから聞いているように、文化観光スポーツ部に任せているからといってJ1のスタジアムができる見通しもない、だからと今の陸上競技場の整備もしないというのはまずいんじゃないかと私は言っているんです。

じゃなければ、じゃ外で、那覇市に陸上競技場がなくなるのならば、広域化をして造るのかどうかについては示したほうがいいんじゃないかということ、私は思うんですが、それで、今、南風原使えますよというのは話とは違うんじゃないかと思うんですが。

**○仲本隆都市公園課長** 奥武山公園は、先ほども申し上げたんですけれども、那覇市の中心市街地に隣接する運動公園ということで、昭和48年の若夏国体の主会場として様々な運動施設が整備されてきました。陸上競技場は公園の、奥武山公園のメイン施設として長年県民に親しまれてきておりますけれども、若夏国体以降は、先ほども申し上げた沖縄県総合運動公園や他の自治体においても、類似の施設が整備されてきているというような状況がございます。今後につきましては、現在の陸上競技場を所管している所管部局において、その検討がなされていくものと考えております。

**○崎山嗣幸委員** 文化観光スポーツ部との関連もあると思うので、これまた改めて一般質問とかでやる時に皆さんと関連させながら、陸上競技場とJ1サッカースタジアムの関係については、改めて質問をしたいと思っています。

それから次なんですけど、県道路管理の除草の剪定について伺おうと思うんですが、道路管理課の決算書から質問をしようと思うんですがよろしいですか。

従来から県の管理道路の中の草木というのか、相当成長が早いということを含めて、皆さんがこの21年度から雑草の刈取り方式変えたということで報道がありました。これが性能規定方式に変えたからコストも減って、回数も増えるということの報道だった。これは、この方式、どんな方式なのかを説明してくれますか。

**○下地英輝道路管理課長** 除草、雑草管理ということで、これまで除草業務については、除草の面積とか回数を規定した仕様規定方式ということで、令和2年度まで行っておりました。年に2回程度の除草のため、除草後の良好な景観が一時的という課題がございました。

このため、年間を通して雑草の草丈の低い状態を維持するため、令和3年度から、県の要求水準、例

えば20センチから40センチというような水準を示しまして、そのやり方は受注者のノウハウ、回数であったり、方法だったりというのは、受注者のほうで決めてもらうというような方法を活用して達成する性能規定方式を、県管理道路の一部で令和3年度に、一部路線において導入しております。

**○崎山嗣幸委員** この導入した成果というのか、現れていますか、単年度の中で。

**○下地英輝道路管理課長** 効果の確認として、この除草業者の事業者で月に1回セルフモニタリングということで、動画とかを撮影して、実際規定された要求水準を満たしているかどうかということ、土木事務所の監督員が確認しているということで、おおむね道路を通った皆様からも聞こえてくるのは、低く管理がされていますねというような声も聞こえてきたりします。

**○崎山嗣幸委員** 25年度までに県道というのか、雑草をゼロにすると言ってるんですけど、今言われてる、僕らがというか、目に見える形で今言っている、このどこら辺かというのは説明できます。どこら辺で今言ってるのが、雑草がなくなっているという、見える形というのは。どこら辺のところかな、単年度で。場所というのか。

**○下地英輝道路管理課長** 今年度は沖縄本島内の県管理道路の約4割で実施をしております。南部管内においては国道330号。古島インター付近から、与儀交差点付近まで。あと、安謝交差点から那覇糸満線をずっと行きまして、一日橋辺りまでをやっています。詳細は後で提供することが可能です。

**○崎山嗣幸委員** 4割ということですので、この成果というのか、前進するならば25年度もゼロにするって、目に見える形でね、県道から雑草がなくなること期待したいと思います。

委員長、終わります。

**○瑞慶覧功委員長** 新垣光栄委員。

**○新垣光栄委員** それでは、土木の決算のほう、令和3年度の主要施策の成果に関する報告書から363ページ。その中で、沖縄らしい風景づくりの推進事業について、この事業内容、目的をお願いいたします。

**○仲厚都市計画・モノレール課長** 沖縄らしい風景づくり促進事業は、沖縄独自の風景、町並み、景観の創成を図るため、景観に関する研修などによる人材育成、公共事業実施に先立ち、景観に対する検討を行う、景観評価システムの運用を行っております。

**○新垣光栄委員** そういわずばらしい、今普遍的な観光資源である沖縄らしさというのが、本当に私、

世界遺産にも匹敵する、それを上回るような観光資源だと思います。なぜかというと、私たちお花は何回も見に行くんですよ、桜とか。しかし、首里城でもなかなか1回行ってしまうと見ない。そういう意味でも、沖縄らしい風景というのは、普遍的な本当に観光資源として素晴らしいものがあると思います。

そこで、土木部がそういう共通した、しっかりそういう沖縄らしい風景が大切だということの共通した認識を持っているのかどうかお伺いいたします。

**○仲厚都市計画・モノレール課長** 都市モノレール課としては、沖縄らしい風景づくりの支援事業ということで、いろいろシンポジウムの開催であったり、沖縄らしい風景づくりの人材育成、または建築技術等の開発、景観評価システムと、いろいろ事業を行っております。これを県民方にも景観に対する配慮とか、その辺りを周知させていきたいなという考えで今、事業を行っております。

**○新垣光栄委員** そういう事業を事業主体である部で共通の認識として持っていたきたいということをお伺いいたします。

それを事業主体である土木建築部が認識することによって全庁的に広がって、そういう波及効果も出てくるのではないかなと思っていますので、そういう認識を、中部土木事務所とか、北部土木事務所、南部土木事務所、そういう末端組織まで土建部として認識していただきたいということなんですけども、部長どうでしょうか。

**○島袋善明土木建築部長** 今、委員御指摘のとおり、我々は、例えば道路に代表される高度化利用であったり、河川や地すべり等に対する防災安全等、そういった事業を進めております。

それとともに、今委員御指摘のとおり、沖縄らしい風景づくりというところで沖縄の伝統を生かした、そういった認識を各土木事務所の隅々まで行くことによって、観光だったり、沖縄の伝統芸能にもつながりますし、そういった意識を進めていきたいと考えております。

**○新垣光栄委員** 本当に心強い答弁ありがとうございます。まさに私、そのとおりだと思っています。今、そういう事業によって地域住民への景観への関心を高めるというふうに課題を抱えているんですけど、私は、課題はもう住民のほうが上ですよ。今回の意識調査の中でも、貧困が1番、自然の保全が2番です。3番が景観形成なんです。そして次が基地問題。それだけ県民の意識はもう高くて、地域住民の環境の意識を高めるためと言ったら、もう時代遅れですよ。そういう職員のほうがしっかりそういう

意識を持って、今から公共工事に関してもそういう方向性で進めていかないといけないと思っていますので、よろしくお伺いいたします。

次に行きます。365ページ、沖縄フラワークリエイション事業についてお伺いいたします。

この事業が、今、フラワークリエイション事業ですね、今回沖縄振興特別推進交付金で行われていて、7億1000万から8億2000万円と増額されて、沖縄県のこの実行したいという思いが予算面にも表れていると思います。その事業の中で、ちょっと決算書に関連しますので、フラワークリエイション事業の中でのこの草木の、台風とか花の品質向上に課題があるということなんですけど、具体的にどのような課題なのか教えていただきたいと思っています。

**○下地英輝道路管理課長** 沖縄フラワークリエイション事業ということで、41路線で草花や花木等による緑化を実施しているというところがございますけれども、事業内容は、観光地への主要アクセス道路等において、花と緑のある良好な空間を創出すると、道路景観を向上させるというところで、沖縄観光のイメージアップに寄与する目的で実施しているところがございます。

具体的には、フラワークリエイション事業として委託業務を今年度23件、各事務所のほうで合計発注しております。造園の業者であったり、あとシルバーや福祉団体も活用して取り組んでいるところがございます。具体的にはボックスに花を植えているということで、昔はポットに入れて置いてあったというところで、これがやっぱり管理もお金もかかるというところで、今直植えにしているという状況でございます。だから、今年の台風でも、ちょっとそれが、台風が来ると風ですぐに傷んでしまうということもあって、ネットを被せたりとかそういう対策を講じながら、良好な景観が維持できるように今取り組んでいるところがございます。

**○新垣光栄委員** 課長のおっしゃるとおり、最初はポットだった、そして鉢にしている。私はもう鉢も景観的にはふさわしくないと思います。やっぱり鉢植えじゃなくて、直植えにして、地域ボランティアの活用もしながら本当に県民が一体となって、フラワークリエイションをやっていくんだという、もうそろそろそういう方向性を出していくのが沖縄らしい風景づくりであるし、世界水準の観光地の形成だと思っていますので、その辺をもう少し考えていただきたいと思っていますので、よろしくお伺いいたします。

その中で、私、今回この県単費の維持管理も、皆さんの範疇だと思っていますので、関連して質問さ

せていただきます。本当に、先ほども嗣幸委員からありましたように、部長をはじめ、下地課長、それから富原班長ですか、それから友利担当ですか、一生懸命頑張ってください、少ない人員の中で今回、雑草対策をやっていただいで本当に感謝申し上げます。本当にもう、うるま市なんて完全に雑草がないような状況で、中部地区のですね、本当にもう喜んでもらっております。そういう中で、今回は50%の目標だったのにもかかわらず、40%になったと。それはフラワークリエイション事業が入ったために、予算の違いによってそういう弊害が出てきていると思いますので、そういうのもしっかり考え直して、次年度は100%の事業でやっていただきたいなと思っておりますので、どうでしょうか、意気込みのほう聞かせていただきたいんですけど。

○下地英輝道路管理課長 委員御案内の、今年度は約5割を目指しておったんですけども、そういうことで今約4割の実施状況でございます、5年度は、北中南、本島では全区間で導入を目指しているところで、宮古・八重山にも導入に向けて取組を進めているところでございまして、6年度以降に全区間でできたらというところで、関係する方々と意見交換をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○新垣光栄委員 今、雑草のほうはうまく機能してきたということなんですけれども、これ県単費の道路管理予算が、15億近い予算がある中で、雑草のほうはうまくいってるんですけども、高木、低木のほうは今ぶつ切りになっているんですよ。これ、先週、宜野湾市の喜友名地区で行われた高木の剪定なんですけれども、認識しているのかどうかお伺いいたします。

○下地英輝道路管理課長 この写真の箇所は、今確認をしたというところでございますが、高木の剪定については、害虫被害であるとか、そういった対策のため、やむを得ず強剪定するところも直近ではあるというところでございます。

○新垣光栄委員 そういう認識が、先ほど言った認識が共有できているかということが、先ほど言ったとおりなんですよ、私がなぜ先ほど言ったか。今、そういう沿道景観計画でも策定して、もう強剪定、ぶつ切りはしないと。弱剪定でもういくという方針を出したにもかかわらず、これ予算の執行するために無理やりやったのではないかなという状況にしか見えないので、しっかり各土木事務所にも共通認識できるように——もう今はあれですよ、アカギの幼虫、害虫ないですよ。その中で先週、こういう

ふうなぶつ切りをされると、予算を使うためにやってるんじゃないかなという認識にしかならないんですけども、どうでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 県では世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成を図るということを目指し、美ら島沖繩花と樹木の沿道景観計画を9月に策定いたしました。その中で、高木については弱剪定による自然な樹形の形成を目指すということをやっております。その弱剪定で自然な樹形を目指すという共通の認識を、各土木事務所とお互いに共通認識で対応してまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 今、写真を送ったのが、これうるま市なんです。もう弱剪定をするということで、市長の方針を出して、本当にきれいですよね。部長、見ていただいたほうがいいですけど、これが本来あるべき姿だと思いますので、しっかり執行、指令を共通認識を出して、共通認識に基づいた事業をやればそこまで変わるんだということを、県の皆さんも、職員の皆さんも分かっていたらいいので、ぜひ事業を進めていただきたい。

その中で私、一番思うのは、やっぱり職員の数が足りない。もう沖縄県の世界に誇れる町並みをつくるのであれば、専門的にもう少し専門の技術者を入れてフォローアップしていくのも大切ではないか、職員を増やしてそういう維持管理のほうの職員を増やしていくのも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ、部長、そういう次年度の予算に関しては配慮もしていただきたいなと思っておりますけども、どうでしょうか。

○島袋善明土木建築部長 先ほど来、この世界水準の道路の沿道環境を目指すというところで、これも昨年からは性能評価方式、道路管理課を中心に頑張ってきているところでございます。

おっしゃるとおり、人、予算は非常に重要な要素ですので、ただ一方では今御存じのとおり、コロナ対策で、我々も一番人数を抱えてる中で、そういった派遣というところで、それはまた全庁的に協力しないといけない部分もございまして、コロナが収束して落ち着いてきたら、やはり我々としても必要な人員と、必要な予算の確保については、そういった担当部局に対していろいろと申入れを行いたいと考えております。

○新垣光栄委員 ぜひ、本当に今頑張ってるんですよ。本当に頑張ってもらって、課長をはじめ、職員の皆さん雑草対策を頑張っていますので、しっかりこの雑草対策または沿道景観の形成に向けて、次は高木、次は低高木になるように進めていただきたい

と思います。課長、どうでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 次、地滑り対策と、急傾斜地の問題なんですけれども、結構今、東海岸ですね、本当に土木事務所の皆さんが頑張っていて、急ピッチで災害対策させていただいております。その中で、まだまだ地権者等の同意が得られなくて、なかなか執行残が残ってるという状況がありますけれども、その状況をやっぱり改善するためには地域との協力体制だと思うんですけれども、市町村とのですね。そういう協力体制はどのようになっているかをお伺いいたします。

○前武當聡海岸防災課長 地滑り対策事業は続けておるんですが、やはり現場に入るための施工同意というのがネックになるところでございます。

その場合には、やはり関係市町村と連携して、土木事務所だけではなくて、市町村の協力も入れながら同意取付けに頑張ってるというところがございます。

○新垣光栄委員 私、県の職員さんの頑張りを評価しておりますので、この東海岸一帯も急激に進んで、ぜひ、遠慮するべきではないと思います。協力を求めるところには、しっかり、やっぱり地元の自治体がしっかり分かっていますので、県の職員のほうもしっかり遠慮しないで、地元の自治会に協力依頼すべきではないかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次、先ほど言われた下水道事業なんですけれども、下水事業の割合で、私たち中城村も、今までの予算では12年かかるということで、県の指導のおかげでこれを地方創生交付金を導入して10%負担にはなったんですけれども、3年、4年で進むことになりました。これを進めることによって、下水道の接続をすることによって、アパートや住宅が建てられて、その建てた効果で税収が入ってくると。結構10%の負担で、起債を受けて5%まで減ると、税収面でいうとメリットもあるのかなと思っておりますので、強力に進めていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○上原正司下水道課長 地方創生汚水処理施設整備推進交付金ですが、今現在のところ5市村がそれを使って下水道整備のほうを進めておりますので、次年度も、またほかの市町村にも促しながら進めていきたいと思っております。

○新垣光栄委員 以上です。

○瑞慶覧功委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 それでは、先ほども質疑が出ましたけれども、泡瀬地区の土地造成事業について伺います。

この事業の予算ですね、橋梁事業は別にして、その港湾の埋立てに関する港湾事業費の予算の推移を、令和元年からちょっと数字を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 泡瀬地区の埋立事業は、沖縄振興公共投資交付金と社会資本整備総合交付金を活用して事業を推進しております。それでですね、元年度、これは合算になりますけれども……。

○金城勉委員 合算じゃなくて、橋梁は省いていいですよ。

○呉屋健一港湾課長 港湾事業ということでありますと、令和元年が8.9億円、令和2年度が7.7億円、令和3年度が7.6億円というふうになっております。

○金城勉委員 今年度は。

○呉屋健一港湾課長 ハード交付金は1.4億円というふうになっております。

○金城勉委員 この8.9億、7.7、7.6、1.4と、こういう推移になって、だんだんだんだん減ってきているんですけど、要求額はそれぞれの年度で幾らやったか記録ありますか。

○呉屋健一港湾課長 すみません、要求額についてはちょっと今、手元に資料がございません。申し訳ありません。

○金城勉委員 じゃあ、具体的な数字は述べなくていいんですけれども、要求額とこの決定額というのは、どのぐらいの差があるんですか、概略。

○呉屋健一港湾課長 近年の状況であると、要求した額に対してかなり低い額というふうになっております。

○金城勉委員 ちなみに、4年度が1.4億円、3年度が7.6億円というふうになってるんですけれども、この令和4年度、今年度は幾ら要求したんですか。

○呉屋健一港湾課長 ちょっと時間かかりますが、例えばでいきますと、直接の答えにはならないかと思いますが、港湾事業でいきますと令和3年度についていたお金が7億6300万円に対して、令和4年度は1億3968万円というふうになっております。

○金城勉委員 それは分かっているんだよな。要求額から、その査定された金額との差があるかということを知りたかった。

○呉屋健一港湾課長 すみません、ちょっとお時間いただければと思います。申し訳ありません。

○金城勉委員 この8.9、7.7、7.6、1.4という変化があるんですけれども、この数字の事業内容、ちょっと簡潔に説明していただけますか。

○呉屋健一港湾課長 港湾の緑地整備事業等でありまして、護岸の整備であったり、養浜ですね、砂の投入とか護岸とか、そういった類のものになります。

○金城勉委員 護岸工事といっても、皆さんが説明したビーチの奥のほうの県の埋立用地については、護岸も手付かずの状況、まだまだ埋立てに入れてない状況ですよ。そういう中で、この令和元年から8億円、7億円というふうに移ってきているんですけども、この予算というのは、どこに使われたかというのは説明できませんか。

○呉屋健一港湾課長 今、先ほど申し上げた予算については、県の埋立ての外周を囲む護岸ということになります。

○金城勉委員 この護岸は今どのくらい進んでるんですか。

○呉屋健一港湾課長 金額で、事業費ベースになりますけれども、約59%というふうになります。

○金城勉委員 護岸の工事で、59%本当に行ってるのか。護岸の全体の長さ、今完成してる長さ、ちょっと教えてください。

○呉屋健一港湾課長 護岸の延長になりますけど、720メートルのうち、完成が210メートルというふうになります。

○金城勉委員 これで59%になるのか。

○呉屋健一港湾課長 この護岸を造るためには地盤改良が必要になりますので、護岸そのもののできてる構造物の延長、上部工までできている延長と、実際護岸として先行している部分ですね、しゅんせつをしたりとか、地盤改良をしたりとか、あとマウンドをつくったりとかというのは先行してやりますので、延長そのものと事業費そのものがイコールになるわけではないということがあります。

○金城勉委員 これは具体的に数字を並べてみるとよくパーセントが出るかどうか分かりませんが、720メートルのうちの210メートルというふうになっているんですけども、なかなか厳しいんじゃないかと思います。

それでね、3年度が7.6億円だったのが、今年度が極端に1.4億円に落ちてるんですけども、これはどうしてですか。

○呉屋健一港湾課長 予算配分の在り方にあると思うんですけども、いずれにしても総額の我々の要求額に対して、実際の内示額が少ないということがあります。

○金城勉委員 元年度からね、8.9億円、7.7、7.6と、こう移ってきているのに、今年度はもういきなり1.4億円というね、事業は早めに進めなきゃいかん

に、予算は逆に絞られているという状況。これ、非常に由々しき問題ですね。これまでの元年度から8.9、7.7、7.6の予算の執行率というのは出ますか。

○呉屋健一港湾課長 すみません、通年が、複数年にわたってのものはちょっと今、手持ちがありませんで、後ほど提供したいと思います。すみません。

○金城勉委員 ところで、こういう予算の推移になっているんですけども、来年度、令和5年度の皆さんのこの工事についての予算要求額というのは、想定されている数字はありますか。

○呉屋健一港湾課長 ハード交付金の令和5年度要求額が、今のところ8億2490万円というふうになっております。

○金城勉委員 令和元年度からの推移を見るとね、多分、この令和4年度も七、八億の要求があったかと想像されるんですけどね、令和5年度も8.2億円の要求ということを用意しているということですから。だから、こういう令和4年みたいな数字になるとね、これは皆さん、令和7年度の完成予定を11年度まで延ばしているのが、果たしてその11年度という数字もどうなることか、こんなにもうばっさり削るという表現も当たらないぐらいの、この令和3年と令和4年の数字の変化。8.2億円、来年度要求して、これが1億円もしかして切っちゃうんじゃないかという懸念を持ちます。だからね、これは皆さんの責任ではないんですけども、予算の在り方というのは、これはもうやっぱり財政、それを預かる担当部局及び執行部の責任重大だというふうに思うんですね。だから、今後いかにこの一括交付金、そして、特にハード交付金の減額が皆さんの事業に、もうボディーブローのように効いて、もう失神しそうだよ、皆さん。

この事業と、それから先日、照屋委員も触れた、胡屋十字路から高原向けの県道20号線の拡幅工事、これももう本当に、私も市民から叱られっ放しでね、エーヤー、イチナルバーと。この胡屋高原線、これについても、当初計画のスケジュールと今現在どのように変わってきたか、ちょっと説明いただけますか。

○呉屋健一港湾課長 すみません、先ほどの8億というふうに申し上げた数字ですね、ちょっと計算、足し算するのを漏れておまして、8億ではなくて20億580万円です。先ほどの額が、緑地の部分のみを申し上げておりましたが、港湾改修事業費が11億8090万となりますので、先ほどの8億2490万を足しますと、20億飛んで580万円となります。

申し訳ありません、失礼しました。



○金城勉委員 新年度の予算がどうなるか注目しておきます。

それで、今の話に戻しますけれども、この胡屋高原線の県道20号線、これ、当初計画のスケジュールと、今現在のスケジュール、ちょっと説明をいただけますか。

○砂川勇二道路街路課長 胡屋泡瀬線という街路事業で実施しておりますが、3工区に分けて実施しております。

1工区が、胡屋交差点からコザ中学校前付近までなんですけれども、これが一番最初の事業認可期間ですね、平成17年から平成23年だったところが、令和5年までという事業認可の期間になっております。

2工区ですけれども、2工区が平成20年から平成26年度まで、当初の事業認可期間ですけれども、こちらも令和5年度までということになっております。

最近事業化しました高原工区なんですけれども、これが平成25年から平成31年までの事業認可だったところが、今、令和6年までの事業期間というふうになっております。

○金城勉委員 令和5年といたら来年ですよ、1工区令和5年、2工区令和5年。この23年から5年に延びて、26年から5年に延びたということもびっくりものなんですけれども、令和5年、これは皆さんの予定どおり工事は進みそうですか。

○砂川勇二道路街路課長 これにつきましてはちょっと時間がかかったところもございますが、今のところ進捗率は88%程度でございますが、今、令和5年までとなっておりますが、ちょっと見直しを行う必要があると思っております、これ都市計画事業ですので、事業認可というのが必要になりますが、その事業認可を3年程度延長する必要があるだろうと考えております。

2工区につきましては進捗率が54%、用地買収もおおむね50%完了しております、こちらも令和5年ですけれども、3年程度延長が必要であると考えております。

高原工区につきましては、国道の取付けですとか、ちょっと交差点の設計、時間を要しております、次年度都市計画変更の予定でございます。

そのスケジュールから考えますと、こちらもまた3年程度延ばす必要があるだろうというところで今考えてるところでございます。

○金城勉委員 この事業の財源はどこですか。

○砂川勇二道路街路課長 ハード交付金でございま

す。

○金城勉委員 ということであれば、今言った泡瀬の、いわゆる港湾事業と同じような財源になってますのでね、だから要求額が七、八億円もあるのは1.4億円に減額されたりしている状況の中で、皆さんの事業もこういうふうにもうやがて10年以上も遅延するという状況の中で、このハード交付金ということであれば、なおのこと、さらにまた遅延が延びるという懸念もあるんじゃないですか。

○砂川勇二道路街路課長 予算の状況によってということではございますが、減額が続けば可能性はあると考えます。

○金城勉委員 デーজনatonヤ、もう。こういうことがね、恐らく全県的にいろんな皆さんの公共事業に影響が及んでいることは、もう想像に難くない。さらに市町村事業についても、当然のように、それは影響及んでいくでしょう。当選してカチャーシー踊るような、あの姿、今思い起こしますよ。本当にね、皆さんかわいそうだ。一生懸命、現場ではやろうとしてるのに、その財源を取り付ける能力がないということになるとね、本当に皆さん、知事は皆さんに対して頭を下げなきゃいかんよね、申し訳ないと。

疲れたから、もうここで終わる。

○瑞慶覧功委員長 以上で、土木建築部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、明10月21日金曜日午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功